

令和7年

9月熊取町議会定例会会議録

令和7年9月3日開会

令和7年9月26日閉会

熊取町議会

令和7年9月定例会会議録目次

(9月3日)	
出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 令和6年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足率について	3
3. 報告第3号 第131回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
4. 報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和6年度事業対象）の 結果報告について	5
5. 報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告について	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
1. 石井一彰議員	10
1) ふるさと納税の推進について	
①R 6年度のふるさと納税の実績と自己評価について	
②今後の取組みについて	
③中間管理事業者の業務委託について	
④ふるさと納税3.0プロジェクトの現状について	
⑤ふるさと納税3.0プロジェクトの今後の課題解決について	
2) 地方創生伴走支援制度について	
①事業概要の説明と現在の進捗状況について	
②本町の費用負担について	
③実施体制と運営における課題について	
④事業の継続性（内製化）について	
3) 部活動地域移行について	
①部活動拠点校作りの進捗について	
②今後の課題について	
③予算の必要性について	
④町の方針について	
4) 要介護認定事務について	
①要介護認定事務における現在の課題認識について	
②認定事務における人員体制と今後の見通しについて	
③I C T・D Xの活用による効率化について	
④住民への情報提供・支援体制の充実について	
⑤今後の改善方針とスケジュールについて	
2. 二見裕子議員	25
1) 一般廃棄物の減量化・資源化について	
①使用済み紙おむつの再生利用について	
(1)水分が多い使用済みオムツの焼却処理は焼却炉に負担がかかるのではな	

いかについて

(2)家庭、事業所（保育所、老人福祉施設等）の使用済み紙おむつを回収し、再生利用を検討してはどうかについて

(3)ごみ処理広域化による、新ごみ処理施設整備事業では、マテリアルリサイクル推進施設が施設整備費に含まれているが、使用済み紙おむつのリサイクルはできないのかについて

②廃食用油をS A F（持続可能な航空燃料）にする取り組みについて

(1)給食での廃食用油はどのように処理をしているのかについて

(2)給食の廃食用油や家庭での廃食用油を回収して、S A F（持続可能な航空燃料）への活用について

(3)S A F（持続可能な航空燃料）の国内での本格的導入をめざす「Fry to Fly Project」への参加について

2) 町内の外国人の支援について

①町内の外国人の数について（過去3年間の人数の資料必要）

②日本語が出来ない方への対応は、どのような支援があるのかについて

③外国籍の児童、生徒の在籍状況について（過去3年間の人数の資料必要）

④日本語指導が必要な児童、生徒の対応と大阪府からの加配教諭の配置はあるのかについて

⑤通訳が必要な児童、生徒の支援はどうか。また、翻訳機は導入しているのかについて

⑥今後、外国籍の児童、生徒が増えた場合の体制作りや支援方法について検討はしているのかについて

3. 坂上昌史議員 38

1) 熊取ブランドの創出、強化について

①熊取町として売れる商品を生み出す観点から、ブランド創出をどのように戦略を立てているのかについて

②農産物や加工品など熊取町ならではの商品化の可能性をどう捉えているのかについて

③ブランドを町の収入や事業者の売り上げ向上につなげるための今後の展開について

2) 財政について

①人件費率は類似団体と比較して高い水準にあると思うが、町としてどのように分析しているのかについて

②財政の持続可能性という観点から、人件費率が高いことをどのように考えているのかについて

③今後、類似団体並を目指すのか、あえて高い水準で質の高いサービスを確保するのか町としての方向性について

4. 田中圭介議員 42

1) 参議院選挙2025について

①投票率が令和4年の参院選より上昇したが、本町はどの年代が1番投票率が上昇したのかについて

②投票率を上げるために努力していることについて

③選挙期間中、防災無線による参院選（期日前投票）のアナウンスは何回行ったのかについて

④期日前投票の場所を増やす予定について

⑤センキョ割の導入について	
2) 外国人の土地所有について	
①本町に住民登録のない外国人が土地を所有している件数について	
②固定資産税等の徴収はどのように行っているのかについて	
3) 遊休施設について	
①令和7年3月議会で質問した以降の進捗状況と今後のスケジュールについて	
5. 江川慶子議員	53
1) ごみ処理手数料の値上げについて	
①現在のゴミ袋2種類の製造料と、4種類をつくる場合の製造料の差はいくらになるのか。また、3種類にする場合との違いについて（資料必要）	
②ごみ処理手数料を1リットル1円にする根拠について	
③住民の声を聞く機会の有無について	
④値上げの時期、住民への説明と周知方法について	
⑤現在の無料配布の状況と今後の拡充について	
2) 町の農業支援について	
①P F A S汚染のその後の状況はどうか。また、原因の特定と対策の実施状況について	
②水不足への対応及び農業用水路の更新計画について	
③気候により生産できなかった場合の補助制度の有無とその状況について	
④後継者づくりを考えた持続可能な農業支援への本町の取り組みについて	
(9月4日)	
出席議員	65
議事日程	65
一般質問（続き）	66
1. 多和本英一議員	66
1) 夏休みのこども居場所づくり事業について	
①申込児童人数、実施場所ごとの受け入れ人数について	
②各小学校別での利用人数について	
③申込対応で難しいケースの有無について	
④スタッフの配置人数について	
⑤この事業に対するボランティア協力団体等について	
⑥保護者からの要望等について	
⑦来年度の事業実施に向けた考え方について	
2) 熊取町鳥獣被害防止計画の状況について	
①直近3年間の対象鳥獣捕獲数について	
②対象鳥獣による農作物への被害状況について	
③対象鳥獣が姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りの実施状況について	
④侵入防止柵の維持管理の状況について	
⑤イノシシ檻・くくりわなの数について	
⑥アライグマの捕獲檻の貸出実績について	
⑦捕獲従事者の増員、育成対策について	
⑧野生動物を監視するセンサーカメラなどの設置について	
2. 大林隆昭議員	79

- 1) ラジコン式草刈り機導入について
 - ①本町の草刈り作業の現状と課題について
 - ②熊取町でラジコン草刈機の導入について
 - ③町保有によるメリットについて
 - ④町が使用していない時の草刈機貸出制度の創設について
 - ⑤草刈機導入で委託業務を補完・安全確保し、5年単位でのコスト削減効果の検証を実施してはどうかについて
- 2) 熊取町の教育環境と、未来の学校のあり方について
 - ①児童数の減少が将来的に教育行政にどのような課題をもたらすと考えているのかについて
 - ②どのような対策が有効だと考えているのか。また、その対策によって、子どもたちにどのような未来を提供できると考えているのかについて
 - ③学校再編は、住民に大きな影響を与える問題である。これらの懸念点に対し、住民の理解をどのようにていくべきだと考えているのか。また、町としてどのような取り組みが重要と考えているのかについて

提案理由説明

議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について	86
質疑	87
採決	87

提案理由説明

議案第39号 公平委員会委員の選任同意について	87
質疑	87
採決	87

提案理由説明

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	87
質疑	88
採決	88

提案理由説明

議案第41号 教育委員会委員の任命同意について	88
質疑	88
採決	88

提案理由説明

議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例	89
質疑	90
総務文教常任委員会付託	90

提案理由説明

議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例	90
質疑	91
事業厚生常任委員会付託	91

提案理由説明

議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例	91
質疑	92
事業厚生常任委員会付託	92

提案理由説明

議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6－1））、議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）、以上3件一括付議	92
質疑	94
総務文教常任委員会付託	94
提案理由説明	
議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について	94
質疑	94
総務文教常任委員会付託	95
提案理由説明	
議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	95
質疑	95
採決	95
提案理由説明	
議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	96
質疑	98
総務文教常任委員会付託	98
提案理由説明	
議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上2件一括付議	98
質疑	100
事業厚生常任委員会付託	100
提案理由説明	
議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	100
質疑	101
事業厚生常任委員会付託	101
提案理由説明	
議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議	101
会派代表質問	
1. 大阪維新の会熊取 長田健太郎議員	106
2. 熊愛 多和本英一議員	119
（9月5日）	
出席議員	133
議事日程	133
会派代表質問（続き）	133
1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	133
2. みらい創生 河合弘樹議員	144

3. 熊取公明党 渡辺豊子議員	149
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	162
決算審査特別委員会正副委員長の選任	163
 (9月26日)	
出席議員	165
議事日程	165
委員会報告	166
議会運営委員会報告	166
議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例、議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6－1））、議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）、議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）、以上6件一括付議	166
総務文教常任委員会委員長報告	166
質 疑	167
討 論	167
採 決	167
議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上5件一括付議	169
事業厚生常任委員会委員長報告	169
質 疑	169
討 論	169
採 決	169
議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議	172
決算審査特別委員会委員長報告	172
質 疑	173
討 論	173
採 決	173
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	176

9月熊取町議会定例会（第1号）

令和7年9月定例会会議録（第1号）

月　　日 令和7年9月3日（水曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町　　長　　藤原 敏司	副　　町　　長　　南 和仁
教　　育　　長　　吉田 茂昭	総合政策部長　　田中 耕二
総合政策部統括理事　　明松 大介	総合政策部統括理事　　松浪 敬一
総　　務　　部　　長　　永橋 広幸	総　　務　　部　　理　　事　　井口 雅和
住　　民　　部　　長　　山本 浩義	住　　民　　部　　理　　事　　奥村 光男
健　　康　　福　　祉　　部　　長　　石川 節子	健　　康　　福　　祉　　部　　理　　事　　橘 和彦
健　　康　　福　　祉　　部　　理　　事　　阪上 正順	都　　市　　整　　備　　部　　長　　白川 文昭
都　　市　　整　　備　　部　　理　　事　　庭瀬 義浩	会　　計　　管　　理　　者　　兼　　会　　計　　課　　長　　根来 雅美
教　　育　　次　　長　　巖根 晃哉	教育委員会事務局理事　　河合 淳
教育委員会事務局理事　　三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長　　木村 直義　　書　　記　　阪上 高寛

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会期の決定

一般質問

議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第39号 公平委員会委員の選任同意について

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第41号 教育委員会委員の任命同意について

議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例

議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））

議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）

議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）

議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について

議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について
-

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

令和7年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まだまだ厳しい暑さが続いており、職員の皆様におかれましては、くれぐれも体調管理にはお気をつけいただきたいと思います。

さて、本定例会は、令和6年度における行財政運営の成果について審議する重要な会議であり、後ほど町長から令和6年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。町財政は厳しい状況が続いておりますが、議会といたしましては、引き続き町民の福祉の向上に努めるべく、昨年度の施策の成果について十分に審議を尽くしてまいりたいと考えております。また、本定例会の議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、議場内でも各自で水分補給を行うなど、十分な体調管理をお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和7年6月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和7年7月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めております。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和7年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

9月に入りましても異例の残暑が続いておりますが、朝夕の涼しい風に若干秋の気配を感じられるようになりました。しかし近年、線状降水帯が夏から秋にかけて頻繁に発生しております。大雨がほぼ同じ地域で降り続けることから災害リスクが急激に高まりやすくなっています。本町といたしましても、今後多くなる水災害及び近い将来必ず発生するとされている南海トラフ地震などに備えまして、引き続き、住民の皆様の安心・安全のために鋭意努めてまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について、人事案件につきましては公平委員会委員の選任同意ほか2件、条例の一部改正につきましては育児休業条例等の一部を改正する条例ほか2件、契約締結につきましては工事請負契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6-1））のほか2件、そのほか、G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について並びに令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。また、補正予算につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）についてほか3件、決算認定につきましては令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか5件をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和6年度熊取町財政健全化判断比率についての件を報告願います。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、報告第1号 令和6年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字が発生しておりませんので、該当数値ではなく、バーで表示させていただいております。

なお、この比率に係る早期健全化基準はそれぞれ13.39%、18.39%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%でございます。

次に、実質公債費比率につきましては1.7%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%でございます。

次に、将来負担比率につきましては、充当可能財源などが将来負担額を上回るため、該当数値がなく、バーで表示させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%でございます。

2ページをご覧ください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、1、総合意見といたしまして、審査に付された健全化判断比率とその算定基礎となる事項についてはいずれも適正であり、また、3、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないというものでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、報告第2号 令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）続きまして、報告第2号 令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示としてございます。

なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

2ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に、総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に、個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目に、是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 令和6年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

議長（文野慎治君）次に、報告第3号 第131回大阪府原子炉問題審議会の概要についての件を報告願います。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、報告第3号 第131回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご報告申し上げます。

同審議会は、令和7年8月5日、大阪府庁本館5階、議会特別会議室において開催され、本町からは当審議会委員として報告書のとおり4名の方が出席いたしました。

なお、当日の議題は3件でございました。

議題1の役員の選任についてでございますが、報告書のとおり、副会長1名が全会一致で選任されました。

続きまして、議題2の京都大学原子力科学研究所の安全性等につきまして報告がございました。

1の原子炉施設の状況等についてでございますが、1点目の京都大学研究用原子炉（KUR）及び京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の利用等につきましては、令和6年度は全国128の大学、研究機関等から1日当たり延べ3,024人の研究者、学生が来所し、共同利用等に係る実験、研究が行われたこと、また、令和7年度のKURの利用運転につきましては、KUR自体、令和8年度の初旬に運転を停止することから、令和7年7月1日から令和8年4月23日までの間、年度をまたいで運転する予定であること、KUCAにつきましては、低濃縮燃料での運転切替えのため休止中である旨の報告がございました。

2点目のKUCA燃料の低濃縮化の状況等についてでございますが、平成28年の日米合意による低濃縮化につきましては、高濃縮ウラン燃料の引渡しが令和4年度中に無事完了したこと、低濃縮ウラン燃料への転換につきましては、令和6年10月に最初の燃料が搬入され、令和7年度中に運転を開始できるよう使用前事業者検査及び運転に必要な許認可手続等を進めていること、また低濃縮化後も、引き続き原子炉物理等の基礎研究や国内外の学生を対象とした実験教育、人材育成を一層推進していく旨の報告がございました。

次のページをお願いいたします。

続きまして、2のKURの計画外停止についてでございます。

1点目の事象の概要でございますが、KURは、令和6年10月22日に出力1,000キロワットで運転していたところ、起動直後に実施する巡視点検では一次冷却水の循環ポンプは問題なく動いておりましたが、停電時における予備電源への切替え機能が正常に作動していないことが発見され、原因調査を行うために手動で停止させたもので、その際、KURは安全に停止し、炉室内外での放射線量も通常の値で問題はございませんでした。

次に、2点目の原因及び再発防止策でございますが、当該項目の中ほど以降のところで、今回の事象に係る原因究明の調査では、予備電源への切替え装置に故障箇所は見つかりませんでしたが、給電切替えの回路を順番に作動させるためのタイマー設定に微妙なずれが生じたことから切替え動作が適切に行われなかつたことが判明いたしました。再発防止策として、タイマー設定の時間に十分な余裕を持たせるよう調整するとともに、巡視点検の手順を見直すこととした旨の報告がございました。

続きまして、3のKURの廃止措置の概要等についてでございます。

KURにつきましては、米国の使用済み燃料引取りに係る使用期限である令和8年5月をもって運転を終了することになっており、運転終了後の廃止措置作業につきましては、これまでの使用履歴に基づき、（ア）から（ウ）にお示しさせていただいておりますとおり、施設ごとに一定の区分を行った上で、安全性を確保しながら着実に進めることとしております。具体的な解体・撤去時期や実施方法、安全対策などにつきましては、廃止措置計画の申請時までに方針を決定することとございました。

なお、廃止措置計画につきましては、その策定に向け準備をしているところであり、安全で実効的な計画となるよう、廃止措置全体のより具体的な実施手順や安全対策等に関する調査、有効性評価を行っている旨の報告がございました。

また、当該計画につきましては、KUR停止後のできる限り早い時期に策定し、大阪府のほか地元自治体等へ説明し、了承を得た上で原子力規制委員会に申請したいと考えており、原子力規制委員会での審査を経て承認されてから具体的な作業に入る旨の説明がございました。

なお、解体・撤去作業に伴い発生する放射性廃棄物の処分についてでございますが、気体及び液体の廃棄物に関しましては、KUR運転中と同様、保安上必要な措置に基づいて処分するとしており、また固体の排気物に関しましては、そのうち部分的な解体・撤去に伴う低レベル放射性廃棄物の処分につきまして、放射性廃棄物処分事業が開始されるまでの間は、KUR運転中と同様に、既存の廃棄物倉庫に可能な範囲で一時的に保管する方針であるとの説明がございました。

次のページをお願いいたします。

放射性の固形廃棄物の処分時期につきましては、不確定要素がございますが、廃止措置の期間内には全ての放射性廃棄物は研究所外に払い出し、その作業は安全を最優先に考え、着実に当該措置を進めていく旨の説明がございました。

最後に、議題3の定例報告でございますが、令和6年6月から令和7年5月までの原子炉の運転状況、令和7年度共同利用研究及び専門研究会の採択状況、令和6年4月から令和7年3月までの環境放射能の測定結果につきまして報告がございました。

環境放射能測定報告では、原子炉施設に起因するものと考えられる人工放射能は検出されず、周辺環境における放射能及び放射線は自然のレベルであり、住民の健康に影響を与える結果は見られないとの説明がございました。

以上で、報告第3号 第131回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和6年度事業対象）の結果報告についての件を報告願います。巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和6年度事業対象）の結果報告についてご説明させていただきます。

3ページからの報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものでございます。また、同条第2項において、この「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の意見の活用を図るものとする。」と規定されていることから、教育委員会事務局に評価委員会を設置し、2人の委員からご意見をお聞きして作成したものでございます。

1点目の点検・評価の対象としましたのは、令和6年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般で、2点目、点検及び評価の項目の設定につきましては、まず新規・拡充の取組と主な取組の2つに大別し、さらに学校教育と社会教育の2つの分野に分類してございます。

その上で、通しページで10ページになりますが、令和6年度の新規拡充の取組として、学校教育分野では教育支援センターの設置、会計年度任用職員の服務管理の効率化及び適正化、学校施設の維持管理・給食提供環境の3施策に、社会教育分野では地域文化財の保存と活用や文化・芸術公演

等の充実、社会教育施設等の改修、総合体育館開館30周年記念事業、図書館の4施策に整理してございます。

このほか、主な取組として、通しページで20ページになりますが、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上のほか6項目、社会教育では生涯学習の推進のほか3項目と、例年と同じ分類で整理させていただいております。

それぞれの取組につきましては、各事業ごとの具体的な取組概要を記載し、自己評価としての取組結果及び今後の課題・方向性を記述いたしております。また、可能な限り過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載してございます。

個々の内容説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、令和6年度の事業点検・評価の結果につきましては、まだまだ今後検討すべき課題はあるものの、これまで評価委員会委員などからいただいたご意見等を踏まえ、新規拡充として取り組むことができ、全体的に良好に執行できたものと考えてございます。

通しページの87ページ、報告書81ページをご覧ください。

今回の点検・評価を行うに当たり、先ほど申し上げましたとおり、評価委員会を2回開催し、元町立学校長の大野廣介氏と熊取町スポーツ推進委員の岸本敬仁氏のお二人から頂戴した意見書を掲載しております。

令和6年度においては、既存事業の実施や拡充などを行いながら、新規事務事業にも鋭意取り組んでいることについて評価いただいたところでございます。

なお、今後の取組に当たっては、意見書に記載のとおり、10項目にわたる留意すべき事項等の意見を頂戴してございます。教育委員会としましてはこれらを今後の教育委員会活動にしっかりと反映させて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和6年度事業対象）の結果報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君） 次に、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。

山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） それでは、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分日は令和7年6月16日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和7年5月21日午前9時15分頃で、事故発生場所及び相手方の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、環境課職員が粗大ごみ排出サポート依頼者宅において公用車の2トントラックを後退駐車させようとした際、目測を誤り、公用車の荷台部分を依頼者宅を訪問するため停車していた相手方車両の後部ドアに接触させ損害を与えたものでございます。

損害賠償額は23万9,250円で、全て相手方車両の修理代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済からの補填を受けることとなってございます。

今回の事故は、運転した職員の不注意が原因であり、さらに同乗者も車両を降りての後退確認を失念していたものでございます。今後におきまして、周辺確認の徹底や慎重な運転など、より一層事故防止に留意するよう、当該職員をはじめ課内職員に対しましても指導を行ったところでございます。

以上で、報告第5号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、説明を終わらせていただき

ます。

議長（文野慎治君） それでは、行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） まず最初、報告第3号でちょっと確認だけさせていただきたいんですが、報告第3号の3ページで、放射性固体廃棄物の処分につきまして、廃止措置期間内に全ての放射性固体廃棄物は研究所外に払出しとあるんですが、この確認なんですが、研究所外ということは熊取町外と理解してよろしいんでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） ほかに保管するようなところもございませんので、熊取町外という理解で結構かと思います。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

次に、報告第4号の教育委員会の点検及び評価の関連なんですが、3点ほど教えていただきたいんですけども、まずは37ページのところで、学校運営協議会を設置してというところで、学校運営協議会のこと、開かれた学校づくりということで教えていただきたいんですけども、一応評価委員会のほうでも、この学校運営協議会については3点目として評価される点だというふうに評価が上がっているんですが、この学校運営協議会、今、熊中だけなんですかと、この評価された点についてちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

議長（文野慎治君） 河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君） 学校運営協議会につきましては、昨年度から熊取中学校のほうに設置されております。その中で、地域との連携ということで、これまで学校だけで動いていたようなことが地域とともに活動できるような、ご意見をいただくというような機会をたくさん得ることができたということで評価いただいたというようなところで委員からはご指摘いただいたかなというふうに思っております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。地域との連携ということで、学校協議会というのもやっているかと思うんですね。その辺との違いというのも、運営の違いというのがちょっと分かりにくい分もあるんですが、地域との連携が運営協議会によって推進できたというふうに評価されたかということで理解させていただきたいと思います。

あと今後、あの2校、意見としては各校についてもというふうなご意見が上がっていたかと思うんですが、その辺については状況的にはどうですか。あの残りの学校についての取組についての見通しというか、その辺も教えていただけたらと思います。

議長（文野慎治君） 河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君） 今現在、順次広げていけるように議論を進めているところです。

また今後、状況が進みましたらお伝えさせていただく形になろうかと思っております。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） まず1点目、それでよろしくお願ひします。

次に、2点目、いじめ問題について、不登校等なんですかと、まず不登校につきましては、評価委員のほうからでも教育支援センターというものについて期待したいというお声が上がっているということで、教育支援センターを設置していただいて不登校児童に対応していただいたことは大変ありがたいというふうに思っております。その中で、7年度は開催日を週2日から5日にということで拡充していただいたかというふうに思っております。その中で取組、これからまだまだ途中かと思うんですけれども、不登校児童数を見たときに、令和5年度から令和6年度を比べたらやっぱりまた13人、これ点検表では29ページに不登校児童数があるんですが、102人になったとい

うことで、13人増えているというところ、その辺のところ、教育支援センターでしっかり取組を推進していただき、今この報告の中では小学校7名、中学校14名が登録していただいているということですが、開催日を拡充したことによりまして、通ってこられる児童数というのは前回聞いたときには9名程度とおっしゃっていたんですが、その児童数は増えているのか、その辺の取組状況の進展がありましたら教えていただきたいと思います。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）今年度から週5日の開設ということで、登録者数が小学校で10名、中学校で13名という形になりました。その中でも、一日も誰も来なかつたという日はなく、平均して5から7名の子が常に通っている、日によってはもっとたくさんの子どもが通うというような状況に今なっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）引き続き、取組をしっかりとよろしく、子どもたちの不登校児童・生徒の居場所づくりとして取組をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点が、いじめについてなんですかとも、次のページのところにいじめ認知件数が載っているんですけれども、令和6年度は227件ということで、中学校がすごく、30人増えて倍になっていて、51人もいじめ認知件数が前年度に比べて増えているという点検・評価がありまして、その点検・評価で、その分につきましては方向性というか対策としてはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーのスキルアップに向けた研修をやっていくという、令和5年度も令和6年度も同じことが書いているんですね、今後の課題方向性につきまして。人数が増えている中で同じ取組でいいのかなというところがちょっと気になったんですが、その辺どうなんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）いじめにつきましては、ささいな兆候を見逃さないということが一番大事かなというふうに学校のほうは捉えております。なので、これまでだったら見過ごしてしまうような内容についても、やっぱりこれはいじめではないかという視点をしっかりと持つことで多少増えている、大きなことにつながっていかないような形で考えているというところですで、人数については若干、件数については増えているのかなと。増えること自体が全て駄目なのかというと、別にそういうことではないかなというふうに捉えております。

スクールソーシャルワーカー等の研修につきましては、やっぱりその視点を、今までだったら流してしまっていたようなこともしっかりと見逃さないようにしていこうということを繰り返し伝えしていくことというのは必要なのかなというふうに思っています。内容について、より充実させていくということで、大阪府のほうからスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー等来ていただきながら、より充実した研修を行っているというような状況でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）スクールソーシャルワーカー、本当に各校に配置していただきたいといじめ対策には取り組んでいただいていると思うんです。だから、スクールソーシャルワーカーの研修だけではなくて、そのスキルアップだけではなくて、やっぱり子どもたちにいじめはなぜ駄目なのか、いけないのかというところ、そういった人権につきましてしっかりと取り組んでいくことが必要じゃないかなというふうに私としては思います。

評価委員が最後のページで評価されている中でも、4番で人権教育を推進していただきたいというふうにあるんですけれども、まずは本当にしっかりと人権教育することによっていじめをなくす、子どもたちにそういった点を教えていっていただけたらなというふうに思っております。

前回も私、いじめ、障がい者に対してのからかいとか冷やかしというところで、そういった障がい者の方や、またいろんな方、子どもたちの何気ない言葉、それが人を傷つけているんだと、その人の人権も傷ついているんだということを人権教育の中で教えていっていただきたいということで、前回も車椅子ダンスの講演会とかそういったものも紹介させていただきましたが、先般も人権の映

画会があったんですけども、町の図書館でね。そういう中で、障がいの方と共に支え合いながら社会を築いていくというそういう内容の映画で、子どもたちにもしっかりと人権について考えるきっかけになる映画だったなというふうに私は思いました。

ですので、そういう面で、スクールソーシャルワーカーに対してスキルアップということとともに、子どもたちに人権について考えていただく、そういう場、機会を増やしていただくことがいじめ防止対策につながってくるのではないかというふうにちょっと意見として述べさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。何かあればお願ひします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）議員からご意見いただいたとおりだと感じております。子どもの心に届く教育ということがやっぱり必要かなと思います。

もちろん、その中で先生たちにまずその意識というのを再確認していただくような必要性があるかと思っておりますので、その中でどんな取組が効果があるのか、これまで熊取人権のほうと協力しながらいろんな取組を行っておりますので、その中で本当に子どもの心に届いていくような教育をして、いじめというものがなくなっていくような社会を築けるような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席3番 長田議員、議席5番 坂上昌史議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る8月28日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下、議会運営委員会を開催し、令和7年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月3日から26日までの24日間といたします。

本会議の日程でありますが、本日9月3日、4日、5日、9日及び26日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてでありますが、事業厚生常任委員会を9月11日に、総務文教常任委員会を9月12日に開催していただきます。

令和6年度の各会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月16日、17日、19日及び22日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては9月11日に、議員全員協議会につきましては9月12日にそれぞれ開催していただきます。

次に、議事日程についてでありますが、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件、日程第5 議案第39号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第41号 教育委員会

委員の任命同意についての件、日程第15 議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月3日から26日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月3日から26日までの24日間と決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、石井議員。

4番（石井一彰君）皆さん、おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

それでは、大きな項目の1つ目、ふるさと納税の推進についてお伺いをいたします。

先日、8月21日に議員全員協議会にて、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の取組状況報告の中で、令和8年度実施に向けて条例改正や早期の住民周知が必要な項目としてふるさと納税の推進について報告をいただきました。そこで、改めて問います。

1番、令和6年度のふるさと納税の実績と自己評価について、令和6年度の実績、目標額との比較及び令和5年度との実績の比較を教えてください。また、その数字をどのように評価されていますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ふるさと納税の推進についての1点目、令和6年度のふるさと納税の実績と自己評価について答弁申し上げます。

令和6年度の寄附実績額は1,211件、4,548万3,000円でございます。新規返礼品の企画や既存返礼品のバリエーション作成により令和6年度中に新たに200品目を返礼品として追加するなど、寄附額の増加に努めたところでございますが、令和5年度の地場産品基準の改正で、人気が高かったタオルと家電製品のセットの返礼品を提供できなくなつた影響により、寄附額が減少していることから、寄附額増加につながる取組をさらに推進する必要があると考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）令和6年度の目標額はお幾らだったですかね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すみません。記憶の範疇になるんですけども、今の現行規のAP、7年度以降では1億5,000万円、これは実入りではなくて寄附金総額としてという分です。たしか令和6年度、旧のAPになるんで、これでは1億円だったかなと記憶しております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）令和5年度との実績の比較は分かりますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）寄附額総額でよろしいですか。令和5年度が4億3,300万円、令和6年度が4,700万円、個人と団体等を含めた額になってまいります。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）レギュレーションが変わったので、厳しくなるのは想像しております。ただ、

目標額と比べてもやはり結構な差はあります。もう一度、その差があったことに対してのご意見をお願いいたします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）私、何度か6年度も含めて答弁させていただいているが、5,000万円程度、目標に比べて減になっておるというところの事由については、先ほど申し上げたとおりです。

これをどう解消していくかというのは、一つはやはり返礼品の数を増やすこと、事実上の今ふるさと納税というのはカタログショッピングの傾向が非常に強いというところ、返礼品の数を増やす。その上で次に、見ていただけるページと言ったらしいんですかね。なおかつ、例えば非常にたくさん商品が載っておる中で、できればトップページに持つてこられるような部分、これが次の後の質問、中間事業者のところにもつながるので、そういうところをやっていかなければならぬというような、大きくはこの2点かなと考えております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

2番目の今後の取組についても多分同じような回答になるのかなと思います。取組内容としては、先日の議員全員協議会では、本町の地域資源を生かした取組に加え、新たな地場産品の創出等の支援制度や民間人材の活用により、魅力的な返礼品の拡充などに取り組むとありました。具体的には何か説明できるものはございますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）2点目の質問でよろしいでしょうか。

それでは、ご質問の2点目、今後の取組について答弁申し上げます。

現在、民間人材である地方創生専門員が中心となり、事業者への提案営業に加え、事業者から調達する返礼品の価格調整、写真撮影、編集を含めたポータルサイトへのページ作成を行っております。また、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金、いわゆるふるさと納税3.0についても、事業者への戸別訪問を通じた制度説明、事業計画の作成支援を行っているところであり、引き続き、地方創生専門員の専門的知見、経験、人的ネットワークを生かし、これらの取組を推進してまいりたいと考えございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

それでは、3番目の質問になります。中間管理事業者の業務委託についてお聞きしたいと思います。地方創生専門員とのすみ分け等についてお聞きしていきます。

まず、1番目、改めて中間管理事業者の委託内容について詳細を教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、ご質問の3点目、中間管理事業者の業務委託について答弁申し上げます。

中間管理事業者は、複数の自治体の業務を受託していることが一般的であるため、ふるさと納税で人気がある返礼品に関するデータが蓄積されており、こういったデータに基づき、寄附金の設定価格、内容量等の検討を含めた新規返礼品の開発、既存返礼品の戦略的なバリエーション展開の提案が期待できます。また、様々な専門人材が在籍しているため、各ふるさと納税ポータルサイトの検索システムの特徴に応じた検索対応、これは先ほど申し上げた分です。や返礼品写真、ページデザインの質のさらなる向上などが期待でき、より訴求力のある返礼品ページの作成が可能になると考えてございます。

一方、地方創生専門員は、熊取町内外に幅広い人的ネットワークを有し、本町の事業者の実情に精通しているため、よりきめ細かな事業者対応が期待でき、また、町職員として事業者との信頼関係の構築に優位性を発揮できるため、現在、地方創生専門員が行っているポータルサイトのページ

作成等は中間管理事業者が中心に行い、地方創生専門員は事業者への提案営業にこれまで以上に注力することが効果的であると考えてございます。

したがいまして、ご質問のすみ分けにつきましても、中間管理事業者と地方創生専門員の役割を明確に分けるのではなく、互いの知見を活用しながら連携することで相乗効果が生まれ、寄附額増加につながるを考えられるため、そのように進めてまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。相乗効果はあるということですね。しっかり連携していただければといいと思います。

中間管理事業者を委託する以前の目標額、先ほど1億円か1億5,000万円とおっしゃっていたと思いますが、中間管理事業者を入れることによって、やっぱり目標額の再設定は必要ではないかなと思っております。いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）先ほど申し上げました令和7年度行革APで1億5,000万円、令和7年8月18日時点なんですが、今で1,050万円という実績でございます。これ、率で申し上げますと同時点の前年比で30%は増加しております。しかしながら、やはり1億5,000万円というのは非常に厳しい数値というところでございまして、その辺も含めて、実はいろんな中間管理事業者と相談させていただいているんですけども、そこまでいくかどうかは別にして、非常に心強いお言葉はいただいている部分がございます。ただ、そこまでいくかというのではなくか難しいものが現状ではあるのかなというのも、これも正直なところでございます。

したがいまして、1億5,000万円はやはり現状では固定したいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ちなみに、そこまでいくかという数字をお聞きしたいんですけど、どうなっていますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）相手もあることでございますので、ちょっとそれは、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）経費率49%、これは業務委託する前の町の数値です。今回、中間管理事業者が入ることによって業者に委託するものも出てくると思いますので、経費率自体も見直しは必要だと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員全員協議会でも説明を若干させていただいたんですけども、50%の経費率がアッパー、これが足かせ、先ほど議員おっしゃっていた49%が現状で、1%で中間管理事業者がやっていただけるのであればこれまででもできたんですけども、これは5%から7%という成功報酬型が多くなってございますのでどだい不可能だというところだったんですが、うちのふるさと納税の返礼品の主なところを占めます事業者等にご相談申し上げました。要はどうするかというと、同じ商品でも今までより寄附額設定を上げるか、それとも返礼品の、まあ言ったら事業者の利益を落としていただくか、どちらかしかないというところで、両方合わせて相談しまして、両方、設定もそうだし利益も一定考慮するような形で対応しましょうと。そうすることでパイを増やして、薄利多売というわけにはいかない部分もありますが、一定その方向でいきましょうという協議が調ったというところで、今回、中間管理事業者に一步踏み出すというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今回決まった業者との契約期間、取りあえず何年を設定されているんでしょうかね。
議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）予算を計上させていただいておりますのでその後の手続になってまいりますが、基本的には3年間を想定しております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）3年間というのは、やっぱり目標額に到達しなかったら経費の見直しとかというのはある設定なんでしょうかね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）基本的に1年で答えを出すというのは非常に……。単年が契約の原則になりますが、1年ではなかなか結果というのを求めるのも酷でありますし、出すのも現実的に難しいだろうというところで、多くの団体が3年ないし、5年があったかどうかちょっと記憶していないですが、複数年の契約にしておるというところで、本町もやっぱり一定期間を設けて設定すると。その中で額がどう動くかというのは、これはまたちょっと見定めないといけない部分なのかなと思っております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私が民間で勤めていた際にも、楽天とかヤフーとかいろいろ取引はしておりました。そういう事業者って、やっている途中に契約条件の改定というのはどんどんされて、最初の条件よりも厳しくなる、利益率が下がるような条件の改定というのも何度か経験しています。

今後、熊取町が中間業者を取り扱うに当たって、外部事業者との依存度が高い場合、そういう改定することによる利益率の変動リスクも上がると思うんですね。だから、将来的にはノウハウを身につけて内製化していくんだというようなお考えで契約されるなんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）中間管理事業者につきましては、もちろん先ほど申し上げたポータルサイトをまず、楽天なんかで申し上げますと非常に自由度が高いということからしても、うちはやはりベーシックなものしか職員が対応しているでできないというようなところであったり、アマゾンに至っては非常に技術的に難しいというのがそもそもございます。実は、この2つの会社というがいわゆるE Cモールで申し上げますと1位、2位と。ここで何とか頑張りたいんですが、楽天なんかでいくと本町は17%、全国でいくと40%あるものが本町では17%と非常に低くなっています、ここを頑張りたいというところで、まずポータルサイトというところなんですが、それがまずは当面の主な業務になると思います。

それ以外に何があるんだというと、返礼品事業者というのもかなりネットワークを持っておる、中間管理事業者自体が。新たなる返礼品事業者を開拓していく、これについては専門員と、専門員は熊取町内でのノウハウというか顔というのがありますので、これを組み合わせてやっていくという形で考えておるというところで、ちょっと答弁になっているかどうか分からないんですけども、そんな形で進めたいというところです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

それでは、4番目の質間に進みます。

ふるさと納税3.0プロジェクトの現状について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、ご質問の4点目、ふるさと納税3.0プロジェクトの現状について答弁申し上げます。

現在、プロジェクトを1件採択しており、令和7年5月15日からクラウドファンディングを開始し、寄附目標額332万2,000円に対し8月18日時点で25万1,000円の寄附をいただいております。

また、先日9月1日、ほやはなんですけれども、2件目を事業採択いたしました。現在、9月5日からのクラファン実施に向けて作業中というところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）6月30日に資料として総合政策部から提供された段階では、寄附受入額は14万8,000円、目標額に対して達成率4.4%、今回、今24万……。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）25万1,000円でございまして、直近9月1日時点で申し上げますと30万円となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）達成率10%弱だと思います。これ、締切りってどうなっていたんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）基本的には12月末、といいますのは、やはり年末がふるさと納税、実は書き入れどきというたらおかしいんですが、非常に寄附が殺到する時期でございまして、一定そこを目標にしておりますが、この時期については、今回、期間が初めてであって、我々も手探りでやつておったというところも含めて、ちょっとその辺は弾力的に考えたいなというところはございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）12月に締めるとして、目標を達成しない場合というのはどういう形で進むんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）先ほどの答弁でもありました中間管理事業者が一定入ってくるという部分で、これによって、この3.0の寄附だけじゃないですけれど、一定底上げされるというのも含めまして、12月末での状況を見ながら一定、年度末まで引っ張るというようなところも想定しております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）これは、達成額にいかない場合は町の補助も入るんですか。それとも、達成額にいかない場合はもうこの事業自体がなしになるんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）制度としましては、寄附額がたとえゼロであっても事業をやっていただくという前提の下に事業採択しておりますので、ただ本町としては、例えば今回約300万円が寄附目標額になっていますが、これ実は先ほどの経費率50%を差し引いた150万円が事業をするために必要になる額、事業採択額になっておるというところですので、あくまでここを何とかしていきたい。ただし、達しなくともやっていただくという形になっておるというところです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）先ほど申し上げた6月30日、寄附対象の拡充ということで、町民からの寄附の拡充という案内がございました。これ7月1日に開始されているんですが、まだ1か月ちょっとしかたっていませんが、実績について教えてもらえますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すみません。5点目の部分と重なるところがあるんで、その答弁とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

総合政策部長（田中耕二君）ふるさと納税3.0の今後の課題という面で答弁させていただきます。

まず、現在クラウドファンディングを実施中のプロジェクトについては、寄附目標額の達成に向け、本プロジェクト実施事業者と協議を重ねており、当該事業者の町民の方にも応援してもらいたいという思いを受けまして、令和7年7月1日から本町ホームページにおいて町民からの寄附受付を開始し、9月号広報紙で周知を図ったところでございます。残念ながら、現状ではまだ応援いただけていないというところでございます。今後は、町内外の方に応援いただけるよう、当該事業者にも積極的にSNS等を活用したPRを行っていくなどの取組を推進してまいりたいと考えております。

このほかにも、新たにふるさと納税3.0へのチャレンジを検討している町内の1事業者から現在相談を受けており、着実に事業化できるよう地方創生専門員を中心に事業計画の作成等について支援してまいります。

今後も、既存プロジェクトの寄附目標額達成に向けたPRを推進するとともに、新たにチャレンジを検討している事業者へのきめ細かな対応を行うことにより、魅力的な地場産品を創出し、ふるさと納税寄附額の向上、地域の活性化、産業振興及び雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4番（石井一彰君） 分かりました。

この中間管理事業者との契約もそうです。先日も渡辺議員からもありました。こういった事業者は何度か議員からも提案はあったと思います。

本町は、6年度、人件費や扶助費など義務的経費が増加したため、本当は基金の繰入れで何とか黒字を維持しているような状況であります。高齢化や人口減少による厳しい財政状況が今後ももつと続くと思いますので、住民サービスを維持するためにも自主財源の確保は喫緊の課題です。持続可能な町であり続けるためにも、ふるさと納税をはじめ自主財源の確保に向けた施策への取組の強化をよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

地方創生伴走支援制度についてお聞きいたします。

本年2月に創設された国の地方創生伴走支援制度、本町は3月、対象自治体として採択されました。改めて、事業概要、伴走支援の定義であったり具体的な支援内容、伴走期間、また現在の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） それでは、地方創生伴走支援制度についての1点目、事業概要の説明等、現在の進捗状況について答弁申し上げます。

事業概要については、各省庁の職員が現在の職務を行いつつ、2、3名のチーム制により地方創生支援官として一つの市町村を担当し、職務経験を生かして地域の課題の把握や施策立案等の助言を行う制度でございます。定期的なオンライン会議や四半期に一度程度の現地訪問を行うことにより、各市町村の課題解決に向けた助言等の支援を行うものであり、支援官の任期は1年間となっております。また、支援内容は応募の際各団体から示したものを中心にしており、本町からは企業誘致や地方創生全般等を希望しております。

現在の進捗状況については、オンラインによる事前打合せの後、5月下旬に経済産業省、厚生労働省、復興庁の地方創生支援官3人に本町へ現地訪問に来ていただきました。その際、町内の主要な公共施設をはじめとする町内全域を視察するとともに、企業誘致に係る経済産業省の制度や他自治体の事例、就業構造などについてご紹介いただきました。8月には本町における企業誘致の方向性などについて意見交換を行い、10月に2回目の現地訪問を予定しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4番（石井一彰君）10月にはどういったことが話されるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）今回、目標の一つになっておりますのが、本町で策定予定の企業誘致基本方針というものを策定予定としております。これは、方針的なものプラスどこまで具体的なものが入れられるかどうかというのはちょっとまだ専門委員との協議の中で決まってくるんですが、いずれにしても、そういうものを本町において、いわゆるベッドタウンとしてやってきた町にどういった産業振興、雇用創出、そういうものができるのかというのを専門員の知見を活用して助言いただくと。その中で方針的なものを策定したというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）既存の交付金との関係についてお聞きしたいです。

現状も地方創生交付金とかいろんな補助金制度があると思うんですけれども、伴走支援が新たな支援メニューとして追加されるだけでなく、既存のそういう交付金等々の施策との効果というんですか、こういう触媒になっていくんでしょうか。ちょっと質問は難しいかも分からぬであります。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）地方創生専門員を活用することがいわゆる補助金のポイントになるのかどうかというと、これは必ずしもならないです。そういうルールはございません。

ただ、地方創生専門員は、例えば本町に来ていただいている経済産業省の職員については、企業誘致等による地域経済の振興策等を国で担当しておるというところもありまして、いろんな制度を知っている。また、復興庁の職員なんかというのは民間企業も含めた調整役の職員であったりとかするというところで、それぞれがそれぞれのチャンネルを持っておるというところでは、補助制度もしかりですが、いろんなものが紹介していただけるであろうということは期待の一つでもあるというところでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）伴走支援制度自体に交付金が直接的にひもづいているわけではないんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）そういうものではございません。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）2番目の質問になります。本町の費用負担についてお聞きします。

伴走支援に係るコスト、人件費、委託費などはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）次に、ご質問の2点目、本町の費用負担について答弁申し上げます。

当該制度に係る地方創生支援官の人事費や現地訪問に係る旅費等については国が負担するものであり、本町の費用負担はございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それでは、3番目の質問になります。実施体制の運営における課題について質問させていただきます。

国が伴走支援の成果として求める指標、KPIはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、ご質問3点目、実施体制と運営における課題について答弁申し上げます。

企業誘致の関係課である産業振興課、まちづくり計画課及び企画財政経営課が連携し、本町における企業誘致の基本方針、これは先ほど申し上げたので、を策定することに向け、地方創生支援官

と適宜協議を行っており、今後においては関連施策や支援制度及び担当者の紹介や各地の好事例、優良企業及び有識者の紹介などを規定しております。現時点での数的なKPIというものはございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

では、4番目にいきます。事業の継続性（内製化）について質問をさせていただきます。

この支援を通じて、職員の企画力や課題解決能力の向上につながるような仕組みにはなっていますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、ご質問の4点目、事業の継続性（内製化）について答弁申し上げます。

1点目の答弁でも申し上げましたとおり、支援官の任期は1年となっており、本制度の令和8年度以降の実施については未定であるため、内製化することはできませんが、本町を支援いただいております地方創生支援課の3名とのつながり、これが一番大事なところでもあろうかと思います。こちらは、事業終了以降も継続しまして、引き続き意見交換、各省庁の情報収集等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）支援の終了後、フォローアップ体制というはどうなっているんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）現時点では明確にフォローアップの体制があるかというと、そういうわけではありません。目標であるものを、本町でいいますと方針を策定すれば一定終了と。ただ、その後の動きというのは公対公という部分が出てきますので、ここを大事にしていきたいなというところでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）3番目の質問でもさせていただきましたが、やっぱり指標、KPIというものは必要ではないかなと思うんです。目標というものがどういうものかお示し……。私も知りたいです。

それに向かって結果どうだったかというのをお聞きしたいなと思います。それはどうでしょう。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）あくまで今年の目標は、先ほどから言っています方針を策定することで、これに数的目標というのではなくか難しいもので、この方針が定まった後にどういうKPIを設定するのかというのが我々の仕事の一つにもなってくるというふうに認識しています。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）なるほど。ということは、国の伴走支援というのをそういう方針をつくってくれるということですか。実際、具体的には、そこからKPIを作成して実施していくのは町の役目という。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）先ほど、途中で方針を策定して、どこまでそこに具体的なものが入れられるかどうか、これはまだ全くこれからですというところで、ここについてはまだどうなるかというところによってくるのかと。ただし、これが入ったとしても、それをもってKPIまでいけるかというと、そこまでの具体的中身というのはなかなか基本的方針の中では難しいのかなと。通常、行政のひな形であれば、基本方針があって、一番ベタな、細かくいうと基本計画があって実施計画があって、この実施計画に基づいてKPIなんていうのが一連の動きですね。ここまでなんていうことは私も考えておりませんが、一定やっぱりそこの土台をかっちりさせた上で、KPIというの

設定すべきかなと思っています。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）伴走となっているので、やっぱりそこまでは伴走していただけるものだらうと勝手に思ったんですよね。これは、目標をお手伝いはしてくれるんやろうけれど、あくまでも伴走して、企業誘致目標があって、それができるまで伴走していただけるのか、そういうふうに私は捉えてい るんですけど、そうでは決してないということですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）答弁途中で申し上げましたが、あくまで1年という限定制度に現状ではなっておると。この1年でそこまでいくかというと、やはり難しいだらうと。べったり入っているといふのであれば別でけれども、先ほど言いました月に一度のウェブによる会議であるとか3か月に一度の対面の協議という中では、なかなかそこまでは難しい。ただ、今後どうなるかというのは先ほど未定と申し上げておる部分で、なかなかその声は国の概算要求基準でも出ておりませんでし たので、今後どうなっていくのかなというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）本当、勝手な想像です。運動会でも二人三脚でしたら、ゴールテープまで一緒に走ってもらえるものだと思っていますので、そういうものかなとは思っておりましたんですけど。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）後のつながりが大事であると申し上げた部分も含めて、それは公対公の中でどないかつながりを持ちながら、フォローしていただくような体制、関係をつくっていきたいな と思います。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）外部からお越しいただける助言ですから、やはりマクロな視点での助言になるんだらうとは思っています。ただ、やっぱり熊取町内のことによく本当に知っているのは職員の皆さん だと思うので、ミクロな課題解決に関しては町の皆様の努力が必要なのかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。期待しております。

それでは、3番目の質問にまいります。

部活動の地域移行についてお聞きをいたします。

1番目の質問、部活動の拠点校づくりの進捗についてお聞きしていきたいと思います。

まず最初に、人口減少や教員の働き方改革の背景に、何度も部活動の地域移行については質問をしてまいりました。ただ、民間への委託に関しては全国的にも遅々として進まない中、昨年度9月の定例会におきまして会派代表の賛成討論の際にも、会派として、効率的で持続可能な活動を実現するためにも拠点校の整備を要望をさせていただきました。

それで、1番目の質問となります。

拠点校づくりについて進捗があれば教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の部活動地域移行についての1点目、部活動拠点校づくりの進捗についてでございますが、部活動拠点校は、拠点とする学校を活動場所として定め、ほかの学校からも参加できるよう整備することによって、生徒にとって望ましい活動を可能と するものでございます。本町における部活動拠点校づくりの進捗につきましては、活動するクラブ の減少や、大会やコンクールに出場する部員の確保が難しいことから、校長と教育委員会で組織する部活動の地域移行に関する検討会議において協議を行っており、令和8年度からの拠点校方式での部活動の実施に向け制度設計を進めているところでございます。

以上、ご答弁とさせてもらいます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）具体的には何もまだ進んでいないということですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）すぐにスタートできるというものではなくて、教育委員会と学校現場との協議の上で、どういった形が合意形成できるものかというところを目下協議し検討しているところでございまして、具体化に向けて今年度、できるだけその方向性をまとめていきたいというふうに考えておりますので、進んでいないということでなく、次年度に向けてその具体化を進めていこうとしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）聞いた話では、どこかの中学校のサッカー部が統合される、来年度。されるかもというふうな話は聞いたんですけど、それはどうでしょう。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）現に、サッカー部が町内の中学校で拠点校にしたらどうかという具体的なご相談のほうはございました。ただ、学校あるいは教育委員会の中でその話も議論した上で、年度途中からのスタートというのは少しほかの部活動への影響もあるだろうということで、これはもう年度当初にスタートしたほうがいいんじゃないかということで、これは複数の学校も含めて、じゃそれでいきましょうということで、今のところはそういうまとまりということでなってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今、来年度に向けて内容を詰めているような状況ということですかね。分かりました。

それでは、2番目の質問にまいります。

拠点校づくりの今後の課題について、たくさんあるので1つずつお聞きしたいと思います。

実際、学校の先生から、学校現場からのニーズはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）校長先生方とお話しする中で、あるいは各学校に訪問した上で現場の先生との話をする上で、拠点校にできないかというそういうお声のほうはいただいております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）拠点校を選定する場合、どういった条件があるんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）拠点校での部活動実施要件につきましては、拠点校がどこか一つの学校に偏ってしまわないようなそういう選定の基準を定める、どんなふうに定めるかというところが重要なと思います。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）3番目の移動支援というのにも絡んでくると思うんですね。そういうことも課題としては考えておられますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）拠点校と、そこまで行く、ほかの拠点校ではない在籍する学校からの生徒の移動に関する、これから具体的な運営に当たっての大きな議題の一つになろうかというふうに思っております。具体的に、例えば顧問の先生が拠点校まで引率するのかどうかとか、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）持続可能にしていくためにも、今言いました顧問の先生だけでなく、地域のスポーツ団体との連携とか指導者の派遣とかというのも必要になってくるのかなと思うんすけれど、それについていかがでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）地域のスポーツ団体あるいは指導者の派遣という面でいいますと、拠点校づくりにおいて一つポイントになるのは、拠点校において部活動指導員がいらっしゃるかどうかというところは大きなポイントになろうかというふうに思っています。そういうことも含めて、具体的にどの部活動でどこを拠点校にするかというような個々のそれぞれの方針については、これも併せて今年度内に可能な限りの整理をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私も何度か質問させてもらっている中で、民間委託、総合スポーツクラブ化というよりも拠点校づくりのほうが現実的ではないかなと思ってはおりますが、それについては、将来の方向性についてどのようなお考えがあるか教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）地域展開の制度設計あるいはその制度のスタートに当たっては、議員おっしゃるように、非常に手順を踏まないとなかなか難しい面というのにはあります。

拠点校づくりに関しては、学校間同士の合意形成が図れたら、それで拠点校というのは実現が可能だというふうに考えてございます。もちろん、もちろんのいろんな細かな配慮すべき点、課題整理すべき点はあろうかと思いますが、おっしゃるように、まずは先行して拠点校での運営というのができますれば、生徒にとっても望ましい活動にもつながりますし、教員の働き方改革にも一部貢献するだろうというふうに思っておりますので、そういう形で進めていければと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）3番目の質問になるんですが、予算の必要性についてなんです。民間へ委託することを思えばそんなにかからないのかなと勝手に思っておるんですが、それはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、3点目の予算の必要性についてご答弁いたします。

拠点校において部活動を指導する部活動指導員の報酬を一定確保しておりますので、現時点において新たに予算を確保する必要はないものと考えております。

なお、中学校部活動に関する予算といたしましては、部活動指導員に関するもののほか、中学校1校当たり50万円とクラブ活動を行う生徒1名当たり500円に人数を乗じた額をクラブ活動奨励費として交付しております。制度設計を進めるに当たっては、各校への支給方法等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でも一番最初に町の考え方を述べていただいたんですが、改めて、4番の今後の町の方針についてお聞かせ願えますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、4点目の町の方針についてですが、教員が経験のない部活動の顧問を引き受けることが負担になっているという教員の働き方改革の観点、そしてもう一つが、将来的な部活動の地域移行、地域展開を見据えた手法の一つとして、課題の解決を含む制度設計を今後進め、令和8年度からの拠点校での部活動を実施できればと考えておりますので、ご理

解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。
議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）先生の負担もあります。あと、子どもたちのスポーツをする機会を増やしてあげたいというのもあります。団体スポーツ、人数が足りないから廃部になってしまうことは、これはもうこれから少子化の中で増えていくと思いますので、そういう子たちに機会を与えてあげてほしいということでの提案でもあります。

拠点校の整備は、部活動の機会均等を保障し、限られた人的、物的資源を有効活用するために大きな手段だと私は考えております。以前にも情報提供させていただきましたが、もう部活動自体を全面的に廃止している自治体もございます。来年度からは兵庫県やったか、部活動はもう全面廃止というふうなニュースもございました。

部活動が、三原理事がおっしゃっていただいたように、教師の方の負担の上で成り立つものではなく、私は何度も言っていますけれども、有償の習い事、学校の授業の一環ではなくて習い事としてという考え方でやるものもうそういう時代ではないかなと、そんなふうに思っております。だから、先ほど交通機関をどうしますか、移動手段をどうしますかというお話をさせていただきましたが、そういうものの、コミュニティバスを利用するとかという、そういう費用ぐらいは自己負担すべきだろとか思ったりはしております。最低限の負担はやっぱり保護者の方に担っていただくべきやと、私はそういうように思っています。とにかく、全体最適を見据えた取組を今後もお願いしたいと、そのように思います。

以上で3番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、最後に大きな項目の4番目、要介護認定事務についてお聞きいたします。

先日、私、住民の方から要介護認定手続の件でご相談を受けまして、手続の代行をいろいろさせていただきました。その際にいろいろ疑問を持ちましたので、質問をさせていただきたいと思います。

高齢化が進む中、要介護認定の申請件数は全国的に年々増加しており、認定事務の負担が増していると思われます。申請から認定までの期間の長期化、これ、介護保険法が何かできたときには国としては30日の指針ですが、その時代に比べてやっぱり高齢者の数が一気に増えていますので、なかなか30日は難しい。周辺の自治体を私、調べたところ、やはり40日以上かかるというような状況がありました。

申請から認定までの期間の長期化、調査員・判定会の人材確保、ICT活用の遅れなど、現状、現場の課題をどのように認識し改善しようとしているのかをお伺いしていきたいと思います。

それでは、まず1番、要介護認定事務における現在の課題認識について、1番目、町内の要介護認定の年間の申請件数と、どういった形で推移しているか教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、要介護認定事務の1点目、要介護認定事務における現在の課題の認識についてご答弁申し上げます。

介護保険サービスの給付を受けるためには介護認定が必要ですが、認定までの手順としましては、被保険者から申請を受けてその対象者の心身の状況を認定調査するとともに、主治医意見書を取り寄せ、要介護状態区分の一次判定を行います。この一次判定結果を基に、専門家で構成される介護認定審査会にて総合的な判断として二次判定を行い、要介護状態区分が決定いたします。なお、調査等や審査・判定に当たっては、公平性と客観性の観点から全国一律の基準が用いられています。

ご質問の現在の課題ですが、年々増加している認定者数によって要介護認定事務が圧迫されてきているところが課題でございます。

認定者数の推移でございますが、令和4年度で2,430人、令和5年度で2,480人、令和6年度2,570人、令和7年度、今時点の現在で2,620名ということで、認定率につきましても令和7年度20.68%と増加傾向でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）年々やっぱり確実に増えているということだと思います。

先ほど、周辺の自治体では約40日強かかっているということでありましたが、現在、熊取町における認定の申請から認定まで、平均所要日数は何日かかっておりますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）本町における令和6年度の所要期間ですけれども、調査期間で12.6日、意見書入手で19.9日、二次判定までいきますと39日ということで、令和5年の大阪府の平均では41.4日ですので、若干熊取町は期間が短いという状況です。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）約40日ぐらいはかかるているということですね。

申請件数が増加している中で、熊取町としては訪問調査、主治医の意見書、判定会、いろいろあります、どの部分がボトルネックになっているというふうにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）本町における大阪府の平均と比べて期間が長くなっているのが主治医意見書の入手についてでございます。主治医を持っている方もいらっしゃるんですけど、中には主治医がいらっしゃらないとか分からないという方がいらっしゃったり、送ってきた方がこれではちょっと内容が分からないのでといったときに、またもう一回やり直していただくということも個別にはございますので、そういった背景から意見書の入手のところが一番時間がかかるております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）私も周辺の自治体の担当課に確認しましたら、デジタル化が大分進んでもやっぱり主治医の意見書がネックになっているというのは聞きました。

ただ、私が訪問、お手伝いさせていただいた際に、訪問調査員がお越し下さいまして、そのときに、ここもバリアフリーされたらどうですかと、多分いけると思いますよ、多分認定は下りると思いますよとおっしゃるんですけども、下りなければ100%負担になるんですよ。やっぱり負担軽減というんですか、少しでもそういう意味では早くしてあげていただければとは思っております。熊取町に限らず、これ根本的に全国的な問題だとは思います。

それでは、2番目の質問になります。熊取町の認定事務における人員体制と今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

調査員や介護認定審査会委員の確保、育成はどのような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、2点目、認定事務における人員体制と今後の見通しについてご答弁申し上げます。

要介護認定事務の人員体制につきましては、主として認定事務を行う会計年度任用職員を含む3名の職員と認定調査を行う会計年度任用職員が7名、また、介護認定審査会は5合議体で25名の非常勤特別職員で運営しております。今後、増加が予測される認定者数に応じまして、適時適切に人員体制に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

認定件数の増加が見込まれる中で、体制強化に向けて何か具体的な計画というのは熊取町、お持ちでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）具体的にというのは、認定状況に応じまして高齢者計画を策定しておりますので、その中で認定者の状況、どれぐらいかということを出しながら、そこは検討している状況です。

今は5つの合議体で、次の質問になってしまふんですけど、月に5回から6回開催ということですとか今いっているような状況でございますけれど、このままでずっと10年後もいけるのかというふうには思っておりませんので、そこは計画的に行っていきたいと考えております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それでは、3番目の質問をさせていただきます。

ICT・DX、デジタルトランスフォーメーションですね。の活用による効率化について質問をしてまいります。

要介護認定事務の中で、ICTやDXを活用した業務の効率化はどの程度熊取町のほうは進んでいるんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、3点目、ICT・DXの活用による効率化についてご答弁申し上げます。

要介護認定事務については、町の基幹システムにて申請から判定の資料作成、認定調査結果までを管理していますが、一次判定のために国支給ソフトを利用しているところです。また、認定審査会は月に5回から6回、対面にて開催しております。ウェブを活用している団体も承知しており、効率的な事務を図るために、ICT・DXの活用も含めて現在、調査研究に努めているところでございます。

なお、システム標準化に係る介護保険の基幹システム入替えが現在全国的に進む中、本町における導入時期につきましては、予算的なものを含め、適時検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）一次判定というのは全部アナログでやっているんでしたか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）一次判定自体、調査はアナログというか聞き取りで、ご本人にお会いしてさせていただいて、その判定自体は全国一律のものということで、システムに入力して機械的に出てくるものになっています。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）主治医の意見書もアナログでしたか。電子化はされていないんですよね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）アナログです。

以上になります。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）申請自体はオンラインで申請できるんでしたか。窓口に行って、代理はいけたと思うんですよ、私、代理で行っているので。ただ、オンラインで申請することはできるんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）現在のところ、オンラインでの申請というのはできないで、代理という形で対応させていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。

最後に言おうと思っていたんですけど、標準準拠システム、これが出来上がってから云々ということになったと思うんですが、私もいろいろ一次判定の調査員の段階でシステム導入、モバイル

化、タブレットを使って、多分今70何項目かが基準にあるんですよね。それを初めからタブレットに入っていてというソフトがある。システムをもう組んでいる自治体もございます。いろいろ私も調べました。そしたら、熊取町がやる標準準拠システムのベンダーが富士通です。富士通でそういうシステムを組まれていないかなということで調べたところ、福岡県福岡市が富士通のシステムを組まれています。富士通に直接電話しました。標準準拠システム、熊取町も富士通なんだけれど使えるのかという形を聞いたら、問題なく使えますと、対応していますということです。

新しい事業者と契約する云々というのは、いろいろ入札であったりプロポーザルであったり随意でいろいろあると思うので、ここではここを使えとかは言いませんけれど、実際、もう標準準拠システムが導入される前でも今後使えるというのは分かっている事業者もあるということなので、そういうときは伝えておきたいと思います。

それでは、4番目、住民への情報・支援体制についてお聞きしたいです。

特に、認知症や独居高齢者の方に対するサポートはどうなっているか、教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、4点目、住民の情報提供・支援体制の充実についてご答弁申し上げます。

住民への支援体制につきましては、地域包括支援センターが地域の高齢者が安心して暮らせるよう、保健・医療・介護・福祉の面から総合的に支援を行う機関となっています。例えば、認定申請が必要であるが家族の支援がない方などにつきましては、地域包括支援センターに相談、代理申請することも可能となっております。

また、地域包括支援センター業務の周知としましては、広報紙、町ホームページをはじめ、町内金融機関や商業施設の協力の下、店内にポスター掲示等も行い、町政連絡事務嘱託員連絡会の場やタピオステーションをはじめとした地域への出前講座等においても周知を図っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それでは、5番目の今後の改善方針やスケジュールについて教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、5点目、今後の改善方針とスケジュールについてご答弁申し上げます。

今後、2040年問題に向けて、介護保険事業を支える側の被保険者数は減少する一方、着実に増加が見込まれる認定者数に応じて事務の効率化や改善を図るため、人員体制やＩＣＴの活用も含め、総合的に調査研究を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）回答ありがとうございます。

これ、先ほど最初にも申し上げましたとおり、全国的な問題になっております。今後も高齢者が増えてまいります。厚生労働省も認定審査業務の簡素化に取り組んでいる自治体の取組事例を紹介もされておりますので、ぜひそういうものを参考にしていただいて、少しでも認定業務が短くなるように努力していただきますようお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時44分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）先ほど石井議員のほうからご質問がございました要介護認定事務につきまして、2点訂正がございます。

1つ目、認定申請件数について問われたところを認定者数、認定率で答弁いたしました。申請件数ですけれども、新規、区分変更申請、更新申請を含めて令和4年が2,351件、令和5年が2,325件、令和6年が2,061件、うち新規申請が令和4年699件、令和5年729件、令和6年808件と増加傾向でございます。

また、電子申請の件ですけれども、ぴったりサービスを利用しての申請が可能ですので、先ほど答弁を修正させていただきます。ただ、申請をこの方法でするには、マイナンバーカードの入力や主治医意見書のための診察券をPDFにしてアップロードをすること、この理由から申請件数については窓口がメインとなってございます。申し訳ございませんでした。

議長（文野慎治君）引き続き一般質問を続けます。

次に、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、一般廃棄物の減量化・資源化についてと町内の外国人の方の支援についての2点になりますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、熊取町では、町内で発生する一般廃棄物の減量化、資源化の促進及び適正処理を推進するため、様々な取組が行われております。今議会では、廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例として、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しているという事情を踏まえ、家庭から出るごみの量に応じサイズが選択できるよう、ごみ袋のサイズを2種類から4種類に変更し、使用するごみ袋を小さいサイズに切り替えることにより、ごみの減量化やごみ袋の素材であるプラスチックを減らし、プラスチックの焼却による温室効果ガスの削減につながるとしての提案が出されているところです。

資源循環型社会の実現に向けた普及啓発と廃棄物の再生化について、町としてどのように考えるかをお聞きいたします。

まず、1点目、使用済み紙おむつの再生利用について。

高齢化社会の進展に伴い大人用の紙おむつの生産量が大幅に増加しており、一般廃棄物に占める使用済み紙おむつの割合は2020年度の約5%から2030年度には約7%に増加すると推計されています。このような状況から、脱炭素社会への貢献や資源循環の観点からもリサイクルの推進が強く求められています。

現在、使用済み紙おむつは可燃ごみ回収によって焼却処理をしていますが、水分が多い使用済み紙おむつは焼却炉に負担がかかるのではないかと思います。令和14年に新ごみ処理施設稼働開始が始まります。それまで老朽している焼却炉をもたさないといけないのでないかと思い、負担を少なくすべきだと考えますので、ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、使用済み紙おむつの再生利用についての1点目、水分が多い使用済み紙おむつの焼却処理につきましてご答弁申し上げます。

まず、焼却炉への負担についてでございますが、議員ご指摘のとおり、使用済み紙おむつにつきましては一定焼却炉への負担はあるものの、その水分割合は一般的に生ごみと同レベルであり、現在、環境センターに持ち込まれている使用済み紙おむつの量では十分な焼却能力があるため、その稼働に影響を与えることはなく、安定的に焼却できてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

紙おむつは尿などの排せつ物を吸収するために高分子の吸収剤というのが使われているのが特徴であると思います。吸収剤によって使用済み紙おむつが4倍程度膨らむというふうに言われていますし、吸収剤に含まれた水分の影響で燃やすのに時間がかかるというふうに言われております。そのため、温室効果ガスを多く発生させ、環境に負荷をかけることにもつながるのではないかというふうに思っております。

水分を多く含む紙おむつを焼却すると焼却炉の温度を下げてしまうのではないかと思いますけれど、この下がった温度を上げるために助燃剤とかの使用とかということも聞いたりするんですけども、熊取町ではそういうのは使わなくてもいいているということですかね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）使用済み紙おむつというのは水分が多く含まれているということですけれども、水分が多く含まれている、全てそれが悪いんではなしに、熊取町の場合は枯れ葉とか紙類とかの焼却もございまして、それらを考えますと一定の水分を混ぜて拡散をやった上で焼却するということころで焼却の炉が安定するというようなことも考えられます。ですので、現時点ではそういうことはなしに、普通に焼却することによって十分な焼却の能力がございますので、このまま続けていくことによって安定して焼却しながら、14年度までもたせていくのではないかというふうに認識してございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）一般的に言われるほど熊取町ではそこまでの影響はないというふうに思っていいということですかね。分かりました。

じゃ次、2点目にまいります。

家庭、事業所（保育所、老人福祉施設等）の使用済み紙おむつを回収し、再生利用というところで検討してはどうかというふうに質問させていただきます。

焼却処理を再生利用に切り替えることで、可燃ごみの排出量が減少し、焼却炉の規模の最適化や廃棄物に伴う自治体の負担費用を最小化できる可能性もありますし、コスト削減にもつながるのではないかかなというふうに思うのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）次に、2点目の家庭、事業所の使用済み紙おむつの回収、再生利用についてでございますが、便利な紙おむつの利用は、乳幼児やおむつの利用を必要とする方には必要不可欠なものとなっており、現在焼却している使用済み紙おむつのリサイクルは社会課題の一つとなってございます。

また、環境省におきまして示されている課題として、使用済み紙おむつを再生、資源化する上で、処理方法などの技術面や費用対効果の観点からコスト面などが取り上げられております。

今後におきまして、本町としましては、これらの課題を踏まえつつ、先行事例も少ない中ではございますが、リサイクル技術の発展やリサイクルコストの推移などについて情報収集、その整理に努めながら研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）まだまだ実例が少ないというところが現状かなというふうに思います。

使用済み紙おむつの焼却処分というのが環境への負荷、燃やすのに時間がかかるというところですけれども、今後、高齢化で、子どもの紙おむつは少なくなっていくのかもしれないすけれども、高齢者の方が紙おむつを利用されるということが増えてきた場合、焼却施設の処理能力を考えると使用済み紙おむつの資源化というのも必要かなというふうに思っております。

今、回収して焼却するように熊取町としてはしているわけで、ごみ袋も無料で、2歳未満の乳幼

児の方の世帯であったりとか要介護4、5の非課税の方とか、また排尿機能の障がいがある方にもごみ袋は無料でお渡ししていますけれども、そうではなくて、その分をしっかりと再生できるように、資源化できるようにということしていくのはどうかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）先ほど答弁させていただきましたように、まだまだ課題があるのかなというふうに思っております。議員が提出していただいている資料でも先進事例などが示されてございますけれども、いろいろ取り組んでおられる市町にはそれなりの理由があるかと思います。

熊取町におきまして、今回リサイクルをするに当たりまして収集から分別、そこには汚物も含まれますので、その処理だとかそういうものを考えますと、費用対効果がまだまだ十分ではないというところも含めまして、慎重に今後判断していく必要があろうかと思いますし、次の答弁でもございますけれども、令和14年度に広域化が控えておりますので、その辺のところも今後の話になってこようかと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

実際に資料のほうにも示してあるとおり、幾つかの自治体や企業で家庭や事業所からの回収、再生利用に向けた実証実験という取組が今進められているところもあります。ほかにも保育施設での取組はされているところで、愛媛県の西条市協力の下、花王の企業と京都大学が保育施設で発生する使用済み紙おむつを対象に炭素化リサイクルシステムというのを実証実験されてたりとか、また、介護施設でもユニ・チャームが介護施設向けにリサイクルパルプを原材料に使用した介護用紙おむつを生産、出荷とかというような取組も、企業も自分のところで紙おむつを出している限りは、それを回収してまた再生するようなことを今まさに実証実験しているような段階で、まだまだこれから広がっていくことかなというふうに思っております。

今般、2025年の今開催されている大阪・関西万博においても、会場内でおむつの交換所に回収ボックスを設置して、来場者から排出される使用済み紙おむつを回収してリサイクルするというよう、大阪府としてもその実証実験が行われていることであるというふうに聞いております。本当にこれからこの取組の中で、町としても広域で新ごみ施設を造っていくわけですので、課題の中で一つ入れていくべきかなというふうに思っております。

2024年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、2030年（令和12年）までに使用済み紙おむつの再生利用等の取組を実施または検討を行った自治体の総数を150にするという数値目標が掲げられており、紙おむつの再生利用に向けた取組が本格的にもう今動き出してきております。また、環境省では令和7年度、使用済み紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援事業の公募を開始しており、必要な調査や住民への啓発活動などを使用して、本当にこれ、やっぱり導入に向けた検討や体制づくりを進めていく、今まさにそのような時期に来ているのかなというふうに思っております。

それでは、3点目、ごみ処理広域化による新ごみ処理施設整備事業ではマテリアルリサイクル推進施設が施設整備費に含まれていますが、使用済み紙おむつのリサイクルというのもこの中で検討はできないのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）3点目の新ごみ処理施設のマテリアルリサイクル推進施設における使用済み紙おむつのリサイクルにつきまして答弁させていただきます。

今回整備するマテリアルリサイクル推進施設につきましては、構成市町から発生する粗大ごみ等を破碎、選別、保管する施設となっており、使用済み紙おむつのリサイクルにつきましては想定してございません。

なお、新ごみ処理施設では使用済み紙おむつは可燃ごみとして焼却することとしており、その熱を利用して発電することにより、エネルギーを回収するというリサイクルを行うこととしておりますので、使用済み紙おむつを資源として捉え、有効活用することができるカーボンニュートラルの一翼を担える施設となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。使用済み紙おむつをリサイクルというよりは、違う形での分でやつていくということですかね。

今、自治体が焼却場の建て替えを検討している場合、その費用の中で使用済み紙おむつリサイクルに取り組むこともできる、ご存じかと思うんですけれども、その施設も交付金の対象になるというふうに聞いております。国も使用済み紙おむつなどの複合素材のリサイクル設備の導入を支援していて、環境省は、プラスチック資源、金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業の一環としてリサイクル設備の導入支援や実証事業への補助を行っているということで、今後、ごみの減量、また資源化をさらに推進する施策として、使用済み紙おむつの資源化ということで計画をできたらいいのではないかと思ったんですけれど、その辺についてはもう電気というか、熱のほうに切り替えるというふうなお話を今お聞きしたんですけれど、そのあたりはいかがですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）この施設の整備に当たりまして、平成30年度ぐらいから基本計画等々を立ててきた経緯があります、その中で、その時点からずっと現在に至るまで一貫しての考え方なんですけれども、費用対効果、このリサイクル施設を整備するに当たりましては多額の費用がかかりますし、総事業費を考えますとそれのコスト削減なども考えなくてはいけないと。そういった中で何が一番効果的、効率的で資源として捉えることができるのか、今の時代に合うのかを考えた上で、先ほど答弁申し上げましたような熱エネルギーを回収するという形を取られたということになります。

ただ、議員ご指摘のとおり、時代はリサイクルのほうに今後は移っていくんではないかというところもございます。現時点で先進自治体が少ないという、情報も薄い中ではございますけれども、しっかりと検証をやっていきたいなど。議員がお示ししていただきました資料の中で、その一つで松戸市という千葉県の市がありますけれども、その取り組んでいる内容が、事業者が施設を造って広域的に回収してというようなところの紹介があったと思うんです。この事業者というのが、清掃施設組合の今、し尿処理施設の維持管理をやってくださっている事業所とちょっとつながりがあるようで、そういったところもあります、これ、ごみ焼却施設の切り口で今お話しさせていただいておりますけれども、し尿処理施設の中で、汚物も含まれますので衛生的な技術向上というのも目指していくかなくてはいけない中ではございますが、今後はそちらの切り口でも検証をやっていく必要があるのかなと。ただ、広域化になっていきますので、熊取町だけではなしに1市2町の中で議論をやっていくというようなことも必要ではないかというふうには理解しています。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。進めていくのが二手でというところであるのかなと思うんですけれど、燃やすというところで熱エネルギーに変えていくというところは一定理解できるのかなと思います。

紙おむつを燃やすという、その焼却した場合の処理においてのCO₂の効果というところを見ると、やっぱり燃やすということでCO₂が出るというふうに捉えられておりまして、リサイクルというか、回収することによって排出量を40%削減できるというような数値も出ておりますので、先ほど言わっていたように、し尿の関係のほうのところが企業というか独自にやっていただいて、町としてはそれを回収して渡せばというふうな流れができれば、本当は費用的にも町として発生する

ものがなくなる、焼却も少なくて済むということができれば一番いいのかなというふうに考えております。またその辺も含めて、今後、国としては、先ほど言いましたように再生せよというふうな形で進めていく方向になっておりますので、その辺を含めてまたしっかりと広域で議論もしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目を終わらせていただきます。

次、2点目です。廃食用油をSAF（持続可能な航空燃料）にする取り組みについて。

皆さんご存じのように、SAFは次世代の航空燃料として世界的に注目をされており、現在の航空機が使用する従来の燃料が焼却時にCO₂を排出するのに対して、植物などのバイオマスや廃食用油を原料として製造される循環型の航空燃料です。SAFは、原料に含まれる炭素を利用して製造されるため、焼却時にCO₂を排出しても、そのCO₂は再び植物の光合成により吸収され、大気中のCO₂の濃度を上昇させません。このように、SAFは大気中の炭素を循環させながら利用できる持続可能な燃料であり、航空業界の脱炭素実現に向けた切り札として期待をされています。従来の航空燃料と比較して、CO₂の排出量を約80%削減できると言われております。万博の開幕の日に上空を飛ぶはずだったブルーインパルスでも合成燃料SAFが使用されることになっておりました。

熊取町では、廃食用油の回収はされず、紙や布に染み込ませるか固形剤で固め、これを焼却処理しております。廃食用油を資源としてリサイクルできれば、またこれもごみの減量化というふうにつながるのではないかというふうに考えております。廃食用油をリサイクルすることは、循環型社会の構築と温室効果ガス排出量の削減につながります。したがって、給食や家庭からの廃食用油を回収しSAFに活用することは、資源の循環、脱炭素、そして国産SAFの供給拡大という複数の目標達成に大きく貢献できると考えます。堺市には、SAFを製造する日本初の大規模のプラントが今年度から本格稼働しているところであります。

それでは、1点目、給食での廃食用油はどのように処理をしていますでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、一般廃棄物の減量化・資源化についての2点目、廃食用油をSAFにする取り組みについての給食での廃食用油はどのように処理しているのかの現状について答弁申し上げます。

給食での廃食用油につきましては、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る専門業者に回収をお願いしております、毎月1回、月末に小・中学校8校分を回収してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。給食のような廃食用油というのはそのような形でされているのだなというふうに思っておりました。

2点目、そしたら給食の廃食用油や家庭での廃食用油を回収して、SAF（持続可能な航空燃料）への活用というところで、このあたりはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）2点目の給食や家庭での廃食用油のSAFへの活用についてでございますが、本町といたしましては、一般廃棄物処理基本計画の中において新たなリサイクル施策の取組を課題として位置づけており、廃食用油のリサイクルにつきましてもその一つとして今後取り組んでいく必要があるものと認識しております。

また、廃食用油のリサイクル、とりわけバイオマスから作られる燃料であるSAFが、脱炭素の効果が高く有効的なリサイクルの方法であり、関西国際空港に近い本町といたしましても、持続可能な航空燃料（SAF）の普及促進の一翼を担う重要な役割を果たすべきと考えているところでございます。

今後、既に実施している団体の状況を踏まえ、リサイクル業者への引渡し方法など課題整理も行

いながら、廃食用油の回収、S A Fへの活用について前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）前向きなご答弁をいただきましたので、ちょっと1点、もう少し質問させていただきたいかなというふうに思います。

その廃食用油、S A Fというのはまだ始まったばかりですので、これから取り組んでいくところも大きいかなというふうに思っておるんですけど、バイオディーゼル燃料にリサイクルをしている業者もあったりとか、パートナーシップによってその設置できる可能なスペースに合わせて回収できる箱ですね。そういう容器も提供していただける場合もあるというふうに聞いております。

泉佐野市が令和7年2月に廃食用油のリサイクル回収に関する協定を締結しておりますので、熊取町としてもそういうふうな形で今後パートナーシップというんですか、どこかやっていただけるところと協定を結んでいくとかというのを考えてはどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、そういった協定を結んだ上での取組が必要になってこようかと思っております。先ほどの答弁の中で課題整理も行いながらと言わせていただいたのは、その辺のところでございます。

泉佐野市の状況も分かっております。泉佐野市とパートナーシップを結んでいる事業所につきましては、現在、熊取町では環境フェスティバルでちょっと参画していただきまして、廃食用油を石けんに変えるような、そういうリサイクルをやっている事業所だと認識しております。いろんな形はあるんですけども、議員提案のS A Fがやはり今後主流になってこようかと思っております。そんな中では、前向きな答弁をさせていただきましたように、パートナーシップ、どこというところというのもありますし、どんな形で回収というのもありますので、その辺はしっかりとリサーチしながら、住民の皆さんに便利なやり方を検証しながらということになりますけれども、よりよいやり方を考えながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。

環境省が令和7年3月に一部改定をされた市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の中で、市町村が実施する一般廃棄物の分別収集をするに当たって、廃食用油を分別収集することが標準とするガイドラインに改定をされております。今回のガイドライン改定については、大阪府を通じて各市町村に周知され、市町村において廃食用油の分別が進められることになってきているのかなというふうに思うんですけども、そのあたりは、今後いろいろ課題があるという中でどのぐらいでどうやって進めていくかというふうな計画というのはお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）いつからというのは現時点で申し上げることはできませんけれども、時間をかけるつもりはなくて、早いことそこの方向には進めていきたいなというふうに思っております。

また、先ほど申しました環境フェスティバルに参画していただいている事業所なんかも、今現時点では石けんへのリサイクルというような形を申し上げましたけれども、S A Fへの参画も検討しているみたいですし、そういったところも踏まえまして、また次の質問の中にもございますようなプロジェクトに参画されている事業所なんかも視野に入れながら、迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今回、この改定に合わせて分別収集の経費の半分を国が負担するような仕組み、分散型資源回収拠点を整備する場合に支援できる仕組みの費用、それも創設されるようなことも聞いております。岸和田市なんかは廃食用油の回収は拠点回収という形で、校区ごとに月数回、日曜日を設定して、ペットボトルに入れたようなものを回収とかという、先ほどから前向きにご答弁いただいたて進めていくというところの中で、今後そういうことも順番に検討はしていっていただけるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目、S A F（持続可能な航空燃料）の国内での本格導入をめざす「Fry to Fly Project」に参加してはどうかということで、このFry to Fly Projectというのは、S A Fが本格的に導入されるためには多くの廃食用油が必要となります、現在、家庭の廃食用油の多くは廃棄されており、熊取町でも焼却するということですので、回収された廃食用油についても年間10万トン以上が国外に輸出されるというふうに言われております。

Fry to Fly Projectは、家庭や店舗などで発生する廃食用油という国内資源を原料とするS A Fで航空機が飛ぶ世界を実現するプロジェクトです。身近にある廃食用油に着目し、その回収活動などを通じて、資源循環と航空脱炭素に貢献できる機会を提供する目的を一つの活動としております。資源循環や脱炭素を自分事として考えるため、身近にある廃食用油は直接に関わることができます。家庭で出た廃食用油が飛行機の原料となり飛行機が飛ぶというような、ちょっと夢がある、そういう楽しみながら参加できることも重要であるかなというふうに思っております。

今この参加できるというプロジェクトは、企業、自治体、団体、誰もが参加できるプロジェクトになっております。現在、令和7年8月の時点では企業、自治体、団体で参加数が250人で、大阪府も参加しております。近隣では堺市、岬町というところももう既にプロジェクト参加というふうに名前が挙がっております。

資料は吹田市の資料をつけさせていただいているんですけども、こんな目で見るもので参加をしようというのも載っておりますので、分かりやすいかなというふうに思います。環境フェスティバルで、そういうふうなところでしっかりと、廃食用油についてはこんなふうに航空の油に変わったよみたいなことも、実際すぐには回収しないとしても、見ていただく分にはそういうのもちょっと入れていただければ、また分かりやすいんじゃないかなというふうに思っております。

このプロジェクトに参加する活動というのが、そういうイベント等でのS A Fの周知であったりとか、小・中学校にS A Fをテーマとする環境学習の実施とか、そういうふうなこともプロジェクトに参加するという内容にも載っておりましたので、こういうのもやっていただけたらなというふうに思っておりますけれど、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）3点目のFry to Fly Projectへの参加についてでございますが、Fry to Fly Projectにつきましては、200を超える企業、自治体、各種団体が相互に連携し、S A Fに活用するための家庭や店舗等から排出される廃食用油の収集促進、廃食用油のS A Fへの活用に関する教育活動の実施など、脱炭素化に向け積極的に取り組むプロジェクトでございます。

今後におきまして、2点目のご質問でご答弁申し上げましたとおり、S A Fへの活用に取り組む重要性を踏まえた上で、当該プロジェクトへの参加につきましても前向きに検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。本当に一般廃棄物の減量化、資源化に取り組むというところを一つの今回質問の中でさせていただいて、CO₂削減により、今、地球温暖化による夏の本当の暑さというのがやっぱりCO₂削減をしていかないとなかなか大変な状況になるのかなと思ったときに、今後、熊取町としてもしっかりと、できるところは参加をしていただきたいなというふうに、今後

取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、大きい質問の町内の外国人の支援についてというところで質問させていただきます。

地元の自治会の中で、外国人の方の入居が少しずつ今増えてきているような状況であります。母国語しか話せない方もいらっしゃったりとかして自治会で班の方がコミュニケーションを取るのに苦労している現状から、今回、外国人の方の支援についてお聞きをいたします。

まず、1点目、町内の外国人の方の数をお願いいたします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、町内の外国人の支援についての1点目、町内の外国人の数（過去3年間の数値）についてご答弁申し上げます。

本町の外国人住民の方の人口推移についてでございますが、各年3月末時点で申し上げますと、令和5年が376人、令和6年が448人、令和7年が508人となっており、直近3年間で132人の増加となってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）もう本当に毎年少しずつ増えてきている状況だなというふうに思っています。これ、当然、数を把握しているということは、住民登録をしている方というところでいいということですね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）議員おっしゃいましたとおり、住民登録されている方の数でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）外国人の住民登録は、日本に3か月以上住む外国人が市区町村の役所に名前や住所などの情報を登録するというふうになっておるところです。住民税についても、一定額以上の給料とかをもらっていれば、外国人の方でも住んでいる市町村に住民税を払う必要があるというふうに認識をしております。

それでは、2点目、日本語ができない方への対応というところで、どのような支援があるのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、町内の外国人の支援についての2点目、日本語が出来ない方への対応は、どのような支援があるのかについて、4点目のご質問で教育委員会から答弁します学校における支援以外について、取りまとめて答弁させていただきます。

役場窓口では、各種手続や相談を円滑に行えるよう、出入国在留管理庁が実施する電話通訳支援事業を令和5年4月から活用し、外国人の方の対応を行っております。

当該事業につきましては、外国人の方が言葉にお困りの際、窓口で電話通訳を行う無料のサービスとなっており、英語、中国語をはじめ20言語の対応が可能であり、現在、住民課や環境課、子育て支援課、保険年金課等の窓口で活用しております。

町ホームページは英語、韓国語、中国語をはじめ多くの言語を選択できる仕様となっており、各種情報を適切にお届けしております。また、公益財団法人大阪府国際交流財団では、生活関連情報を含めた幅広い情報提供や、在留資格、労働・仕事、保険医療、福祉、教育など、生活全般に関する11言語での相談事業を実施しており、当該サービスのチラシを住民情報コーナーに配架するとともに、役場窓口でご案内しております。

子育て関連については、熊取町子育てアプリ「くまっ子ナビ」は外部リンクを除き11言語で表示可能となっており、町立保育所と保護者の連絡配信等に使用する「コドモン」では、添付ファイルを除き、配信情報を英語で表示可能となっております。また、希望する方には10言語に対応する国語版母子健康手帳の配布を行っております。

労働・仕事関連では、先ほど申し上げました公益財団法人大阪府国際交流財団において専門家と

の個別相談も可能となっており、大阪府の労働相談センターにおいても13言語で相談事業を実施しております、こういった機関を窓口でご案内しております。

このほかにも、国民健康保険制度等の外国人用パンフレットを窓口へ設置しており、熊取図書館では、外国語で書かれた図書の収集・貸出しや、大阪観光大学の留学生等と連携した外国語での絵本の読み聞かせのイベントなどを行い、外国人の方も安心して暮らしていただけますよう対応を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。住民登録というところで窓口から案内を様々にさせていただいて、困らないように言語もたくさん用意していただいているというところであるというのをお聞きいたしました。

日本で暮らすためのルールというところについては、先ほど言語がいろいろあるというところで、実際、ごみであったりとか自治会活動であったりとか、そういうところについての案内というのはどのような形でされているんですかね。

議長（文野慎治君）答弁を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）個別具体的にいろいろなケースがあると思いますが、まず、恐らく住民登録のときに住民課に来ていただくという形になろうかと思います。当然このときのやり取りは、先ほど申し上げたサービスであったり、今翻訳アプリがかなり進んでおりますので、これを活用したやり取りであったり、その中で窓口としては、ごみのところに行ったりとか自治会の話になったりしますので、それぞれの窓口で個別にこういう機関のサービスを利用できる分はしながら、個別の対応をさせていただいているというところかと思います。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

日本語ができない場合の方においての日本語教室がありますよとかという、そういう教室の案内とかというのはどんなふうにされているんですかね。支援という部分で何かされているようなことはないですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）住民団体でそういう活動をしていただいている団体もございますので、そういうお話をあれば、日本語教室をやっていただいている方、1団体ですけれどもご紹介したりというようなところ、あとNPO法人でもそういうものがあれば、当然ながらご紹介させていただくというようなところになろうかと思います。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）実際、今回この質問をさせていただいた経緯なんですけれど、住宅の中に全く日本語が使えない方がいらっしゃって、班の中で役員をされた方が通訳アプリを使いながら様々、その自治会によっていろいろ説明する、ここにごみを出すとかということであったりとか説明をした中で、コミュニティ的なもので、やっぱり仲よくなっていくには少しでも日本語が話せたらと入居された外国人の方も思われていましたし、その班で対応してくださった方も、日本語教室というのをご案内できないかということでちょっと問合せをいたしました。その中で調べた中で、熊取町は訪問外国人のためのボランティア登録というのはありますけれど、具体的に日本語を教えていただけるようなものはないんやなというのは調べる中で分かったんです。

泉佐野市は、NPOで泉佐野地球交流協会（i c a）というところが南部市民交流センター本館1階でされていまして、ここは日本語教室をされているということで、泉佐野市ではありますけれども、近隣ということで一度聞いてみてくださいというふうなことでご案内をさせていただきました。年間費も個人においては2,000円ぐらいで登録ができます、運営費が受講料で、週2回受講、月8回受講しても月2,000円でやっている。またテキスト代も、これ実費負担になるんですけれど、そういう施設もNPOでされているということなので、そういうのもご案内をさせていただきまし

た。

やっぱり日本語を学びたいという方も中にはいらっしゃって、子どもを持っておられる親御さんについてもなかなか日本語がというところで、日本の独特なルールというんですか、そういうのを知るためににはやっぱり日本語も必要かなというふうに思つたりしましたので、今後、こういう日本語教室というのも視野に入れていただければなというふうに思つております。

田尻町に国際交流基金関西国際センターというのがあるので、私は一番にここが思いついたので、こちらのほうの連絡を入れさせてもらったときに、これはもう本当に、このセンター利用というは国からの受入れの分の方しか利用ができないというふうにあつたんですけども、電話して尋ねますと、ホームページを見るとプラットフォームの中にJ Fにほんご e ラーニングみなとというのがありまして、それはウェブで自由に利用ができるということで、韓国語とか中国語とか何個か語学が学べるようなものもありましたので、こういうのも今後、やっぱり町としても外国人の方も増えてきますので、ご案内の一つとして持つていただければいいんじゃないかなというふうに思つますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ありがとうございます。

まず、日本語教室についてですけれども、先ほどちゃんと言つてなかつたんですけれども、町内にある日本語教室、これN P O法人茶友会というところがやつていただいております。ただし、開催日ですとかどれだけの頻度というのはちょっとまだ未定な部分があつてというふうにお聞きしております。電話と窓口等で来ていただければ、私どものほうから問い合わせたりご案内したりということはできます。

あと、近隣でいいますと、泉佐野市で日本語教室をやつていただいているN P O法人、2法人ございます。貝塚市で1法人、あと、行政がやつてある部分というのは非常に薄いというようなところはもちろんあるんですけどもというところで、こういったところは今でもご紹介、来ていただければしている部分もありますし、させていただきますのでというところです。

町としてそういう新たな動きという部分につきましては、令和7年で508人ということで、比率でいきますとまだ1%ちょっとというところですので、総合的に何か施策を打つかというレベルではまだないのかなと。今言いましたようないろんな機関のサービスも含めて、N P Oの協力をいただく部分も含めてケース・バイ・ケースで対応していきながら、一定の段階に来たときにはそれを含めてどう展開するかということは検討するというようなところなのかなと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）人数もさほどというところで、今増えてきているとはいえたま500人程度というところ、子どもも含めてというところなので、言葉については、ちょっと丁寧過ぎるのかもしれないですけれど、日本語どうですかというのは向こうから何も言われていないのにご案内するというのもちょっと違うのかなと思つたりはするんですけど、逆に海外の方だけでコミュニティを組まれるよりは、しっかりと地元の中で少し日本語も話せるようになってコミュニケーションが取れれば、やっぱり自治会としても、本当に一緒に自治会活動ができるというところを踏まえた場合、そういう案内も一つ入れていただいたほうがいいのかなと思ったので、ちょっとこの質問をさせていただきました。

それでは、3点目、外国籍の児童・生徒の在籍状況をお聞きいたします。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、3点目のご質問、外国籍の児童・生徒の在籍状況についてご答弁させていただきます。

外国籍の児童・生徒の在籍状況として、資料にもお示ししておりますとおり、令和5年度は小学生7名、中学生3名で計10名、令和6年度は小学生10名、中学生3名で計13名です。本年度、令和

7年度は小学生7名、中学生3名で計10名となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）住民登録されている外国人の世帯の子どもについてですけれど、これ、どんな形で就学の案内というのは出されているんですかね。普通に日本の子どもと同じような、月齢に達すれば就学案内を出すような形でされているのかというのを教えてください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）住民課のほうに行っていただいた方が、その後教育委員会のほうに来ていただいて、学齢の登録という形でするようになっております。ただ、当該の学年に所属するのがよいのかもう一つ学年を下げるとか、その子の状況に応じて対応するような形を取っております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。必ずしも月齢イコールその学年ということではないのかなと。そのあたりは日本語がどれだけできるかとか、親御さん、子どもなりと話をしながら、学力的な調査というんですか、そういうのはどんな形で、聞き取りでしていただいているんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）そのような方が来られたときには、教育委員会指導主事のほうがご対応させていただくことが多いかなと思っております。そのときに親御さん、ご本人とお話しさせていただく中で、どの学年に所属するのがよいのかという判断をさせていただいておるところです。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。就学前というか、もう少し、保育所だったり幼稚園だったりという子どもについては、そのあたりはどんなふうにされているんですかね。案内を出すということはないのかもしれませんけれど、保育所に預けたいというふうになれば、そういうのも手続のご案内というのはされているんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）すみません。これまでにそういうケースがあったのかというのをちょっと把握していないところですので。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）保育所に関してということでございますけれども、現状、各町立保育所に関して述べましたら、それぞれ外国の、まだしゃべれない子もいらっしゃるんですけれども、お子様で外国の籍をお持ちの方もお預かりはさせていただいてございますけれども、現状のケースでいえば、これはあくまで現状ですけれども、ご両親のどちらかが日本語をしゃべれるということございますので、窓口等で今何か外国語しかしゃべれないことでお困りになったというケースは、今の時点では把握のほうはしてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

じゃ次、4点目へいきます。

日本語指導が必要な児童・生徒の対応はというところで、大阪府からの加配の配置というのはあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の4点目、日本語指導が必要な児童・生徒の対応と大阪府からの加配教諭の配置はあるのかについてご答弁させていただきます。

日本語指導が必要な児童・生徒は、外国籍であるかどうかにかかわらず、現在、小学生5名、中

学生6名で計11名となっております。

大阪府からの加配教員につきましては、今年度、日本語指導教員として1名が熊取町に配置されております。町内においては、中学校を拠点校として配置し、巡回を行う形で、それぞれの児童・生徒の状況に応じ個別に日本語指導を行ったり授業補助を行ったりしています。また、加配教員以外にも、泉南地区に1名配置されております外国人児童生徒支援員により、週に一度、町内小学校において授業補助による支援を受けているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。母国なら結構勉強についていけていた子どもが、日本語になって何を言っているか分からぬとか先生が何を話しているか分からぬとかとなったときに、自信をなくしていくとかということもあるかなというふうに思うんですけど、そういうふうに悩んではいる子どもというのは今のところはいないんでしょうか。きっちり対応はしていただいているところでですかね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）いろんなケースがあろうかと思います。ただ、日本語指導教員であったりとか学校全体で、外国人児童・生徒、また日本語指導が必要な生徒についてはしっかりと受け入れる体制を取っていこうということで、今対応しているところです。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ、次の項目へいきます。

通訳が必要な児童・生徒の支援とか、先ほど少し言っていたかと思うんですけども、翻訳機については導入を少しお聞きしたんですけど、そのあたりどうですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の5点目、通訳が必要な児童、生徒の支援はどうか。また、翻訳機は導入しているのかについてご答弁させていただきます。

通訳が必要な児童・生徒につきましては、日本語指導教員や外国人児童生徒支援員による支援に加え、状況に応じて通訳を行う学習支援ボランティアによる支援をしております。

翻訳機につきましては、1人1台端末に翻訳アプリを導入し、当該児童・生徒が母語を用いながらコミュニケーションを取れるようにしております。また、必要に応じてワイヤレスマイクを活用し、端末から離れた場所からの音声を翻訳できるようにも対応しているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。翻訳機的なものを導入したというのを少し聞いたんですけど、それは同時通訳的なものでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）総務省が所管している機構が開発したVoice Traというアプリを使用しております。そのアプリのほうに言葉を話すと、その言語に変えて翻訳してくれるというようなツールになっております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。それでいてうまく学習には、ちょっと言葉って変換するのがうまくいかなかつたりする場合もあるかと思うんですけど、そのあたりは学習には問題なくいけるということでおろしいですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）このアプリのよいところとしては、発言した内容が一旦文字で表示されることになっております。日本語にしても母語の外国語にしても、一旦文字化されて表示されています。自分のしゃべった内容が正しく伝わっているのかというのをその文字を見て一旦確認

して翻訳するというような形でしておりますので、割と使い勝手はよいのかなというふうに聞いております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

あと、先ほど言っておりました通訳というところの支援員というのは人材的にもいらっしゃるのかというところと、どのぐらいの時間で子どもと一緒に学習をしていただいているんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）現在、中国語の通訳が2名、アラビア語の通訳が1名登録していただいております。こちらの方については、例えば保護者の方にどうしても伝えにくいような案件であったりとか入試の制度であったり、なかなか日本語だけでは伝えにくい、翻訳アプリを使ってでも伝えにくいようなときに、代わりに来てもらって通訳していただいてというような形を取っております。

基本的には子どもへの支援というところで、どうしても場面はあるんですけども、日本語指導員であるとか外国人支援員のほうがアプリを使いながら通訳していただくケースのほうが時間的には多いのかなというふうに思っております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今後、次に6番になるんですけども、外国籍の子どもが増えた場合の支援というところで、今現在日本語指導が必要な子どもが小学校、中学校合わせて11名という先ほど数を聞いたんですけども、府の教育委員会とか先生が来ていただけるとか、現在いらっしゃる教員の方の負担という言い方はちょっと違うのかなと思うんですけども、やはり日本語ができない子どももクラスの中で一緒に教えていくとなった場合の、そのあたりの今後増えてきた場合の体制というところが心配やなというふうに思うんです。そのあたりは、何か今後検討していくことというのは持つてはるんでしょうか。6番目になると思うんですけど。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）6点目の質問でお答えさせていただきます。

続きまして、ご質問の6点目、今後、外国籍の児童、生徒が増えた場合の体制作りや支援方法について検討はしているのかについてご答弁させていただきます。

外国籍の児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒については、何よりも安心して学校生活をスタートできることが大切であると考えております。そのため、先日も町内の教員を対象に研修を実施したところであります、今後も必要な研修を行うことで、教員の指導力、対応力の向上を図り、対象となる児童・生徒が増えた際にも対応できる体制を構築していきたいと考えております。

また、日本語指導員や学習支援ボランティアを効果的に活用するとともに、有効なコミュニケーションアプリの研究を進めることで、当該の児童・生徒の実態に応じた支援が行えるよう努めてまいります。

今後も、外国籍の児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせておきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

先ほど教育委員会評議会の委員の最後の言葉のところにも載っておりましたけれど、日本語指導が必要な児童・生徒が増えてきているとのことであり、言葉の壁により、孤立することがないように、現状の把握、課題の共有に適切なフォローに努めていただきたいというふうなことも載っていたかなというふうに思っております。

本当に言葉が分からぬというところで、子どもはすぐに多分対応していくのかなという、それ

よりも本当に先ほど、大人の方ですよね、外国人の方の支援というところで、親御さんのほうが孤立していく場合もあるのかなというふうにもちょっと思つたりしたんですけど、子どもが話せることによって、また親も巻き込めるのかなというふうにも思つたりもするわけで、言葉の壁により孤立することがないよう、子どもも大人の方もですけれども、その辺しっかりと町のほうで現状把握をしていただきながら、また、やれる何か対策、支援があれば、しっかりと住民登録されたときにご案内をいただければなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目です。熊取ブランドの創出、強化についてということで、本町の財政が硬直化する中で自主財源の確保は大変重要です。その意味で、売れるブランド、産物があるということは大きな強みだと思います。

そこで、まず1点目、熊取町として売れる商品を生み出す観点から、ブランド創出をどのように戦略を立てているのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問の熊取ブランドの創出、強化についてご答弁申し上げます。

ご質問の1点目、熊取町として売れる商品を生み出す観点から、ブランド創造をどのように戦略を立てているのかにつきましては、産業振興アクションプログラムにおきまして、魅力的な地域資源の発掘や熊取町のブランド認定品であるくまとりやもん♪を中心とした地場産品の積極的な販売・PRに取り組み、稼ぐ力を強化する方針を打ち出しております。

ご質問の戦略でございますが、稼ぐ力の強化に向けて取組を具現化するため、チャレンジ意欲の高い事業者や様々な町内外の団体と連携して取り組んでまいりました。具体的な一例を申し上げますと、産業活性化基金事業により、タオルブランドの販路拡大などブランド創出に取り組む事業者を支援するとともに、くまとりやもん♪においては、ブルーベリー農園運営事業者や飲食店と共にブルーベリーを使った特産品の開発を行い、町内飲食店等でスイーツを中心とした様々な商品を提供できるよう取り組んでおります。

また、大阪・関西万博、夏の大坂Wiークでは、連携協定を締結しております学校法人村川学園の学生の協力の下、ブルーベリーを使ったスイーツなどのPRを行い、熊取ブランドを広く発信したところでございます。

今後におきましては、影響力のある発信者を意識しながらSNSを積極的に活用し、町内外への発信力を高め、町内外のたくさんの方から支持される熊取ブランドの創出に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）お答えいただいたんですけども、今までやってきたことは僕も議員をやっていたので知っている部分はあったんですけども、全体的な答えというか目標が分からぬ。ぼやっとしているというか、何をどう戦略立てているのかというのがいまいち分からなかつたんです。

例えば期間とかに絞ってみると、何をどうしたいのかというのは現在答えられることはありますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）具体的に期間を絞ってというのは、定めたものというのではなく、産業振興ビジョンであれば10年期間の計画を立てているものでありますので、そういうものになってくるんですが、今、先ほども答弁したくまとりやもん♪とかにつきましては、6年度末で大体62品目ぐら

いの認定というのをしたところでございます。こういったのが一つの成果であるとともに、ただ、議員おっしゃいますとおり、認知度というところも含めてちょっとばやけているのかなというところも多分感じておられるのかなというところもありますので、そういったところを含めて、先ほど答弁でも申しましたとおり、もう少し発信力を高めていって認知度を上げて、そういったものをより町内外の人に親しんでいっていただけるような展開というのを強化してまいりたいというのが今申し上げられる範囲のところかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）もう少し具体的な戦略を立てたほうがいいのかなというところは感じます。

次に、2点目、農産物や加工品など熊取町ならではの商品化の可能性をどう捉えていますか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）2点目、農産物や加工品など熊取町ならではの商品化の可能性をどのように捉えているかにつきましては、先ほども申し上げましたくまもりやもん♪として、熊取らしい魅力を備えた62品目をブランド認定しているところでございます。

一方で、くまもりやもん♪の認知度という点では先ほども申しましたけれども十分ではなく、熊取町ならではの商品として、さらに発信力を高めていく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そうですね。くまもりやもん♪とかは認定されていて、商品の数としてもあると思うんですけども、じゃそれを売っていこうとしたときにネットで検索されるかといったら、されていないからブランドになっていないわけで、さっきから言っているような発信力を高めるというところは重要なのかなと思っています。ずっとそういう答弁も、そのような発信力を強化みたいなことを言っているんですけども、その辺が進んでいないのかなというようなことはずっと思っています。

次、3点目です。ブランドを町の収入や事業者の売り上げ向上につなげるための今後の展開はどう考えるか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）3点目、ブランドを町の収入や事業者の売り上げ向上につなげるための今後の展開につきましては、これまで取り組んできた熊取町の知名度向上とブランド力の強化のため、事業者が行う商品の広告・宣伝への取組に対して補助する産業活性化基金事業を継続するとともに、熊取町商工会やくまもりにぎわい観光協会など様々な団体と連携を図り、熊取町のブランド認定品の販売・普及に努め、チャレンジ意欲の高い事業者を引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

加えて、1点目で答弁いたしました町外への発信力を高める取組とともに、稼ぐ力を発揮できるように、くまもりやもん♪のブランド認定事業の在り方を検討し、また、地域ブランドの構築に取り組む先進事例なども参考にしながら、ふるさと納税の返礼品にもなり得る魅力的な熊取ブランドの創出に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）産業活性化基金で補助金は出していただいている、その活用事例も増えてきているので、その件数ベースでいけば成果は出でているのかなというところは感じるんですけども、じゃその商品が売れていているのかという観点から見ると、やっぱり売れていない、検索されていない、人の目に触れていないというところは、そこが一番の課題だと思っています。なので、今までよりもっと違った部分でのブランドづくり強化という部分が必要なんだと思います。朝、石井議員の質問の中でも写真とか新たに撮っていただいているというところもありますけれども、そ

といったところはもっと強化していただきながら、ほかに広げていって、もっと熊取町で生み出される產品を売れるようにしていっていただきたいなと思います。

ブランドが単なるスローガンに終わるのか、それとも地域経済を動かす実効性のあるものとなるのか、熊取町にとってのブランドイメージにとどまるものでなくて、売れる商品を通じて地域経済に利益をもたらすものであるべきだと考えています。なので、これからそういう観点でもう少し施策を考えていただいて、その辺の強化をよろしくお願ひいたします。

次、大きな質問の2点目です。財政についてというところです。

本町の財政を分析する中で、人件費率が類似団体と比較して高い水準となっているように思います。まず、この点について町としてどのように認識しているのか、率直なご意見を伺いたいと思います。

それで、1点目、人件費率は類似団体と比較して高い水準にあると思いますが、町としてどのように分析していますか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）ご質問の2点目、財政についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の人件費比率は類似団体と比較して高い水準にあると思いますが、町としてどのように分析しているかにつきましては、議員ご指摘のとおり、本町の人件費率は類似団体を上回る状況となっておりますが、人件費率は窓口業務の外部委託、清掃組合等の一部事務組合の有無、保育所運営など自治体間で異なるため、単純比較はできないものでございます。

なお、本町の国との給与水準の比較を示すラスパイレス指数は令和6年で96.7%であり、類似団体内でも98団体中、上から62番目に位置してございます。また職員数につきましては、これまで消防等の広域化、保育民営化、施設の指定管理などに取り組んできており、類似団体より低い数字となってございます。

これらを勘案しても、人件費率が高いということは、本町において類似団体に比べ会計年度任用職員の割合が高いことが要因の一つと分析してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今ご答弁にあった会計年度の方の割合が多いということやったんですけども、それはなぜそうなったんでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）アクションプログラムでも書いていますとおり、今現在のところ住民のニーズに合わせたところで、特に専門の分野とか保育とか教育とかに重点を置いているところもございますので、どうしても保育所がありますところの先生の配置とか専門的な知識を要する会計年度なりというところで、住民ニーズに合わせてだんだん膨れてきているものだと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、その会計年度の方の割合が多いということは、熊取町が意図して多いというか、それは熊取町の施策で必要だから多いという認識で合っていますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）現在までのところ、必要であるために会計年度の皆様に助けていただきながら正職員の事務補助としてていたんですが、今後は、アクションプログラムにおきまして事務の見直し、やるべきことをやって、本町の住民ニーズに合ったサービスを考えしていく中で、この辺のところについては削減という方向で考えてございます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

次、2点目です。財政の持続可能性という観点から、人件費率が高いことについてどのように考

えていますか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、2点目の財政の持続可能性という観点から、人件費率が高いことについてどのように考えているかについてご答弁申し上げます。

財政の持続可能性を検討する上で、人件費は重要な要素であると認識してございます。先ほどの答弁で申し上げたとおり、人件費率のみをもって本町の人件費が高い水準にあるか否かは一概に言えない状況ではありますが、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入や近年の人事院勧告による対応などからも人件費が町財政に与える影響は大きくなっているため、人件費の抑制を図るべく、事業の見直し等と併せ、会計年度任用職員も含めた職員数の適正管理を徹底してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今ご答弁にあったように、人事院勧告とか会計年度の方のルールが変わったりとかして、熊取町がどんどん増やしていっているわけではないというところは私も認識しているんですけども、単純に決算カードを見ていて人件費率がほかの団体より高いというところは何でかなと思ってこの質問をさせていただいている。

3点目、今後、人件費率ですね。類似団体並みを目指すのか、あえて高い水準で質の高いサービスを確保するのか、町としての方向性はどうか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、3点目の今後、類似団体並みを目指すのか、あえて高い水準で質の高いサービスを確保するのか、町としての方向性はどうかについてご答弁申し上げます。

方向性としましては、行財政構造改革プラン「アクションプログラム」にも掲げておりますとおり、事業の見直しや業務の委託化の検討などの取組を推進し、人件費の抑制を図りながら、本町の住民ニーズに合った効果的で効率的な質の高い住民サービスを今後も提供できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。完全に数字を見て分かっているわけではないんですけども、僕も議員として行政に関わっている中で、会計年度の方が多いのかなというのは肌感覚ではありました。それでご答弁いただいた中で、会計年度の方が多いというところをご答弁があったので、そういうのかと。

それとあと、人件費率の中に含まれない人を雇っているお金というか、それもありますよね、多分。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）人件費率ではない部分といたしまして、実際のところ物件費で外部委託しております部分とかにつきましては類似団体より低い状況でございます。また、一部事務組合比率というところについても類似団体よりは低いという形で、一概に全てのトータルとしてなかなか判断はできませんし、類似団体といいましても2万人以上の町村で産業構造が本町のように80%以上が第3次産業に抱えているところ、面積が違ったり、本町としましてもやっぱり近隣市町とのサービス等々も考えておりますので、アクションプログラムに掲げております民間委託等を積極的に今後推進していきながら、この辺のバランスを取りながら事業を推進していく所存でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

この辺は人件費とかが含まれるところで、ちょっとシビアな部分になってくるのかなと思います

けれども、その辺も財政が硬直化する中で考えていかなければならないところなのかなと感じるところではあるんですけども、人件費率が高いからといって安易に給与削減や人員削減といった方向に進むべきではないと私は考えています。住民に身近なサービスを支えているのは職員の一人一人の力であり、その士気を下げるような対応は避けるべきです。むしろ職員が力を発揮できる環境を整えながら、効率化や工夫によって財政の健全化を実現していく、そのような観点の取組を今後期待したいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思います。

7月3日から7月19日、7月20日投開票の参議院議員選挙について、まずは聞いていきたいと思います。

1番ですが、投票率が全国、また熊取町も令和4年の参院選より上昇しました。本町はどの年代が一番上昇したのか、教えていただけますか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、第1点目でございます。本町はどの年代が1番投票率が上昇したかについてご答弁申し上げます。

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙の本町での投票率は58.74%、前回、令和4年執行の第26回参議院議員通常選挙の投票率は52.12%であり、6.62ポイント上昇いたしました。総務省による全国集計では、今回の第27回参議院選挙は58.51%、前回、第26回参議院選挙については52.05%、6.46ポイントの上昇に対し、本町においては全国平均を上回る状況でございました。

ご質問のどの年代が最も上昇したかでございますが、在外選挙人名簿に登録されている方を除く数値ではございますが、最も上昇した年代は30歳代の方で、令和4年の参議院選挙では39.32%と比べ15.57ポイント上昇し54.89%、次に20歳代の方が、30.48%が15.08ポイント上昇し45.56ポイントであり、若い世代の投票率に大きく上昇が見られたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そうですね。全国的にやはり言われたとおり20代、30代の伸びがすごかつたように思われます。我々自由民主党から出馬いたしました議員も参政党にやられたような気がいたします。数字がはっきり出ているので、もう仕方がないとは思いますが、20代、30代、どこをターゲットにしているのかと思ったら、やはりSNSが一番かなと。あとはそういうSNSからの発信で、4、5日前ですかね、投票日の。そこから参政党というところがやはりオールドメディアからもよく取り上げられるようになって、14議席という躍進をしたかなと思われます。我々やっぱり選挙人といったまでは、こういうところを参考にしながら勉強していき、どういうふうな選挙をしていかなければいけないのかなとも思いますし、やはりなかなか今までのどぶ板選挙では勝てないのかなと思われます。

熊取町におきましても、大阪なので維新が一番手に通っております。二番手に参政党が来ているというところで、地方議員の選挙におきましても、今週から始まっております柏原市と羽曳野市でも約1名ずつ女性候補が立候補しております。そういうところで、これがブームになるのか、それともやはり継続していくのか数年で落ちるのか、ちょっと分かりませんけれど、ここを見習わなければいけないところも若干あるかなと。

この後の2項目めにも続くんですけども、やはり争点としては先ほどの外国人というところになってきたかなというところもあって、2項目めには入れているんですけども、今回投票率が上がりまして、2項目めにいきますけれど、今回だけではなく常に努力していることがあれば教えてください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、ご質問2点目でございます。投票率を上げるために努力していることについてご答弁申し上げます。

投票率向上については、特に若年層に向けた選挙への関心を高める取組を行ってございます。若者の選挙への関心を高める取組といたしましては、29歳以下の方で投票立会人を募集してございます。期日前投票所における立会いを行っていただき、投票所における一連の流れや、また手続に携わっていただき、選挙を身近に感じていただく取組をいたしました。

また、泉佐野税務署管轄の租税教育推進協議会との共催で、中学生を対象とした租税教室と選挙の出前授業を実施いたしました。これは、税と選挙の主権者としての考えをより深めていただけるよう実施しているもので、令和5年度、6年度には大阪体育大学浪商中学校におきまして実施いたしました。今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

なお、令和6年1月執行の町長選挙からは、公益財団法人明るい選挙推進協議会のキャラクターでございます、こちらを利用した投票済証を作成し、投票を済ませた選挙人にお取りいただくこととしてございます。

投票率向上については今後も取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）先ほど1点、29歳以下の立会人を募集しているとおっしゃられたんですが、実際、何人ぐらい今回やっていただいたんですか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）こちらについては、一旦公募をさせていただきまして、今回の参議院選挙期間中では6名の方がご登録いただきまして、この期間中に参加いただいた方は5名の方でございました。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）それ以外でもあと2点あったんですが、今回の選挙に限ってすごく上昇したと思われるんですが、どういう感じで上昇したのかなと感じられましたか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）選挙管理委員会からなかなか、直接選挙人にお声を聞いたわけではないので、世間の報道等を参考にいたしますと、やはり若年層の方の投票が大きかった。それと、10代から80代まで全ての年代において、今回の参議院選挙においては前回、令和4年度執行の投票率より上昇しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）上昇することはすごく好ましいことだと思われます。令和元年度、6年前に比べたら約10ポイント以上、令和元年が48.09なので10ポイントは上がったかと思われる所以、かなりすごい数字が出たなと思われます。

今回、とにかく投票率を上げていっていただきたいという思いで質問をさせていただいているんですが、実際に上がってしまっているのでなかなかちょっと、何とも突っ込みどころがないんですね。もう次にいきたいと思います。

選挙期間中に防災無線による参院選（期日前投票）のアナウンスは何回行いましたか、教えてください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、ご質問の3点目でございます。選挙期間中、防災無線による参院選（期日前投票）のアナウンスは何回行ったかについてご答弁いたします。

防災行政無線を活用した選挙のお知らせにつきましては、選挙当日の午前10時、午後1時、午後

5時30分の3回、本日が投票日であることを放送によりお知らせしておりますが、期日前投票の期間については防災行政無線によるアナウンスは行ってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、僕たまたま泉佐野市でいてまして、お昼に1回、午後5時頃に1回、期日前投票の案内が防災無線で流れています、次の日も聞こえたんで選挙管理委員会に電話をしたら、今回は14日の月曜日から19日の土曜日まで毎日2回、防災無線を使い期日前投票の啓発をしているというところと、あと公用車を使って12日、13日の土曜日、日曜日は日中、14日から19日は職員があまりいてないので主に夕方、公用車でアナウンスをしているというところで、今回、泉佐野市は投票日は同じく3回、もちろんですが、10ポイントぐらい上がっているんですね。

今後、やはり防災無線を使って、今回の参院選は17日間あります。なかなか選挙力一等々、個人演説会もやったりしますが、地方議員の選挙とは違って参院選って幅が広くて、我々の柳本選挙力一も熊取町で1回しか走っていないんですね。やっぱりやっている感がどうもないとよく言われます。それはもう選挙区が広過ぎてどの候補者も多分そうと思うんで、ここは防災無線または公用車等々で、今回は全国的に上がっているんですが、これがやはり前回の衆院選も下がったかと思われます。等々で、衆院選も同じように防災無線、月～土、1日2回、市議選も同じく月から土で1日2回、期日前投票を行っていただきたいというアナウンスはしているんですが、熊取町もこのお金のかからない防災無線を使ってのアナウンスをぜひやっていただきたいなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）こちらについても、今回ご質問をいただいた関係で近隣の市町の状況も聞かせていただきまして、今後については期日前の、例えば初日、今日から始まりますよとか、これから皆様にお知らせを早くできるように、それはやっていきたいと思います。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）それは1日だけしかしないということなのか、毎日、泉佐野市みたいにやっていただけなのか、よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）こちらは、近隣の状況からいたしまして、毎日されているところも若干ありますが、それによって逆にやめたという事例も耳には入ってきましたので、適宜、皆様に十分お知らせできる範囲で、それは毎日とは今少し断言はできませんが、させていただきたいとは考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ぜひともやっていただきて、確かに近くにおる方はうるさいなと思われるかもしれません、泉佐野市に聞いても、やはり12時半、5時半というのは学校の授業のない時間帯等々を狙ってやっているというようなことも言っておりますので、その辺を狙っていっていただけたら苦情も減るのかなと思われます。

立候補者が減ってきている中、今回の羽曳野市、柏原市も、柏原市は定員1オーバーでございます。あそこも16万6,000人ぐらいのまちなので、そこでもやはり立候補する人間がまず少ないというところで、結局は選択肢があまりなければ投票率は下がるだろうと言われておりますので、我々の町議会議員選挙もどれぐらいの立候補者がいるのかは分かりませんが、恐らくそんなにも多くは出ないかと思われます。ぜひとも、今後もそういうふうに啓発活動をよろしくお願ひいたします。

4点目にいきたいと思います。期日前の投票所を増やすことは考えておられないでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） それでは、ご質問の4点目、期日前投票の場所を増やす予定についてご答弁申し上げます。

現在、役場期日前投票所は告示の、または公示になりますが、の翌日から、また、JR熊取駅期日前投票所につきましては選挙期日直前の水曜日から金曜日までの3日間設置してございます。多くの方に利用いただいているところでございます。

期日前投票所の場所を増やすことにより、投票の機会が増え、有権者の利便性の向上に資することができるものと認識はしておりますが、期日前投票所の増設につきましては、それぞれの投票所につきまして投票管理者、立会人、また選挙管理委員会の職員配置など人的な確保や、選挙人名簿の管理には選挙管理システムを用いており、強固なセキュリティーを持つ回線により各期日前投票所を結び、二重投票などが起こらないよう選挙人の投票管理を厳格に行う必要があることから、現状においては役場及び専用回線を設置してございます駅下にぎわい館の回線を活用したJR熊取駅の2か所の期日前投票所を設けているところであります、現在、期日前投票所を追加増設することは困難な状況でございます。

今後も、通信技術等の発達や近隣市町の状況などを注視しつつ、選挙人の利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 確かに今の選挙制度やつたらちょっと難しいところがあるかと思われますので、先ほどご答弁いただきましたように、もうちょっと進歩したら増やすかなとも思われますので、その辺も今後、検討をよろしくお願ひいたします。

あと、駅前と役場の期日前の投票の数とからて分かりますか。どれぐらい投票されたか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 例えは今回、令和7年執行の参議院議員選挙ですが、役場での投票数としましては8,540、熊取駅前自由通路のところでは1,315でございまして、全体のこれで47.4%を占めてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ということは、もうほぼ半分は期日前という考え方でよろしいですかね。すごいですね。うちのやはり役場と駅前やつたら、これ4倍ぐらいですかね、違い。でもこれ、駅前は3日ですね。これぐらいの数やとやっぱり駅前を利用される方は非常に多いという感じでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 駅につきましては、従前、始めたときは直前の木曜日、金曜日の午後4時から午後8時、それが令和5年より1時間延長して夜9時までにしているところと、あと木、金の2日を水、木、金の3日で今は実施してございますので、幾分かは投票率は上がってこようかとなっています。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 分かりました。なかなか場所を増やすのは現在のところ難しいかと思われますが、これだけ期日前投票が多いというところに目を向ければ、期日前投票の数がもう一つぐらい多かつたらもっと上がるのかなとプラスに取っていただけで、制度が変わったら今の現状やつたらちょっと難しいかとは思われますので、何かちょっとと違う方法になったり、もしくは有線でできる等々のシステムの問題もあると思われますので、そういう点がいける余裕があるのならば、ぜひともスーパー・マーケット等々、人がよく出入りするところでやつていただけたらなという願いでございます。

5番目のセンキョ割の導入についてお聞きをいたしたいと思います。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の5点目、センキョ割の導入についてご答弁申し上げます。

まず、さきの参院選においても報道などで多く紹介されましたセンキョ割につきましては、一般社団法人選挙割協会が管理するサービスでございます。登録された店舗で投票済証などを提示すると割引などのサービスを受けることができるもので、国、地方自治体などとの関わりがなく、民間での連携により参加協力企業やスタッフを募り活動しているものでございます。したがいまして、センキョ割の導入は選挙管理委員会として行うものではないと考えてございます。

センキョ割が有権者の投票への意識づけの一助となっていることは報道され、効果的であることは承知しておりますが、純粋な民間発信の取組として注目するとともに、今後の地方公共団体としての関わり方については、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、これは一般の企業が申込みをするような形でセンキョ割というのをやついくような感じなんですか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）これも我々、いろいろネット等での調査というか調べなんですが、あくまで民間がボランティアとして始めたものがスタートらしいです。そのセンキョ割という名前を使つていただくことについては別にとがめないと、どうぞ使ってくださいということで、それは各事業者が自由に使って問題ないですということも一応ホームページ上では記載されてございました。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そして、泉佐野市で今行われているセンキョ割があったような気がするんですけど、あれっていこらも～るが手を挙げてやっているようなイメージでいいんですかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）恐らく、事業者のほうからそれに参画して協力しますという意思表示の下でされているものであります。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。僕もちょっと調べたら、センキョ割の主催者は基本的に自治体や選挙管理委員会などと書かれていたので、またやり方が違うのかな。センキョ割というサイトを僕、見ました。あと、この申込みの仕方も、何か一般の方が募集するのかなという形でちょっと見たんですけど、違うサイトで見たらそういう書き方をしていたので、仕切るところがそこが仕切って、例えば熊取町の商店等々にお願いをして、そこに手を挙げるところがあれば割引制度とかというようなのもセンキョ割であるのかなと思っていたんですが、それはまたちょっと違うんでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）選挙管理委員会が積極的に例えば事業所なりに割引サービスを求めて選挙に関する活動を促すというのはあまり好ましくないというふうに、これはある選挙管理委員会側の見解ではございますが、そういう周知もございます。我々も調べさせていただいたら、今回のセンキョ割、いろんな商店や飲食店が協賛をされています。それは別にどこどこの地域の選挙だけが有効とかではなくて、特にそういう制限を設げずに、今回は国政でしたので全国で実施されていますので、どちらの投票済証でも構わない。投票済証自体も必ず選挙管理委員会が発行しているものではなく任意ですので、もしそういうものが発行されなければ投票所前での写真でもいいですよというような記載はセンキョ割のページでございました。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。そしたら僕も、このセンキョ割に熊取町の事業所も協力していただけるような感じで、ちょっと頭を使ってそういうことができたらなと思って、今後もまた調べて活

動をしていきたいと思います。

そしたら、大きい2点目についてでございます。

外国人の土地所有についてなんですかと、これ、今回の選挙の争点になったと思われます。土地所有とプラス上物、建物もと思ったんですが、ちょっと建物はなかなか調べるのが難しいというところだったので、建物はあえて省きました。

この意図としましては、今回、やはり特区民泊というところが大阪府にとってはかなり重き争点にされていまして、我々自由民主党の柳本 順氏も西成区で生まれ育ち、家を出たらもう外国人だらけで、やはり市内に関しては95%以上が全国の特区民泊、東京の大田区が4%ぐらいですかね。約6,000何ぼというすごい数が大阪市にとにかく集まっております。

そこもちょっと聞きたかったんですけど、まず、本町におきまして住民登録のない外国人が土地を所有している件数を教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の1点目です。本町に住民登録のない外国人が土地を所有している件数はについてご答弁いたします。

不動産登記簿や固定資産課税台帳においては、所有者の国籍は記載事項ではなく、登記事項の所有者氏名のみで外国人であるか否かは判別できないため、今回については不動産登記簿における登記名義人の住民登録が本町になく、かつ登記事項において国内に住所を有しない方の件数といたしまして、令和7年度の土地に係る固定資産税の納税義務者となっている名義人は7名でございます。また、マンション等の集合住宅上での区分所有者には該当者ではなく、土地としては7筆、建物の棟数といたしましては8棟で、合わせて15件の状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ありがとうございました。建物も調べていただいたみたいで、恐らく、先ほども二見議員の質問の中で外国人の住民登録している方が7名ですかね。その人たちが所有をしているかな。それは分からぬ。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） これも恐らくですが、私、今述べた数字というのは土地と建物ほぼほぼセットでございます。先立っての二見議員からの質問の中の方については、熊取町に多分ご住所を有してられますので、この方々ではないです。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） これが非常に問題になろうかと思われます。なぜかといいますと、外国人が土地を買おうと思ったら、軽くキャッシュで500万円あれば今のところ事業所ができたり等々といふ、僕は参政党じゃないんですけど、日本の土地というのはすごく買いやすくなっているところが今、かなり今回の選挙の争点の一つになったかと思われます。一昔前の北海道の水源があるところを広大に買われた2000一桁台のときからだと思われます。

そのほか、とにかくタワーマンションや戸建て等を買ってそこで住んではる、居住実態があるのならばいいんですが、居住実態がなく、キャピタルライトのため等々、また転売、投資目的で買われているというケースが都心で多いという報道を目にすることが多々あります。熊取町に関してはそこに該当するのか、判断が多分つきにくいと思われますので、ぜひ、これは2点目もいこうかいこまいか、ちょっと迷うんですけど、固定資産税等々の徴収はどのように行っているか教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の2点目でございます。固定資産税等の徴収はどのように行っているかについてご答弁いたします。

地方税法第364条におきまして、市町村が土地などの固定資産税を徴収しようとする場合には、その固定資産の所在地番、面積、固定資産税に係る価格を記載した固定資産税の納税通知書を納税義務者の方に交付する必要があります。

また、地方税法第355条において、固定資産税の納税義務者が納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合においては、納税に関する処理を行う納税管理人を定めて市町村に申請することとなってございます。

これまでも、国内に住所を有しない方については国内の納税管理人の届出をいただき、固定資産税を徴収しているところでございます。

なお、令和6年4月からは不動産登記法の改正により、所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、国内における連絡先となる者の名称、住所等を登記事項とされたところでございます。しかしながら、この国内連絡先が納税管理人となる規定ではないことから、令和6年中の所有権移転において、国内に住所を有しない登記名義人について、納税管理人の届出を促すよう大阪府税事務所に協力を得ながら固定資産税を徴収すべく取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、国の関係法令の改正や通知等に留意しつつ、大阪府等と連携しながら固定資産税の徴収に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 固定資産税が、滞納をずっと例えし続けたとします。もちろんその持つてはる外国人の方が母国に帰られたというケースがよくあるらしいんですけど、そういうときって結構、もう徴収は不可能に近いんでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） しかし、固定資産であれば最終的に差押処分によって換価という手続が残されますので、徴収できない場合はそういう手続になろうかと思います。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ということは、先ほど8件ぐらいが、仮にですよ、ほんまにもういなくなつて、外国のどこにおるのか分からぬ等々で滞納してきたり、完全に差押えにいくという解釈でよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） あくまで今の時点での想定、仮定ではございますが、固定資産税についてそのようなことがあれば当然差押えを執行いたします。

それと、一つちょっと追加させていただくと、今現在で先ほど登記名義人7名の方の登記上の住所が外国というところがあつたんですが、その中の4名については以前に所有権移転で取得されていて、現在まで滞納はございません。残る3名の方については昨年度の所有権移転ですので、今現在連絡先調査中で、おおむねつかめてきていまして、それは悪い方向には向いていない状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 熊取町でそういう連絡先、滞納がない等々で聞かせていただけて安心をいたしました。

今回この質問をさせていただいたのは、先ほどの参議院選挙で争点になったところと特区民泊ですね。特区民泊に対しましたら、その特区民泊を事業とするというところで、やはりビザですね。事業管理ビザでしたか、あれを取得しにわざわざ来るという外国人が多いというところで、特区民泊ができる大阪府はかなりハードルが低いというところで、この特区民泊に関して先日、吉村知事も7月の会見、多分これぶら下がりだと思うんですが、新規募集を一旦停止すべきなんじゃないかというのと、8月13日に関テレのこれはテレビ放送で、橋下元大阪市長が僕の責任ですと

テレビの前で実際に謝罪をされたというような、やはり特区民泊は考え直さないかんなというところで、8月末に府のほうから、今後どうするんだ熊取町はというような形で34市町村にアンケートみたいな意識調査を実施されたかと思われます。これまでどおり実施をすると熊取町が回答したのはなぜでしょうか、ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）特区民泊の件でございますが、現状、本町のほうにおきましては、いわゆるホテルとか旅館とかが建てられるところの用途地域に限って申請があればできるような状況になっているということで、今、申請につきましては大阪府の保健所のほうにしているような状況というところでございます。

当初は、大阪府内におきましては当然インバウンド等も踏まえた交流人口の増加というところの視点でこういうところでやっていくというところになってございまして、今現状におきましては、大阪府のホームページ等を確認しましても熊取町内で特区民泊の申請をされている事業所はないというところでございますので、現状どおりに今のところは考えておるというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、住宅地等々では特区民泊はできないという解釈でよろしいですね。はい、分かりました。

でも、今後さらなる申請を受理しないでおこうという自治体がやはり増えていると思われますので、その背景には騒音や文化の違い等々でやはりトラブルになるというところで、最初に特区民泊を許したのは、先ほどおっしゃられていたように2025年の万博の誘致の際にもホテルじゃ足りないからというところで大阪府が手を挙げたというのが始まりであって、やはりもう市内ではむちゃくちゃになっているというところで、この8月末にでも制度から離脱した寝屋川市等々がございます。そういうところもやはり危惧をしているのかなと。調べても寝屋川市、その辺でも1施設か2施設ぐらいだと思われます。そういうところでもやはりもうやめようというような動きになってきてるので、ぜひ熊取町も、住宅でできないというところもありますが、全面的に新規申請を受理しないという方向で動いていただけたら、さらに住民の方も安心するんじゃないかなとも思われます。

確かに、この地域で民泊をしてもなかなか来ないであろうというところで、そういう事業者は現れないかと思われますが、近隣の泉佐野市等々では多分そういう問題がこのまま継続したら出てくるのかなと危惧をしておりますので、そういう考えも熊取町としても持っていただき、また、宅建業界のほうとかでも山を買う、土地ですよね。イスラム教の方たちが多くなっているらしいです。それはなぜかといいますと、ヤミ土葬、イスラム教徒では火葬が駄目だというところで土葬が主な埋葬の方法で、土葬自体は日本の法律では禁止ではないと思われます。しかし、土葬をするところがほぼほぼないというところで、イスラム教の人たちが山を買って、そこに無断で土葬をしているというような実態が宅建のそういう研修会でも話題に上がっておるそうです。ここは、やはり日本でお亡くなりになつたら火葬というところがほぼほぼ占めておりますが、文化の違いというところで土葬をするところが少ないので1点と、やはりイスラム教等宗教の違いで、火葬が嫌なのかできないのかはよく分からないんですけど、勝手に埋めたらとにかく火葬であろうが土葬であろうがもう法律違反に日本の国はなつてしまつますので、土葬も自治体とそこを管理しているところが認めたらオーケーだそうです。そういうところも外国人が山を買うとなつたらちょっと危惧していただけるよう、よろしくお願ひをいたします。

続いて、3点目にいきたいと思います。遊休施設についてです。

令和7年、今年の3月議会で質問した以降の進捗状況を教えていただけますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、3点目、遊休施設についてのご質問、令和7年3月議会で質問した以降の進捗状況と今後のスケジュールについてご答弁申し上げます。

公共施設の当初の目的を終え、現在使用していない遊休施設としましては、令和7年3月議会に答弁いたしました旧大原衛生公苑、旧東学童保育所、旧北学童保育所、旧南保育所、旧町民会館分館の5か所であり、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」にも、この5つの施設全てについて処分を進めるというところで位置づけてございます。

これらの施設に係る現在の進捗状況でございますが、初めに旧大原衛生公苑につきましては、周辺の町有地も含めて処分を検討するため、総務課を中心とした旧大原衛生公苑及び周辺地の処分検討プロジェクトチームを令和7年5月に設置し、その後、5回の会議のほか、関係課との協議、現地調査などを行い、現在、具体的な処分方策案を作成中でございます。

また、残る4施設におきましても、早急に処分を進めるため、民間事業者との意見交換を開始しながら処分方法を決定してまいります。

以上のとおり、これらの遊休施設につきましてはアクションプログラムに基づき処分に向け、町一丸となって着実に進めてまいりますので、ご理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） その3月の前の2月の議員全員協議会で配られました第4次行革プランの見直し案についての項目の公有財産の処分・活用の32の学童保育、南保育所は多分学童保育ですよね。その令和7年度にマイナスで90万8,000円とあるんですが、この効果額のマイナスというのはどういう意味か、ちょっと教えていただけますか。

議長（文野慎治君） 永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君） 私たちが把握しているのは、関係費用を当初上げていたと考えております。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） それは耐震をするとかというふうな調査費用ではないんですか。

議長（文野慎治君） 永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君） 不動産の価値が幾らあるか、不動産の鑑定の部分でございます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そしたら、8月21日の議員全員協議会で提出をされた南保育所については、建物つきの売却で進めていく方向でいいんでしょうか。

議長（文野慎治君） 永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君） すみません。1点訂正といいますか、私たちが把握してございますのは旧の東学童保育所の予算でございまして、この3つの部分について、14ページの新の32番、廃止した町立保育所や学童保育所の括弧の中に東学童、北学童、南保育所という形で載ってございまして、年度ごとに分かれておるんですが、私たちが把握しておりますのは旧の東学童保育所についてというところで、南保育所についても売却というところで進めてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） アクションプログラムのことですので少しだけ。

総務部長が申し上げたとおりですけれども、令和7年のこの項目の90万8,000円、これは売却を前提とした不動産鑑定委託料で、場所は東学童を想定しておるというところです。令和8年に入っている数字が東学童の一定想定している売却額、令和9年が旧東学童、旧北学童という形にAP上は数字を一旦上げておると。南保育所については、この期間では数字は上げておらないというところでございます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ということは、まだ南保育所の売却は、6年度実績報告で上げてきた中で南保育所は建物つきで売却を検討したと記載があるんですけど、これは、売却はまだ令和9年度以降で考えているということですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）A P掲載時点では議員おっしゃるとおりです。ただ現状では、答弁でも申し上げましたとおり一括で売却したい、もう9年までに一括で売却したいというところで、民間業者等と情報交換しておるというところでございます。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）今、総合政策部長から話がありましたように、実はこのA P時点で所管部課を書いてございますところですが、各部局に分かれておりますとやっぱり年度もばらけますし、1つ終わってから1つずつ進むんですが、現在、総務のほうでこの未利用地、遊休施設につきまして一括して所管を受けまして、一括して売却に向けて、5つ全て売れるような体制を今構築中でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）5つを令和10年度までにということですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）目標では、まだ今後、今動いているところなんですが、なるべく早い時点で、A Pの期間中に動きを必ずさせていただいて、売却に向けてさせていただきたいと思ってございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これに関して若干の問合せがございまして、そういうところの施設を、解体まではまだあれでけれど、そういうときになったらもしかして手を擧げるかもしれないんではけれど、どうなっているんですかと聞かれたので、令和9年度までには売却は予定されているみたいですよとしか答えようがなかったんですけど、これ5つ一斉にということは、大原衛生と旧の青少年ホームも含めた5つとの認識でいいんですよね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）基本的には、このアクションプログラムへ載っております部分について早急に売却を進めていきたいと。ただ、民間事業者との今相談の中で、全部売るにはどうしても一気に売りますので、支援をしていただく中で市場調査とその業者は考えているところもございますので、逆にそのお話、何か借りたいとか買いたいとかいうお話が出たら、積極的にまた今後どうなっていくか検討しながら進めてまいりたいと思ってございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そういう業者がおられたら、もう直接役場のほうに聞きに行ってくださいと言うてもいいんですかね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）拒むこともできませんし、そういうご意見があれば受けさせていただいて、ただ、判断するのはアクションプログラムにのっとりまして町として判断していきますので、実際に買っていただける方とか有効利用があるんであればなんですが、基本は、アクションプログラムを書いておりますとおり市場性のある市街化の区域であります、もうライフラインも通ってございますし、ただ、公共的にはもう町として使う用途が今ございませんので、売却というこの基本方針は変わらないつもりでございます。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）1点、補足という形ではないんですけども、アクションプログラムに基づいて売却していくということを担当が申し上げているんですけども、一つにはそういう方向性で売却する。一つには、これはもうなるべく早い時期に売却できるんであれば、5つ一括してということじゃなくて、今、田中議員からお話がありましたように、業者がこの物件を購入したいんやということであれば、それはアクションプログラムにのっとるということではないということだけは理解していただきたいと思います。ちょっとその辺で誤解があつてはいかんのかなと思いますので、よろ

しくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。そしたら、そういう事業所があれば、一括でじゃなくて個々にもう話を進めていくという考え方でよろしいですかね。そしたら、何事業者が相談をされているので、そこはまた調整してご紹介できたらいいかなと思います。

あと1点だけ、2月の新の34の朝代ちびっこ広場ですかね、これが5,400万円になっているんですけど、この間の議員全員協議会の実績報告では合計の効果額が420万円と全然数字が異なるんですが、この説明をちょっとお願いできますか。

目標効果額、実績とこの目標がえらいかけ離れているかなと思うんですけど。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）すみません。聞き直すようで申し訳ないんですが、議員おっしゃっている数字は令和6年の行革の実績報告のことをおっしゃっているんですか。それとも新APの項目の中の目標効果額のどこかのことをおっしゃっているんですか。ちょっとそこをお願いしたいんです。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）新の34、2月20日の議員全員協議会のちびっこ広場の処分に関して、令和7年度から令和9年度、目標効果額合計が5,488万4,000円になっているのに、今回の8月21日の実績報告についての、これ令和5年度から9年度の目標効果額が423万5,000円と桁が1つ違うので、何か、僕はちょっと理解が全くできていなかったんで教えていただけたらなと思います。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）手元に物を持っておりませんので確かなことは言えないんですが、令和6年の数百万円、400万円の数字というのは、恐らく旧の朝代ちびっこ広場分だけを入れているその当時の目標額であって、今回の5,400万円というのは朝代のちび広以外の部分も入っているのかなと思います。ちょっとすみません、手元に私もAPのみしか持っておらなくて、調書がちょっとないでの申し訳ないです。また後ほどその辺のところを答弁させていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

また、さっき町長からもおっしゃられましたが、遊休施設ができるだけ早く売却できるようにしていって、熊取町の財政難を少しでも数值をましにしていきたいと我々も考えておりますので、今後ともよろしくお願ひをいたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）今、議員がおっしゃられたAPの数字なんですかね、ちょっと私も手元に持っていないかったんであれですかね、2月にご説明させていただいた数字と6月の実績との差異だと思いますが、これについてはちょっと後ほどまた調べて回答させていただくということでご理解よろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）1点だけ、町長も補足いただいた分ですが、私のほうからも。

用地のAPはAPとしてありますて、そこからもう既に動きがあるというところで、5か所一括というのももちろんありますし、何か所かをグルーピングしてというのもありますし、議員も町長もおっしゃっていただいた単発でというのもありますし、この辺のところを今どういう形でできるかというのを業者と意見を頂戴しているようなところで、いろんなパターンがある。ただし、共通しているのはできるだけ早くということですので、今でいきますと最短でいくと、例えですけれども12月で何らかの予算を計上、補正させていただいて、8年度に実の動きをしていくというようなこともあり得るでしょうし、我々最短で考えているのは、やはり8年度で何らかの決着を、どういう形、どれが売れる、どれが売れないというのも含めまして、どうなるかは別として、8年度で一定決着できたらという思いで動いておりますので、ご理解いただけたらというところで

ございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。そしたら、どんどん前向きに進んでいっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

これで終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

（「15時18分」から「15時40分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）先ほどの田中圭介議員のアクションプログラムについての内容についてちょっとご説明させていただきます。

先ほど田中圭介議員が、8月の議員全員協議会でご説明をさせていただいた公有財産処分・活用の中の朝代ちびっこ広場等の売却のところで効果額として423万5,000円の数字が上がっていたかということをおっしゃられていたところですけれども、これについては当初のアクションプログラムで予定していた額で、実績欄、これ2段書きになっているんですけども、その下段のほう、全てバーで、実績額としてはゼロというところでございます、まず1点、423万5,000円につきましては。

今回のアクションプログラムの改革項目の見直しで上げさせていただいております同じく財産処分・活用ということで、朝代ちびっこ広場等の処分で5,488万4,000円、これにつきましては朝代のちびっこ広場及び（仮称）天神山公園予定地、小谷の公園予定地の売却処分を予定しておる額でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ちょっと補足だけさせていただきます。

先ほど言いましたとおり、423万5,000円の目標額設定、これは旧のアクションプログラムでございまして、ここに上がっているのは数字として年間100万円程度の数字で400万円になっておるんですが、この数字は何なんだというと、いわゆる草刈りの委託が毎年かかっておった分が売却することによってなくなるという分で積み上げたのが400万円で、実は本当はここに歳入、売ったら幾らになるという目標効果額を上げられていればよかったんですが、それはよう上げていなかったというようにならちょっと変な形になっていた分なんです。

今回の新のAPのほうは、もう売却額を明確に、2つの売却で5,400万円上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、江川議員。

8番（江川慶子君）通告に従いまして、私から一般質問させていただきます。

今回は、ごみ処理手数料の料金の値上げの件と町の農業支援についてということで2点させていただきます。

まず初めに、ごみ処理手数料の値上げについてお伺いいたします。

第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の改革項目の見直しが2月に行われ、令和7年度から9年度の目標効果額に9億円上積みし、15億円となりました。主な取組の項目の中に受益者負担の適正化とあり、ごみ処理手数料の見直し及びミニサイズの導入2,931万5,000円とあります。

ごみは、生活する上で必ず出てくるものです。ごみ袋の値上げは、生活必需品に対する追加的な

出費となり、大家族にとって経済負担となります。所得や家庭の状況を配慮する必要があると思います。ごみ処理費用が増大しているという行政側の事情は理解できるとしても、その負担を住民に転嫁するタイミングにも問題があると思います。物価高騰の時期を避けるか、もしくは物価高騰対策としてごみ袋を無償配布するなど、住民への配慮を示すべきだと思います。実際に一部の自治体では、物価高騰への対応として指定ごみ袋を無償配布する取組も行われております。

そこで質問を行います。少しでも住民負担増をなくすためにお聞きします。

1つ目は、現在のごみ袋2種類の製造料と4種類を作るに当たり、製造料の差は幾らになりますか。また、3種類にする場合との違いも説明を求めます。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、ごみ処理手数料の値上げについての1点目、現行のごみ袋2種類の作成経費と10リットル、30リットルを追加した4種類の作成経費との差額、また、10リットルのみ追加した3種類の作成経費との差額につきましてご答弁申し上げます。

資料のほうをご覧ください。

まず、現行2種類と新たなサイズ2種類を追加した4種類における作成費用の差額につきましては、約140万円の増となってございます。また、10リットル袋を追加した3種類における作成費用との差額につきましては、約130万円の増となるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）答弁資料をつけていただきましてありがとうございます。

先日行われた8月21日の議員全員協議会での資料を拝見すると、ちょっと数字がそこは違うように思いました。そのときの資料の2ページの下の5番のところ、議員全員協議会で配られた分の資料、可燃ごみ指定袋の作成経費ということで費用が載っているんですが、これは、今日出された答弁資料との違いはどういったことになるのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）8月に説明させていただきました議員全員協議会での資料の議員ご指摘の作成経費の次のところ、その下というか次のところの米印のところで、作成経費の計上としましてはその枚数、量を2割増とした経費を今回の9月補正予算のほうで計上させていただいておりますので、そこを参考にさせていただいた数字、額となってございます。また、今回作成させていただきました資料につきましては、比較ということだったので、量を同じようにした形で比較させていただいたので、新たに4種類、3種類の額が違ってきているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

議員全員協議会のほうでは可燃ごみの指定袋の作成費用ということで上げている分で、今日出していただいた分は全体量を含めて枚数を調整しているということなんですね、今までの経過の中で。それで、その差額をまあ言うたら議員全員協議会の資料よりも低く上がっている、枚数の変更があるので低く上げているように見えるんですが、そういうふうな理解でよろしいですか。結果は同じということです。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）低くといいましょうか、量を同じ量にした比較を今回の資料として提出させていただいております。前回の議員全員協議会の資料につきましては、始まるスタートの時点なので量を想定することがなかなか難しいので、2割増の量で積算した作成経費となっておりますので、その辺の差額が出ております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

できれば住民負担増が減るような形で導入するならば出てこないかなということですって思っていたのですが、今回は4種類の作成をするということですが、これを3種類にするということも検討されたのでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）選択肢の中には当初はございましたが、30リットルの袋につきましても一定の要望がございました。実際にここで4種類の示している枚数を見ていただきますと、20リットルとやはり30リットルが多くなってございます。これは、他の自治体の販売数を参考にさせていただきまして、20%・30%・30%・20%という割合で売れているというところの参考の中で積算させていただいております。したがいまして、30リットルの要望があるということとともに、それだけよく売れているというところも考え方としてはできるのかなというふうに思っております。

以前、田中圭介議員のごみ袋のサイズについての一般質問でもございましたけれども、熊取町は2種類の選択肢しかないというところで、やはり住民サービスを考えるならば、ミニ袋の導入ということも加えまして、住民の方々にはできるだけ選択肢を増やしたらどうでしょうかというようなご質問、またご意見をいただいたところでございます。

さらには、熊取町としましても、ごみの減量化を考えますと、45リットルを使っていただいている方につきましては30リットルにすることによりまして少しでもごみの減量化につながるというようなところを考えまして、トータル的に判断をさせていただきました。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

現在使っている家庭でのごみペール、45リットルを使っている方がかなりおられます、現在がそうですね。ですので、できたら45リットルは残してほしいという話も住民から聞きました。30リットルにするならばまた新たにペールを買わなあかんので、それは30リットルを出すのだったら20リットルと10リットルを出すとか45リットルを出すとか、その辺は工夫ができるので、できればそんなに4種類も増やさんと、3種類にして経費削減という部分で検討することもできるんと違うかという声があるんすけれども、そこはもうそのまま今は進んでいるということですね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、30リットルの導入をさせていただいた上で4種類をしたいと考えてございます。10リットルと20リットルに分けてという話があるんすけれども、やはり30リットルにすることによりましてプラスごみの量は必ず減るというふうに理解をやっております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）多分、住民は納得できるかなと、してもらえるかなという気持ちはちょっとあるんですけども、今そのように進んでいるということで理解しました。

あと、シールのことなんすけれども、新たに297万円ですか、シールを作るわけですが、10枚単位で販売するということです。これ、枚数が中途半端な場合もありますよね、あと何枚残っているとか。そういうときに10枚単位で買うというのがちょっと手間になりそうになる。また、今の現在のごみ袋にそのシールを貼るという手間を考えて、途中で外れたり、つけていると場所が違うと分かりにくいとか、そういうことを踏まえると、オレンジのごみ袋というのを一旦町のほうで引き揚げて新しいごみ袋に交換する、そして交換してオレンジの袋を町で一旦保管するという方法もあるのではないかというふうな声が聞かれました。

そのことによって、そのやり取りの中で費用の計算だとかしながらお渡しするということに、ちょっと手間はかかるんすけれども、シールに297万円かけるんやつたらば、そいつた期間をつくってオレンジの分を引き下げる新しい分と交換する、金額が発生するか袋の枚数で計算するか、

それをぜひやっていただきたいと。そのオレンジの袋、たまたま分は今後どうするかというのは、次のボランティアのときのごみ袋にするだとかほかの減免のところで使うとか、利用を考えられるのではないかとかいうアイデアもお聞きしているんですが、そのようなことは一度ご検討があつたのか、ご検討することができるのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）差額シールにつきましては、役場のほうでばら売りという形で一枚一枚の販売をさせていただきます。この移行に伴いましては、混乱をできるだけ最小限にするように、江川議員の質問の何点目かにありましたけれども、住民の方々への説明は丁寧にやっていきたいなと思っています。

また、できるだけシンプルに、作業、一つ一つの対応もやはり人件費もかかってきますし、役場のほうの対応、スタッフの負担もありますので、その辺もちゃんとしっかりと見て、トータル的にスムーズに住民の皆様へお届けできるようにというふうに考えた中でのこの選択やというふうに理解をやっていただければありがたいです。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）2つ目の質問に入るんですが、ごみ処理は健康で文化的な生活を行う上で最低限の公共事業であります。生活する上で必ず出てくるものです。6月議会ではプールの利用者に対しての受益者負担の増だとかという話がありました、今回はごみを出すということ自体が住民全体のサービスというか、住民全体に行わなければいけない事業だと思うんです、公共事業としてね。そういう分で、今回の焼却手数料を1リットル1円にするというその根拠をお示しください。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）ご質問の2点目、ごみ処理手数料を1リットル1円にする根拠についてでございますが、ごみ処理にかかる経費は大きく、多額の税金を投入している実情を踏まえまして、住民の皆様には一定の受益者負担という形で、近隣市町の手数料額とのバランスも考慮しながら、今回は1リットル1円にさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）1リットル1円にするという根拠という部分では、今の答弁ではちょっと、近隣世帯と合わせたというような話で、あまり説得性がないというか、1リットル1円以上かかっているという現状はよく分かっていますが、そこをなぜ1リットル1円にするのかという部分は、今の答弁では近隣と合わせたというだけのことで、あまり納得できる説明ではなかったと思います。その辺はいかがですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）やはり行政サービスにおきまして近隣市町とのバランスというのは非常に大事なものと考えてございます。その中で、この1リットル1円というところでございますけれども、それ以上の経費がかかっているということは先ほど申し上げましたけれども、具体的に指定袋の作成経費であつたりだとか指定袋の配送、保管料であつたりだとかごみ収集委託料であつたりだとかというところを考えますと、1リットル当たり1.5円以上はかかっております。

さらに申し上げますと、人件費であつたりだとか処理経費、エネルギー代、いろんなものが加味されると、それこそすごい金額で税金の投入をやっているというところをご理解いただきたいなと思っております。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）それは重々分かっています。非常にごみ処理というのは費用がかかるんだなということは理解しているんですが、この物価高の中で公共がやる事業に対して値上げになるというところはやはり生活的には大変だなということで、指定ごみ袋の種類を増やすこと自体は住民の利便性

向上につながると私も理解しています。しかし、そのタイミングで同時に料金値上げを行うことは、そこは住民に対する丁寧な説明をする必要があると思います。

これから住民の声を聞く機会というのはございますか。3つ目の質問に入ります。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）3点目の住民の声を聞く機会の有無についてでございますが、本年7月7日に熊取町廃棄物減量等推進審議会を開催し、各自治会において推薦していただいた廃棄物減量等推進員をはじめ、町内各方面の住民代表の方々並びに学識経験者の皆様から手数料見直しについてのご審議をいただく中で、たくさんのご意見を頂戴したところでございます。

また、8月21日には議員全員協議会におきまして、住民代表でございます議員の皆様にも丁寧にご説明させていただき、ご意見をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）私も廃棄物の推進員の一人ですので、そのときにも同じような意見を申し上げたんですが、全体的に皆さんが担当課からの説明に、町長からの諮問に全体が賛成多数で答申を出したという状況がございますのでよく理解しているんですが、これが住民の声を聞く機会という認識なんですが、実際にはここに住んでおられる住民の声を聞いたということにはなっていないと思うんです。その辺はいかがですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）我々といたしましては、こういった住民代表の方々が参画していただいた会議において丁寧に説明させていただき、一定の了解を得ているということで、それは住民の方々の声を聞いたというように理解してございます。

また、議員のご指摘のとおり、さらにこの先ではございますけれども、制度が決まっていない中の説明というのはなかなか難しいですけれども、一旦、我々は行政の責任の中において方向性を決めさせていただいた上で、住民の方々には丁寧に説明をやってご理解いただいて、混乱が少ないようにしていきたいと考えてございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）もう少し丁寧にやつたらいいなというふうに感じました。早く情報が入った人は買いたいだめですか、よそでも起こっていますよね。買いたいだめして取っておこうという人たちも中にはおられたみたいですね。でも、そのことに対して対応をシールで考えたという職員の対応というのも早く想定されて考えられていたんだなと、そのときは丁寧に慎重に考えられたんだなということは理解しております。

買いたいだめた人も、その日にちが7月ですか、新手数料の収集開始が来年の7月1日からということで、まだそれでも残っている方もおられるかも分かりませんよね、オレンジの袋がね。だから、それについてはまたそこでちょっと判断していただきたいなと思うんです。そこで交換するとか、何か手立てが必要な時期が来るのではないかなど。これに合わせて全部廃棄するようなことがないように、うまく利用できるようにしていただきたいなと思います。住民の声をもっと聞く機会が本当にあったらよかったですなと思っています。

そしたら、4つ目の質問に入ります。

値上げの時期、住民への説明と周知方法はということでお聞きします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）4点目の手数料改定の時期、住民への説明と周知方法についてでございますが、まず手数料改定時期につきましては、新たな手数料でのごみの収集につきましては令和8年7月1日から開始し、指定ごみ袋取扱店でのごみ袋の販売はその1か月前の6月1日から開始する予定でございます。

次に、住民の皆様への周知方法でございますが、先月21日の議員全員協議会でもお示しさせて

ただきましたが、自治会連合会をはじめ民生委員・児童委員協議会、廃棄物減量等推進員等の会合の場を通じ、丁寧に説明を行ってまいりたいと考えてございます。また、回覧板やホームページ、LINEでの周知、啓発のほか、各公共施設、自治会の広報掲示板及びごみ袋販売店舗への啓発スターの掲示など、あらゆる手段を講じて行ってまいりたいと考えてございます。さらには、ごみの分け方・出し方マニュアルに新しい指定ごみ袋などの写真を掲載した上で全戸配布し、視覚的にも分かりやすい方法で周知、啓発を行っていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

これをまた全世帯に理解してもらうということになるので、工夫が必要だと思います。また、自治会やら地域の皆さんとの協力もなければできないことだし、万が一、残ったものがその場に置かれて、何日も知らずに置かれるという可能性も大いにありますので、そういういた配慮も丁寧にしていただけたらと思います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご指摘のとおり、臨機応変に対応をやっていきたいなと思いますし、差額シールにつきましても販売の期間につきましては小一年期間を設けて、令和9年5月31日だったと思いますが、販売の期間を設けてございます。ですので、できる限りスムーズに移行できるような感じでその期間を設けさせていただきまして、さらに、かなりまだ余ってますよというんであれば、またそのときに臨機応変に対応してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）議員全員協議会の8月21日の資料によりますと、差額シールの分、10枚ということが括弧の中で書かれていて、2種類で297万円ということで書かれていて、例えばそれをごみ袋をあっせんしているところがシールもあっせんするという形になるんでしょうか。そのときに、まだ5枚残っているから5枚欲しいということの対応もしてくれるということなんでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）販売店舗につきましては10枚1セットで販売するという形になりますが、端数が出てきた場合、最終的に役場のほうに来ていただきまして個別販売させていただくという形を今は予定してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。端数が出たときだけ役場が、1枚足りないとか1枚残ったとか、そういうふうなことが起こったときはそこでやってくれるということですね。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）セット販売は取扱店のほうにお願いしようと今は考えてございますが、役場に来ていただきまして、セット販売はしていませんというのはちょっと話にならないなというふうなことは理解をやっておりまして、セット販売も個々の販売、別売りの販売も同時に役場のほうでは対応していきたいなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）丁寧に対応をしていただけたらと思います。

5つ目の質問に入りますが、現在の無料配布の状況と今後の拡充を求めるますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）5点目の現在の無料配布の状況と今後の拡充についてでございますが、まず無

料配布の状況につきましては、ごみ処理手数料減免制度における令和6年度実績で申し上げますと、満2歳未満の乳幼児がいる世帯の方は253名、一定要件の介護保険被保険者の方を在宅で介護している世帯の方は58名、一定要件の障がい者（児）のいる世帯の方は15名となっており、それぞれ指定ごみ袋を交付させていただいたところでございます。

また、今後の拡充についてでございますが、この制度につきましては福祉的配慮の観点から実施しているもので、見直し後におきましても堅持していきたいと考えておりますが、財政状況が硬直化している現状を考えますと、その拡充につきましては考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）金額が倍以上になっていますので、これは拡充を今しないと言われてしまったんですが、ぜひ拡充も検討していただきたいなと思っています。例えば、45リットルの45円というのが一番値上げ幅が大きいです。これを45リットルを40円にするとか、今現状20円なので倍で止める、住民からの声ですのでね。

泉佐野市では、もうご存じですけれども、自治会に加入された方には複数人の世帯では1か月に30リットルの袋を週2回で4週間ということで8枚、それで単身世帯には1か月に10リットルを8枚、そういった配布をされて住民サービス向上をされているんですね。そういったことも、何か今この物価高騰の中でこの負担も大きいということを町がすることが、とても町の優しさというか、住民の暮らしを守っているんだよというような形で住民から支持を得られると思います。

議運の資料でも見ましたが、この有料制度を扱っていない岬町もあるんですよね。やはりそういうことを見ると、熊取町は近隣に合わせるという話なんですが、岬町のように頑張っている近隣自治体もあるということも理解した上で熊取町の在り方を検討していただきたいと思います。

行政として、住民に料金値上げについてはその理由を明確に伝えてから判断すべきです。ごみ処理手数料の見直しとごみ袋のサイズの追加を同時に行なうことは、住民に対してごみ処理手数料の値上げを手段として行われているように見えてしまいます。ごみ減量への協力意欲をそぐことになります。住民に対して誠実でないやり方と言えないでしょうか。できれば物価高騰の中の値上げはやめるべきです。もし実施するならば、無料配布など住民負担増にならない工夫をされたい、それを要望しておきます。よろしくお願ひします。

そしたら、次の質問に入ります。

次は、町の農業支援についてお伺いします。

今般の米価の高騰は、消費者にとって重い負担になっていることに加え、中食・外食業者、お弁当屋とか食事を作っているところや、学校、病院、給食等においては事業の継続に関わる問題となっています。一方、生産現場においては農業生産資材価格等の高騰が深刻化しており、経営が圧迫されている状況が続いている。また、54年に及ぶ生産調整施策により、耕作放棄地の増加と農地の荒廃、生産者の高齢化と担い手不足など、国内農業生産体制の脆弱化が進んでいます。こうした状況の下、食料・農業・農村基本法に規定される良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態の確保に向けた政策転換が求められています。

今、熊取町ではP F A S汚染も浮上し、温暖化、水不足と自然と向き合う生産者の高齢化も進み、困難が増しています。持続可能な農業を進めるための支援を求めてまいります。

その中の1点目で、3月議会、6月議会で坂上巳生男議員が質問しましたP F A Sについて、そのときの答弁では、熊取町は大阪府が実施する水質検査の実施に協力し汚染状況の把握に努めた。汚染の広がりは把握できたが、原因の特定は数値が高い事業所自身で汚染原因の調査及び広がりを防ぐための対応が検討されている。汚染源が特定されたら大阪府等関係機関と協議し、適切な対応が取れるよう努力してまいるというような答弁でした。その後の状況はいかがでしょうか。原因の特定と対策は行われておりますか、答弁お願ひします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）農業支援の1点目、P F A S汚染のその後の現状と原因の特定、その対策につきましてご答弁申し上げます。議員が今申し上げた内容、復唱になりますけれども、答弁させていただきます。

さきの6月議会でも答弁させていただきましたように、本町はこれまで、大阪府が行う水質検査の実施に協力し、汚染状況の把握に努めてまいりました。

ご質問のその後の現状でございますが、状況は変わっておらず、大久保東地区の地下水汚染については、汚染の広がりは把握できたものの、汚染原因につきましてはその特定には至っておりません。今後は、大阪府報道発表の熊取町大久保東地区における地下水汚染について（第3報）にもございますように、これまでの調査において目標値を大きく上回る濃度を検出した井戸の所有者は、引き続き、原因調査及び汚染の広がりを防ぐための対策を検討してございます。

なお、原因が特定されましたら、本町といたしましても大阪府等関係機関と協議し、適切な対応が取れるよう協力してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）今聞くと、変わっていないということですね、6月でいただいた答弁とは。ここで熊取町がリーダーシップを取るということはできないんですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）目標値を大きく上回った井戸をお持ちの事業所なんですけれども、やはり法的に規制する権限は熊取町にはないということで、あくまでもこの状況を開拓するための事業者側の協力という形になります。ですので、その状況を見守っているような状況でございます。

この目標値を大きく上回った事業所、2社でございますけれども、コミュニケーションはしっかりと取っておりまして誠実に対応をしていただいておりまして、専門家をお招きした上で、その対応等々、検証にも力を注いでいるということでお聞きしてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）熊取町の住民の安全が危ぶまれているという部分では、町がもっとリーダーシップを取るべきだと思います。

1960年頃、もう生まれておられるか、その辺になると思うんですけども、京都大学原子炉実験所と、その後ちょっとずれて住友電工が熊取町に誘致されているんですよね。そのときには両方で放射性物質や環境に関する安全協定というのを締結されています。そのことを鑑みても、安全と環境への取組として、住民の健康保護や地域の生活環境保全を目的とした活動を住友電工は行っています。ですので、熊取町は企業任せにせず、原因の特定と適切な対応ができるようリーダーシップを取るべきです。過去に使っていたが今は使っていない、業者の話ですよね、過去には使っていたと。そう言って、今は使っていないからということでうやむやにせず、全国一高い地下水の汚染が発生したんですけど、この原因を突き止めて対策をぜひ講じたいです。

それから、世界ではイタリアで、三菱でしたかしらね、問題になって、その方が捕まってというか、もう罰を受けられております。日本では緩やかなんですが、このP F A S汚染については世界ではとても大きな問題になっておりますので、これもやはりうやむやにせず、ぜひとも解決する方向でいてほしいと思います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）行政としてうやむやにしているつもりは全くないです。やはり権限はそれぞれありますので、その範疇に従いまして動向を見守っているというところでございます。

また、大阪府の行いました検査の中で、汚染の広がりはないということで、そういう判断を一定してございますので、それは一定、住民の皆様には安心していただけるのかなというふうに思っておりますし、周辺水系の河川におきましても目標値以下になってございます。そういう状況を申し

添えておきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）今はもう井戸水は飲めるような状態にはなっていませんよね、まだ。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）これまでも説明の中で申し上げてきましたけれども、この目標値を大きく上回る2事業所の地下水につきましては飲料水ではないということで、深い井戸ではなしに浅い井戸で事業に使っている井戸水であったということで、直接、人が摂取するような水ではないということで説明を受けております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）今の研究では、やはりそこから漏れ出す、だから漏れないようにする。また、それは揮発性もあるみたいなんで、外にも空気にも出てくるというようなことも言われておりますので、そこは一番高く出たところでどうするのか。住民を守るためにそこをどうその事業所が、出ているところが封じ込めるか、そうしてそれをどこに置くのか、そういうことも含めて明確なことを出さないと、今後、熊取町の農産物への風評被害だと、そういうことが出てくる可能性もありますのでね。住民の健康がまず一番大事ですので、そこはしっかりと原因究明と封じ込め、それを熊取町がリーダーシップを取ってやってほしいと、そういうことを要望しておきます。業者任せにしていると進まないと思います。よろしくお願ひしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

水不足への対応ですが、今年の水不足、ひどいですよね、熊取町。農業の水が、あるところはあるんだけれども、用水路の整っていないところというのは本当にもう瀕死の状態です。収穫できないのではないか、お金をかけてここまで面倒を見て、収穫期には収穫できないのではないかという問題があるんですが、ここのご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続いて、ご質問の2点目、水不足への対応及び農業用水路の更新計画についてご答弁申し上げます。

今年度は、これまでのところ農業者より水不足の声は届いておらず、本町の水がめである永楽ダムの水位につきましては昨年と比較して増加傾向のまま推移している状況でございます。また、農業用水路につきましては町内各水利団体が維持管理を行い運用していることから、町において農業用水路の更新計画を作成しているものではございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。農業用水路の更新計画はないということですね。水量への水不足の対応は比較的ないというか、熊取町はうまくいっているということなんですね、情報はないと。

いや、実際にはすごいんですよ、私の耳に入っているのは。水がなくて、池がもう水がなくなってきたと。だから上の水から引くのに、水路を長年放置していたところを水が流れるようにするために入ったら、スズメバチの巣がどんどんと2つあって、それも業者に頼んだら多額のお金がかかるということで、今ちよろちよろ出ているような状態なんですけれど、本当に水がなくて家庭菜園でも収穫できなかつたと。できたのはキュウリとプチトマトぐらいだと。それで、水がないので水道水を使って毎晩やっていると。だから、今回の水不足で、物価高騰の折なんですが、水もかなり使用されている方も増えるんだろうなと。

前回の質問のときに水の減免もということでお願いしたんですが、考えていないということで断られてしまったんですが、担当課のほうにはそういう声が入っていないということは理解しました。もっとそういう声が上がるよう、遠慮なくその課に言えるようにしていきたいなと思います。

それで、農地というのは、一旦崩してしまうと次に戻すのはとても難しいんですよね。休耕地と

いうところは車が横づけできないとか水の入ってくる場所が悪いだとか、何らかの理由があつて休耕地になっているところが非常に多くて、それを後継者づくりの若者に、新規就労者にいかがですかと言われても、とても大変な場所を担つてもらうみたいなやり方になってくるので、やっぱり水不足の対応は、聞いていないということなんですが、ぜひやっていただきたいなと思います。どんなふうにやるのか分からんんですが、何か考えがありましたら。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）先ほども答弁しましたけれども、我々産業振興課としましても、例えは農業委員でありますとか新規就農者とか、そういったところと直接お話しする機会とかもありますけれども、そういったところからは直接上がっていないというところでございます。

恐らく、答弁でも申し上げましたとおり、永楽ダムの水位でありますとか、あるいはため池でありますとか、そういうもともとの要は一時的にためて、先人の方たちがそういうようなかんがい施設を設けて対応してきたというところもあるんだろうというところでございますので、ただ、今、議員おっしゃいましたとおり、いわゆるそういうところの恩恵を得られないというんですか、そういうところで水不足があるというような声を聞かせていただけたら、我々も何ができるのかというのもあるんでしょうが、一緒に寄り添つて一緒に声を聞いていきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）よろしくお願ひしたいなと思います。

我田引水という言葉があるんやけれども、上から水がたまつてきて田んぼに行くんやけれども、下に行くほど水がなくて、それで水を流してほしいと下の人が言つてもなかなか上から流れでこないというのが実際に起こつていて、よそではそれで刑事事件になっているところもあるんです。それぐらい今、水がないので、そこはうまく地元の人と話し合うことが一番大事なんすけれど、そういうこともあるということを理解していただきたいなと思います。

3つ目です。気候により生産できなかつた場合の補助制度、今年いろんなこと、水がなくて、しかも上からはカラスがやってきてとか、そういうことで大変収穫が減つて困つてます。補助制度というのはございますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問の3点目、気候により生産できなかつた場合の補助制度の有無とその状況につきましてご答弁申し上げます。

大阪府や本町において直接的に補助を実施する制度はなく、農業者の方々が農業共済等へ加入することにより、不測の事態に備えていただくことを基本としてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。この点についても、何か課のほうで国へ要望することができるようなことがありましたら、ぜひしてください。私たちもしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

4つ目の質問です。

後継者づくりを考えた持続可能な農業支援について、本町の取組をお伺いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）ご質問の4点目、後継者づくりを考えた持続可能な農業支援についての本町の取組につきましては、後継者への農業支援といたしまして、国の補助金を活用した就農準備資金及び経営開始資金の補助制度がございます。この資金は、親元就農の場合であつても交付を受けることができ、資金が必要な就農準備段階や経営開始時に資金面で支援を受けることができる事業となつてございます。

そのほかにも、本町の住民提案協働事業においてくまとり新規就農塾やわりかし若い百姓の会等と協働し、農業実習やPR活動を行うことで持続可能な農業支援に取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

後継者づくりということで補助金やら経営開始に向けての補助金ですか、そういうのを出されているということなんですが、その補助金というのが結構、5年計画を立てて借金を前提とした補助金、何か施設を整えるために器具だとかハウスだとか、そんなものの補助金がほとんどで、結局借金を抱えて新規就農に入らなければいけないというような今の制度になっているんですよね。だから、そこですごくハードルが高い。したことがない方が、後継者ならまだいろんな畠もあるだろうし、トラクターだとか耕運機だとかもあるだろうけれども、本当の全くの新規就農者がそれを受けたやるというのは非常にハードルが高いなと感じています。

それで、今農業をやっておられる方を見るともうほとんど高齢化していまして、70代の方も大分減って80代、もう90代になろうかなという方も、今農業をもうあと何年熊取町で続けられるかなというような状況を目に受けます。畠って同じように見えるんですけど、一つ一つ条件が違うんですね。例えば水があるかとかないだとか、道路から接しているとか接していないとか、土の具合だとか、一つ一つ個性が違う中でやっておりますので、そこは丁寧にしてほしいなということと、年配の人がもうおやめになるといったときのトラクターや耕運機、中古物品、そういうようなものをぜひ町内であっせんして回せるように、それを中古でまずは利用できるような形で、町でそういうふうな配慮をしてほしいということを要望します。それを一から買ってまでやるというのは大変大変だということなので、今やめようとされている方と今新規就労しようという人とをつなげる取組をぜひやってください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「16時43分」延会）

9月熊取町議会定例会（第2号）

令和7年9月定例会会議録（第2号）

月　　日 令和7年9月4日（木曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町　　長　　藤原 敏司	副　　町　　長　　南 和仁
教　　育　　長　　吉田 茂昭	総合政策部長　　田中 耕二
総合政策部統括理事　　明松 大介	総合政策部統括理事　　松浪 敬一
総　　務　　部　　長　　永橋 広幸	総　　務　　部　　理　　事　　井口 雅和
住　　民　　部　　長　　山本 浩義	住　　民　　部　　理　　事　　奥村 光男
健　　康　　福　　祉　　部　　長　　石川 節子	健　　康　　福　　祉　　部　　理　　事　　橘 和彦
健　　康　　福　　祉　　部　　理　　事　　阪上 正順	都　　市　　整　　備　　部　　長　　白川 文昭
都　　市　　整　　備　　部　　理　　事　　坂本 佳弘	都　　市　　整　　備　　部　　理　　事　　庭瀬 義浩
会　　計　　管　　理　　者　　兼　　会　　計　　課　　長　　根来 雅美	教　　育　　次　　長　　巖根 晃哉
教育委員会事務局理事　　河合 淳	教育委員会事務局理事　　三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議　　会　　事　　務　　局　　長　　木　　村　　直　　義	書　　記　　阪　　上　　高　　寛
------------------------------	------------------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一　般　質　問

- 議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
- 議案第39号 公平委員会委員の選任同意について
- 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第41号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例
- 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））
- 議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について
- 議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について
-

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）皆さん、おはようございます。通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、大きい項目2点について質問させていただきます。本日は午前、午後と2回の予定になりますが、よろしくお願いします。

まず、1つ目の質問、夏休みの子どもの居場所づくり事業についてですが、今年度は、従来の長期休業期間限定利用学童保育所が放課後児童支援員の成り手不足や年度当初の新クラブ開設などの影響により、実施に必要な受入れ体制が整わず開設できない状況となり、急遽本事業の実施となりました。利用された保護者の方からも、直接、ありがたい、助かったとの声もいただきました。予定していた定員以上に受け入れていただき感謝しています。私も、青少年指導員として本事業に見守りボランティアとして数日参加させていただき、遊びの時間、勉強の時間など1日のスケジュールもつくられていて、児童の姿や先生を近くで見させていただき、当初想像していた内容よりもよい事業だと感じました。私自身、児童といろんな遊びやコミュニケーション、体育館で全力でドッジボールしたなど、ふらふらになりましたが楽しい時間を過ごせ、また体育館のエアコンの効きなども体感できて、よかったです。

最初の質問ですが、ホームページ等でも人数等は公表されていて把握していますが、改めてお願ひします。

1番、申込児童人数、実施場所ごとの受け入れ人数を教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、ご質問の1つ目、夏休みの子どもの居場所づくり事業についてご答弁申し上げます。

本事業につきましては、NPO熊取こどもとおとのネットワークによる長期休業期間限定利用学童保育が年度当初の新クラブ開設などの影響により実施に必要な受入れ体制が整わなかったため、町が主体となり、ふだんは学童保育を利用しておらず、平日昼間に保護者が就労等で自宅にいないご家庭の小学生を対象に、学童保育とは異なる、見守りを中心とした居場所の提供を目的として、熊取ふれあいセンターと中央小学校の一室を活用して臨時的に実施したものでございます。

まず、ご質問の1点目の申込児童人数と実施場所ごとの受け入れ人数についてご答弁申し上げます。

申込児童人数につきましては、町内在住の小学校1年生から6年生までを対象に募集を行い、当初想定しておりました60人を上回る92人のお申込みがありましたので、できるだけ多くのお子様に利用いただけるよう、見守りスタッフを増員し、3年生までの低学年児童全員を抽せんなしで受け

入れることといたしました。その結果、実施場所ごとの受入れ人数につきましては、熊取ふれあいセンターでは41人、中央小学校で27人の計68人でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。92名の申込みがあつて、60人定員のところ74名受け入れていただいてすごくありがたかったかなと思うんですが、4年生から6年生までの残り18名の方が受入れがちょっと今回できなかつたということで、やっぱりそれだけ高学年でも希望される保護者の方があるんだなと思って、できることなら92名全員受け入れていただきたかったんですが、広さの問題や先生の問題等いろいろあったかと思います。

ふれあいセンターと中央小学校の2か所への振り分け方法とか、何か決まりがあつて振り分けられたということはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません、答弁の前になんですけれども、多和本議員74人とおっしゃられたんですけれども、申込みされて利用決定するまでの間に辞退とかございましたので、正式に受入れさせていただいたのは最終的にふれあいセンターで41人、中央小学校で27人の68人でございます。

ご質問の中央小学校とふれあいセンターでどのように振り分けたかというところでございますけれども、まず中央小学校のほうから申し上げますと、面積等の関係でマックス30人までしか受け入れることができないということから、ふれあいセンターのほうが若干今、社協が抜けた後のスペース、そちらのほうが広うございますので、人数的にはそちらのほうを多めに受け入れるということで、特に校区ごとに分けたりとか小学校の学年ごとにきっちり分けたというわけではなくて、うまいことバランスよく異年齢の交流ができるように配慮して振り分けという形で、事務局サイドのほうでさせていただいたというところでございます。

あと、加えて申し上げますと、やはり最初にお申込みいただくときに健康カードとか家庭での状況を分かれる範囲で確認させていただきまして、詳しくは申し上げられませんけれども、できるだけ見守りの必要な可能性が高いと思われるお子さんにつきましては、より支援員を多く配置できるふれあいセンターのほうでお世話をさせていただくというような配慮をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

この教室の面積の基準なんですけれども、学童保育所の専用区画面積の基準を基本に考えられて、その人数を振り分けたという形でいいんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）中央小学校のほうは図工室をお借りしまして、これまでにもNPOがされていたときも同じ部屋を使わせていただいていまして、今ご質問の面積につきましても、1人当たり1.65平方メートルを確保できるようにということで今まで進めてきてございましたので、本町で行う場合につきましてもそれに準じた形で設定をさせていただいたというところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質問になりますが、2番、各小学校別での利用人数を教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、2点目の各小学校別での利用人数についてご答弁申し上げます。

68人の利用児童のうち、中央小学校が35人、東小学校が13人、西小学校が10人、南小学校が1人、

北小学校が8人、その他の小学校が1人となってございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）中央小学校が35人と圧倒的に多い数なんすけれども、これの要因というか、分かりますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）まず、もともと実施場所が中央小学校区に集中させたというところもあるかとは思いますし、そもそも通年の利用におきましても中央小学校というのは今年1クラブ増やすというような状態になってございまして、母数的に多いのかなというところを感じるというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質間に移りますが、3番の申込対応で難しいケースなどありましたでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、3点目の申込対応で難しいケースはあったかについてご答弁申し上げます。

本事業は、本町として初めての場所と環境で、また放課後児童支援員資格を有しない人員体制で実施することもあり、児童の安全を確保して責任を持ってお預かりするためにも、事業設計の段階から身の回りのことや食事が自分でできる児童に限らせていただくことといたしました。そのため、利用申込みの際には、アレルギー情報をはじめ児童の健康面や配慮してほしいことなどを事前に頂戴した上で、内容によっては電話等でさらに詳しく確認をさせていただき、万が一の事態に備えてシミュレーションを行うなど、見守りスタッフのスキルで責任を持って最後までお預かりできるかどうかを慎重に検討する必要がございました。そういう点が難しかったというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。初年度ということで、いろいろ難しいケースもあったと思います。今もご答弁いただきましたけれども、申込みに必要な健康カードには既往歴や児童の体質、アレルギーなどの詳細などがありますが、今回、受け入れた児童の特記事項等たくさんあったと思うんですが、職員というかスタッフ同士の共有であったりとか、また、先生と担当課との定期的な会議等もされていたんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）見守りスタッフにつきましては、事業開始直前に、実際に見守りに入つていただく方向けのオリエンテーションという形をさせていただきました。それよりも前に7月の初めから、主にリーダー格といいますか、指導員的な役割を担つていただくべくこちらからお願いしました町立保育所の保育士のOBにつきましては、より細かく、特記事項であったり配慮すべき事項につきまして詳しく見ていただきまして、必要に応じて、先ほども答弁申し上げましたけれども、個別に聞き取り調査を行うなどしまして、どのような形で人員を配置したらうまくいくかなということを事前にシミュレーションしまして、それをオリエンテーションで共有し、実際に始まつた後には日々気になったこととか、反省点というのは共有しているような形で、これまで進めてきたような状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。今、いろいろ特記事項等をしっかりと共有していただいてやつてい

ただいたと思うんですが、今回、特記事項とかアレルギーの事項とかがあった中で、特に事故であったりそういうトラブル的なものはなかったんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）もともといただいておりました配慮すべき事項であつたりアレルギー情報につきまして、そのことに端を発して何か重篤な状態に陥ったとか事故に陥ったということはございませんでした。ただ、1点だけ申し上げますと、最終週の前の週に、ちょっと体調が朝悪かつたみたいなんですけれども、回復して熱が下がったんで登所させましたという後で活動中にまた熱が出来て、熱性けいれんというような形でちょっとてんかんのような形になった子がいましたので、その方に、このお子様につきましての対応が特筆すべき事案であったのかなということで考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。私自身も何度か見守っていただいている方を見させていただいていて、もうすごく丁寧にというか、親身になってやっていただけていたんで、すごく安心感があったなと思います。

この居場所で、僕もちょっと見ていて思ったんですが、夏休みの宿題支援なんかにも取り組んでいただいていたと思うんですが、宿題の進み具合なんかはどんな状況でしたでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。詳しくは個別のことはちょっと把握しておらないんですけれども、家庭で、後々保護者からのアンケートというのを頂いたんですけれども、家でおつたらゲームばかりしているのが、こういった場があることで規則正しい生活もできてよかったですというようなご意見もいただいてございますので、一定そういった学習面での、そこでやらないといけないという習慣がついたのではないかというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質問になりますが、スタッフの配置人数を教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして4点目のスタッフの配置人数についてご答弁申し上げます。

スタッフの配置人数につきましては、熊取ふれあいセンターに6人、中央小学校に5人配置ができるよう、町立保育所で保育士として勤務されていた方や町立小学校介助支援員を中心にお声かけをさせていただき、短時間勤務者を合わせて合計で14人の会計年度任用職員の方を任用させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

このふれあいセンター6名、中央小学校5名というのは、このスタッフはもう常時、毎日この人数が入っているような状況だったんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）実際に雇用させていただいた方は14人となりますけれども、常に、お子様がマックス来られたときに備えて熊取ふれあいセンターでは最低限6人、中央小学校では常に5人配置できるような、人によっては午前勤務とか午後勤務とかというような場合もございますけれども、その時間帯を切り取ってみたらそういう体制、今申し上げた6人、5人体制が維持できるように努めてまいりましたところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。僕も見させていただいている中で、朝からずっと、別にチャイムがあるわけでもなくという中で続していく状況だったと思うんですが、終日勤務とか半日勤務とかいろんな形態もあったのかなと思いますし、先生のお昼ご飯とか休憩時間なんかはどういうふうにされていましたでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）休憩時間もそうですけれども、まず休憩場所ですけれども、ふれあいセンターのほうでは、ちょっと日によって確保できる部屋は違ったんですけれども、別室を用意させていただきましたし、小学校のほうも図工室の隣に準備室みたいなのがございますので、そこをお借りしまして、一定、保育をしているところから別の部屋で休憩いただけるようにということで、基本、1時間休憩を取れるような任用形態をしてございましたので、取れる方、取れなかつた方、いらっしゃるかもしれませんけれども、そういった確保対策はしてございました。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

先ほどもお聞きしたんですけれども、メインの職員は保育士のOBということで私も認識しているんですけども、保育士以外の専門資格を持っていらっしゃった方とかもいらっしゃったんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）資格のことだけを申し上げますと、保育士資格以外の資格では教員免許を持たれている方がお一人いらっしゃいましたのが実情でございます。あと、保育士資格を有してはった方が8人で、教員資格を持たれている方が1人というようなことでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。本当に丁寧に対応していただいているかなというふうに思って、コミュニケーションもしっかりと取っていただいて、児童の自主性も尊重していただいているような感じだったんによかったと思います。

これ、実施時間なんですかね、午前8時から午後4時30分、入室可能は8時から9時となっていましたが、時間どおりに終了できたり、かなり早い時間から子どもを連れてこられたりとか、そういうような状況はあったんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）4時半を過ぎて5時とかということはほとんどございませんでした。若干、毎日じゃないですかね、たまに5分、10分遅れてという方はいらっしゃいました。

朝に関しましては、極端に早く来られる方はございませんで、私、毎日来ていたんですけれども、7時半には職員が私も含めて在籍するようにしておりますけれども、それよりも前に来る方は全くいらっしゃいませんでしたし、自動ドアを開けるタイミングが大体7時45分ぐらいですか、それを回ってから来られる方のほうが圧倒的に多かったですし、前で待たれている方を私は見たことはないということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。7時半とか7時45分でも早い時間だと思いますし、そうやってきめ細やかな対応をしていただけてよかったですなと思います。

私も、青少年指導員として期間中ボランティアとして見守りに入らせていただいたんですが、青少年指導員の協力というのは把握しているんですが、この事業に対するボランティアであつたり協力団体がほかにあれば教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、5点目のこの事業に対するボランティア協力団体等についてご答弁申し上げます。

本事業の実施に当たりまして、児童健全育成の観点から、熊取町青少年指導員連絡協議会の皆様にボランティアとして快くご協力いただきました。期間中は、見守りの補助だけではなく、小学校体育館でのドッジボールやぶんぶんごまづくりなどのレクリエーション活動などを積極的に企画していただき、参加された児童も大変喜んでおられました。また、熊取町こども会育成連絡協議会からはオセロやストラックアウトなどの遊び道具をお借りすることができ、感謝いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。期間中、青少年指導員がボランティアで入っているんだということもなんですかとも、実際、何名ぐらいの方がお手伝いされていましたでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）ご協力をいただけたというご回答をいたいたした方が合計で20名いらっしゃいまして、実際に、すみません、その全ての方が何回来られたかというところまではちょっと把握はございませんけれども、20名の方が賛同いただいたということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。僕も、ほかの参加した方、青少年指導員って割と高齢の方が、僕より上の方がほとんどだったんですが、皆さん、大変やったけれども楽しかったというか、元気をもらったよみたいな話でされていたので、すごく今回、こういうふうに一緒に見守りができてよかったですかなというふうに思います。

次の質問ですが、さつきもお話が出ましたが、今回、アンケート箱なども用意していただいていると思うんですが、保護者からの要望等ありましたら教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、6点目の保護者からの要望等についてご答弁申し上げます。

本事業が終了するに当たりまして保護者の皆様にアンケートを実施いたしましたが、満足度といしましては全般的に高い評価をいただきました。これも、ひとえにスタッフやボランティアの皆様のおかげであると改めて感謝申し上げる次第でございます。

なお、主なご意見といたしましては、本事業ではふだん学童保育を利用されていない方を対象としたため、小学校の下校時刻と徒歩で帰宅するまでに要する時間を目安として利用時間を午後4時半までに設定しておりましたが、利用時間の延長を希望される声が幾つか見受けられました。また、ご回答いただきましたほぼ全ての方が事業の継続実施を望んでおられました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そういうアンケートとか保護者の要望等を今後に生かしていただけたらと思います。

本年度は急遽本事業を実施となりましたが、来年度、学童保育の人員の確保など、現時点において早急に課題解決が難しいと思われる部分もあります。予算も含めて早急に検討する必要があると思いますが、7番、来年度の事業実施に向けた考え方を教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、7点目の来年度の事業実施に向けた考え方についてご答弁申し上げます。

小学校の長期休業期間中に、保護者が自宅にいない間、子どもたちの安全な居場所を確保することは非常に重要であると認識してございますが、事業の継続はスタッフと実施場所の確保が前提と

なり、現時点で来年度も同じように実施できるかというは明言いたしかねる状況でございます。

また、今回の居場所づくり事業につきましては、当初NPOが実施する予定であった長期休業期間限定利用学童保育が中止となつたため臨時に実施したものでございますので、まずはNPOによる事業再開に向けた協議を優先し、それが困難な場合は町として何らかの方法で居場所を提供できるよう努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。保護者の方からもたくさん継続してほしいという要望があったということで、ぜひ、来年に向けて何とか継続していただけたらと思いますが、この居場所づくり事業で何か国の補助金とかそういうものはあつたりするんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）いろいろ、急遽だったのですけれども、探せる範囲で探してみたんすけれども、その時点では当てはまるものがございませんでしたので、全額今は一般財源で見ているというような形でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

長期休業期間限定利用の学童保育所は、住民からのニーズも高く、住民から毎年お話や要望をいただく事業です。「子育てのまち熊取」として、来年も居場所づくり事業を継続していただけるよう要望させていただき、夏休みの子ども居場所づくり事業についての質問を終わります。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。ちょっと答弁の中での1点だけ修正をお願いしたいんですけれども、有資格者がスタッフの中に何人いたかというところで私、保育士が8人と言った記憶があるんですけれども、保育士は7人で教員免許が1人ということで、合計8人ということで、そういう形でお願いいたします。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。ありがとうございます。

そしたら、次の項目にいかせていただきます。

熊取町鳥獣被害防止計画の状況についてですが、本町には山など自然も多く、野生動物の生態系に密接している町であること、野生動物の生態把握、農作物被害、捕獲従事者の現状、育成、熊取町鳥獣被害防止計画の更新時期が近づいていること、私自身、山手のつばさが丘に住んでいて、夜につばさが丘と山の境界線のフェンスの横を犬の散歩とかで歩いていると、もう実際にイノシシがいるなという気配も感じられたり音がしたりとかというような状況を割と頻繁に体験していたんで、身近に思います。

以前、獣友会にもタイミングよくイノシシが捕獲されているおりなんかも見せていただいたことがあります。全国的には熊が人里に下りてきて人命に関わる事故のニュースも多く、近くでは、大阪府茨木市とか奈良県では五條市などでも熊が出たとのこと。北摂山地や和泉山脈など府内的一部地域でまれにツキノワグマが出没することもあるという話です。近年、本町でも鹿がセンサーカメラに映っていたとの話も聞かせていただきました。温暖化の影響か、山に餌がなくなっているのか、野生動物が人間の生活圏に近づいてきていると思います。

本町も、山手では永楽ダムやゆめの森公園、雨山登山など、お子さんも含め多くの住民が集まる場所になっています。農作物への被害はもちろん、住民の安全のためにも質問させていただきます。

それでは、最初の質問ですが、1番、直近3年間の対象鳥獣捕獲数を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、熊取町鳥獣被害防止計画の状況につきましてご答弁申し上げます。

ご質問の1点目、直近3年間の対象鳥獣の捕獲数はにつきましては、熊取町鳥獣被害防止計画においてイノシシ、アライグマ、鹿、ヌートリアを対象鳥獣としてございます。対象鳥獣のうち、直近3年間で捕獲実績があったのはイノシシとアライグマでございます。イノシシにつきましては、令和4年度は57頭、令和5年度が54頭、令和6年度が66頭となってございます。アライグマにつきましては、令和4年度が42頭、令和5年度が33頭、令和6年度は86頭となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。この計画の中では3年間ともイノシシが170頭、アライグマが80頭という計画だったんですけれども、実際イノシシのほうは令和2年度は161頭あったということで、現状57頭とか54頭とか60頭ぐらいなので、少し減ってきているのかなという感触を受けます。アライグマに関しても、計画よりは少ないですけれども、何か年々増えてきてているのかなというふうに思ふんですけれども、アライグマが増えてきている要因とか、何か分かりますでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）アライグマにつきましては、昨年に比べて令和5年度が33頭から86頭の捕獲数ということで増えているところでございます。一つは、やはりアライグマの特徴としましては、町全域での捕獲というか、全域で生息しているというところと、あとやっぱり繁殖力が非常に強いというところもありますので、そういうところも要因の一つかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

イノシシとかアライグマとともに熊取獣友会の協力の下、焼却処分及び自己消費等による自己処分、アライグマについては安楽死後の焼却処分になっているかと思いますが、おりなどのわなでの捕獲が一般的だと思うんですけれども、実際これ獣友会による獣銃を使用するケースなんかはあったりするんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）アライグマについてということでしょうかね。

（「イノシシで」の声あり）

住民部理事（奥村光男君）ほとんどございません。たまに、当然獣銃の場合は非常に規制も厳しいところでございますので、基本的には止め刺しというか、やりで措置のほうをしていただいておるといったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

イノシシ、アライグマの状況は分かったんですが、鹿とかヌートリアは実際捕獲実績がないということなんですけれども、近隣の状況なんかは分かりますでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）具体的な数字というのはあれなんですけれども、担当者同士で話す範囲におきましては、鹿とかのその地での目撃情報というのはたまにあるというところではございますけれども、具体に被害があるとか、そういうところはヌートリアも含めて近隣でも聞いてございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

熊取町鳥獣被害防止計画によると、熊取町の鳥獣被害は増加傾向で、イノシシにおいては生息区域がここ数年で奥山から中山間部及び住宅地に近い里山まで拡大しているとのことです。アライグマも町内全域に生息して、特に春から夏にかけて農地に出没して野菜類の被害が見られるとのこと

ですが、2番の対象鳥獣による農作物への被害の状況を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）2点目、対象鳥獣による農作物への被害状況についてご答弁申し上げます。

野生鳥獣による農作物の被害状況につきましては、大阪泉州農業協同組合と大阪府農業共済組合から聞き取り調査を行ってございます。令和6年度の被害状況につきましては、イノシシによる被害が1.3ヘクタールの231万7,000円、アライグマによる被害が0.4ヘクタールの120万円の被害でございました。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。実際の被害額を聞かせてもらったんですけれども、計画で設定されている金額よりはやっぱりちょっと多くなってきてているのかなというふうに感じます。

この被害面積なんですけれども、そういう組合を通じて申請されて、集約されて数字が出されているんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）農業共済とかであれば実際にそういう被害があったということで補償というんですか、そういうところのデータも基にしてご報告いただいているといったところでございます。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）分かりました。農業共済を当然掛けてられるというか、入っておられる方がほとんどだと思うんですけれども、そこで申請したときの集計が今出ているということだと思います。

熊取町鳥獣被害防止計画の中の従来講じてきた被害防止対策の生息環境管理その他の取組に明記されている、次の質問ですが、3番、対象鳥獣が姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りの実施の状況を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして、3点目、対象鳥獣が姿を隠しやすい遊休農地等の草刈りの実施状況についてご答弁申し上げます。

熊取町鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣による被害防止を図るため、地域全体での取組を記載しているところでございます。したがいまして、遊休農地等の草刈りの実施につきましては農地の所有者が実施している状況でございます。

なお、遊休農地の対策につきましては、農業委員会による農地パトロールにより、土地所有者への利用意向調査を実施するなど、遊休農地の把握と発生の防止等に努めさせていただいているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。この計画の今のご答弁の内容なんですけれども、計画の中での文書だけを見ると町が実施しているかのような書き方になっています。せっかく計画を立てられるんであれば、誰が見ても分かりやすい今の答弁のような内容を今後またこの計画の中に入れていただけたらと思います。

遊休農地の草刈りなんかも当然人手が必要であったり、ちょっと危ない場所があつたりとかするかと思うんですが、私自身も数か月前からユーチューブ等々でラジコンの草刈り機なんかをずっと見てまして、すごいなというか実際、自分も欲しいなというか、草を刈るところはないんで買えないですけれども、それぐらいすごいなというのがたくさんあって、いろいろ見ていました。遊休農地等々も、人が入りにくい場所であつたり危険な場所にもラジコンが有効じゃないかなというふうに思いますし、この後、大林議員も質問されますが、ぜひそういう何か便利な機械も使ってい

だいて草刈り等ができるように、今後考えていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

計画にある侵入防止柵の管理等に関する取組で、電気柵等の正確な設置及び適正な維持管理に努めるとなっています。また、町単独事業として農業実行組合に対し電気柵、アライグマのおりの補助となっています。4番の質問ですが、侵入防止柵の維持管理の状況なんかが分かれば教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、4点目、侵入防止柵の維持管理の状況についてご答弁申し上げます。

農作物の鳥獣被害防止のための侵入被害柵の設置につきましては、農地の所有者等が設置しているものであり、その維持管理につきましても設置者が行っているものでございます。

なお、本町においては熊取町農作物有害鳥獣被害防除事業補助金により、電気柵等の適切な維持管理を行うことを条件に、農家の方がイノシシやアライグマによる被害防除のため電気柵等を購入する際には、各地区の農業実行組合を通じて購入費用の2分の1以内で補助しているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

電気柵っていろいろあるかと思うんですけども、電池が切れていてどうしようもないみたいなときもあるかと思うんですけども、現状使われている電気柵というのはバッテリー式であったり、ソーラー式であったり、乾電池式であったりとかいろんなものもあるかと思うんです。今も主流になっているのはどういう柵が多いでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）この補助金を実施している状況で確認しますと、最近はやはりソーラー用のバッテリーを使っているものの補助というものが件数としては多くなっているところでございます。
以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。さっきも言いましたけれども、乾電池やと切れてしまっていたら何の意味もないで、ソーラー式のほうが僕もいいんじゃないかなと思っていたんで、ソーラー式が一般的やということで、よかったです。

電気柵なんすけれども、これ、イノシシを想定しての電気柵等になると思うが、もし鹿などが増えた場合、現状の電気柵でも有効だと思われますでしょうか、どうでしょうか。」

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）現状の柵の設置につきましては、基本はイノシシ等を想定してございますので、一定防除はできるかとは思いますが、鹿がもしこれまでよりも生息が増えてくるということであれば、またそれに応じた対応というものが必要であろうかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。イノシシは下からというか低い位置から入ることになると思うんで、鹿とかだとやっぱり今の低い電気柵やと普通に越えてしまうような状況になると思うんで、鹿とかが増えた場合はまた別の対策をしていかないといけないのかなというふうに思います。

次、さっきもお話ありましたけれども、農業実行組合についてちょっと僕も分からぬところがあるんで、内容等を教えてもらえたたらありがたいんですけども。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）いわゆる旧地区、13地区で農業をしている方の組織というところでございま

して、事務局のほうは基本的には農協のほうでやっていただいているんですけれども、いわゆる国の転作の補助金でありますとか、そういうところを説明するときには町で開催とかを実施して、各実行組合を通じて組合員のほうにそういうものをアンケートしていただいたりとかしているところでございますので、相互で農業者が団体となっていろんな課題を取り、情報共有も含めてやっていただいている団体というふうになってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、個人でというよりも各実行組合単位で申請なりいろんなものがあるということでおいいですかね。分かりました。

次の質問ですが、5番のイノシシのおり、くくりわなの数を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）5点目、イノシシおり・くくりわなの数についてご答弁申し上げます。

町内で現在設置しておりますイノシシおり、箱わなにつきましては、熊取猟友会等が所有しているものを含めて合計で47か所でございます。また、くくりわなにつきましては38か所となってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。イノシシのおりというのは、資料にも写真でつけたんですけども、このような形状のものだと思うんですが、これは何か餌的なものを入れて仕掛けているというような状況なんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）基本的にはぬかとかそういう餌を仕掛けで設置していることで、その管理も含めて猟友会のほうに担っていただいているといった状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。今もお話をあった猟友会に管理していただいていると思うんですけども、47か所のおりって結構な数かなというふうに思うんです。この巡回は当然猟友会がされているんですけども、何か定期的に決まったサイクルで回られているような状況なんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それぞれの猟友会のほうである程度担当のところを、エリアというんですか、組んでいただいて、それらの猟友会のほうでエリアを巡回して管理していただいているといったところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

次、くくりわななんかも資料にイラストでついているんですけども、本町で主に使われている方式というのはばね式になるんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）踏み板版のばね式を使用しているものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これも獣道や農地の近くに仕掛けられると思うんですが、形状的に何か見た感じ、めちゃ危ないようを感じるんですけども、人がかかるなどのおそれなんかはないでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）当然そういうおそれもございますので、設置等も含めて安全性を確保した上で、猟友会のほうで設置のほうもしていただいているといったところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。獵友会とかに聞いたら、子どもの足とかやつたらかかってしまう可能性があるとかというのもちらっと聞いたんで、やっぱり、できたらしくりわなよりはおりのほうにシフトしていくほうが安全面としてはいいのかなと思いますし、くくりわなを設置している場所には何か注意喚起、ここに設置していますよとかそういうものは掲示されたりしているんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）一定の、あまり目立たないですけれども、表示は多分それぞれにしているんですが、一見して分かるようなものにはなっていないかと思います。ただ、基本そういう人が入らないようなところというんですか、獣道であるとかそういったところに設置してございますので、これまで私が把握しているうちでは、そういうような誤って人がとかというような事例は特には聞いてございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。明らかに危険そうなわななんで、その安全対策も含めて今後もしっかり見ていただけたらいいかなと思います。

次、アライグマの捕獲のおりなんですけれども、これも資料写真と同じようなものを貸し出されていると思いますが、6番の貸出実績を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）6点目のアライグマの捕獲おりの貸出実績はにつきましてご答弁申し上げます。

アライグマによる農作物への被害を防ぐため、産業振興課で捕獲おりを11台所有しており、昨年度の貸出実績については40件となってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。この貸出期間は原則1か月となっていますけれども、1か月大体貸し出せば捕獲ができたりするようなものなんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）設置する場所によりまして、やはり1か月で実際、実績も上がらないようなケースもございますし、場所によっては1か月の間に何頭も入るとかいうようなところもございますので、設置する場所によっていろんなケースがあるのかなといったところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）先ほどもアライグマがちょっと増えてきているなというようなところで、今後もこういうおりを使ってということになるかと思いますが、おりの量が多いのか少ないのか、足りているのか足りていないのかというのは、また状況を見て対応していただけたらいいかなと思います。次の質問ですが、全国で鳥獣を捕獲する獵師の数が減少し、平均年齢も高くなっています。地方における人口減少により、本町でも担い手が減っていると思いますが、7番、捕獲従事者の増員、育成対策について教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）7点目、捕獲従事者の増員、育成対策についてご答弁申し上げます。

捕獲従事者の増員、育成につなげるため、有害鳥獣捕獲に関する取組や、狩獵免許の取得や更新などの情報を広報紙等を通じて発信するとともに、中心的な役割を担っていただいている熊取獵友会につきましては、毎年12月に開催している熊取ふれあい農業祭において捕獲活動等をPRしていただいているところでございます。

また、町においても大阪府等が開催する鳥獣被害防止対策に係る研修会等を職員が積極的に参加

するなど、様々な機会を通じて捕獲従事者の増員、育成対策に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。そういうPRはしていただいているということなんですが、けれども、なかなか人員が増えていかないというのも現実だと思います。

獣友会に確認したところ、今、会員数が14名ぐらいということで、実際に動いているのは10名以内というか、メインで動かれている方はほんの数名のことなんですが、会員も高齢の方が多く、将来の担い手について心配はされていました。

獣友会への補助金等あれば教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）獣友会につきましては、まず鳥獣被害防止を担っていただくというところで、いわゆる謝礼金として年間30万円のほうを交付してございます。それと、捕獲頭数に応じて、議員のほうからも資料提供がありましたけれども、1頭当たり8,000円もしくは7,000円の大坂府からの交付金、これを獣友会のほうに、これは捕獲に応じてになるんですけれども、交付させていただいているといったところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。30万円ということで、これも僕も聞いていたんですけども、この30万円というのは実質、近隣市町なんかの状況と比べたらどんな状況でしょうか、額は。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）すみません。ちょっと今資料あれなんですけれども、確かに近隣で、例えばたしか岸和田市とかであればもうちょっと額も高額のところもあるんですけども、おおよそ大体30万円から40万円ぐらいというところで、基本的には同じぐらいの額のほうを町もしくは市のほうから交付しているといったような状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。獣友会が対応してくださっているということで、とてもありがたい状況だと思います。できることなら、補助金等も増やせるんであればまたそういうことも考えていただきたいとも思いますし、実際、この熊取町はありがたいことに獣友会があるんですけども、獣友会がなくなってしまったという自治体なんもあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）聞いている団体によりましては、もう獣友会の人数が確保できないというところで、例えば止め刺しとかそういう措置だけを獣友会にやっていただき、おりの管理であるとかそういうところは獣友会が担えなくなっているといったような団体もあるというふうにお聞きしているところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

資料にも金額等をついているんですけども、イノシシがさっき8,000円とか7,000円とかというお話で、資料のほうにはアライグマが1,000円ということになっているんですけども、アライグマについてはどんな感じでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）アライグマにつきましては、町から獣友会のほうに1頭4,000円の委託金ということでお支払いさせていただいているような状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そしたら、アライグマに関してはもう町からということで、国の

交付金なんかは使っていないということで認識して大丈夫でしょうか。分かりました。

最後になりますが、資料にもついている大阪環農水研生物多様性センターでは、野生動物の適切な保護管理に役立てるため、各種フィールドワークやアンケートなどで獣の情報を収集し、調査を進めているとのことです。近年は、様々な団体と連携して、府内各地に170台以上のセンサーカメラを設置して生息状況の調査を拡充しています。これまでの調査で、獣の被害が深刻化している鹿やイノシシの分布が拡大していて、アライグマなど外来種も増えていっているということです。府内へのツキノワグマの侵入やニホンカモシカの姿もセンサーカメラで捉えられたということなんですかでも、さっきも話が出ましたが、8番、野生動物を監視するセンサーカメラなどの設置の状況を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）8点目、野生動物を監視するセンサーカメラなどの設置はについてご答弁申し上げます。

町において、野生動物を監視するセンサーカメラを設置する予定はございませんが、昨年度より、大阪府環境農林水産総合研究所が熊取獣友会会長の協力の下、永楽ダム周辺に3台のカメラを設置して、野生動物のモニタリングを実施してございます。また、今年度からは成合、和田山周辺にも2台を増設し、計5台のカメラでモニタリングのほうを実施しているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そのセンサーカメラってすごく有効なカメラかなというふうに思います。実際そのカメラに鹿が写っていたというようなお話を聞いたんですけども、その鹿が写っていた場所というのはどの辺りになるんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）私が聞いているところによりますと、いわゆる松尾広場というんですか、永楽池のまだ泉佐野市側というんですか、そこに設置しているカメラに写っていたということで大阪府のほうから聞いてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

鳥獣被害は、イノシシとかアライグマに限ったことではないかと思います。農作物への被害を減らすこと、農業実行組合に対してのフォローはもちろんですが、今後、手入れされていない遊休農地が増えてくることも考えられ、野生動物が山を下り、実際、人間の生活圏に近づいてきていると思います。熊取町鳥獣被害防止計画も交付金などに必要な計画だと思いますが、今後、野生動物の生態を知るツールにもなると思うので、形式的な計画ではなく、よりリアルな計画をつくっていただき、大阪府や近隣市町と情報交換などを含め、住民が野生動物に関連する事故等にも遭わないような取組をお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

次に、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど多和本議員の質問の中でも出てきましたが、ラジコン式の草刈り機をちょっと熊取町で買って運用してはどうかというようなお話をさせていただきたいというふうに思っています。

まずは、1つ目の熊取町の草刈りの現状というのと課題をご答弁お願いいいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ご質問のラジコン式草刈り機導入についての1点目、本町の草刈り作業の現状と課題について答弁申し上げます。

本町の道路・公園における草刈り作業の現状ですが、道路におきましては道路肩や道路法面の草刈り作業を5月から7月と9月から11月の年2回、定例的に造園登録業者に工事発注してございます。また公園におきましては、公園内の草刈り作業を5月から7月と8月から10月の年2回、定例的に造園登録業者に工事発注し、草の伸び具合により必要に応じて3回目を発注してございます。

課題といったしましては、物価や人件費の高騰により、工事費は増加傾向となってございますが、第4次行財政アクションプログラムによる維持管理に係る予算は削減傾向となっているため、従来どおりの対応が難しくなってございます。そのため、今年度から工事発注の時期を調整し、発注回数や発注面積を減らす工夫により、経費の削減に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

公園でも、自治会に投げている公園と自分のところで熊取町で管理している公園とあると思うんですが、早う草刈ってくれよというようなご意見というのをいたしましたこととかありますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）自治会で対応できなくなつて町で対応してほしいとか、先ほど説明させていただいたように発注回数の見直しをするというところは、これは後ろへ先送りさせていただいて対応しているという部分もあるので、そういう苦情はいたしましたことはございます。ただ、遅滞なく発注なり直営での対応というのに努めているところです。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）いろいろ自治会でもいろんなイベントをやつたりとか祭りがあったりとか、祭りでだんじりが通る道の草を早う祭りまでに刈ってほしいとかというのは、いろいろご意見としては出てくることかなというふうに思います。

2つ目の質問なんですが、ラジコン式を買ってどうなんだと。法面を刈るのに、例えばスパイダーモアみたいな斜めの法面を刈るような機械を導入して効率を上げていくというのはお考えにはないのか、検討していただけないかというご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目のラジコン草刈り機の導入について答弁申し上げます。

草刈り工事、これは町が発注している部分、我々がしている部分につきましては、国土交通省が定める土木工事の標準積算基準に基づき工事費を算出し、指名競争入札により業者を決定してございますが、積算基準には道路・公園におけるラジコン式草刈り機を使用する基準がなく、肩かけ式草刈り機や手押し式草刈り機が施工の標準となってございます。あわせて、ラジコン式草刈り機につきましては人が立ち入ることが困難な地形での利用や広大地で障害物がない大規模作業に適しているもので、道路・公園ではガードレールや遊具などの構造物が障害物となることや第三者の近接も考えられることから、道路・公園の草刈り作業には適さないものと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）では、発注に出すに当たって今、国土交通省の算出基準に基づいて金額を決めているんですが、今、維持管理するに当たって経費を削減していくタイミングになってきているというのが1つ目の質問のご答弁がありました。

そこで、例えば熊取町で1台ラジコンを買って、これを使ってもいいので、できるだけ早く、できるだけ安くやってくださいというような基準を熊取町で定めるというのは不可能なんですか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）これは5点目の質問に近い発想なのかも分かりませんが、今、直営作業でのお話を、私が説明させていただいたのは職員による対応が難しい、困難という中で外注作業を熊取

町はさせていただいている、町内の造園業者にお願いして、していただいていると。だから、議員がおっしゃっている直営の作業となりますと、それは人件費等、今でも作業員が職員2名、それからほかにも10名の職員で対応していただいている状況の中で、新たに外注作業を直営で受けるという考え方は、今のところは考えてございません。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分かりました。熊取町から発注を出しているというか、熊取町が直営でやっているところは難しいというところなんですが、すみません、これまでで、今回の質問で農業の話が2回出てきたのでちょっとついでなんですが、水利組合とか、ため池の管理とか年2回ぐらいみんなでわっと出てきて草刈りをやっているんですが、それについては熊取町は助成金は出しておられますよね。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）ため池の法面の草刈りに対しましては、熊取町のほうから、全部そのお金で貰えるという金額じゃございませんけれども、幾分かの補助金というのは水利組合のほうに毎年、年間で出させていただいている状態です。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）先ほど多和本議員からの質問でもありました鳥獣被害とかいろんなものを考えると、速やかに草刈りというのはやっていったほうがいいというふうに思います。

3つ目なんですが、町保有によるメリットをどう考えるかというのをご答弁を求めることが自体がすごく難しいことやなと思いながら質問をさせていただいているんですが、どこかで熊取町で買つていただけたらなというふうに思っています。それをどこが管理するんやとか運営していくんやというのは先々の話やとして、1台買って、例えばそのままシルバー人材センターに丸投げでもいいというふうに思っています。もう委託をしてしまって向こうで運用してもらう。シルバー人材センターも草刈りという作業ができる人がだんだん減ってきていると。今までシルバーに頼んでいたんやけれども来てくれへんようになつたんやというのはよく聞くので、その方たちも、できることならお仕事も増えますし、シルバーの少しでも、例えば賃貸とかというところで収入になれば自走にも近づいていくんかなというふうに思います。すみません、ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）大林議員おっしゃられているように、どこが所管するのかというご質問もあったと思うんですけども、質問に当たりましては当初、町の発注する草刈りというところで、我々都市整備部局で答弁を用意させていただいたので、一旦それで対応させていただきます。

町保有によるメリットについて答弁申し上げます。

現在、本町で保有している草刈り機は全て肩かけ式となっており、その使用は小規模または緊急性のある箇所の草刈り作業を本町作業員が行う際に使用してございますが、ラジコン式草刈り機については障害物も少なく大規模作業に適しているものであることから、本町で適用可能な場所も少なく、保有するメリットはないものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。当然そうですね。なかなか、どこが所管するんやという話になると難しい話になるとは思うんですが、これまでと同じだけのマンパワーをこれからもずっとかけていけるかというところが一番の問題で、今まで最新式が肩かけの草刈り機やつたと。それが手押し式のハンマーナイフみたいなのが出てきた。今一番新しいのがラジコン式になったというだけの話で、機器の更新というところでは新しいものに変えていかないといけないというのがあります。所管するのがどこやねんという話で、4つ目の質問も難しいんですけども、まずは4つ

目、ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）4点目、本町が使用していない草刈り機の貸出制度の創設ということですね。

先ほど答弁させていただいたとおり、本町で保有することは考えていないため、貸出制度についても予定はございません。議員がおっしゃっている新しいシステムとしてのラジコンという意味ではなくて、国土交通省が定める土木工事標準積算基準といいますのは現場状況に合わせて機種を選定してございます。先ほど2点目のご質問でお答えさせていただいたとおり、本町の施工規模、障害物等があるような場所では適さないという中で、標準施工地としては広大地で大規模作業に適しているラジコン機は適さないと。ですので、違う広大地で使用する部分については適する可能性はあろうかと思いますが、当初、先ほど説明させていただいたとおり、道路公園部局の発注の草刈りというところでご質問を頂戴いたしましたので、こういう答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。そうですね。どこが管理するか、どこが所管で回すんかというところはすごく難しいところだと思うんですが、ちょっと突然で申し訳ないんですけども、農業部局としてはどうですかね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）農業の産業振興課の視点としましては、農業者のほうで草刈りが非常に農地の管理の上で大変になっているというお声はお聞きしているところでございます。そういった中で、ラジコンの草刈り機というのは新たな効率化を図れるような機械というところでは注目してございます。ただ、やはり費用というのは結構、相当コストがかかってくるというところが、まずは一つ費用対効果として、町が持つてそのまま貸し出すという点においてはどうなのかなというところで、恐らく多分、議員のほうも、そういうところがあるので、通常、町が使う中で貸し出せるときにはというような話になっているのかなというふうに私のほうでも解釈していますので、そういう意味では同じような見解を持っておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。申し訳ない、ついでなんですかね、ため池の管理をしている部局としてはどうですかね。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）やっぱり町での保有というのは、今、白川部長、奥村理事のほうからもあつたように、なかなか町の持つ保有メリットというところではまだちょっとあれなのかな。ため池でありますと、確かに面積的には池によっては大きいところもございます。ただ、急斜面も対応できるよというようなところもあるのかも分からぬけれども、僕らも見ていると、うらなり、凸凹も大分あるんかなとか思つたりもしているところで、本当にそれがうまいこと使えるのかなというのはちょっとまだ何とも僕らも分からんところなんですけれども。今見ていますと、町での保有というのは今考えていないというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。すみません、突然に。

資料にもつけさせていただいたんですけども、今現状、幾つかの自治体で町保有のものがあつて、貸し出しているというところのやつをつけさせていただきました。今の新しい機械で、斜面で45度ぐらいまでいけるとか、いろんなものが出てきています。1年のリースみたいなこともやっている会社もありますし、一度ちょっと使っているところを見て、春ぐらいに1回デモ運転をやって

いるのを何人かで見に行かせてもらったんですけれども、まあまあ急な坂でも普通に行って草は刈っていますので、一度、どんなものなんかなというのは動画でもありますし、いろんなところでちょっと研究というか、検討していただきたいなというふうに思います。

使用年数というところの考え方で、5つ目の質問、5年単位ぐらいでというのを考えたんですが、5年で回収できるぐらいの使用頻度にすればいいんじゃないかなというふうに思うので、まず5つのご答弁をよろしくお願いします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）5点目の草刈り機導入で委託業務を補完・安全確保し、5年単位でのコスト削減効果を検証してはどうかについて答弁申し上げます。

ラジコン式草刈り機を導入し、本町作業員が操縦し草刈り作業を行った場合、草を刈る作業に係る経費は軽減される可能性はありますが、草刈り作業は草を刈るだけでなく、刈った草の集積、運搬車への積込み、処分場までの運搬等を伴うもので、これを本町作業員が行うこととなった場合は、これら作業に係る人件費や経費は当然必要となってまいります。

また、現在本町の現場作業を担っている環境課美しいまちづくり推進グループは正職員2名、会計年度任用職員等の作業員10名で、本庁各課からの作業依頼を受け現場作業を行っているところですが、作業量も多くフル稼働の状態となってございまして、ご提案のように外注作業から本町職員による直営作業としてさらに草刈り作業を追加することは難しい状況でございます。

本町において有用に活用する場がなく、専門業者に発注していた業務を町職員の直営作業にすることに、発注経費に代わり新たに人件費の計上が必要となるため、単純コストを比較することはできませんが、これらを総合して考えますと、現状の草刈り工事として発注することが最善であると考えてございます。

議員のつけていただいた資料も拝見させていただいて、状況については活用できるかどうかというのを検証は進めてまいりたいとは考えますが、藤枝市、それから福島市、藤枝市は河川敷の環境保全ということで貸出しをされている、福島市については市の管理道路・公園の部分で管理されていると。福島市、藤枝市も相当広域の市域で、広大地で活用される地域があれば、藤枝市の河川敷等であれば活用できるんでしょうけれども、本町における河川、急峻な掘り割り河川となっているようなところで、また雑木等もある中で活用できるかどうかというのは困難な状況で、福島市の道路においても、道路・公園は広大な公園もあろうかと思います。しかも、これ自治会等ボランティアの活動で貸出しをされているというところもございますので、道路公園部局で対応していくというのは困難。今の現状の発注をしていることが最善、外注するのが最善であるというふうに考えてございます。

今後も、道路・公園を快適にご利用いただけるよう、草刈り作業を含む維持管理を適正に行いながら、課題となる維持管理経費の削減にも取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ。答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。なかなか難しい質問をしてしまったなというふうに思っています。次からは分かりやすく質問したいなというふうに反省をしています。

どちらにせよ、先ほども言いましたが、これから役場も自治会も、農業というところの人たちも同じだけのマンパワーをかけられなくなってきたときに、頼るのは機械になってくるので、新しい機械については鋭意研究を進めていただきたいというふうに思っています。どこが所管するにせよ、1台2台あってもいいと思っています。

泉佐野市は、今回のまだ通っていないのであれですが、詳しいところは言えないですが、9月議会でレンタル用の農機具を買う予算というのが補正予算で上がっています。で、やっぱり難しい話だと思います。財政が厳しい中でお金をかけてやっていこうというのは難しいとは思いますが、ちょっと考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

では、2つ目の熊取町の教育環境と、未来の学校のあり方についてというところで質問をさせていただきます。

熊取町ですが、資料にもつけさせていただきました。2010年あたりが人口のピークで、そこから右肩下がりと。全国的に見てこれから人口が減っていく中で、熊取町が突出して増えていくということは夢のような話ですが、そういうことがあつたらいいんですが、なかなか考えにくいと。減っていくスピードをゆっくりにすることは可能やと思いますが、多子による人口減というのはもう免れない、少子化による子どもがどんどん減っていくというのも免れないという中で、教育のまち熊取町がこのまま子どもたちが減っていく中で何もせずにこれまでどおり学校というのを運営し続けるのかと。

当然、学校再編とかという話になると、ただ子どもたちだけの問題じゃなくて、当然、我が母校というのがなくなるんですから社会的な問題も大きな問題やというふうに思っています。地域の皆さんのがこれまで支えてくれた学校というのをしっかりとと考えながら話を進めないといけないと。これまでも当然、内部ではお話をさせていただいていると思うんですが、そろそろ子どもたちの未来のために前向きに検討していく時期なんじゃないかなというふうに思って質問をさせていただきます。

まずは、1つ目の人口問題、それが教育行政に与える影響をどのようにお考えなのか、子どもたちが減っていく中で将来的にどのような課題があるのかというのをご答弁お願いします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の熊取町の教育環境と、未来の学校のあり方についての1点目、熊取町の人口問題と、それが教育行政に与える影響についてどのように考えているのか、具体的に児童数の減少が将来的にどのような課題をもたらすとお考えかについて答弁申し上げます。

児童数の減少が将来的にもたらす課題としましては、まず、学校における適正な学級編制が組めないという点がございます。

各学校の学級の設置数につきましては、学校教育法施行規則第41条及び第79条において小学校・中学校の学級数の適正規模について示されておりますが、その基準を下回ることで教職員数も減ることとなります。教職員数が減れば、教職員一人一人の業務や責任の増加による身体的、精神的負担が増加し、授業の質の低下などが懸念されます。また、児童・生徒においても、運動会などの団体活動の制約や、クラス替えができないことで人間関係、交友関係の固定化による弊害などが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

子どもたちが健やかにというか、自分たちが学校へ行っているときの思いでいうと、たくさん友達がいて、どこの学校にも同じぐらいの生徒がいるというほうが僕はいいのかなというふうに思っています。極端に、クラス替えができないぐらい児童の数が少ない学校があつたりとか極端に多いところがあつたりというのは、僕個人的には望ましくないのかなと、子どもたちに平等な機会を与えていないんじゃないかなというふうに思います。少なかつたら少ないなりに、それはそれで楽しいこともいろいろあると思うが、平等なのか公平なのかというところでいくと、同じぐらいの平均を取れているほうがいいのかな、多少の差はあれどというところで、これから、その話をしっかりとゆっくりと、急にできることじゃないので、進めていっていただきたいといけないなどというふうに思って今回質問をさせていただきました。

これから、そういうふうに課題がある中でどのような対策を取っていけばいいのか、それで子どもたちにどんな未来が提供できるのか、2つ目のご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、2点目、どのような対策が有効だとお考えか、またその対策によって子どもたちにどのような未来を提供できるとお考えかについて答弁申し上げます。

学校運営を適正に行うためには教職員の確保、学級数の確保、児童・生徒の確保が必要であり、これらを満たすためには学校施設の配置等体制を見直す必要があると考えます。対策として、一例ですが、学校の統廃合、校区の見直しなどが考えられます。

学校施設の配置等を体制見直しにより、多くの教職員がいる学校生活は児童・生徒に寄り添った質の高い授業が期待でき、今、議員もおっしゃられたように、多くの児童・生徒がいる学校生活は、多様な価値観と接することができるとともに、集団活動による切磋琢磨やコミュニケーション能力の向上など、教育効果により、どのような時代であっても自立した一人の人間として心豊かにたくましく生き抜くことができる人材を育むことができると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。やっぱり、子どもが少なくなってくると校区を見直してちょっと人数を平均的にしたりとか学校の再編とかというのが、対策としてはもうそれしかないのかなというふうに思います。突然子どもは増えるわけでもないですし、この先の子どもたちの人数というのを考えながらしっかりと話を進めていっていただきたいなというふうに思います。

先ほど挙げていただいた対策の中で学校再編というのがありますが、3つ目の質問ですが、熊取町の住民の皆様にも大きな影響を与える問題であります住民の理解をどのように、これからもし学校再編に向けて進んでいくんであれば、どのように理解を得ていくべきなのか、ご答弁よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、3点目、学校再編は、住民の皆様に大きな影響を与える問題である。これらの懸念に対して、住民の皆様の理解をどのように得ていくべきか、また、どのような取組が重要であると考えるかにつきまして答弁申し上げます。

学校再編を含めた人口減少に伴う学校施設の配置等の体制見直しは、議員ご指摘のとおり、児童・生徒を含め住民に大きな影響を与えます。軽々しく選択肢を口走ることさえばかられるものと認識してございます。昨年の6月議会で田中圭介議員のときにもご答弁申し上げましたが、今後を見越してしっかりと方針を定め、議論を重ねた後に、結論が出たときは時間をかけて丁寧に住民説明を行うことが肝要であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今大人である我々にできるのが、今までどおり学校を守っていくことなのか、それとも未来の子どもたちによりよい教育環境をどういうふうに用意していくのかというのを考えるのが大人の責任だと思っています。このまま何もせずにずるずるいくのが一番よくないなというふうに思っていますので、当然、まずは内部協議というのが始まると思うんですが、できるだけたくさんの方のご意見をいただいて、最終的には子どもたちもどう思っているのかというのも聞いてあげてほしいなというふうに思っています。それが決まったときには、しっかりと住民の皆さんにご理解いただけるように説明していただきたいなというふうに思っています。

あまりこんな質問するべきじゃないなというふうには思っているんですが、こんな学校をどうこうという話になると、この話だけが一人で何かどっかへいってしまうときもあるので、質問するべきじゃないなというふうに思ったんですが、ただ、きっかけとしてしっかりと前に進めていっていただきたいという思いがあるので、5年先、10年先のためにしっかりと議論を進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）ありがとうございます。

我々教育部局としましてもそのあたりはしっかりと認識しております、目先に人口減少、児

童・生徒が減ったというところを認識した時点からその検討を始めても到底進めることは遅いので、先ほど言わっていました5年先、10年先というところをしっかりと見越して、まずは近い将来、方針をしっかりと定めたいというふうに考えてございます。

昨年の議会でもご答弁させていただいたんですけれども、近隣で貝塚市であったりとか岸和田市であったりとかというところが一貫教育も含めた形でいろいろな再編というのをされています。そういう先進事例をしっかりと情報収集させていただきまして、議員おっしゃられたように、まずは内部でしっかりと検討させていただいて、ついてはそういう学級編制、学校編成というのも行えるときには、その先進のところでもしっかりと住民等を巻き込んだ会議体というのをどうも設立していくようでございますので、そういうところをしっかりと勉強させていただいて対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。しっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第4 議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和7年7月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、定額減税補足給付金について、6月補正予算において概算で予算計上しておりましたが、今回、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定をもって算定いたしましたところ、不足が生じることとなり、関連経費の補正を行うものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,111万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億8,951万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金4,111万5,000円の増額につきましては、定額減税補足給付金に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業、消耗品費6万2,000円の増額につきましてはプリンタートナーやコピー用紙などの経費、印刷製本費9万5,000円の増額につきましては送付用封筒などの印刷経費でございます。次の通信運搬費60万6,000円の増額につきましては確認書などの郵送料、公金取扱手数料等35万2,000円の増額につきましては給付金の振込手数料でございます。次の物価高騰対応重点支援給付金4,000万円につきましては、定額

減税補足給付金の不足額給付でございます。

以上で、議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第5 議案第39号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題いたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第39号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の坂和宏展氏につきましては、令和7年9月26日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第39号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第6 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての

件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の阪上真知氏につきましては、令和7年9月26日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第40号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第7 議案第41号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第41号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の土屋裕睦氏につきましては、令和7年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えてございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第41号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第8 議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まずは、説明に入ります前に、今回の条例改正は令和7年10月1日に施行されます地方公務員の育児休業法の改正によるもので、改正は大きく2点あり、まず1点目は育児時間の多様化による見直し、2点目は育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備となってございます。

それでは、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、育児休業条例を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

2ページをご覧ください。

第1条 育児休業条例の一部改正でございます。

育児休業条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第10条は部分休業をすることができない職員についての規定で、職員、括弧書きの定年前再任用短時間勤務職員は、以降の規定では用いられないため文言整理のみであります。改正提案理由で説明いたしましたとおり、育児休業法第19条の1第1項の改定に伴い、一定の要件を満たす会計年度任用職員において、部分休業の対象となる子の年齢が3歳に達するまでから、正職員と同様に、小学校就学前までに見直されるものでございます。

第11条は第1号部分休業の承認の規定で、改正前の部分休業の承認を改正後は第1号部分休業、第2号部分休業と区分し、改正後の第1項では部分休業の範囲が勤務時間の始めまたは終わりであったものが勤務時間の範囲で承認されるため、改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

第2項、第3項は、先ほどの説明の部分休業を1号、2号にそれぞれ区分するため改正するものでございます。

第11条は第2号部分休業の承認の規定で、今回新たに規定されるもので、第1号部分休業のほか、1日の勤務時間の全てを部分休業とができる、1年につき10日相当の範囲内で取得することができる規定を新設するものでございます。

4ページをお開きください。

第11条の3は1年間の期間、第11条の4は職員の区分に応じた部分休業を取得できる時間、次の第11条の5は特別な事情を、それぞれ規定するものでございます。

5ページをお開きください。

第12条は文言整理で改正するものでございます。

第13条は部分休業の承認の取消事由の規定で、育児休業の規定を部分休業に準用していたものを、職員が部分休業の所得形態の申出を変更した場合を取消事由とするため、改正するものでございます。

次に、第2条 勤務時間、休暇等条例の一部改正でございます。

勤務時間、休暇等条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正するもので

ございます。

第8条の3は育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定で、6ページをお開きください。

第4項では、後に説明いたします第17条の2が新設されたことに伴う条項ずれによる改正でございます。

7ページをお開きください。

17条の2は妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の規定で、今回新たに規定されるもので、公務においても仕事と育児の両立支援のニーズに対応するため、個別の両立支援制度の周知、意向確認を行う必要があるため新設されるもので、第1項は本人または配偶者の妊娠から出産までの期間の措置であり、第2項は出産から3歳までの期間の措置を規定してございます。

8ページをご覧ください。

第3項では、個別の意向の配慮について規定してございます。第17条の3は配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向調査確認等の規定で、17条の2が追加されたことに伴う条項ずれとともに、文言の整理を行ったものでございます。

9ページをご覧ください。

第3条 下水道事業職員給与条例の一部改正でございます。

下水道事業職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正するものでございます。

第14条は給与の減額の規定で、改正前の部分休業での対象となる子の年齢が3歳に達するまでは、改正後は先ほど説明いたしました育児休暇条例の部分休業を適用することにより、小学校就学前までとするため改正するものです。

附則でございます。

第1項は、施行期日の規定でございます。この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

10ページをご覧ください。

第2項は、育児休業条例の一部改正に伴う経過措置の規定でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の育児休業条例第11条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるものは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるものは「5」とする。

第3項は、勤務時間、休暇等条例の一部改正に伴う経過措置の規定でございます。任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の勤務時間、休暇等条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとします。

以上で、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第9 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、住民ニーズに対応した新たな指定袋の種類を追加するため、並びに将来も安定したごみ処理を継続するにはさらなるごみの減量化・資源化を促進する必要があり、ごみの排出抑制の意識が向上するよう、また、受益者負担の適正化を図ることができるようごみ処理手数料を見直すため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例で、廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を次のように改正するものでございます。

表の右側が改正前、左側が改正後でございます。

なお、改正部分につきましては下線を引いてお示しさせていただいております。

改正内容でございますが、別表中、一般廃棄物処理手数料のうち、区分のところで、家庭系可燃ごみの指定袋が現行20リットルと45リットルの2種類でございましたが、新しく10リットルと30リットルの2種類を追加し、4種類としてございます。また手数料額につきましては1リットル当たり1円換算の金額に改正してございます。

次に、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和8年7月1日から施行するものでございます。

また、第2項から第4項までは経過措置でございます。

3ページをご覧ください。

第2項では、改正後における別表の規定は施行日以後の収集に係る手数料に適用し、施行日前までの収集につきましては、改正前の別表の規定による手数料とするものでございます。

次に、第3項では差額シールについて規定してございます。この条例の施行日から令和9年5月31日までの間、改正前の別表による指定袋を使用する際、表1、表2でお示しさせていただいておりますとおり、その種類に応じた差額シールを添付して使用することができるとしてございます。

第4項では、差額シールの手数料を徴収すること、既に納付された手数料は還付しないこと及び手数料を減免することは可燃ごみ指定袋と同様に取り扱うこととするものでございます。

第5項では準備行為を規定しております、改正後の別表の規定による手数料の徴収並びに可燃ごみ指定袋及び差額シールの交付につきましては、令和8年6月1日以降行うことができるとしてございます。

以上で、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時56分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10 議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件を議題とい

いたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） それでは、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

総合保健福祉センターの開館時間を見直すことにより、より効率的な施設の管理運営を行い、維持管理経費の削減を図るため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を、同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

別表はセンター使用料についての規定でございますが、開館時間の見直しにより、使用時間の午後6時から午後10時の列を削除するものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君） 次に、日程第11 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6-1））の件、日程第12 議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件及び日程第13 議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） では、議案第45号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。」

議案書の1ページをご覧ください。

準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6-1）について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6-1）。

次に、契約の金額です。変更前が7,276万6,100円、変更後は6,559万3,000円となり、717万3,100円の減額でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町青葉台1丁目6番22号、株式会社ワールド、代表取締役池端恭子でございます。

本件工事は、令和6年12月議会定例会におきまして工事請負契約の締結についてご可決いただき、契約を締結いたしました。このたび契約金額について変更の必要が生じましたので、議案を提出するものでございます。

次に、変更内容の概要についてご説明いたします。

次の2ページをご覧ください。

変更工事概要でございます。

工事名称は、準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R 6－1）。

工事箇所は、熊取町小垣内4丁目地内。

変更工事概要でございます。施工延長20.7メートルから20.3メートルに、法面对策工207平方メートルから185平方メートルに変更するものでございます。

変更工期限は、令和7年8月29日までから令和7年10月30日まで延長してございます。

以上で、議案第45号 工事請負変更契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第46号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、6,637万7,300円です。

契約の相手方は、大阪府岸和田市西大路町21番地の6、株式会社トラスト、代表取締役鳥居慎一でございます。

続きまして、入札の過程についてご説明をいたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和7年7月22日付で指名連絡をファクスで22者に行い、令和7年8月15日執行の応札業者6者による開札において、最低価格を提示した5者において落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事概要でございます。

次の2ページをお開きください。

工事名称は、熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事でございます。

工事箇所は熊取町希望が丘4丁目地内。

工事概要は、空調設備機器工事一式といたしまして室内機8台、室外機2台、送風機8台の設置でございます。及び空調電源工事といたしましてLPG発電装置一式、内装改修工事一式となってございます。

工期は、議決日より令和8年3月13日まででございます。

次の3ページに平面図及び断面図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第46号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的です。熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,381万1,000円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市中央区道修町4丁目5番6号、株式会社ダイセン、代表取締役仙石隆昭でございます。

続いて、入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和7年7月22日付で指名連絡をファクスにて22者に行い、令和7年8月15日執行の応札業者4者による開札において、最低価格を提示した3者において落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事概要を説明いたします。

次の2ページをお開きください。

工事名称は、熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事です。

工事箇所は、熊取町大久保南1丁目地内。

工事概要は、空調設備機器工事一式といたしまして室内機8台、室外機2台、送風機8台。空調機電源工事といたしましてLPG発電装置一式。内装改装工事一式となってございます。

工期は、議決日より令和8年3月13日までございます。

次の3ページに平面図及び断面図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第45号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第14 議案第48号 GIGAスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、議案第48号 GIGAスクール構想に係る学習者用端末の購入についてご説明申し上げます。

GIGAスクール構想に係る学習者用端末について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品は熊取町立小・中学校学習者用端末で、契約方法は随意契約でございます。契約の金額は2億637万9,250円で、契約の相手方は大阪市港区磯路2丁目21番1号、令和7年度大阪府GIGAスクール（ChromEOS）共同企業体、代表構成員、日本電通株式会社、代表取締役社長川副和宏でございます。

今回の購入については令和2年度に購入しました学習者用端末の更新時期が到来することから購入するもので、今回の業者選定の経過につきましては、端末調達に係る国の補助要件が共同調達となっていることから、本町は大阪府公立学校情報機器共同調達協議会に参画し、同協議会が実施した一般競争入札で落札者となった事業者と随意契約するものでございます。

参考までに、入札参加者は3者、うち2者が入札辞退、1者の応札だったとのことでございました。

購入する物品の概要については2ページをご覧ください。

学習者用端末3,775台、Google GIGA License3,775ライセンスであり、納入場所は各小・中学校で、納入期限は令和8年1月31日までとしてございます。

以上で、議案第48号 GIGAスクール構想に係る学習者用端末の購入についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第15 議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

令和6年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金1億4,652万6,256円の内訳につきましては、令和6年度熊取町下水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございます当年度未処分利益剰余金となってございます。

2つ目の利益剰余金処分額1億4,652万6,256円の内訳でございますが、（1）減債積立金1億909万3,256円、（2）組入資本金3,743万3,000円であり、当期純利益の全額を次年度以降の資本的支出の補填財源として使用する減債積立金にいたします。また、令和6年度に使用した減債積立金が組入資本金になるものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、ゼロ円となってございます。

なお、この処分の内容につきましては、令和6年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに令和6年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和6年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。庭瀬都市整備部理事。都市整備部理事（庭瀬義浩君）すみません。議案第49号のご可決ありがとうございます。

お手数ですが、令和6年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに記載しています令和6年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（文野慎治君）次に、日程第16 議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した民間保育園等への副食費補助、ごみ処理手数料の見直し及びサイズの追加導入に伴う経費、役場本庁1階執務室の再編及び熊取ふれあいセンター事務室配置の変更に伴う経費などでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億403万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172億9,355万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正。1、追加でございますが、ICT支援業務委託について、ICT支援員配置及びヘルプデスク業務委託を行うに当たり、令和12年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和7年度から12年度までの期間で限度額を4,234万6,000円と設定するものでございます。

次に、ふるさと応援寄附支援業務委託につきましては、ふるさと納税業務の中間管理事業者業務委託を行うに当たり、令和10年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和7年度から10年度までの期間で限度額を3,465万円と設定するものでございます。

次に、2、変更でございますが、OA機器等賃借及び保守委託につきまして、標準化システムへの移行について、移行時期が当初想定していた令和8年1月から令和8年8月に変更になったことから、運用管理経費に伴う債務負担行為のうち期間について、令和7年度から12年度までを令和7年度から13年度に変更するものでございます。

なお、限度額の変更はございません。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款、項、目 地方交付税の普通交付税1億7,882万2,000円の増額につきましては、令和7年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 民生費負担金の老人施設入所措置本人負担金139万8,000円の増額につきましては、養護老人ホーム入所に係る負担金で、高齢者福祉事業の老人施設入所措置費に充当するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金8,000円の増額につきましては、令和6年度の精算額確定に伴う追加交付金でございます。

その下の項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金1,876万7,000円の増額につきましては、物価高騰対策として民間保育所等副食費補助金等に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の低所得者保険料軽減負担金4,000円の増額につきましては、国庫と同じく令和6年度の精算額確定に伴う追加交付金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金の財政調整基金繰入金6,873万2,000円の減額及び目 くまとりふるさと応援基金繰入金1億円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下、項 特別会計繰入金、目 国民健康保険事業特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金1万2,000円の増額及び目 後期高齢者医療特別会計繰入金の後期高齢者医療特別会計繰入金3,000円の増額及び目 介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金4,000円の増額につきましては、それぞれ令和6年度精算額確定に伴う繰出金返還金でございます。

次に、款、項、目 繰越金の前年度繰越金104万8,000円の減額につきましては、令和6年度決算確定によるものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 諸収入、項 雜入、目 雜入のデジタル基盤改革支援補助金7,131万2,000円の増額につきましては、標準化システム移行に対する補助金について追加交付があり、これによって初期構築費用の財源に一定のめどがついたものでございます。次のスポーツ振興くじ助成金348万8,000円の増額につきましては、くまとりロードレース事業に対してスポーツ振興くじ助成金の交付決定があったことによるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の庁舎維持管理事業、修繕料92万9,000円の増額及び2つ飛ばしまして庁舎維持修繕工事費361万9,000円の増額及び庁用器具費33万3,000円の増額につきましては、本庁及び熊取ふれあいセンター事務室再編に伴う経費でございます。戻りまして、建築設備調査委託料29万7,000円の増額及び特殊建築物定期調査委託料55万9,000円の増額につきましては、令和7年4月から特定建築物の定期調査の対象範囲が拡大されたことに伴うものでございます。財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金2,525万3,000円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和6年度実質収支確定分の2分の1を積み立てるものでございます。

その下、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業については、返礼品委託料1,155万円を減額し、その下、ふるさと応援寄附支援業務委託料1,155万円の同額を増額計上するもので、中間管理事業者委託に係る経費でございます。

その下、目 自治振興費の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金120万円の増額につきましては、朝代区公民館改修工事に係る補助金でございます。

その下、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算機器管理運営委託料211万6,000円の増額及びその下、電子計算システム管理事業、機械器具費88万7,000円の増額につきましては、本庁及び熊取ふれあいセンター事務室再編に伴う経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金530万4,000円の増額につきましては、令和6年度障がい者自立支援給付費国庫負担金等の確定に伴う返還金でございます。

その下、目 老人福祉費の高齢者福祉事業、老人施設入所措置費337万3,000円の増額につきましては、盲養護老人ホーム入所に係る老人施設入所措置費でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児療育医療給付事業、国・府支出金等返還金25万1,000円の増額につきましては、令和6年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還に伴う返還金でございます。その下、民間保育所等助成事業、保育事業補助金824万4,000円の増額につきましては、食料品等の物価高騰における民間保育園等の副食費に対し補助するもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金345万6,000円の増額につきましては、令和6年度障がい児通所支援給付費国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金83万7,000円の増額につきましては、国保連合会端末移設に伴う事務費等繰出金でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の総合保健福祉センター維持管理事業、

建築設備調査委託料49万5,000円の増額及び特殊建築物定期調査委託料49万5,000円の増額につきましては、本庁舎と同じく、令和7年4月から特定建築物の定期調査の対象範囲が拡大されたことに伴うものでございます。その下、庁用器具費161万3,000円の増額につきましては、本庁及び熊取ふれあいセンター事務室再編に伴う経費でございます。

次に、項 清掃費、目 清掃総務費の清掃事業一般事務経費、消耗品費1万1,000円の増額及び印刷製本費357万2,000円の増額及び目 麻薺処理費のごみ収集事業、消耗品費491万7,000円の増額及び指定袋配達等委託料6万6,000円の増額及び冊子配布業務委託料2万6,000円の増額につきましては、ごみ処理手数料見直し及びサイズ追加導入に伴う新指定可燃ごみ袋の作成などの経費でございます。

次に、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金1,396万9,000円の増額につきましては、令和6年度人事院勧告のうち地域手当増額分及び車両購入経費に伴う負担金でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費及びその下の項 中学校費につきましては財源振替でございますが、地方創生臨時交付金を小学校給食費の物価高騰対応分及び中学校給食費の物価高騰対応分を含む給食費無償化に充当するものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 教育費、項 社会教育費、目 文化財保護費の文化財保護事業、謝礼金20万円の増額及び調査委託料65万円の増額につきましては、重要文化財降井家書院の住宅等の追加指定に係る経費でございます。

その下、項 保健体育費、目 体育施設費、くまとりロードレース事業、くまとりロードレース実行委員会補助金220万円の増額につきましては、スポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴い実行委員会補助金を増額するものでございます。

その下、款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金1,916万6,000円の増額につきましては、令和6年度債確定による元金償還等によるものでございます。

次の18ページは債務負担行為に関する補正調書で、最後の19ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございますので、それぞれ後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第17 議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第18 議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。橋健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橋 和彦君）それでは、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ですが、歳入につきまして、令和6年度実質収支の黒字額を繰越金として計上するものでございます。また歳出については、令和6年度特定健診等負担金などの確定による返還のための補正のほか、令和6年度国民健康保険事業特別会計繰入金の確定に伴う返還のための補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億446万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金70万3,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金197万4,000円の増額につきましては、令和6年度の実質収支黒字額を前年度繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金266万5,000円の増額につきましては、令和6年度の事業費確定による精算に伴い剰余金を返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金1万2,000円の増額につきましては、令和6年度国民健康保険事業特別会計繰入金の確定による精算に伴い、剰余金を一般会計に返還するものでございます。

以上で、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては令和6年度の決算確定による剰余金の繰越しに係る補正、歳出につきましては、当該決算剰余金を令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合負担金として加算するための補正並びに令和6年度一般会計繰入金の精算に係る補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,470万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金525万7,000円の増額につきましては、令和6年度の実質収支の黒字額を前年度繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出です。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金525万4,000円の増額につきましては、令和6年度保険料収納額の精算分を令和7年度予算で大阪府後期高齢者医療広域連合に支払うため予算計上するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金3,000円の増額につきましては、令和6年度の事業的経費の確定に伴い、一般会計繰入金の剰余金を返還するため予算計上するものでございます。

以上で、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第19 議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積立てや、介護給付費等の精算額確定による追加交付及び返還並びに事務室移転に係る端末移転費用に伴うものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,047万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,308万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金の674万5,000円の増額、次の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金の628万7,000円の増額並びに次の款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金の703万9,000円の増額につきましては、介護給付費の前年度精算額確定に伴い、それぞれ国支払基金、府から追加交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 低所得者保険料軽減繰入金1万7,000円の増額につきましては、令和6年度の低所得者保険料定額繰入金の精算額確定に伴い一般会計から繰入れするものでございます。

その下の目 その他一般会計繰入金82万円の増額につきましては、執務室移転に係る国民健康保険団体連合会端末移設に伴う費用を一般会計から繰入れするものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金956万5,000円の増額につきましては、令和6年度における実質収支黒字額を令和7年度に繰越しするものでございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費82万円の増額につきましては、事務室移転に伴う国民健康保険団体連合会端末の移設費用でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金2,099万5,000円の増額につきましては、令和6年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後黒字額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金865万4,000円につきましては、令和6年度の地域支援事業費の確定に伴い超過交付となっている地域支援事業交付金を国・府等へ返還するものでございます。

次に、その下の項 繰出金、目 一般会計繰出金4,000円の増額につきましては、令和6年度の一般会計が負担すべき事務費等の確定に伴い、超過繰入れ分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第20 議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24 議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第25 議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、私から、議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、令和6年度各会計の決算書をはじめ、関係書類をあらかじめ配付しておりますので、併せてご覧ください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入歳出とも前年度に比べ減少しております。歳入総額は167億3,099万5,625円で、前年度決算額と比べると11億8,791万6,006円減少しています。次に、歳出総額は165億9,564万9,722円で、前年度決算額と比べると10億2,159万8,875円減少しています。

これら歳入歳出の差1億3,534万5,903円を令和7年度に繰り越すのですが、この繰越額には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額7,550万5,000円及び継続費過次繰越額966万円が含まれておりますので、これらを差し引いた実質収支は5,018万903円となりました。ただし、この実質収支は各種基金から5億4,400万円の繰入れを行うことで黒字を維持した状況であり、財政

構造の硬直化を示す指標である経常収支比率も98.5%となり、前年度から0.5ポイント悪化するなど、前年度に引き続き非常に厳しい決算となりました。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は45億2,719万5,437円、歳出は45億2,522万440円で、歳入歳出の差引きは197万4,997円の黒字となり、これを令和7年度に繰越ししました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は9億6,896万9,913円、歳出は9億6,371万3,099円で、歳入歳出の差引きは525万6,814円の黒字となり、これを令和7年度に繰越ししました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は39億1,890万2,085円、歳出は39億933万7,759円で、歳入歳出の差引きは956万4,326円の黒字となり、これを令和7年度に繰越ししました。」

墓地事業特別会計につきましては、歳入は2,695万7,937円、歳出は2,695万7,937円となり、歳入歳出とも同額となりました。

下水道事業会計につきましては、総収益は11億8,128万4,873円で、総費用は10億7,219万1,617円となり、差引き1億909万3,256円の当年度純利益となり、この額にその他未処分利益剰余金変動額3,743万3,000円を加えた1億4,652万6,256円が当年度未処分利益剰余金として計上されます。

それでは、令和6年度に取り組んだ施策の成果について申し上げます。

先ほども申し上げましたように、令和5年度に引き続き、令和6年度においても非常に厳しい決算状況となりましたが、そのような状況下におきましても、住民の皆様に最も身近な基礎自治体として「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」をまちづくりの基本理念に、各施策を展開いたしました。

具体的には、世界的な資源価格の高騰や円安を背景とした物価上昇が長期化する中、国においては電気・ガス料金への補助や定額減税といった物価高騰対策が実施されたところですが、本町では、地域の実情に応じた物価高騰対策として、特に食費を含めた生活費負担が大きい子育て世帯を支援するため、町立小・中学校の2学期、3学期の給食費無償化事業を実施しました。加えて日常生活を下支えするとともに、地域経済を活性化させるべく、町内の店舗、事業所などで使用できる全住民を対象とした1人5,000円の地域振興券事業を実施するとともに、ひまわりバスの無償化を継続いたしました。

新たな行政需要に的確に対応しながら、持続可能な行財政運営を行わなければならないことは言うまでもございません。そこで、抜本的な行財政改革の推進により、財政状況を好転させつつ、同時進行で魅力あるまちづくりを推進するという二兎の実現が目下の最重要課題であるという認識の下、令和7年3月に第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の改革項目を見直すとともに、これまで以上に戦略的に地方創生に取り組むため、第3期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

このほかにも各分野できめ細かな取組を実施しましたので、順次ご説明申し上げます。

地域コミュニティについては、紺屋、久保、青葉台、成合地区が実施する集会所の改修工事に対して補助金による支援を行いました。成合地区については、集会所併設の老人憩の家の長寿命化工事も併せて実施し、各地区の住民の皆様が安全に安心して利用できるような環境整備を推進しました。

防犯については、特殊詐欺対策機器を100台購入し65歳以上の方に貸与するとともに、講演会「特殊詐欺にだまされへんで」を展開するなど、高齢者をターゲットとした巧妙化する特殊詐欺被害の防止に努めました。

防災については、地区別自主防災マニュアルが新たに4組織で作成され、令和6年度末時点で20組織となり、校区別避難所運営マニュアルについては、北小学校区に続き南小学校区において積極的な協議が行われた結果、令和7年5月に作成されました。また、本町で養成した防災士に対するフォローアップとして避難所運営に関する研修を実施するなど、自助・共助による地域防災力の強化を図りました。

このほかにも、大雨時の河川の溢水や護岸崩壊を未然に防止するための若葉地区準用河川見出川

における河床整正工事や、浸水被害を防止するための朝代地区浸水対策測量実施設計に加え、水防ため池の耐震診断結果に基づく馬谷池の耐震対策に向けた実施設計、朝代新池の耐震対策工事を行うなど、災害に強いまちづくりをさらに推進しました。

子育てについては、全5小学校区へ担当保健師の配置、助産師による妊娠8か月頃の電話相談・8か月児訪問、家事や育児支援のための産前産後ヘルパー派遣事業により、一人一人と顔の見える関係を構築しながら子どもと親の健康を切れ目なく支援するとともに、保険適用にも対応した不妊・不育治療費助成を継続しました。

子ども家庭相談においては、児童福祉等に関する専門知識を有するスーパーバイザーを配置した職員体制を維持しながら、関係機関が一体となって児童虐待の未然防止、重症化防止に努めました。

また、赤ちゃんの駅として登録されている町内24施設に、乳幼児連れの保護者が気軽に立ち寄れるよう搾乳マークを新たに表示し、子育てしやすい環境づくりを進めるなど、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行いました。加えて、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、子どもの貧困や若者支援に関わる計画も包含する熊取町こども計画を策定しました。

保育・幼児教育については、町内の民間保育園等と合同就職フェアを開催するとともに、新たに町内民間園に就職した保育士に支援金を3年間で最大50万円支給する制度を創設したことにより、子どもの受入れに必要な保育士を確保することができ、年度当初の待機児童ゼロを維持することができました。

学童保育については、東学童への分室設置など、利用ニーズに応じて柔軟に受入れ体制を整備するとともに、南学童のトイレ洋式化工事を実施し、良好な保育環境を整備しました。

学校教育については、全小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置、教育相談カウンセラー、英語指導助手や学校図書館司書などの専門的人材を引き続き配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めました。

また、新たに教育支援センターを設置し、「きづく、きめる、かかわる」をコンセプトに、不登校状態にある児童・生徒一人一人に応じた学習・体験活動を推進し、保護者と相談しながら社会的自立を支援しました。

学校運営については、熊取中学校をモデル校として学校運営協議会を設置しました。ペットボトルキヤップを寄附することで世界の子どもにポリオワクチンを届ける活動について、同協議会を通じて各自治会の皆様にご協力をいただいたことで、170キログラム、5万6,666個のキヤップが集まり、85人分のワクチンをお届けできしたことなど、地域の皆様と共に特色ある学校づくりを推進することができました。

学校施設については、児童の教育環境の改善や災害時に避難所として快適に過ごしていただく取組として、各小学校の体育館の空調整備を計画的に進め、全小学校の設計業務、中央・南・東小学校の整備工事を完了させました。

生涯学習、文化・芸術については、令和6年4月1日に開館したキテーネホールを拠点に、優れた文化芸術公演の開催や住民の日頃の活動成果を発表する機会の提供など、住民と一緒に本町の文化芸術の振興を図る取組を推進しました。具体的には、熊取町にゆかりのある方を登録するくまとアーティストバンク制度を創設し、登録した21組の情報を町ホームページで公開しました。文化芸術講演については、開館事業アドバイザーやホール運営ボランティアのきてきてスタッフの協力の下、音楽、登録アーティストを活用した住民参加型の公演をはじめ、これまでのホールではできなかった演芸、映画など23公演を開催したことにより、6,298人にご来場いただくことができました。また、熊取吹奏楽団への指導者派遣や和太鼓体験講座を実施するとともに、ホール備品として大型楽器を購入し、団体・個人の活動支援、環境整備に取り組みました。

同じく、4月にリニューアルオープンしましたかむかむプラザについては、充実した設備・機能を生かし、産後のママのエクササイズなどの運動講座、住民ニーズを踏まえた料理教室や陶芸体験

などの親子向け講座、簿記などの資格取得対策講座など30講座を開催し、1,123人にご参加をいただきました。また、新設した1階の学びのルーム（自習室）を延べ4,853人が利用し、そのほかの諸室でもダンスなど日頃の練習で利用されるなど、これまで公民館を利用されなかつた若い年齢層の方にも利用いただけるようになりました。

文化財については、令和6年6月21日に降井家住宅が日本遺産（葛城修驗）の構成文化財の一つとして追加認定を受けたことを記念し、11月の降井家書院一般公開時におけるパネル展の開催をはじめ講演会などを開催し、観光客の周遊・滞在による地域活性化を見据え、周知を図る取組を実施しました。

図書館については、開館30周年を迎えて、図書フェスの開催など住民との協働で様々な事業を実施しました。

健康・長寿、保健・医療については、介護予防に取り組む住民運営の通いの場であるタピオステーションが新たに2か所立ち上がり、令和6年度末時点で30か所となりました。また、各地区的タピオステーションに理学療法士などの専門職を派遣するとともに、後期高齢者医療保険加入者の集団健診時に生活習慣病等の重症化予防のための保健指導やフレイルチェック・相談を実施するなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、個々に応じた必要な支援につなげました。継続して健康なまちづくりに取り組むため、健康増進、食育推進、自殺対策に関する計画を盛り込んだ第4次健康くまとり21を策定したところです。

運動・スポーツについては、ひまわりドームの大規模改修に向けた設計業務を行うとともに、誰もが気軽に楽しめるスポーツイベントをコンセプトに、多様なスポーツ体験ができるくまとりスポーツフェスティバルのほか、コースや対象者を一部リニューアルしたくまとりロードレースなどを開催し、スポーツ振興と住民の健康づくりを推進しました。

高齢者福祉・地域福祉については、地域共生社会の実現に向け、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施し、複合的な課題を抱えた相談者に対する各支援機関の連携による対応をはじめ、ひきこもり状態にある方を対象とした居場所づくりや、地域づくり支援員による積極的な地域訪問を通じたアウトリーチによる支援を行い、誰一人取り残さない地域づくりを推進しました。

要支援者に対し、運動指導などを通じて生活機能向上を図るふれあい元気教室については、利用者が教室を終了した3か月後に生活機能が維持できていれば、ケアマネジャーに5,000円相当のインセンティブを付与する制度を新たに創設しました。

認知症施策については、認知症の方が行方不明となった際に地域で協力して早期発見につなげる熊取町徘徊高齢者等SOSネットワークシステムの申請者に対し、新たに見守りQRコードシールを配付し、協力機関等と連携しながら見守り体制を充実させました。また、認知症の方とボランティアをつなぐ仕組みでありますチームオレンジを新たに結成し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しました。

障がい者福祉については、移動支援事業の対象者を全身性障がい者から下肢機能障がい者等に拡大し、障がいのある人も住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる共生のまちづくりを推進しました。

道路・交通については、都市計画道路の整備促進として、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化や泉州山手線の事業化について国・大阪府に対し強く要望を行ったほか、泉州山手線の整備促進のために行った七山北地区の地籍調査の成果について大阪府の認証を受け、法務局による登記事務も完了しました。

道路維持管理については、熊取町道路舗装修繕計画に基づき舗装修繕3,774メートルを行うとともに、令和5年度に引き続き、道路の陥没などを未然に防止するための路面下空洞調査7.2キロメートルを実施し、早急に対応が必要な5か所の空洞補修を迅速に実施するなど、安全確保に努めたところです。

交通安全施設整備については、通学路等交通安全プログラムに基づく通学路の路側帯のカラー化

(848メートル) や区画線の更新を行うなど、交通安全対策を講じました。

交通については、将来的にも持続可能な地域公共交通体系を構築するため、熊取町地域公共交通計画を作成し、利便性向上策の一つとしてひまわりバス停留所をイオンモール日根野内へ新設するなど見直しを行い、令和7年4月から新たなルートで運行を開始しました。

下水道事業については、緑が丘、大宮、久保、和田、山の手台地区などにおいて総延長1,495メートルの公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率は85.2%となりました。また、下水道使用料を令和6年4月分より改定させていただきました。今後とも、より一層効率的な運営に取り組み、持続可能な事業運営を行ってまいります。

公園・自然環境については、老朽化が進んでいる奥山雨山自然公園の東西ハイキングコースの階段更新等を行い、安全で安心して自然と触れ合えるよう整備を行ったほか、令和3年度から5か年で計画的に進めている全都市公園の照明灯のLED化についても7公園(21基)を更新し、地球温暖化防止及びランニングコストの削減に向けた取組を推進しました。

住環境・循環型社会については、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、脱炭素社会の実現に向けた取組を自分事として捉えて行動できるよう、新たに住民や事業者が実践している取組を募集、紹介するとともに、国・大阪府などの支援情報などを一元化して発信しました。

商工、農林業については、産業活性化基金事業補助金により、創業支援、農業者支援などに努めたところ、合計95件の補助金を活用いただき、町内遊休不動産を活用した美容関係の店舗の開設や農業用ビニールハウスの建設など、より一層の産業活性化につなげることができました。また、市街化調整区域内の7地域において、各地域における農業の将来の在り方などをまとめた地域計画と併せて、どの農地を誰が引き受けしていくのかを示した目標地図を作成し、担い手への農地集約化など、効率的な農地利用を推進するための取組を推進しました。

観光交流については、和田山Berry Parkのブルーベリーについて、旅行会社、鉄道会社、報道機関等の関係者が参加する全国宣伝販売促進会議などでPRに努めたところ、ブルーベリー狩り体験に有料の一般利用で開園以来最高の852人に来訪をいただきました。また、出荷用ブルーベリーの選果場及び冷凍設備を設置するなど農園運営を支援いたしました。加えて、農園運営事業所や飲食店と連携しブルーベリーを使った特産品の開発に取り組み、新たに5品をくまとりやもんに認定しました。ブルーベリーを使用した認定品は、令和6年度末時点で24品となり、町内飲食店などでスイーツを中心とした様々な商品をさらにお楽しみいただけるようになりました。

行財政運営については、ふるさと納税寄附として約4,500万円の寄附をいただきました。新たな返礼品の創出による寄附額増加を図るため、熊取町新たな地場産品創出等条例を制定するとともに、熊取町新たな地場産品創出等支援事業補助金交付要綱(ふるさと納税3.0)を策定し、返礼品の創出等に取り組む事業者の支援制度を創設しました。

また、自治体DXの取組として、国の標準準拠システムへの移行に向け、標準仕様と現行システムの差の分析作業を行いました。また、パスポートの発給手続やキテ一ネホールの公演チケット販売をオンライン化するとともに、各学校から家庭への連絡ツールとして使用している健康観察アプリへアンケート機能を追加するなど、利便性向上と業務効率化につなげる取組をさらに推進しました。

情報の公開、シティープロモーションについては、伝える広報ではなく伝わる広報を意識し、受け手視点の広報作成に取り組んだことにより、広報くまとり令和6年6月号が第36回近畿市町村広報紙コンクールにおいて奨励賞を受賞することができました。

公式LINEについては、発信内容が一目で伝わり興味を持っていただけるよう、新たに写真と文字をデザインしたカードタイプの配信を開始するとともに、広報での特集を中心として集中的にお友達登録キャンペーンを実施するなど登録者増加に努めたところ、登録者数が令和6年度中に1,538人増加し、令和7年4月時点では8,725人となりました。

また、キテ一ネホール開館に伴い、季刊情報誌「きてキテ一ネ」を年4回発刊するとともに、イ

ンスタグラム、Xで公式ページを開設し公演情報などを発信するなど、真に住民の皆様が欲する情報報を各媒体の特性に応じて戦略的に発信しました。

以上、各主要施策の成果についてご説明いたしましたが、子育て・教育をはじめ防災・防犯など住民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進したことにより、令和6年度は0歳から9歳が39人、30歳から39歳が25人の転入超過となるなど、令和5年に引き続き、多くの子育て世帯に本町を選んでいただくことができたと考えております。

別に配付しております主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況などについて、第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどご覧ください。

最後になりますが、各施策の推進に当たりましては、私自身はもとより職員全員が一丸となって取り組むとともに、令和7年3月に見直した第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の改革項目を着実に進めることで、将来にわたり安心して住み続けられることができ、活力ある地域社会を維持することができるよう、引き続き持続可能な町政運営を推進してまいりますので、議員各位並びに住民の皆様におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

議長（文野慎治君）それでは、令和6年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、大阪維新の会熊取を代表して、長田議員。

3番（長田健太郎君）議長よりお許しをいただきましたので、大阪維新の会熊取より主要施策の成果、決算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1点目です。

防犯事業につきまして、近年、振り込め詐欺や還付金詐欺など、いわゆる特殊詐欺による被害が後を絶ちません。特に高齢者を中心に深刻な被害が報告されており、安心して暮らせる地域社会の実現のためには行政としても積極的な対応が求められております。

そこで、1点目の質問です。

本町での特殊詐欺被害件数、状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、1点目の特殊詐欺被害件数、状況のご質問にお答えします。

特殊詐欺被害の件数でございますが、大阪府全体では本年1月から7月までの数値で認知件数が1,911件となっており、前年の同期間では1,523件でありましたので388件の増加となっております。

次に、本年1月から7月までの被害金額が62億7,540万円となっておりまして、前年の同期間では32億1,210万円でありましたので、30億6,330万円の大幅な増加となっております。

本年の被害の内容につきましては、おれおれ詐欺が699件43億2,307万9,000円と最も多く、続いて還付金詐欺が495件9億2,619万6,000円、架空料金請求詐欺が420件で4億5,844万2,000円となっております。

一方、熊取町では、本年1月から7月までの被害の認知件数のデータが提供されていますのでこれを申し上げますと、認知件数が前年同期間と同じく7件となっておりまして、被害額は2,318万1,000円となっております。

本年の被害の内容といたしましては、認知件数順でおれおれ詐欺が4件2,162万円と最も多く、続いて架空料金請求詐欺が2件で8万円、還付金詐欺が1件で148万1,000円となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）おれおれ詐欺4件で2,000万円以上ということはすごい被害金額ですね。ありがとうございます。

詐欺の未然防止につきましては、やはり犯人との接触を断つ入り口対策が重要だということで、6年度に本町でも電話に取り付ける対策機器を貸与されていますけれども、この事業の効果の検証についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、2点目の特殊詐欺対策機器貸与事業のご質問にお答えします。

効果の検証につきましては、熊取町における被害の状況について、全体的な傾向といたしましては、令和6年及び令和7年ともに1月から7月の実績で、先ほども申し述べたとおり、認知件数が7件であり、横ばいの状況になっております。

また、貸与者への一律の全数調査は行ってはおりませんけれども、貸与者のうち約1割の方に状況を個別にお伺いしたところでは、ほとんどの方が、詐欺まがいの電話はほとんどなくなった、録音しているために安心して電話に出ることができるといった内容でございました。

また、自動の警告音声を聞いて電話を切った人の割合である撃退率を確認できるような機器になっておりまして、その率については大体20%から30%という回答が多くございました。

これらの状況から、当該機器の貸与事業により、貸与者の方々に安心感を持ってもらうことも含めて一定の効果があったものと認識するところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。やはり効果はあるんですね。

次の質問ですけれども、貸与台数についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）貸与台数につきましては、令和6年において100台を購入いたしました、昨年10月7日から10月31日までの間、65歳以上の方を対象に募集を行い、73台の貸与を行いました。その後、残り27台について本年1月14日から1月31日までの間、再募集を行い、14台の貸与を行ったところでございます。その後は随時受付を行うことといたしまして、これまでに11台の貸与を行い、現在2台の在庫が残っているという状況でございまして、この2台については随時申請でまた貸与してまいりたいと考えております。

今後につきましては、固定電話をターゲットにした特殊詐欺の発生状況等を注意しつつ、泉佐野警察との連携も図りながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

私、ホームページで最後確認したときは3台でしたので、そこからさらに1台貸出しがあったということで、これ、もうあと2台のみということで、本来の予定の100台をもうすぐ達成しそうなんですけれども、これ、100台到達後、この事業は継続の検討とかはされておりますでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）検討はしているんですけども、今後の被害の状況といいますか、そういう特殊詐欺の電話のかかってくる状況でありますようにそういうところを状況を見て、必要に応じて今後検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ちなみに、この貸与機械、電話につける装置ですけれども、1台大体どれぐらい料金的にはするものなんですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）これ、100台買ったときに契約金額が81万3,340円ですので、大体1台当たり8,000円強という金額になっております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）先ほどの詐欺件数で約500万円程度、平均したらですけれど、詐欺被害があるということで、これが8,000円の機械を置くことで防げるんであればというお話なんですけれども、先ほど申し上げましたけれども、特殊詐欺の未然防止には入り口対策という形で、犯人からの最初の接触を断つことが最も確実な被害防止策でありまして、この自動通話録音機の設置世帯では非設置世帯と比較して被害発生率が87.3%低下するというようなデータもあります。

そこで提案なんですけれども、事業の拡充として、対象を今65歳ですけれども、そこを5歳下げて60歳以上までに引き下げていただいて、特殊詐欺対策機器購入の補助なんかをご検討いただけたりできませんでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）現在、特殊詐欺で年齢別に見た場合に65歳以上の方が被害を受けているパーセンテージが71%ぐらいあるというふうに統計で、大阪府の統計ですけれども出ております。今後の年代別の被害の割合であったりとか、そういったところもまた調査をした上で、今ご提案の5歳引下げというの本当に効果があるのかどうか検証していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

今、電話だけではなくて、インターホンなんかにも最初の応答に対しては録音機能のついたということを案内してからつながるという機器もありますし、それなんかは非常に高額だということも聞いておりますので、また、65歳からこういう貸与はあるけれども、それまでに約5年間、60歳からでしたらこういうことも行政のほうではしておりますのでというアピールなんかにもなると思います。ぜひともご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いての質問項目です。放置自転車対策事業についてお尋ねします。

ホームページにも書かれておりますとおり、撤去や一時保管といった事業については年間1,000万円以上の経費がかかっています。

1点目の質問ですけれども、撤去した後に返還されない車両につきまして、過去には海外へのほうへも譲渡していたということですが、保管場所の確保や、また処分についても費用が発生すると思うんですけども、現在ではどのような対応をされていますでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ご質問の放置自転車対策事業についての1点目、返還されない車両について答弁申し上げます。

まず、本町の放置自転車対策につきましては、熊取駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、指導員による巡回パトロールを行い、放置自転車等を発見した場合には警告シールを貼りつけるなどの指導や定期的な移動撤去を行い、返還に当たっては手数料として自転車で2,500円、バイクで4,000円を徴収するなど、放置自転車等の縮減を図ってきたところでございます。

状況といたしましては、昨年度、放置禁止区域内における警告の台数が359台、撤去台数が75台となっており、75台のうち26台は所有者に返還してございます。残る49台につきましては、防犯登録等から所有者の特定を行い返還通知した後、一定期間を経過したものについて処分しております。

処分の内容につきましては、状態が良好で再利用が可能な2台についてはリユース自転車として環境フェスティバルに出品の上、無償譲渡し、残る47台につきましては環境センターにて廃棄処分

してございます。

過去には、議員説明いただきましたが、公益財団法人自転車駐車場整備センターが実施している海外供与事業にも放置自転車を提供しておりましたが、100台単位となることから近年は提供できておりらず、令和7年度には自転車駐車場整備センターの海外供与事業自体が廃止されてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。これまで環境フェスティバルに合わせてリユースされたということで、やはりこれも行革の見直しのほうでは譲渡会対応職員の人事費削減と、また、程度のよい放置自転車が少なくなってきたという理由でこの譲渡会は廃止の方向という形です。放置台数が年々少なくなっているとはいえ、先ほどおっしゃいました6年度でしたら撤去台数が自転車で69台、バイク6台、そのうち返還されたのが自転車22台とバイク4台ということで、やはり毎年1,000万円以上という経費で財政面の負担になっております。撤去、保管といった対症療法的な対応だけではなく、放置車両を発生させないための根本的な対策が必要だと考えるんですが、2点目の質問になります。対策についてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）次に、2点目、放置車両を防ぐ対策について答弁申し上げます。

放置車両を防ぐ対策としましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターと自転車駐車場の設置及び運営に関し協定締結し、町が財政負担することなく、熊取駅周辺における2か所の駐輪場を管理運営いただいているところでございます。また、先ほど答弁させていただきました熊取駅周辺を、放置自転車対策の重点区域として自転車等放置禁止区域に指定し、禁止区域である旨の告知看板を各所に設置の上、周知に努めているところでございます。

具体的な対策としましては、毎日の巡回パトロール、放置自転車等に対する警告シールの貼りつけ、放置自転車等保管所への定期的な移動や返還に係る業務を熊取町シルバー人材センターに委託し、放置自転車等の縮減に取り組んでございます。

これらの継続した取組により、平成23年度、24年度には4,000台を超える放置自転車等の警告台数であったものが平成30年度、令和元年度には600台程度まで減少し、さらに、先ほど答弁のとおり、前年、令和6年度には359台と対策の成果となってございます。また、近年は放置自転車等の減少に伴いまして指導員等の配置人員の削減や就業時間の短縮を行い、経費の削減にも取り組んでいるところでございます。

今後も適正に放置自転車対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。先ほども移動保管手数料ということで自転車でしたら2,500円、バイクでしたら4,000円なんですかけれども、今おっしゃったように、撤去、運搬、保管に関しまして実際にかかる費用から比べると安過ぎないですかね。利用者にとったら、たとえ多少放置しても2,500円でまた取り戻せるという意識につながりかねないと思うんですよね。手数料をもうがっと引き上げることによって、放置しないよう利用者に意識を促す防止策として効果が期待できると思うんですけれども、この2,500円と4,000円。金額設定の妥当性についてどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）金額設定はちょっと置いておきまして、我々の今、かかっている費用の縮減の取組としましては、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、確かに平成10年代につきましては1,000万円を超える費用を委託料としてかけてございました。そんな中、当時申し上げましたように4,000台程度の違法駐車がある中、撤去回数、月に12回の撤去でありますとか、指導員の数を多く対応してきたところです。そんな中、徐々に効果が見られる中で8回に減らす。今年度

からは月4回まで減らした人件費の削減策にも取り組んでおりまして、大体今600万円ぐらいの費用となってございます。

周辺市町との保管手数料なんですかでも、熊取町は先ほど申し上げましたが、自転車につきましては2,500円、バイクにつきましては4,000円となってございます。近隣市町では、岸和田市は自転車で3,000円、バイクで5,000円。貝塚市は自転車で2,000円、バイクで3,000円。泉佐野市は自転車で3,000円、バイクで5,000円、泉南市、阪南市も同じ額なんですかでも、泉南市で自転車で2,000円、阪南市で2,000円、バイクで泉南市、阪南市3,000円というような額となってございます。一定この金額で町としては対応していくというふうな考えで現在は考えているところです。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）細かいデータまで取っていただきましてありがとうございます。

ですかでも、そういう先ほどの手数料なんかは近隣市町村に合わせる必要は全くないと私は思うんですね。他自治体でそういう金額設定いろいろあるけれども、放置自転車がなくならない。なくならないんであれば、本町は他自治体と違うことをして何か効果が見えれば、それがまた本町独自の施策となり、結果が見えれば、逆にほかの自治体が、ああ熊取町は1万円に上げて放置自転車なくなったそうやぞと、ほんならうちも1万円に上げようかというところが出てくるかもしれません。仮定の話で申し訳ないんですけれども、そういったことも含めまして、私は利用者の意識に訴えかける何か防止策が必要ではないかなとも考えておりますので、こちらのほうも検討していただきたいと思います。

やはり景観や安全を守るだけではなくて、住民のマナー意識や利便性にも直結する重要な施策であります。これまでの努力をさらに発展させていただきまして、財政負担の軽減と、また利用者の意識改革を同時に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問です。民間保育所等助成事業についてです。

6年度より実施しております保育士就労支援金につきまして、その効果をお尋ねいたします。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、ご質問の3つ目、民間保育所等助成事業について、まずご質問の1点目、支援金支給の効果についてご答弁申し上げます。

保育士就労支援金につきましては、町内の民間保育所及び民間認定こども園における保育士の確保及び離職防止を図り、もって安定的かつ質の高い保育を提供することを目的に、町内の民間保育所等で新たに採用され、勤務を継続された保育士に対し、3年間で最大50万円を交付する制度として令和6年4月に創設したものでございます。

支給の効果につきましては、令和6年度の当初予算では対象者を12人と見込んでおりましたが、結果として16人の新規採用につながりまして、民間園の人材確保に一定の効果が得られたものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。12名の予定が16名ということで、非常に好評ですね。

ホームページにはこの内容がしっかりと書かれているんですけれども、事前にこの制度をより多くの保育士の志望者や現役保育士に知ってもらうための広報活動については何か取り組まれておいましたか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）まず、町内の民間保育所、そして民間認定こども園でつくります協議会がございます。そこの協議会の中でも、一定この制度を始めるに当たりまして周知のほうをさせていただくとともに、民間園もご自身というか、自らの足で大学とかを就職活動、ポスターを持って

いっていただくとかいうような活動をされておりました。

町としましても、今もホームページで上がっているかと思うんですけども、春と秋に就職フェアというのを継続的にやってございます。そういった場面を通じまして、またLINEやインスタグラムなどで民間園が主体となりましてPR活動をされているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。そういったツールという形で、いい結果がもたらされているんですね。

就労支援につきましては7年度でもしっかりと予算を確保していただいているということで、このせっかくの制度が知られずに利用されないことはもう本当に非常にもったいないことですし、どんどん先ほどおっしゃった体育大学の保育課の方々にもPRしていただいて、きっちりとその額を執行していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、「小1の壁」への対応についてという質問なんですけれども、まずご答弁いただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、2点目の「小1の壁」への対応についてご答弁申し上げます。

小1の壁とは、一般的に小学校入学前まで保育所等で利用していた延長保育などが小学校の入学とともに利用できなくなり、親が仕事と子育ての両立が困難な状況に直面することと認識してございます。

現在、町内の保育施設ではこのような課題に焦点を当てた保育サービスは実施しておらず、また、これまで保育施設による小1の壁への対応を求められたことはございません。

なお、学童保育所におきましては、放課後は夜7時まで、長期休業期間中は朝8時から夜7時までご利用いただくことが可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

昨年の6月議会で私のほうから学校教育課のほうへ、小1の壁問題で登校時の対応ということを質問させていただきまして、校庭開放の時間を早めてほしいといった要望がなかったので、現状をこの問題に対して新たな対応は考えていないが、児童・生徒を取り巻く環境の変化には引き続き注視していくとのご答弁をいただきました。

今回この質問を保育課へさせていただいた背景というものなんですけれども、実情としまして、地域の民間保育園が、お耳に入っていないということなんですけれども、保護者の皆様からの切実な相談を受けまして、独自に小1の壁への対応策を検討されているというお話をお聞きしたんですね。確かに小1の壁は、当時のご答弁でもありましたように、家庭、勤務先、行政など、それぞれができることに取り組んでおられ、その解決は一朝一夕にはいかない部分があるということは十分に承知しておりますが、しかしながら、保護者の声は決して大きな数ではなくとも、一人一人にとってはこれ非常に深刻な問題なんですね。全国的に議論されている状況ですから、本町でも悩んでおられるご父兄は必ずいらっしゃいます。具体的にどのような課題があるのか、町内こども園、保育園にアンケートなんかを実施いただくということなんかご検討いただけませんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）小1の壁につきましては、件数は少ないかと思いますけれども必ずどこかの自治体でも存在するものと思っておりますので、課題がないとは全く私ども考えてはございません。

参考としまして、熊取町こども計画を策定するに当たりましてニーズ調査というのを令和5年度

末にしたところがございまして、その自由記入欄で就学前の保護者の方から件数としましては2件ほど、小1の壁についての悩みがあつて何とかしてほしいなという、件数としては少ないですがれども、あることはあるということは認識しております。

ご提案いただいておりますアンケートに関しましては、我々としては課題として認識しておりますし、このためだけのテーマだけでのアンケートというよりは、一定何らかの子ども施策を進めていくに当たって、そういう一連の調査をするに当たって計画の見直しだったりとかという部分で、把握していくような、アンケートという形式であればそういう取組のがいいのかなと思っております。

アンケートではなくて、定期的に町内の民間保育園とこども園と協議会と町立保育所の所長で公民合同所長会というのをやっておりますので、各園に今ご提案あった内容とかも下ろすことも可能でございますし、下ろすと言つたらあれですけれど、共有させてもらうことは可能ですし、困つてはる方、不安に思われている方がどれぐらいいらっしゃるのかということを園を通じて確認するというやり方もあるうかなど思いますので、そういうお声がどれぐらいあるかということは、この会派質問を通じて、きっかけとしまして動かしていただくことも考えていただけたらなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）前向きなご意見をいただきましてありがとうございます。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）今、理事から、民間との公民所長会もございますのでいろんな声聞いていくことということは理解しているんですけど、実情としまして、学童についても担い手がという面もありますし、保育士についても担い手がということがございますので、施策を動かすについては全体的にどこが大事かということは十分に検討させていただいて、まず現状の部分を維持するのにも今大変な状況というようなことはご理解いただけたらと思います。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

熊取町はまちぐるみで子育てをしています。そうですね。実情をやっぱり把握して柔軟に対応していただくことを要望させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、小中学校維持管理・施設整備事業についてですけれども、児童・生徒数が年々減少見込みではあるものの、施設の維持管理、施設整備については、今後10年間は建て替えが集中し、多額のコストがかかります。令和3年度に策定されました学校施設長寿命化計画の進捗についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の小中学校の維持管理・施設整備事業についての1点目、学校施設長寿命化計画の進捗について答弁申し上げます。

学校施設長寿命化計画につきましては、令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間として、学校施設の長寿命化対策を図るための計画として令和3年3月に策定いたしました。

進捗状況でございますが、計画策定時に予算措置しました中学校のトイレ改修事業や、令和3年から令和5年までの3か年にわたる東小学校の大規模改修工事は完了しましたが、その後の改修事業等については、厳しい財政状況の中で、施設の不具合状況と交付金措置のタイミング等の判断で西小学校の外壁等改修工事や門扉改修工事を実施したところでございます。

今後につきましては、現在、全庁的に第4次行財政構造改革プランに取り組んでいるところではありますが、学校施設の経年劣化は著しいものがあることから、引き続き、安全・安心を念頭に緊急優先度等を精査しながら事業を進めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

そんな中、次の質問です。

プールの維持管理についてご答弁をお願いできますか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、2点目、プールの維持管理について答弁申し上げます。

長田議員からは、昨年9月議会において小・中学校の維持管理として各小・中学校にプールは必要なのかとご質問をいただきました。その中で、維持管理の視点から見れば、プールの清掃委託料のみならず、薬剤等の消耗品や水道料金、経年劣化による修繕など、8校分を合算すると相当な経費となっている旨、答弁させていただいたところでございます。具体的に令和6年度の実績で申し上げますと、薬剤費等の消耗品で67万3,200円、水道代で361万3,580円、清掃委託料やろ過装置点検委託料で139万3,040円、修繕料で96万7,109円で、合計664万6,929円の経常的経費を支出しております、修繕料の内訳としましては水道管の補修やバルブ補修等の内容となってございます。さらに、毎年1校ずつ実施しておりますろ過機のオーバーホールが90万9,700円、暑さ対策としてシェルタ一移動式のひさしを東小学校に設置した費用として61万2,150円となっております。

本町の小・中学校においては、全8校に自校プールを擁しており、近隣市町と比較しても充実した学校水泳の授業を実施してきた経過がございます。しかしながら、プール施設そのものの築年数から修繕事例も少なくなく、授業実施に伴う経費につきましても1校当たり相当な金額を投資している状況にございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やはりもう、今もそうなんですかけれども、異常気象によりまして児童の屋外での活動という部分が非常に制限されていく、今後ですかとも、最近でもプールサイドに腰かけただけでお尻のほうをやけどされただとか、プールサイドを走るだけで足の裏をやけどしたとか、そういう危険性もございます。

私、5年の議会のほうで水泳授業自体を屋内プールで実施できないかという質問をさせていただきまして、当時は検討しておりませんということでしたけれども、今回、行革にもそのような内容が含まれているということで、状況も変わってきて、そういうことも早急に検討する段階だという認識でよろしいんでしょうかね。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）私どももそのあたり十分認識しております、実際、実施年度はまだ未定なんですかけれども、本町内に屋内プールということであればひまわりドームがございます。今年度、指定管理の見直しを行っているところになって、また令和8年からの新しい指定管理者と、そのあたり、屋内プールの利用、小学校の授業で使えないかというようなところは、今回の指定管理の募集要項の中に一応仕様という形で入れさせていただいております。ですから、そのあたりで試験的にではありますけれども、特定の学校でそういうことができないかというところは取り組んでいく方向で考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。以前、私からもそういうご提案をさせていただいたんですけども、そのときはしておりませんということでしたので、前向きに検討していただいてありがとうございます。

続きまして、給食場の維持管理についてご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、3点目の給食室の維持管理について答弁申し上げます。

長田議員からは、昨年6月議会において学校給食場の改修方針について、また、同年9月議会で、各小・中学校において単独調理場方式での給食調理場の必要性についてご質問いただき、給食場については改修等する必要性があること、改修等に際しては給食の運営方法についても検討する時期が来ていることなどから、今後の方針を策定する旨答弁させていただきました。

その後の経過でございますが、昨年度末までに給食運営方針を策定するための施設等の現状分析を行いまして、今年度に入ってからは給食場を新設した自治体や大規模改修を実施した自治体へ視察を行うなど、現在、具体的な給食場の在り方について議論すべく資料をまとめているところでございます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、老朽化が激しく修繕が必要なのは、給食場だけではなく他の学校施設も同様であり、改修等投資の仕方は今後の学校施設の在り方に大きく左右されるものと考えてございます。大林議員の一般質問でも答弁申し上げましたが、先を見越してしっかりと学校施設の配置等体制を見直すための方針を早急に定めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

行革の計画期間ということになりましたら、また令和9年度までになるんですかね。まだ2年ちょっとありますけれども、先ほどお話がありましたけれども、なかなかこういったことは、いざ変えようということが決まってからでもやはり何年間という時間を要することだと思います。方向性が今決められているということですので、早急に方向づけだけでもしていただいて、しっかりと早急に対応していただけたらなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

次ですけれども、包括的支援事業につきまして、チームオレンジについて、今回、先ほどの町長のご報告にもありました。12月にボランティアグループを結成したということですけれども、チームオレンジについてご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問の5つ目、包括的支援事業についての1点目、チームオレンジについてご答弁申し上げます。

チームオレンジとは、国において認知症施策推進大綱に掲げられた認知症施策の一つです。チーム支援の立ち上げや仕組みづくり等を役割とするチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等に対して、認知症サポーターを中心とした支援者につなぐ仕組みでございます。

本町においては、チームオレンジコーディネーターを町と地域包括支援センターに配置しております。また、認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターがチームオレンジメンバーとなるために必須となるステップアップ講座を毎年開催するなど、人材の養成に努めています。令和6年12月には、チームオレンジの1団体であるチームひまわりを結成し、地域での見守りや声かけ、認知症カフェでのお手伝い、個別支援としての話し相手などといった活動を開始したところでございます。

また、9月号広報紙には認知症の特集記事を掲載しております。認知症になっても自分らしく生きていくよう、住民がお互いに支え合う熊取町なら大丈夫と思ってもらえるまちづくりを目標としております。

今後も、様々な認知症施策の推進とともに、チームオレンジの活動の充実を図り、認知症のご本人やご家族の方が安心して暮らせる共生の地域づくりを目指し推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

私自身のちょっと勉強不足を棚に上げて恐縮なんですけれども、これ、チームオレンジというの
はそういう活動をいうんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）支援が必要な認知症の方、ご家族の方と、研修を受けたボランティアの方
をつないで支援を地域でしていくという仕組みのことをいいます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。ですので、認知症の方と、熊取町ではチームひまわりを
つなぐ。ここをチームオレンジというんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）そういう支援すること、チームオレンジのチーム、団体を一つつくりまし
て、それをチームオレンジというんですけれど、その中の支援団体が、熊取町の中でチームひまわ
りというのが今回できました。もしかしたら、熊取町の中でチームすみれというのがまたできるか
もしれません。それが地域の中で広がっていくことによって、身近な地域の中でこういった支えが
広がっていけばいいかな、その団体団体を集めてチームオレンジというふうに言っています。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ごめんなさい。ちょっと私にもはつきりと理解できなかったので、また個別に問
合せさせていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。すみません。

次なんですかね、大きい項目です。一般会計決算についてお伺いいたします。

まず、1点目です。町税推移の分析についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、ご質問の1点目でございます。町税推移の分析についてご答弁い
たします。

町税の推移といたしましては、まず個人町民税においては、令和6年度の収入済総額約20億
4,500万円に対し、前年度決算額は約21億8,500万円であり、約1億4,000万円、6.4ポイントの減収
がありました。これは、令和6年度において定額減税の影響により税額約1億8,000万円の減少が
ありますので、この影響額を除くと、賃金上昇に伴う所得増税等により実質約4,000万円の増額と
分析されます。令和7年度といたしましては微増傾向となってございます。

次に、固定資産税においては、令和6年度は約17億円に対し前年度決算額は約16億3,000万円で
あり、約7,000万円、4.2ポイントの増加となってございます。こちらは、令和5年中に大規模事業
所が設備投資を行った償却資産等の増加によるものでございます。令和6年度決算における町税全
体の収入済額は約42億1,000万円、前年度決算額の約42億8,000万円に比べ約7,000万円、1.7ポイ
ントの減収ではございますが、前述の定額減税による1億8,000万円の減少分を除くと実質1億1,000
万円の増額となっております。

なお、この定額減税に伴う減収分については、国から地方特例交付金として全額が補填されてい
るものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

続きまして、2点目になります。ふるさと納税による寄附金控除についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、ご質問の2点目でございます。ふるさと納税による寄附金控除に
ついてご答弁いたします。

ふるさと納税の寄附金控除につきましては、自分の選んだ応援したい自治体に寄附を行った場合、
寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から控除が受けられる制度でございま
す。令和5年分の寄附による令和6年度課税においては、本町住民から他の自治体へのふるさと納

税による寄附を行った方は3,827人、寄附金額は約3億円となっており、町民税の減収となった額といたしましては約1億4,000万円となってございます。

なお、この税額減収額の75%につきましては地方交付税において措置されることとなってございます。

以上、答弁いたします。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）1億4,000万円の75%というと幾らになりますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ちょっとその前に、まず制度というか、立てつけのほうをもう一度ご説明させていただきます。

先ほど井口のほうからありました令和6年度の町民減収分の1億4,400万円、これの基になるのは令和5年度のふるさと寄附でございます。これを基に令和6年度課税されるという形で減収分がはつきりすると。交付税のほうはその後の令和7年度の交付税で措置されるという、この3か年に及ぶ部分であるということをご理解いただきたいというところで、1億4,400万円の25%ですね。3,500万円という形になります。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そうなってくると年度を合わせるのが大変になってきますので、仮定としまして、3,500万円今回流出ということで、6年度のふるさとの入のほうが本町では4,760万円程度で、事業に関わっている費用としては約2,000万円少々がかかるということで、差引き入ってくる部分が2,500万円程度、この認識は私、合っていますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）もう一度、先ほどの3か年でいくと令和5年度になるので、トータルで言いますね、ここは。1億7,100万円のふるさと納税のほうが黒字になると。住民税で出ていった分よりも1億7,100万円多くなっているということになります。

これを令和6年度だけで見ましようと、令和6年度の減収分、令和6年度のふるさと納税分、令和6年度の交付税措置分で見たときというのは、もうこれも答えだけ申し上げます。1,200万円の減収という形になるということです。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）分かりやすいご説明ありがとうございます。

じゃ、減収ということは、ふるさと納税制度自体は本町にとってはいい制度ではないということですね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）これも今までの経過で申し上げます。

どこから言おうか迷うんですけど、いずれにしても令和6年度が初めて減収になったということです。

ちなみに令和5年度でいいと、先ほどの単年、単年で見ている分でございますが、1億7,500万円の黒字、令和4年度が5億9,700万円の黒字、令和3年は3億8,000万円の黒字、以降ずっと黒字というような形でございまして、初めて赤字になったというところで、我々としてはしっかりこれを黒字に持っていくべく、昨日の中間管理事業者も含めてしっかりと対応していきたいというところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）安心しました。

次ですけれども、基金取り崩しによる影響と持続可能性についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の3点目、基金取り崩しによる影響と持続可能性について答弁いたします。

まず、ご質問に対する答弁の前に、財政運営の健全性の判断基準となる3つの視点について簡単に説明させていただきます。

1つ目は財政運営の堅実性で、これは収支の均衡が保たれているかという視点であり、本町は現状、基金取崩しによって黒字を維持しているという状況でございます。

2つ目が財政構造の弾力性で、これは財政が硬直化していないかという視点であり、この部分が経常収支比率に当たるところでございます。

3つ目は行政水準の確保で、これは類似団体、昨日の坂上昌史議員のところでも答弁あったかと思いますが、類似団体ですとか、また近隣市町との比較等により適正な行政水準が確保されているか、おおむねこの3点で総合的に考慮しながら、財政状況がどうか、財政の健全性が図られているかというところを判断するというものでございます。

こういった点を踏まえまして、1つ目の財政運営の堅実性に関連いたします基金の取崩しでございますが、令和6年度決算では財源不足により5億4,400万円の基金繰入れを行うことで黒字決算を維持した状況であり、その結果、主要な基金である財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、ふるさと応援基金の6年度末現在高は、前年度末から約4億円減少し、合計56億円となってございます。

なお、令和6年度につきましては、投資的事業など臨時の経費を抑制したものの、義務的経費を中心とした経常的経費で財源不足が生じており、この状況が長期的に続いた場合、将来的に基金が枯渇、予算編成への支障や臨時的事業、緊急事案への対応に困難を来すこと、財源確保のために地方債発行を多発し、結果、財政状況がさらに悪化するというような影響が想定されるところでございます。

こういったことから、行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立及び財政調整基金の令和9年度末残高で10億円を確保することを目標としており、各改革項目について着実に進めていくことが必要となるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

では、今ちょっと中にもありました経常収支比率のほうについてお伺いいたします。

1点目ですね。この数値が上昇した要因についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の4点目、経常収支比率について、まずは上昇した要因について答弁いたします。

経常収支比率につきましては、冒頭に申し上げました3つの判断基準のうち財政構造の弾力性に関連いたしますが、令和6年度決算では98.5%となり、前年度の98%から0.5ポイント悪化しております。その要因として、まず計算式の分母に当たる経常一般財源につきましては、前年度に比べ、普通交付税が3億6,000万円増加するなど歳入全体で5億5,000万円増加したものの、分子に当たる経常経費充当一般財源につきましては人件費が4億1,000万円増加するなど、歳出全体で5億9,000万円増加したことによるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

では、2点目ですね。今後の財政運営や新規施策の展開に及ぼす影響についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、今後の財政運営や新規施策の展開に及ぼす影響について答弁いたします。

現状、本町の財政状況は硬直化が進んでいる状況にあり、今後、新規施策をはじめ、教育・子育て、安全・安心など、本町がこれまで大事にしてきた施策をより推進していくためには、これまで以上に事業の取捨選択をはじめとした重点化が必要となってまいります。

一方で、冒頭で申し上げましたとおり、大きくは3つの視点で財政状況を判断していくものであり、財政構造を健全な状態に好転させるためには、一定の基金を保有している現段階のうちにアクションプログラムの取組をしっかりと進めていくことが絶対条件であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

では最後、この経常収支比率の改善に向けた取組についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続きまして、経常収支比率の改善に向けた取組について答弁いたします。

経常収支比率の改善という面では、使用料・手数料など受益者負担の適正化による経常一般財源の増加や、事業の見直し、人件費の抑制などによる経常経費の縮減が必要であり、これらを含め、アクションプログラムに掲げている各改革項目の取組を着実に進めていくことが重要となりますので、議員の皆様におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

一般会計決算につきましてお聞かせいただきましたが、5年度に引き続き6年度も非常に厳しい決算結果ということで、アクションプログラムの見直しだけを見ましたら効果額が見込めるんすけれども、行政運営というのは外部環境の変化や、また制度の影響により、大きく左右されると思うんですね。ふるさと納税の制度改正なんかが最たるものですね。考えたくはないことですけれども、最悪な状況を迎えたときに住民の方は多分こう言われると思います。こんな状況になるまで議員や職員は今まで何やつとったんやということですね。私たち、最近でもこういうことを言われる機会があったので、私たち会派は、町民の皆様に分かりやすく財政の状況を示しつつ、行財政改革を一步一歩進めていくことが信頼される町政につながると考えております。今後も引き続き、健全で持続可能な財政運営に向けて議論を重ねていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後なんすけれども、大阪・関西万博も残すところ40日を切りました。職員の皆さん、ご友人の方とか、まだ行かれていないという方がいらっしゃいましたら、ぜひ皆さんのお誘い合つて行っていただきたいと思います。駆け込み来場ということで土日祝の入場予約はかなり取りにくいうなんすけれども、平日はまだ空きがあるということで、非常に好評ですので、個人的には半年程度会期を延ばしてもらえないかなということも思ってはいるんですけども、それは無理なようですので、10月13日が閉幕です。最後の最後まで盛り上がりていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしまして、以上で大阪維新の会熊取からの代表質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時50分まで休憩いたします。

（「15時24分」から「15時50分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊愛を代表して、多和本議員。

2番（多和本英一君）会派熊愛を代表して、令和6年度熊取町主要施策の成果、決算に関して通告に従い質問させていただきます。

今日は最初と最後ということで、頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

昨年3月にオープンしたキーネホール（文化ホール）運営事業についてですが、オープンから1年がたちました。私自身、音楽や芸能が好きだということ、住民がどんな感じでキーネホールを利用しているのかを見させていただくのに、一般利用公演も含めキーネホールに何度も通っています。わざわざ大阪などに出ていかなくても、キーネホールで気軽に本格的な音楽などを楽しめる環境はとてもありがたいと思っています。住民が参加される公演などの企画もあり、キーネホールの舞台に立って日頃の成果を発表できる場所があることが、住民の生きがいや健康にもつながり、よいことだと感じています。

オープンに係る職員のご苦労もあったと思いますが、リニューアルとはいえ今の時代に合った新しい文化ホール事業で、1年目が一番よかったですではなく、2年目、3年目と常に進化し更新させていく必要があると思います。キーネホールは、役場の窓口としては一番民間に近い感覚での運営が求められると思います。現状の課題などを共有して、よりよいキーネホール運営につながればと思い、質問します。

最初の質問ですが、客席数382席の小規模のキーネホールでは収入、利益などの面からも考えて指定管理等は難しいのかなとも思います、1番、自主運営でのメリット・デメリットを教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）まずは、多和本議員、ご公演にほぼ毎回ご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。感謝しております。

それでは、多和本議員ご質問のキーネホール運営事業についての1点目、自主運営でのメリット・デメリットについてご答弁申し上げます。

まず、自主運営のメリットでございますが、開館当初にホール・公民館の運営方法について検討した際には、町の直営方式と指定管理による運営を比較検討し、直営のほうがコストメリットが働くことのほか、町の目指すべき方向性や取組を施設運営に反映しやすいといったメリットもあったことから、ホール開館当初のタイミングにおいて町の直営による施設運営を進めた経緯があり、現状においてもそのメリットがあるものと認識しております。

一方、デメリットにつきましては、専門的な知識や経験を持つ人材の確保が確実でないといった点があろうかと認識しております。このデメリットを補うべく、ホール開館の準備期間を含めて文化振興企画専門員を任用し施設運営を行ってきたところですが、令和7年度においては、令和6年度までの運営実績を踏まえて、当該専門員の配置をせずに施設運営を進めてきたところです。

また、もう一つのデメリットといたしましては、公演事業やホール利用者に対する運営の柔軟性については、行政の直営の場合は一定の法的な制約が生じてしまうといった点が挙げられます。

こうしたメリット、デメリット、さらには施設規模なども踏まえた中で、施設運営の管理の方法として、直営による施設運営が最適なのか、他の自治体で多く導入されている指定管理者といった手法を取るべきなのか、調査研究を進めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）現時点では直営のほうがコストメリットもあるとのことで理解しました。直営で運営することにより、住民との距離が近く、一般利用などについてもなじみの職員から細やかな提案などをしていただけるのは、利用される住民にとっても安心感があり、よいことかなと思います。ほかの自治体で指定管理者が多く導入されているとのことですが、コスト面だけではなく、住民が集い、楽しめるキーネホール事業が長く継続できるように、調査研究を続けていただけるようにお願いします。

当初、文化振興企画専門員を任用していたとのことですが、現状、専門員を配置せずに運営してきていることですが、特に問題等はないでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、文化振興企画専門員というのは専門的な知識を要する職員でございました。今はそれは配置をしていないところで、これは6年度までにいろいろな専門委員からのアイデアとか企画であったりとか、どういうノウハウで施設運営をしたらいいかとか、その辺のノウハウがある程度蓄積できてきたというところで、この7年度からは任用せずに運営しているというところでございます。多少の困ったこととかがある場合も、そういう局面もあるとは思いますが、頑張って施設運営をしているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。そしたら、もう今は職員で企画、運営も全てやられているということですね。なかなかこういうサービス的な、特に公演なんかの企画を考えるのはすごく大変で難しいと思いますが、どんどん新しい発想を出していってやっていただけたらと思います。

次の質問ですが、初年度で比較的稼働率も高いのかなとは思いますが、施設稼働率を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）2点目の施設稼働率でございますが、令和6年度の実績といたしまして、稼働日数をベースにした稼働率は全体でおよそ7割となっており、土日祝日に限定した場合の稼働率はおよそ8割となってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）施設稼働率が全体で7割、土日祝は8割のことです。初年度としてはいい感じというか、よい状況じゃないかなと思います。公演事業や一般利用も含め、今後も積極的に運営をしていただいて、少しでも稼働率が上がるようにお願いします。

現在、一般利用等あると思うんですけども、利用の多い、リピートしていただいている団体等なんかはありますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）主なものといたしましては、長生会、それと学校、町内大学、保育所・幼稚園、あとは民間のフィットネス系の団体がリハーサル室だけ使っているとか、そういう状況はリピーターとして主なものとして挙げられます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。長生会、シニアクラブなんかが使われているのは、僕もちょくちょく行かせてもらって見させてもらって、皆さん楽しんでられるなというふうに思って、すごくいいことだなと思います。

このシニアクラブなんかは50%の減免対象になるんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）長生会シニアクラブについては、50%減額ではなくて全額免除という形でさせていただいている。自治会の活動への支援という形で全額免除ということをさせていただいている。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。全額免除ということだと、すごくいい環境というか、いい状況だなというふうに思います。全体でやられている場合もあるし、何か校区単位でやられたりする場合もあるかと思うんで、そうやってキテーネホールを使っていただくということが基本、一番大事な

ことなんで、いいことだなというふうに思います。

キテ一ネホール開館と同時に熊取吹奏楽団も発足できましたが、吹奏楽団も本格的に活動されていて、練習にも広いスペースが必要だと思います。ホール、リハーサルルーム使用に際して吹奏楽団の減免、回数など決めなんかはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）熊取吹奏楽団の支援の一つとして、ホールの減免、いわゆる免除という形で支援をさせていただいている。回数的には月4回まで、これはホールだけではなくて、リハーサル室、楽屋も含めて月4回まで免除という形でさせていただいております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。月4回までということですけれど、現状、そしたら4回ぐらいの練習で大体賄われているというか、十分それで対応できているというような状況ですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ほぼほぼこれで賄えているという状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

次の質問にいきます。

3番の文化ホール職員の配置状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、3点目の文化ホール職員の配置状況についてですが、現在、生涯学習推進課の文化振興グループの正職員5名、会計年度任用職員2名の計7名をキテ一ネホール、かむかむプラザ、教育子どもセンターの3つの施設にそれぞれヘシフト勤務で配置しております。基本的には、キテ一ネホールとかむかむプラザの両施設で職員4名を基本配置とし、自主事業のイベント時には課内で応援体制を取りながら対応しているところでございます。

以上、答弁とさせてもらいます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、キテ一ネホールとかむかむプラザで4名が大体、開いている日はいらっしゃるということだと思います。

ホールに配置されている職員が1人か2人か多分いらっしゃると思うんですけれども、チケットの販売などを行っていただいているのかなというふうに思うんですが、お客様がチケットを購入されるときに、民間のサービス業などでは普通だと思いますが、どの職員が対応しても同じ内容であったりとか、次にある公演のお知らせ、パンフレット、次はこんなありますよというようなお知らせや、そういう営業のトークのようなマニュアルなんかの接客はできていますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）チケットを買いに来た人への別の公演のご案内については、適宜行っている状況ではありますけれども、ご質問のようなマニュアルというところまでは作成はできていないというところでございます。

ホールの自主公演のPRの一環としては非常に重要なこともありますので、どのスタッフでも同じようなPRができるように、ご提案のところについては考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

さっき冒頭にも言いましたけれども、キテ一ネホールの窓口ってもう本当に住民だけじゃなくて、隣の市町からも出演者を見たいがために買いに来られるという方もいらっしゃるので、住民サービ

スだけというよりも一般的な民間のサービス業に近い対応が必要なんじゃないかなと思います。

チケットを買いに来られるという人は、リピートしていただける可能性の高いお客様です。実際、チケットの売れ行きが悪くて一生懸命頑張られている職員とかも今まで何度も何度か拝見しましたし、やっぱり次の公演のご案内をする接客は当然必要だと思いますし、チケット販売の効率にもつながると思いますので、よろしくお願ひします。

キテ一ネホールなんですけれども、開館時間が午前9時から午後10時となっていますが、利用のない日も午後10時まで職員がキテ一ネホールに勤務されているんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）キテ一ネホールの運営に当たりましては、午後5時以降はシルバー人材センターに窓口の管理という部分に関しては委託をしてございます。職員がいてるのは基本的には5時半までということで、そういう運用をさせていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、5時以降はシルバーさんにお願いしているということで、5時以降のシルバーさんは、チケットの販売とかはされていないというような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）おっしゃるとおりで、シルバー人材センターのほうには、チケット販売については委託業務から外してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

また、公演の後とか何かちょっと分からないですけれども、定期的にホールの清掃などをされると思うんですけども、この辺の内容、状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ホールの清掃につきましてもシルバー人材センターのほうに委託をしてございまして、週3回3時間ということでお願いをさせていただいております。各部屋であるとかホールの中、あるいは窓の掃除、床ふき、床掃除等も含めて行ってございます。

公演が終わった直後については、きてきてスタッフというボランティアの方に、ホールの中にごみが落ちていないかとか忘れ物がないかとか、そういったところも活動としてお願いをしております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。今お話を出ましたけれど、きてきてスタッフ、公演のときにチケットのもぎりなど、笑顔で気持ちのいい接客をしてくださっています。

現在、そのボランティアスタッフの4番、稼働状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、4点目のボランティアスタッフの稼働状況につきましては、キテ一ネホールのボランティアスタッフとして、主にチケットもぎり、チラシ・アンケート用紙の配布・回収、会場・客席の案内、場内アナウンスなどの活動を担っていただくため、昨年6月にキテ一ネホールきてきてスタッフを募集し、現在15名の方に登録をしていただいております。

きてきてスタッフの方々には、各公演実施日の1か月前をめどにメール等で参加の可否について確認をさせていただき、参加いただいたスタッフには客席案内やホール出入口付近でのホール内監視をしていただきながら公演もご覧いただけるような活動をしていただいており、職員だけでは対応できない部分をお手伝いいただき、大変助かっております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

公演内容にもよると思うんですけども、大体1つの公演があるとき、きてきてスタッフは何人ぐらいが来られているようですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）チケットのもぎりで4名から6名、ホールの案内が2名、館内アナウンスが1名、合計7名から9名ぐらいを基本にしておりまして、公演の内容によってこの人数については前後するということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。15名登録で半分ぐらいの方が毎回出ていただいている、本当に接客も気持ちのいい接客といいますか、一般に普通に行われるような接客、当然年配の方もいらっしゃっていろんな経験があるからだとは思いますけれども、接客をしていただけて非常にありがたいなというふうに思うんですが、ボランティアということなんでそれは理解しているんですけど、少額の報酬も発生していないボランティアでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）報酬については、お渡しはしてございません。あくまでボランティアということでお願いをしていまして、このきてきてスタッフのメリットといいますか、これはもうホールの中に入っていたら、場内を見ていただきながら公演も同時に見ていただけると。そういうところをメリットにして募集をかけさせていただいておりますので、基本的には公演を見るのが好きな方がこのボランティアになっていただいているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ボランティアは公演を見る特典があるということで、ボランティア自体が今、きてきてスタッフになって何か感想みたいなのを言わわれていますかね。楽しみにしているとか、よかったですというようなのはありますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）このボランティアスタッフは非常に毎回楽しく生き生きと活動していただいている、感想を聞かせていただく機会もありますけれども、また次もよろしくお願いしますといったことで、かなり続けていっていただけるのかなというふうに感触としては持っています。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。すごく気持ちよくお仕事というか、あれをしていただいているんで、もう僕も見ているだけで伝わるんで、どちらかというと職員よりもスタッフのほうがいい感じに見えるときもあるかなと思いますので、スタッフを見ていただいて職員のレベルも上げていただけたらと思います。

このボランティア募集なんかは現在も引き続き行っているんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原順君）これは一応募集は、すみません、今ちょっと把握はできておりませんけれども、1回、人数は15名より少し増えていた時期あったんですけども、それからちょっと減っているというところはありますので、どこかのタイミングでまた登録の募集に関しては今後させていただきたいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質問にいきます。

5番の公演情報の発信状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、5点目の公演情報の発信状況につきましては、キテ一ネホールの公演情報を掲載した機関誌「キテキテ一ネ」を3か月ごとに発行しておりますが、「キテキテ一ネ」には、自主公演のお知らせを掲載するだけではなく、一般の貸し館利用者の公演情報についても利用者の了承を得た上で併せて一覧表で掲載しております。また、「キテキテ一ネ」のほか、町ホームページや町公式LINE、キテ一ネホールのインスタグラム、Xなど各種SNS等や町内広報掲示板へのポスター掲示など、様々な媒体を活用しながら公演情報を発信しております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）私が割とキテ一ネホールを利用することが多いからかもしれないんですけども、キテ一ネホールの公演情報はいろんな媒体で目にすることが増えてきています。だから戦略的に発信されているのかなというふうに思います。

文化情報誌「キテキテ一ネ」を年4回発行しているということですが、裏面には一般利用の公演情報なんかも入るようになって、すごくいいことだなと思いますし、一般の公演だと無料のこともあったりとかするかと思うんで、時間があったら行ってみようと思われる住民やお客様がいらっしゃる、それにつながるかなと思いますので、一般利用の公演情報が入るようになったのはすごくいいことかなと思います。

この「キテキテ一ネ」ですが、今後、例えば広告枠なんかに取り組むような考え方とかはございませんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）現在、「キテキテ一ネ」に関しては広告枠のほうはないという状態でございます。一方で広報紙などについては広告枠があるという現状もありますので、このあたりはほかの事例も見ながら、広告枠の掲載について検討はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

A3の折り曲げぐらいの実質A4になるんですかね、折ったような状態のものだと思うんで、やっぱり公演情報をしっかりと載せていかないといけないというところで、その広告枠をどこに取れるのかという問題等はありますが、少しでも入ることも考えていく必要もあるのかなと思いますので、ぜひ将来的にいろんなことを検討していただいて考えていただけたらと思います。

「キテキテ一ネ」じゃないですけれど、私も最近キテ一ネ友の会に入会させていただいて、1080番という背番号を持っているんです。これ、キテ一ネ友の会なんですけれども、特典として一般販売の1週間前に購入可能とのことなんです。現状、発売して即完売になることはほぼないので入会するメリットがあまり出せていないと思うのですが、これについてのお考えはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）友の会につきましては、キテ一ネホールの開館当初に開館の機運を盛り上げようということで、幾つかあるうちの一つとしてこの友の会をつくらせてはいただいたんですけども、ほかのホールでよく聞かれる例えば割引であったりだとか、そういうところまで踏み込んだものにはなってございません。これは、ホールが直営で運営しているということの一つの制約というふうにも考えております。

今後、施設運営についていろいろ検討する中で、友の会の在り方についても併せて課題の一つと

して捉えていきたいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。機運を上げるためにということなんですけれども、それでも1,000人から的人が登録していただいているということなんで、やっぱり何かしら、今すぐは無理かも分からないですけれども、ちょっとメリットが出せるようなことができひんのかなとか思つたりもします。

逆に、指定席ばかりの公演であれば早く自分の好きな席を取れるという、1週間前に取れるというメリットは唯一あるのかなと思いますけれども、そうは言うてもぎりぎりでも買えるような状況の公演がほとんどだと思うんで、即日完売なんかということはまずなかなかないんで、また別の形で何か、せっかくキテ一ネを応援しようと思って住所や、多分メールアドレスやということも書いた上で入会していただけていると思うんで、何かしらのメリットのほうをまた検討していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

6番、文化公演事業来場者の年齢層について教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、6点目の文化公演事業来場者の年齢層につきましては、公演の内容によって来場者の年齢層も異なりますが、いずれの公演でも60歳代以上の方がおおむね4割以上、場合によっては7割を超えるご来場をいただいております。40代、50代のご来場につきましては2割から3割程度となっており、10代以下につきましては、人形劇やお笑いといったお子様も楽しめる公演の場合は2割程度のご来場をいただいているところでございます。20歳代につきましては、いずれの公演でも1割に満たないご来場となってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。60歳以上の方がおおむね4割で、場合によっては7割を超えるということで、これ、僕自身もふだん行つてるので、まあそうやろうなというようなのは自分で体感しています。年配の方が多いと実感しています。公演についても、2年続けて同じ公演を開催されているのもあると思います。チケットの売れ行きがよくて人気の公演もあるかと思いますが、続けると飽きられてくる部分も出てくるかなとも思います。若い職員や女性の職員にも積極的に企画に入つてもらうなど、若い世代が好むアーティストのコンサートなども考えていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）若い世代への利用促進みたいなところに関しては、そこのあたりも課題だらうなというふうに思つております。集客がなかなか難しい年齢層でもあるということで、そもそもどんなふうにしたら来場者が増えていくかということは非常に難しい問題ではあるかなと思いますが、何か若者の興味、関心に合わせた形のものができないかなというのは常々思つておりますので、他市の事例なんかも含めて、どんな公演、企画がいいのかというのは今後も引き続き考えていくかというふうに思つております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。ぜひお願ひしたいと思います。

やっぱりどうしてもコストがかかる公演になるんで、コストがかかる事業だとは思うんですけれども、これはある程度コスト度外視というか、思い切つてやらなあかんというか、若い人を呼んであげようというそういう取組、財政も厳しくなつくると、後ろ向きになつてしまつとなかなかホールの運営自体が続けていけない状況になつてくるかと思うんで、やっぱり前向きに、それはコストのかかるアーティストもあるかも分かりませんが、実際、60代の方が4割、場合によっては7割

ということなんで、20代とか30代の若い人が、町営でやっているキテ一ネホールなので、同じように利用してもらえるようにちょっと考えてもらえたると思います。

イベントについてなんですかけれども、僕もずっと見てきて、あれもよかったです、これもよかったですとかいろいろあるんですけれども、最近、直近で開催されたファミリーサマーコンサートというのがあって、当然、熊取の楽団や各地域のコーラスやいろんな方が出されているような住民参加型のとてもよい企画なんですね。これ、午前と午後とあるんですけれども、どんどん客席が空になっていくような公演なんですね。だから、プログラム順なのか何なのか、もっと広報するのか、その辺はちょっと分からんんですけれども、せっかくこういう住民が参加されて出てみようと、そこでやってみようと思われるような企画をしていただいているんで、これについて、来年もやられるとは思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）このファミリーサマーコンサートに関しては、私も課題として非常に受け止めております。大きく2つあると思います。1つは、議員おっしゃるように、プログラムの工夫、順番がどうかといったところ、それとイベントのPR不足というのがあるのだろうなというふうに思っております。

プログラムに関しては、集客が期待できるような順番を1日中、そのイベントの時間帯ずっとお客様が終演まで見てもらえるような工夫を考えていきたいと。これは順番だけでなく、イベントそのものの内容についても考えていかなあかんなと思っております。

あと、イベントのPRについてですけれども、これも、出演者がどんなパフォーマンスを見せてくれるかということの伝わり方がもう少し要るのかなというふうに思っております。これはチラシ、ポスターのデザインも含めてですけれども、かなり手を入れていきたいなというふうなイベントに思っております。せっかくたくさんのお出演者に出ていただけるので、ホールを満席にできるような、そういう気概を持ってファミリーサマーコンサートについては次回考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

地区で例えばコーラスをやっているとか、そういう方たちが多いんで、やっぱり地区に対してファミリーサマーコンサートがありますよというか、チラシなり何なりとかというお知らせなり、自治会を通じて何かPRしてもらったりとか、そういうことをいろいろ考えてもらって、SNSはもちろんですけれども、やっていただけたらいいのかなと思いますので、またよろしくお願ひしております。

7番の来場者アンケートはどのように活用していますでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）7点目の来場者アンケートの活用でございますが、まず来場者アンケートでは、アンケート項目として①公演情報をどこで知ったか、②どこから来たか、③交通手段、④性別、⑤年代、⑥年間のコンサートに行く回数、⑦公演の感想、⑧スタッフの感想、⑨興味のある公演ジャンル、この9つの質問をさせていただいております。回答いただいたアンケートは公演ごとに集計、分析の上、今後の公演企画やPRの効果的な手法を検討する際の参考資料として活用してございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

アンケートでいろんなことを聞いていただいて、9番の興味のある公演とかジャンルとかというのをアンケートで書いてもらっていると思うんですけども、実際、このアンケートを書いていた

だいている方がほぼ60歳以上ということで、その年代に沿った多分興味があるジャンルを書いていただけの人が多いのかなと思うんですけど、興味のある公演とかジャンルで何かこういうのがあったよというのが分かれば教えてもらえたたらと思うんですけど。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）アンケートの結果は、おっしゃるとおり年代が60代以上が多いということで、そういう部分にも偏っている部分はあるかと思いますし、その日に行った公演に来ていただいた公演の内容によってもアンケートの結果というのはごろっと変わってきます。そういうことも含めて、令和6年度、ざっと見たところで比較的多いなというふうな結果としては、クラシックコンサート、それとポップス、お笑い、それとミュージカル、これはもうこのホールでできるかどうかは別にして、ミュージカルというのも結果としては多い状況になってございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。クラシックとかは今、少しはやられたりしているので、その中でミュージカルとかポップスとかというのですけれども、僕も、例えばミュージカルであったりとか、現代的な小さい何かスーパー歌舞伎的なやつであったりとか、本格的な劇団がされる演劇であったりとか、そういうのもぜひやっていただいたら住民は喜ぶだろうなと思いますし、ある程度年齢層も広くなってくるのかなと思いますので、さっきの若い世代に向けたライブであったりアーティストのコンサートのなんかと合わせて、新しい企画を後ろ向きじゃなくてどんどんやっていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

次なんですかね、チケットぴあの販売もあると思うのですが、8番のチケット委託販売の仕組みを教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、8点目のチケット委託販売の仕組みですが、現在は、自主公演の開催時には100から150席を目安にチケットぴあの販売を委託しており、費用の内訳といったしましては、販売手数料がチケット券面金額に対して自由席は8%、指定席は10%を乗じた額、それと用紙代といったしましてチケット1枚当たり11円、興行手数料として指定席についてのみ1公演当たり1万1,000円を支払ってございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。これ、大体380キャバがある中で100とか150をチケットぴあのということだと思うんです。例えば指定席の場合、現金で窓口で売るエリアとチケットぴあのお願いするエリアと、それはどういう、何か分けたりしているんですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）おっしゃるとおりで、ホールの全体の席数の中でチケットぴあとして販売する席はこのエリアということで確保し、一般に窓口で買っていただくチケットについてはまた別の席を同じように確保しているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）それ、具体的にこのエリアというのはどんな……。例えば一番よさそうである席をチケットぴあのしているのか、それとも現金で窓口に買いに来られるようにしているのか、それはどういう状況でしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）チケットぴあので買っていただく方も窓口で買っていただく方も基本的には同じお客ですので、ほぼ同じ条件で席を指定して販売しております。例えば、真ん中の席の奇数列はピア、偶数列は窓口販売用という形で、できるだけ同じような席を確保するようにそれを行っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今聞いて納得したんですけど、僕はもう10列目から上はチケットぴあでみたいな、そんな感覚で売られているんであつたら、チケットぴあで買ひはつた人はいい席を買えないなというふうに思っていたんで、そういう細やかなチケットというか座席を設定していただいてチケットぴあで販売していただいているので、いいのかなというふうに思います。

実際、手数料等もそんなに高額なものではないと思うんで、現状、チケットぴあで事足りるのかなと思うんですけども、総販売数1,974枚となっていたんですけども、これ、チケットぴあで販売した枚数は434でいい感じですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）チケットの販売枚数は434枚で、これで間違いはございません。

ただ、1,980枚というのは、すみません、ちょっとおわびして訂正したいんですけども、この数字が、全体として2,980枚のチケットを販売し、そのうちの434枚ということで、すみません、おわびして訂正をさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。チケットぴあでだと当然ネットで買えたり24時間買えたりするので、いいかなと思います。

これ、次の質問にも関連してくることなんですけども、次の質問の前にまだ1つ残っていたんで、一般利用者公演のチケットを例えれば窓口で販売してくれないかとか、そういう取組などはあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）いわゆる貸館でご利用いただいている方がチケットを販売するときに、町がそのチケットを預かってチケットを代わりに販売してあげるかというところなんですけども、現時点ではその手法は使ってはございません。導入はしておりません。ただ、利用促進の一手法としては、方法としてはあり得る方法だというふうには感じております。法的な手続とか会計処理的な面も含めて、可能かどうかというのは調査、確認のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、次の質問にいきます。

9番のチケットのインターネット販売についての考え方を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）9点目のチケットのインターネット販売についてですが、現在のところ、インターネットを通じたチケット販売はチケットぴあによる方法のみとなっております。

チケットぴあについては、知名度も高く、初期投資が不要であつたり導入や個々の手続も容易に進められることなどから、開館後のスムーズなインターネットによるチケット販売が実現できる手法として取り入れたものでございます。このチケットぴあ以外にもインターネットを通じた販売手法は種々あることは承知いたしておりますが、より多くの世代の方々に対するチケット購入の利便性の向上を目指して、手数料などのコスト比較も含めて今後、調査研究はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

例えば、僕もいろいろ見たりしているんですけども、LINEでそのまま簡単に予約ができるようなオンラインクラウド型の販売サービスであったりとかを導入されている自治体なんかもあるそうです。チケットぴあでインターネットで購入もできると思いますが、例えばデータを取りたいとか販売実績なんかを取りたいとか、さっき言うように、指定席やとチケットぴあやとわざわざ間引いた状態をせなあかんけれども、自社でやればもう全てがまあ言うたら一括管理される状態になると思うんで、指定席をわざわざ間引く必要がないような状態であったりとか、いろいろコストも比較してもらながらやってもらえば、例えば職員の業務負担の軽減にもつながるかも分からないうまし、また、こういうものも取組の中の一つとしてぜひ考えていただけたらと思います。

現在、チケットを窓口で購入するには現金のみの対応というふうになっているんですけども、今、若い世代であったりとかそういう方々はキャッシュレスで決済したいなと思われる方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、キャッシュレス決済の導入などについてのお考えはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）これは、役所のほかの部署でも電子マネーでの決済というのは一部入ってはおるんですけども、この状況が私もどんなんのかというのはまだちょっと勉強不足で大変申し訳ないんですけども、こういうところも勉強しながら、費用対効果でメリットがあるんかどうかというところも含めて調査研究はしていきたいと思います。

処理件数がほかの部署ではちょっと多いのかなというふうに印象としては持っていて、ホールの例えばチケット販売についてはそれに匹敵するような処理件数なのかどうかも含めて、その辺は今後勉強していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。積極的に運営していただくのであれば、やっぱり新しい技術なんかも当然導入を今後もしていただきたいといけないですし、職員がお金のやり取りをするという部分で、そこに現金のやり取りということなので、お金に対するトラブルなんかも少なくなってくるんじゃないかなというふうに思います。また、キーテーネホールへ行くとき1,000円持つてないとあかんわとか思ったりとか、お金を持っていかなあかんわみたいな、そんなときにやっぱりキャッシュレスで買えたらもうちょっと、僕なんかも便利やのになと思うときがあります。

キーテーネホールでチケットを買うときに毎回、タワモトエイイチ、090と一応電話番号と片仮名で名前を書くんですけども、それはどういう用途で使われているんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）開館当初からお名前と連絡先のほうは書いていただいているんですけども、ちょっと最初は不慣れなところもあって、窓口処理が少し誤ってしまったときにその方に連絡してそれを訂正しに行くような、そういうことも時々ありましたので、基本的にはそういう万が一のときのために連絡先とお名前をいただいているというふうな状況でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。何か最初からもうすごく丁寧なああいう書式を作っていただいている、そういうところはすごく完璧やなと思うんですけども、また違ったサービスの部分で力を発揮していただけたらと思いますし、あれが本当にこれから必要なのかどうかというのも精査していただいている、紙も、もしかしたら無駄になるんやつたらコストにも関わってくる問題やと思いますので、ただ僕がタワモト、タワモトと書いたやつがそれを何枚もどこかにとじられていくんやと思うんですけども、その辺もまた将来的にいろいろ考えてもらつたらいいと思います。

10番ですけれども、音響などの設備は足りていますか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、10点目の音響などの設備は足りているのかという点で

ございますが、キテ一ネホールの音響設備については、施設規模や想定される公演等に対応できるよう、必要かつ一般的な設備備品を購入し運用してございますが、今後も、出演者、利用者の声を聞きながら隨時対応はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

ホームページに載っている利用可能な音響リストとかというリストを見たら、マイクであったりとかスピーカーであったりとか、取りあえずちょっと公演会とかをするのには必要なものというのはそろっていると思うんですけども、例えば、若い世代でもおやじバンドでもいいと思うんですけども、ちょっと自主バンドで自主コンサートみたいのをやりたいなと思ったときに、あのリストではできへんのかなというふうに思います。

ヒナタユウちゃんなんかも前からおっしゃるんですけども、ボーカルとかバンドで演奏するには最低、返しのモニタースピーカーが必要であったりとか、そういうものというのは一定、常時置いておいてもいいのかなというふうに思いますし、当然、奥のミキサー室でコントロールはできると思うんですけども、もうちょっと簡単的なもので、逆で舞台袖できるような、キテ一ネホールを借りて若い人たちが自主的にぱっと演奏会ができるような、そういうシステムも含めて考えていただけたらいいんじゃないかなと思います。

今、何かイベントをするとなると、きっと専門業者にこんなイベントするからお任せしますというようなんで、多分機材一式も運ばれてきてというような状況やと思うんですけども、町がやる場合はそれでもいいのかなとも思うんですけど、やっぱり若い世代とかキテ一ネホールを新たな人に使ってもらうために、そういう設備を整えていく必要はあると思うんです。

だから、ドラムセットがある、ギターアンプもある、そこまであるのにその先がないというのは、もうそれやったら逆にドラムもなくてギターもないほうがいいかと思いますし、ギターやアンプも1台ではなくてやっぱり2台必要な場合もきっとあると思うんで、それはまた要望としてお願ひしておきます。

最後なんですけれども、11番、太陽光発電システムの運用状況を教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、11点目の太陽光発電システムの運用状況でございますが、キテ一ネホールに設置の発電容量については30キロワットの太陽光発電システムを稼働してございまして、発電した電気はエアコンを除く電気機器に適用しており、具体的には、楽屋、リハーサル室、ホワイエなどの照明機器やコンセント等で電源で使用してございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これ、1日の発電量の平均みたいなのは出でていたりするんでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）これは令和6年度の1年間のトータルの実績にはなるんですけども、大体20%程度というふうに実績としては出でております。ただ、夏場であったら晴れの日ももちろん多いですし、太陽が出ている時間も長いので、この辺は20%ということではなくて、もう少し賄っている季節もあります。大体、夏でしたら30%から40%ぐらいはいっているとは思いますけれども、冬になると逆に少し賄う率が下がってくると、そういう状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。ホール自体にもなぜかちょっとおしゃれな感じに電気が発生していますよという、あれだけのためにディスプレーを置いていただいているような状況で、見させて

いただいたら20キロワットとか25キロワットとか出ているときもあるのかなというふうに思ったりします。

一般家庭の1日の消費電力って、世帯人数や住宅形態、季節によって異なるんですけれども、およそ6から15キロワットが目安ということなんで、20キロワットぐらい出してくれていたらホールの外というか、一般の照明ぐらいは賄えているような状況になるのかなというふうに理解しました。これも町がやっているものなので、少しでも環境にということでこういう取組もされているのかなと思います。

一応これで質問を終わるんですけども、リニューアルしたキテ一ネホールは本町にとって重要な事業だと思います。住民が楽しめる場所だと思います。財政も厳しい中、チケットが売れるにこしたことないので、売れ残るよりも。売れにくい公演もあったと思います。持続可能なまちづくりのために、ぜひ幹部の職員の皆さんもキテ一ネホールに足を運んでいただいて、住民と一体となって事業をさらに盛り上げていただけるようお願いして、会派熊愛からの代表質問を終わります。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日はこれにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。

（「16時45分」延会）

9月熊取町議会定例会（第3号）

令和7年9月定例会会議録（第3号）

月　　日 令和7年9月5日（金曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町　　長　　藤原 敏司	副　　町　　長　　南 和仁
教　　育　　長　　吉田 茂昭	総合政策部長　　田中 耕二
総合政策部統括理事　　明松 大介	総合政策部統括理事　　松浪 敬一
総　　務　　部　　長　　永橋 広幸	住　　民　　部　　長　　山本 浩義
住　　民　　部　　理　　事　　奥村 光男	健　　康　　福　　祉　　部　　長　　石川 節子
健　　康　　福　　祉　　部　　理　　事　　阪上 正順	都　　市　　整　　備　　部　　長　　白川 文昭
会　　計　　管　　理　　者　　兼　　会　　計　　課　　長　　根来 雅美	教　　育　　次　　長　　巖根 晃哉
教育委員会事務局理事　　河合 淳	教育委員会事務局理事　　三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長　　木村 直義	書　　記　　阪上 高寛
---------------	-------------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和6年度決算主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行います。

まず1点目は、基金の有効活用についてであります。令和6年度決算においては5億4,000万円の基金繰入れを行い、実質収支の黒字を維持する決算となっております。昨年度に引き続き、極

めて厳しい決算が続いているわけですが、その基金取崩しのうち、ふるさと応援基金の取崩しが3億6,000万円という状況ですが、どの事業に活用されたのか。そしてまた、今後、ふるさと応援基金をどのように活用する予定か、ご報告願います。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の1点目、基金の有効活用について答弁いたします。

ふるさと応援基金については、これまで、寄附者の意向に沿って定住魅力あるまちづくりの推進に活用しておりますが、令和6年度決算においては3億6,000万円を繰り入れており、小・中学校の給食費無償化、保育料の第2子無償化や子ども医療費助成など子育て・教育に1億7,000万円、朝代地区浸水対策や都市公園照明灯LED化工事など安全・安心に3,800万円、奥山雨山自然公園更新工事や三世代近居等支援補助金など産業振興・地域活性化に4,600万円のほか、使途を指定された寄附を含め、まちづくりの様々な分野に活用させていただいております。

今後の活用につきましても、引き続き寄附者の意向を踏まえた上で、定住魅力あるまちづくりの推進に活用してまいりますが、現在、行財政改革を進めるに当たり、大きな臨時的事業は抑制しておりますので、寄附者の意向に沿った臨時的事業への充当に軸足を置きながらも経常的事業にも充当するなど弾力的に運用し、政策・財政運営の両面で最大効果が得られるよう活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

ただいま3億6,000万円の使い道についてご報告いただきましたが、給食費の無償化でありますとか子ども医療費助成、そういうものにかなりの金額を割かれていたようあります。基本的には寄附者の意向に沿ってということですが、寄附者の意向に沿わない形での熊取町としての独自の判断で活用しているという、そういう部分はどうなんですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）現状も将来もそうですが、寄附者の意向に沿った形での充当、活用ということで、町が勝手に判断してというのは、例えば、子育て・教育のカテゴリーという形で寄附いただいたものを全く違うところに充当するというようなことは今後もないかと思います。現在もありません。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私の質問がちょっと悪かったかと思いますが、そういう意味ではなくて、寄附者の意向に沿って活用されていますけれど、一方で、使途の指定のない寄附というのがございますよね。そこを活用した部分というのは、令和6年度決算の場合はどうだったんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）基本的に今回で申し上げますと、使途指定のない寄附を活用したという形にはなってございません。ただし、今回整理させていただいている部分がありまして、細かな事業指定というか、例えば花を植えてくださいというような指定、細かな指定がいっぱいありました。これを一定整理させていただくという意味では、例えば、一まとめにして緑化対策に充当したりというようなことはさせていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）そうしますと、今回は、使途の指定のない寄附については、その部分については特に取り崩してはいないということですね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）そのとおりでございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ホームページで現在のところ見られるのは、令和5年度までの部分が見られるよ

うになっていたかと思ひますけれども、これまでの部分、どういったところにふるさと応援基金を活用したかというのを見てみると、先ほどご答弁でおっしゃいましたように、それぞれの寄附者の意向に沿っていろんな項目で活用されているというのはよく分かります。

その一方で、使途の指定のない部分がそれほど使われずに残っているというような感じもするんですが、使途の指定のない部分については、今後の活用はどういうふうに考えているんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）令和6年度末で31億円程度の基金がございますが、先ほど答弁で申し上げましたように、意向に沿いながらも、これまでいろんな寄附金がございますが、それぞれの寄附金、基本的には臨時的事業に充当しようよと。例えば、図書を買ってくださいという寄附があったとしたら、これはプラスでその金額を図書費に増額して充当するというようなところも含めて、臨時的なものに充当しておったんですけれども、先ほど答弁で申し上げました臨時的事業を行財政改革の中でかなり削減させていただいておるというところも含めて、経常的事業への充当というようなところは今もやっておりますので、そういう意味で弾力的に、ある意味運用させていただいております。

使途指定のない寄附につきましては、そういう意味では弾力的な運用をさせていただければというようなところは考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私も詳細、細かい点について詳しくチェックしたわけではございませんけれども、使途の指定のない部分で今まで一番大きな金額を取り崩したのは、たしか防災基金への積立てだったと思うんですね。あのときは10億円ほどまとまってふるさと応援基金から取り崩したということになっておりますが。

私、今回はこういう質問を、これまでにもふるさと応援基金、今後の活用については、基金の組替えをしてはどうかというふうなことも再三質問させていただいておりますが、現状のところ、臨時的事業への活用というのがほとんどで、大きく言えば全体として財源が不足するという状態は続いている中で、財源不足をふるさと応援基金に頼っているという状況がずっと続いているわけではありますが、そういう中で、確かに熊取町にとっては貴重な基金であるわけなんですが、極力経常的な経費には活用しないと、臨時的にどうしても必要な部分について、基金の取崩しを行うということが続いているわけなんですが、長期的に見て、やはり長い目で見て住民サービス、住民福祉の向上ということで、10年、20年というスパンで見て、この基金を将来こういうふうに活用しようとか、そういうことも考えておく必要があるんではないかと思うんですが、その辺についてのお考えはどうですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）何度か議会でやり取りさせていただいている部分かと思いますが、例えば、先ほどお話に出ました防災基金の設置は平成31年4月になっております、令和元年ですけれども。この当時で申し上げますと、例えば実入りベースで申し上げますと、平成30年の寄附が34億円、実入りベースで。令和元年が1億1,000万円、その翌年に2億2,000万円というような単位で、非常にふるさと基金そのものが拡大する時期にあったと。この時期にありますと、先ほども言いましたが、弾力的な運用をするためにも細分化していくというのは有効な手段の一つ、その中で防災基金を設置したというところかと思います。

そのタイミングではそれはあり得るんですが、今現状、残念ながら申し訳ないです。この議会でも議論させていただきますように、なかなか厳しい状況になっておって、取崩しが多くて縮小傾向になっておると。この段階で細分化するというよりも、今のカテゴリーごとに応じた活用をさせていただいくと、このほうがより財政的にも効果があるというふうに考えておりますので、今のところ細分化するというようなところは現段階では考えておりません。ただし、長期的にというところで

は、もちろん今後、増傾向になってくるという段階では、議員おっしゃっているように、細分化するということも手段の一つだと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）これまでの議会での質問のやり取りの中でも、必要に応じて基金の組替え等も検討課題には入ってくるかもしれないような、そういう答弁はあったわけなんですか、現時点では全く考えていないということですね。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）非常に厳しい財政状況というところでございますので、現段階では考えておらないというところでございます。

ただ、状況が変われば、先ほども申し上げましたように、当然考えるべきかなというところは思ってございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

大変難しい課題であるかなと思いますけれども、基金というのは放っておいたらどんどん減っていく。ふるさと納税で当面の間はそんなに大幅に増える見込みもないという中で、取崩しが続していくとどんどん減っていくわけなんですが、ただ、その基金の活用についても、ただ単に財源不足を補うというだけではなくて、より積極的な前向きな活用というのもぜひ視野に入れて考えていただきたいと思います。これ以上、具体的にこういう形で活用せよというふうな提案はなかなか難しいですが、その辺も視野に入れた検討をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の不登校の増加の問題についてお尋ねします。

全国的に、小・中学校における児童・生徒の不登校は急激に増加しています。熊取町も同様であります。令和5年度の文部科学省の調査では34万6,482人、10年間で約3倍に増加しております。今年の秋の発表というのはまだこれからでありますけれども、ここ数年間は急激に増加しております。

熊取町として、この不登校増加の要因をどう捉えていますか、ご報告願います。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、坂上議員の不登校の増加についてのご質問の1点目、不登校増加の要因についてご答弁申し上げます。

不登校の増加の背景には、友人関係、学業不振、生活リズムの不調、親子関係、自己肯定感の低さ、精神的な不調など、様々な要因が考えられます。

また、平成29年には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が施行され、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性が示されました。この法律の趣旨の浸透に伴い、児童・生徒や保護者の登校に対する意識の変化が生じたことも要因であると感じています。

児童・生徒は、様々な要因により、学校に行けない、行かない状況にありますが、本町におきましては、児童・生徒の思いに寄り添いながら、個々に応じた支援に努めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）不登校増加の要因は様々な要因であるということで、その一方で、教育機会確保法ですか、そういう法律が制定されたことで、保護者の意識の変化もあると。よく言われるのは、必ずしも学校に行かなければならぬということについての意識の変化、学校以外の場でも学びができるというふうな、そういう意識も増えているということの中での不登校の増加という、そういうこともあるかとは思いますけれども。

私、今回この質問をするに当たって、いろんな文献を読んでみたり、あるいはネットで調べてみ

たりとかしたんですけども、そういう中で若干気づいたといいますか、いろんなところで言われ始めていることではあるんですけども、また、学校の現場の先生方も一定気づいてはいるとは思うんですが、不登校の増加ということを考える場合に、どうしても家庭環境とか、児童・生徒の様子とか、そういうことを中心に考えてしまいがちなんですけれども、学校側の要因、学校がどうかということについての研究というか、そういうことも必要であろうかと思うんですよね。そのことについて、最近いろんな方が意見を表明したりすることも出てきていると思います。

ある研究者、これ東京学芸の大森教授という方が、今の学校教育では授業時間数が多過ぎると。もちろん多過ぎるといつても、前回の学習指導要領の改訂、その前の改訂のときから、以前のゆとり教育の状態からまた元へ戻った格好になって、現在、標準授業時数は、例えば中学校の場合ですと1,015時間、そういうふうになっていると。そのことについて、週5日制の下での1,015時間、以前のゆとり教育前の1,015時間は週6日制の段階での1,015時間で、週5日制の下での1,015時間というのは、1日当たりのこま数は非常に厳しく、きつくなっていると。そういう中で、東京学芸の大森教授は、学校の現場の先生方にもアンケート調査等をして、ゆとり教育の時代の授業時数が、非常に落ち着いて授業ができたというふうなことをおっしゃっております。1日当たりの授業時数という点では、昭和52年当時が標準時数で1日当たり5.4こま、現行の標準時数では1日6こまというふうに増えていると、そういうふうなことをおっしゃっておられまして、今の学校教育では、授業時数という点だけに絞って見ても、大変生徒にとっても学校の先生方にとっても窮屈になってきていると、これはあくまで一つの側面ですけれども。

全般的に、これまでの議会の質問でも、先生方の働き方改革とか、あるいはクラブ活動の指導の改善の問題とか、いろいろと出されております。だから、学校の先生方にとっても、生徒にとっても、やはりもうちょっとゆとりを持って学習できるようにという、そういう環境の改善ということが必要ではないかということが言われ始めているんですけども、そういった問題はそう一朝一夕に、簡単に解決できる問題ではないですけれども、そういう学校の先生にとっても、生徒にとっても、もう少しゆとりを持って学習できるようにする、そういう面での考え方というのは現場のほうではいかがなんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）授業時数については、学習指導要領のとった対応ということで進めておりますが、標準時数という形で提示されております。こちらについて大幅に超えているものについては見直していくということで、今年度も見直しを図っていく中で、授業時数がどれくらいになっているのかということを精査したところです。

そういう中で働き方改革と併せて、先生たちに少しでも余裕が出るような形でということで、学校のほうは工夫して時間割等を今年も編成した上でスタートしましたので、その点ご理解いただけたらと思います。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）熊取町においては、標準時数を大幅に超えているという状態はこれまでにあったということなんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それほど多過ぎるということではないんですけども、やはりインフルエンザがはやる時期の対応であったりとか、少し余裕を見た上で標準時数は確保できるような形での授業時数の編成ということを取っておりましたので、そういったところがどれくらいまで削れるのかということをしっかりと見直して学校のほうで考えていったというところです。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）たしか今、中学校のカリキュラムでは道徳が正規の教科に入っていますよね。一方で総合的な学習という時間もあって、だから、以前のカリキュラムに比べれば、そういった道徳とか総合的な学習のおかげで、ほかの教科にちょっとしわ寄せが及ぶみたいな、そういう部分は

ないんでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）以前ではそれほど強く言わていなかったような部分もあるのか
も分かりませんが、基本的には学習指導要領にのつとった適正な時間を取りておりますので、それ
ほど大きな問題にはなっていないかなというふうには感じています。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）また、授業時数の問題と同時に、教科書のページ数が以前よりも増えて、1時間
当たりにこなさなければならない教科書のページ数が多くなっていると、そういうふうな話も聞い
たんですけど、そういうのはいかがですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）教科書採択の際に、どの教科書を使うのかというようなところで
学校の先生にも意見をいただきながらしている中で、教える内容については、教科書を基本的には
使うんだけれども、学習指導要領にのつとった対応で進めておりますので、それほどそこで何か議
論がなされているという状況ではないかなと思っております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

不登校に関するいろんな調査の中で、児童・生徒が不登校になり始めたきっかけとして、いろいろ
なきっかけがあります。もちろん友人関係とか、いじめとか、そういうのもきっかけにはあります
けれども、意外と声が出るのは、やっぱり学校の学習が分からず、あるいは宿題が負担である
とか、そういう学習面で学校の授業についていくにくいという児童が不登校になっていくという、
そういう傾向も結構言われているんですよね。

だから、児童・生徒にとっては、やっぱり学校の勉強を分かりたい、授業の中でちゃんとみんな
と同じように勉強していきたいという思いはあるんだけれども、カリキュラムが過密であるとか、
あるいは学校の先生が忙し過ぎるとか、そういうことだとなかなか授業についていきづらいという、
そういうことがあるんではないかと思います。そういう点、学習指導要領そのものが次の学習指導
要領で授業時間数を減らすなり、一定の改定も図られるのかも分かりませんけれども、現在の学習
指導要領の範囲内で、そしてまた、それ以外の部分でも、先生方の働き方改革、労働時間の短縮と
いうものをぜひ頑張っていただき、生徒にとって分かりやすい授業、落ち着いた授業ができるよ
うにぜひ頑張っていただきたいと思います。

不登校問題の2点目、教育支援センターの利用状況をご報告願います。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の2点目、教育支援センターの利用状況につ
いてご答弁申し上げます。

1月期末現在において、小学生10名、中学生13名、合計23名の申込みがあり、1日当たり平均で
5名から7名の児童・生徒が通所しています。週5日に拡大した今年度4月より現在まで、一人も
通所しなかったという日は一日もなく、最も多い日で13名の通所がございました。

また、行き渋りのある児童・生徒の保護者から、通所に対する相談や卒業後の進路に関する相談
など、1月期末現在において延べ49件の相談があり、保護者支援にも努めているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

現在のところ、教育支援センターの活用といいますか、利用状況は順調にいっているようなんですが、
教育支援センターについて、保護者から、こういう点をちょっと改善できないかとか、何か
保護者からの要望、あるいは児童・生徒からの要望とか、そういうのは特にございませんでしたか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）日々送ってこられる保護者の方があつたりとか、そこでお話を伺いしたりとか、1学期末には懇談会という形で教育支援センターと指導員のほうが面談という形で取らせていただいたんですけども、今まで学校に行けなかつた、なかなかエネルギーが保てなかつた子どもが、今、元気に支援センターに通つている様子を見て安心しましたというような声であつたりとか、特段要望的なものというのではありません。小さなご要望とかはあるのかなとは思つておりますが、大きな要望としてはあまり伺つていないという状況でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。今のところ、教育支援センターは非常に有効に活用されているというふうに感じております。

これまでの議会の一般質問等でも、教育支援センター設置のことについて発言される議員がたくさんおられて、そういう中で教育支援センターを設置していただいて、今年で2年目ということなんですけれども、引き続き有効な活用ができますようお願いしておきたいと思います。

不登校問題の3番目ですけれども、フリースクールを利用する児童・生徒の方々もおられます。フリースクールについては、結構フリースクールを利用する、フリースクールの場合は授業料とかは言わなかつたけれども、利用料ですかね。それが1か月に4、5万円ぐらいかかるとか、そういうことも聞いております。

フリースクールを利用する方々の経済的負担が非常に大きいので、その負担軽減補助制度を実施する自治体もあるわけなんですが、熊取町ではフリースクールに対する保護者への負担軽減補助制度について検討されていますか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）続きまして、ご質問の3点目、フリースクールを利用する児童・生徒の経済的負担が大きいが負担軽減補助制度について検討されているのかについてご答弁申し上げます。

フリースクールに通う児童・生徒の保護者への補助については、令和5年12月議会で石井議員からご質問をいただき、当時設置を検討していた教育支援センターの在り方の中で併せて検討する旨をご答弁させていただきました。

教育支援センターの設置を検討する中で、不登校児童・生徒やその保護者への支援として何が求められ、何ができるのか協議し、公的な施設として教育支援センターを令和6年4月に設置すること、センターの機能として、不登校児童・生徒に居場所の提供をすること、自立支援や学習支援、児童・生徒のみならず、保護者からの相談対応等々を決定したところです。保護者への補助については、町内にフリースクールがなかつた中で、不登校児童・生徒がいる家庭への支援として検討は有意であると考えましたが、本町は不登校児童・生徒や保護者への支援として、公的な教育支援センターの設置を選択したところです。

今年度に入ってから、議員と同様の要望を住民等からいただき、改めて教育委員会事務局内で検討しましたが、教育支援センターが不登校児童・生徒の選択肢となるよう、機能の充実を図り、不登校対策の要として運用していくことで再確認したところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、教育支援センターを設置する前の段階においては、フリースクールへの支援も、教育支援センターの設置と併せて両サイドから検討ということをされていましたなんですが、今、教育支援センターを設置して、それが現在、一定有効に働いていると。一部の保護者からそういうフリースクールへの補助の要望もあるけれども、教育支援センターが機能しているので、そちらを利用していただきたいというふうなことで、現在のところ、フリースクールへの補助は検討していないということですね。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）教育支援センターでできること、有料であるフリースクールでできることというのは、様々違いはあるかなというふうには感じております。

その中で、有料であるけれどもフリースクールを選択する、もしくは、ちょっと内容的にはもしかしたらフリースクールでやっている内容よりも充実したものではないかもしけんけれども、教育支援センターを選択するというようなところは、子どもであったりとか、保護者の望みに合わせた形でご選択いただいているというふうに感じているところです。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

保護者、児童・生徒にとって、フリースクールを利用するという選択肢と教育支援センターを利用するという選択肢のどちらを選ぶかというのは、それはそこのご家庭の事情によるわけですけれども、既にフリースクールを利用している方々、また、実際フリースクールを見学したりして、こういうところだったらうちの子どもを預けてみようかなとか、そういうふうに判断される方もあるのかなと思います。

現在、教育支援センターが開設されてまだ2年目ですので、今後また、教育支援センターがより大いに活用されていくであろうということを思いますけれども、フリースクールについても、今後、保護者からの要望等も踏まえて、引き続き検討の選択肢には入れていただきたいと思います。

それでは、大きな3点目の高齢者福祉の増進についてお尋ねします。

今回の決算に関する成果報告の中で、地域包括支援センターの「事業の質の向上」を行ったと記されております。そのことについてご説明願います。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、高齢者福祉の増進についての1点目、成果報告の中で、地域包括支援センターの「事業の質の向上」を行ったと記されている。そのことについて説明されたいにつきましてご答弁申し上げます。

地域包括支援センターの事業につきましては、本町の高齢者保健福祉推進委員会の専門部会である地域包括支援センター運営部会において、推進状況を評価しているところでございます。

ご質問の事業の質の向上についてでございますが、具体的には、大阪弁護士会の弁護士を招いての虐待事例検討会を年6回開催しており、地域包括支援センター職員も参加することで、虐待等困難事例への対応能力の向上を町としても実感しているところです。また、町内ケアマネジャー連絡会事務局となり、ケアプランセンターの要望を取り入れた研修を適宜開催することで、専門職の資質向上に努めています。ほかに、重層的支援体制整備事業の機能としての相談体制の強化を図るため、生活支援コーディネーターを令和5年度に1名増員配置したことから、地域との接点が増え、地域課題の把握分析が進んできており、これから地域や関係機関への支援について評価されております。

地域包括支援センターは、委託して10年目を迎えています。高齢者が住み慣れて地域で安心してその人らしい生活が継続していくことができるよう、今後も事業評価を行いながら、地域包括支援センターと共に推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）地域包括支援センターの質の向上という面では、様々な研修ですか、そういう勉強会を開催していることありますとか、令和5年度には生活支援コーディネーター、それを1名配置したというふうなこともおっしゃっていただきました。

我々議員も、あるいは一般の住民の方々も、地域包括支援センターに相談したり、お世話になることも結構多々あるわけなんですけれども、地域包括支援センターの職員の方々は大変よく頑張っていただいているんですが、高齢者の増加という中で、地域包括支援センターの仕事量あるいは相談量といいますか、そういうのは非常に増えていると思うんですが、コーディネーターの1名増員

ということはありましたけれども、現状のところ、地域包括支援センターの職員体制という点では何とかやつていているという状態でしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）包括の人員体制ですけれども、職員が5名、非常勤職員が5名、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師、ケアマネといった方がチームとなって仕事をしております、今現状、その人員配置で何とか行っているのと、相談事項にあります、町のほうとの連絡、連携も十分に取れておりますので、ケースのことで迷ったり、町と一緒に考えて、施策の推進というところは一緒に考えながらさせていただいているという状況でございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）職員体制というのは、正職が5名で非常勤の方が5名という、そういう状態ですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）正職、保健師が1名、社会福祉士が職員が3名で非常勤が1人、主任ケアマネが職員が1人で非常勤が1人、看護師非常勤1人、ケアマネジャー非常勤2人という体制で職員体制を取っております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）先ほどおっしゃっていただいた生活支援コーディネーター、それはこの10名の中には含まれているんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）社会福祉士が生活支援コーディネーターの業務に当たっているのが2名おりまして、1名増員という形にさせていただいたんですけど、2名とも社会福祉士に当たります。以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

現状は、そういう職員体制で何とかやりくりしているということのようですが、今後まだまだ需要も増加してくるかと思いますので、また必要に応じて職員を増やすように、何とか工夫をしていただきたいと思います。

高齢者福祉の2点目ですが、昨年の訪問介護の介護報酬引下げにより、多くの事業者が厳しい経営状況に陥っております。

熊取町議会では、昨年12月議会で、介護報酬引下げの見直しを求める意見書も可決しております。

訪問介護事業所の経営状況を調査し、対策を講じることが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問の2点目、昨年度の訪問介護の介護報酬引下げに関して、町内訪問介護事業者の経営状況を調査し、対策を講じることについてご答弁申し上げます。

新聞の報道によりますと、厚生労働省が3月に公表した全国調査では、令和6年度の基本報酬引下げ後、訪問介護事業所の6割近くが前年度比で減収となっております。対象者が散在し、効率的な事業実施が難しい過疎地等については、経営状況が悪化し、休廃業や倒産する事業所も存在しておりますが、現在のところ、本町ではそのような事業所はございません。

一方、訪問介護サービスには、要介護認定者を対象とした訪問介護、要支援認定者を対象とした訪問介護相当サービスや、緩和型である訪問介護サービスAと3種類のサービスがございますが、いずれのサービスを行う町内事業所数は現在22事業所ございます。令和5年4月現在では19事業所、令和6年では21事業所と微増している状況でございます。

また、訪問型サービスAについては、本町独自の対策といたしまして、標準的な単位から上乗せをし、給付しているところでございます。

しかしながら、今後、担い手の減少や介護ニーズの増加が見込まれる中、事業者からの声や指定申請や事業廃止の受理を行っている広域福祉課からの情報など、動向を注視しながら考えてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、全国的には訪問介護事業所の倒産や休廃業が増えてはいるけれども、熊取町ではそのような状況にはなっていないということのようでしたが、それは確かですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）訪問介護事業者数というのは広域福祉のほうにその届けをしますので、ちらのほうに確認をさせていただきました。令和6年度に1者閉鎖しているんですけど、理由は町外へ転居したというか、移転したということが理由となっております。倒産、経営不振という理由というのは聞いてございません。それは広域福祉のほうに確認させていただきました。

令和6年度に、訪問介護はそのまま継続しますけれども訪問介護相当サービス、要支援の部分だけは廃止したという事業所は2件聞いております。他に廃止したというところは、全体の事業所も閉めたというところは聞いてございません。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私のほうでそこを詳細に調べたわけではないんで、そのことに対してなかなか反論はできないですけれども、ただ、この質問をするに当たって、町内の1事業者から聞き取りをさせてもらったんですけども、そこはもともとデイサービスもやっており、デイサービスと訪問介護事業所を両方やっているという方ですけれども、その方のおっしゃるのには、訪問介護というはなかなか大変だと。結局、訪問介護だけではなかなか収益が上がらない、ヘルパーの確保が非常に難しい。それは介護事業全般がそうですけれども、とりわけ訪問介護のヘルパーというのは、移動時間に給料が出ないでありますとか、結局、ヘルパーとしてだけ働いていて相当な報酬を得るというはなかなか難しいんですよね。特に小規模な訪問介護事業所ほど運営が難しいというふうなこともお聞きしました。そこはデイサービスと両方やっていたんでそれほど小規模ではなかったかもしれませんけれども、とにかく人材確保が非常に難しいと。その方は、もう訪問介護事業はこれ以上続けられないということで、デイサービスは現在も続けておられますけれども、訪問介護からはもう撤退したと、その方はおっしゃっておりました。ただ、撤退した時点が昨年度だったのかどうかはちょっと聞きそびれたんですけども、訪問介護事業で経営を成り立たせるというのは非常に厳しいと思いますね。そういうことも聞いております。

その方がおっしゃるには、町内でも訪問介護事業所で閉鎖したところ、やめたという方が結構いるというふうにその方はおっしゃっていたんですけども、今のご答弁では、熊取町ではそんな状態にはなっていないということなんですけれども、そこはもうちょっと、より詳細に調べていただきたいと思うんですけども、小規模事業所の場合には倒産という形では表れてこないと思うんですね。だから、その辺のところ、実態が、新たに増えるところももちろんあるでしょうけれども、今までやっていたところで経営が成り立たなくなつて、もう廃業してしまうというそういうところも結構あるかと思いますので、その辺はもう少しきめ細かに見ていくいただきたいなと思います。

私は、質問に当たって、岩手県の宮古市とか、そういう事例も質問通告には書きましたけれども、全国的には、そういう訪問介護事業所の経営状況に対して支援策を実施しているところというのはまだまだごく一部ではありますけれども、これは国全体の問題として、介護保険サービスを維持していく、高齢社会を維持していくという面では、やっぱり訪問介護の事業所の経営をきちんと守っていくことが非常に大事であろうかと思います。

現在のところ、熊取町ではそんなに心配ないと、だから対策を講じることも必要ないということのようなんですが、より細かく聞き取りをしていただくということが必要かと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）聞き取りという点では、訪問介護サービスといいましても、例えばサ高住の近くにあって多くの方を同じ状況で回る訪問介護と、そこと独立して地域の方を回る介護とは、その経営状況の大変さというのはあると思います。その中で、調べていただきました宮古市等は、山間があって家が散在しているので、近くにサ高住とかで回る事業所とはまたちょっと状況が難しいというところは認識しているところです。国のほうも、大きな同一建物にたくさん行くような場合は減算をかけたり、いろんな取組はしている状況です。

サービス事業所の方の声を聞くということがございましたけれども、いきいきくまとり高齢者計画という策定時には、訪問介護事業所、通所介護事業所、町内の事業所にはアンケートを取りまして、現状を把握しているところです。また来年度策定しますので、その折には皆様にまた聞かせていただきたいと思っております。

令和4年に取ったときには、主にこちらも聞かせていただいたのは、人材はどうなのかということは聞かせていただきまして、議員がおっしゃいましたように、その状況については大いに不足、不足しているというところが大体40%、町内でもおっしゃっていますので、人材不足ということは熊取町の町内でも事業所としてはあるんですけども、何とか今のところ、反対に増えているという状況でございますので、そこについてはある一定、今はそうですが、今後どうなっていくかというところ、あと国の動向、今回は下げましたけれど、この動向がどうなるかというところは注視していきたいというふうに思っております。

あと、町内の閉鎖の状況ですけれども、令和4年に1者ございますけれど、それは利用者が減ったということで1件閉鎖しております。経営不振というふうには聞いておりません。

あと、サービスAという町で単位を設定できる事業が、要支援の方対象の生活援助をするサービスがございます。熊取町を含めた3市3町でその単位を決めているんですけど、それについては、本来なら従前の単位数に80%の単位を取れるんですけど、そこについては98%ということで、ある一定そこの単位のところは守った形という町自身の3市3町で考えた施策ということは、それだけはさせていただいておりますので、今後も動向を見ながら対応させていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

国に対して、先ほども少々申し上げましたように、熊取町議会でも意見書を可決しております。今回の訪問介護の介護報酬引下げは納得いかないということですね。それをまた是正する、介護報酬全体を引き上げる、そういうことも国に対して働きかけはしていきたいと思います。また、町行政としても、そういう国への要望項目の中にそういったことも入れていただいて、共に介護保険制度は安心できる状態で維持できるように頑張っていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）申し訳ございません。先ほど、私のふるさと応援基金の取崩しの答弁の中で、使途指定のない寄附金の令和6年度事業への充当はないという旨の答弁を申し上げたんですけども、資料を見落としておりまして、非常に申し訳ございません。活用させていただいております。

答弁中も申し上げました安全・安心には3,800万円、産業振興・地域活性化に4,600万円充当しておりますが、このうち使途指定のない寄附金として活用させていただいたものが安全・安心の3,800万円中3,600万円、地域活性化等の4,600万円のうち4,000万円という形で、あと、もう少し細かいものもあるんですが、合計で9,400万円、3億6,000万円の取崩し中9,400万円を、使途指定のない分の弾力的活用をさせていただいているというところでございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）以上で、質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、みらい創生を代表して、河合議員。

14番（河合弘樹君）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、みらい創生を代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

本日は、生成AI、特にChatGPTなどの活用について、町の取組姿勢を伺いたいと思います。

近年は、生成AIは、文章作成、データ整理、翻訳、議事録の要約、住民相談の一時対応など、行政事務の効率化に大きな可能性を示しています。国においても、デジタル庁を中心に、生成AIの公共利用ガイドラインが示され、自治体での試行が始まっています。民間では、既に多くの企業が企画書作成やカスタマー対応の補助に導入し、効果を上げております。

一方で、誤情報の拡散、著作権の問題、個人情報の取扱いなど、リスクも十分配慮する必要があることは言うまでもありません。しかし、正しくルールを設けて試行活用を進めることは、住民サービスの向上や職員の負担軽減につながると考えます。

本町では、これまで、AIを活用したチャットボットやRPA、AI-OOCRの実証実験など、業務の効率化に向けた取組を進めてきました。これらの成果を踏まえ、近年急速に発展している生成AIを活用することは、さらに大きな業務改善につながるものと考えます。

生成AIについて、さきの6月議会の一般質問で坂上昌史議員が質問されていますが、改めて質問させていただきます。

生成AIは、文書や報告書の作成補助、問合せの一時対応、さらには内部資料の整理など、職員の負担を軽減し、住民サービスの質を向上させる可能性があります。人口減少や職員数の制約が続く中で、こうした技術の活用は避けて通れない課題であります。

そこで、お伺いします。

1項目めの生成AI活用による業務効率化についての1点目、本町として、生成AIの導入・活用に向けた検討状況と今後の方針についてどのようにお考えですか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の1点目、生成AIの導入・活用に向けた検討状況と今後の方針につきまして答弁申し上げます。

まず初めに、現在の生成AIの活用実績を確認させていただきますと、6月定例会の坂上昌史議員のご質問でも答弁申し上げましたとおり、業務支援AIとして活用しているものとしまして、音声AIを利用した議事録作成支援システム、また、障がい福祉課の窓口に設置している耳の聞こえにくい方向けに職員の声を即時に文字化したものをディスプレーに表示して見ていただくための2台を導入しているところでございます。

また、対話型AIにつきましては、令和5年度及び令和6年度に、職員向けチャットツールでありますLOGOチャット上において、短期間で小規模ではありますが、試行的に実証実験を行ったところで、本年度においても継続して実証実験のほうを行う予定しております。

利用職員に対しての過去2年間のアンケート結果ですが、一定の業務効率が認めるといった意見が確認された一方で、どのような命令を与えていいのか分からぬとの意見や、どの業務に割り当てればよいのか分からぬなどといった意見もあることから、令和7年度につきましては、対象業務を絞り込んだ上で、より具体性のある実証が行えるよう検討を進めているところでございます。

生成AIの活用に関する今後の方針でございますが、議員ご指摘のとおり、人口減少に伴う労働力不足をはじめ、事務の効率化、ひいては人件費の削減にもつながるといった財政効果も期待される取組であること、また、令和7年9月1日、今週の月曜日になりますが、人工知能関連技術の研

究開発及び活用の推進に関する法律いわゆるA I 法が新法として施行され、地方公共団体の責務として推進していくことが規定されていることからも、積極的に検討していく必要があるものと認識しております。

つきましては、今年度策定予定の（仮称）行政D X推進計画の中でしっかりと位置づけを行い、費用対効果も踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

いろいろと検討もしているところもあって、実験もしている、実際に試行しているということもあって、いい方向に進んでいるのはあれなんですけれども、生成A I のC h a t G P Tについて、先月、会派のほうでもセミナーの受講に行ってきました、私自身もアナログ人間なんで初めはさっぱり分からなかったところもあるんやけれど、やっぱり分かったら、ああ、いいものだなという、これはぜひとも活用すべきもので、だんだんと成長していくというか、次々ええようええようになっていって、簡単に言えば、携帯のガラケーからスマホになったみたいな感じのすばらしいものだなと思っています。

そこで、次の2点目、既に取り組んでいるR P AやA I -O C R、チャットボットとの連携を視野に入れた具体的な活用分野を検討しておりますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは続きまして、ご質問の2点目、既に取り組んでいるR P AやA I -O C R、チャットボットとの連携の検討につきまして答弁申し上げます。

本町における連携の実績は、結論から申し上げますとまだございませんが、今後、先行導入団体の活用事例を十分に参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

ただし、先進事例の多いA I -O C RとR P Aとの連携、これにつきましては、一連の事務処理が一層自動化されるなど、さらなる効率化につながる取組であると確認はしておりますが、一方で、R P Aが頻繁に停止してしまうといった、そういった事象が数多く発生しております、手作業でR P Aの修正を行うといった、そういった保守業務が発生する事象も確認しております。そのような不安定な事象も確認されている中で、本町といたしましては、まずは個別のA I システムの安定的な運用から着実に優先的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議員ご質問の連携につきましては、個別システムの安定的な運用の取組と並行しながら、将来に向けて先進団体の事例などをしっかりと研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

生成A I は、使い方次第で大きな成果を生みますが、新しいリテラシーが必要で、職員に対する研修の実施や、将来的には住民向けの講座や教育現場での活用も期待されると思います。

まず、町として職員研修や住民の周知等が必要と考えますが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）当然、研修、それから住民周知というのは、このC h a t G P Tに限らず、こういったD X関係については、それはもう使う側、それから、それを使用する、確認する側というんでしょうか、それぞれの研修、周知は必要になろうかと思います。そういったものをしっかりと、先ほど申しました、今年度中に策定いたします（仮称）行政D X推進計画、この中でも研修、周知についてもしっかりと位置づけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）研修等、よろしくお願ひいたします。

続きまして、3点目で、導入に際してのセキュリティや誤情報への対応などリスクを踏まえた上で、職員が安心して利用できる環境整備をどのように進めていきますか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして、ご質問の3点目、導入に際してのセキュリティや誤情報への対応につきまして答弁申し上げます。

現在、生成AIの活用に関する簡易版のガイドラインを実証実験用に作成し、セキュリティや誤情報への対応などについて運用しております。

今後、本格導入する際には、国が策定したガイドラインを参考に、簡易版から本格版へと拡充させてまいりたいと考えております。当該ガイドラインに基づく誤情報への対応につきましては、生成AIを使用する職員自身による出典元、情報発生元の確認の徹底とともに、職員向け研修などを通して周知してまいりたいと、このように考えております。

また、セキュリティにつきましても、行政専用のネットワークでありますLGWAN内で動作するAIの利用や、国が整備するガバメントクラウドを活用したAIの利用など、より安全性の高い基盤を活用していくことでセキュリティの担保に努め、職員が安心して利用できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）よく分かりました。ありがとうございます。

最後に、少子高齢化、人口減少、財政制約が進む中、職員数を大幅に増やすことは難しいのが現実ですが、だからこそ新しい技術を積極的に取り入れ、効率化とサービス向上を同時に図ることが重要であり、生成AIの活用はその一助となり得ると確信していますので、熊取町が先進的な取組を行い、住民サービスの質を高め、持続可能な行政運営を実現されることを期待しておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の項目に移りたいと思います。

ごみ収集事業についてですが、本町のごみ収集事業において、資源ごみの回収場所から不法に持ち去られる事案が発生し、町の収入減少や住民の協力を損なうといった損害が生じていると伺っております。資源ごみは、町民の皆さんのがルールを守って分別・排出しているものであり、正しく回収されることで、リサイクルや財源確保につながる大切な資源であります。不法な持ち去りは、住民の善意を踏みにじるだけでなく、行政運営においても見過ごせない問題であります。

そこで、1点目、本町における資源ごみ持ち去りの実態をどのように把握しておりますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、ごみ収集事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町における資源ごみ持ち去りの実態についてでございますが、本町では、廃棄物の減量化及び適正処理条例において資源ごみの持ち去り禁止を規定しており、年に1、2件ではございますが、住民の方からの通報などもございます。これらを踏まえ、資源ごみ持ち去りの防止とその状況確認のため、これまで年に数回程度、資源ごみが出されている時間帯に4名2組の体制でパトロールを実施してきたところでございます。そのパトロールにおいて、持ち去り行為者を見し注意したケースや、声をかける前に立ち去られたケースもございます。したがいまして、持ち去りにつきましては、一定あるものと認識しております。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

通報は1回程度というのと、私、ちょっと知っている限りでは、自分の家の周り、近くなんですかけれども、大体軽トラで3台ぐらいはいてるような感じです。ほんまにごく一部の地域だけで、町

全体で言うたらかなり、はっきりしたあれば分からないんですけれども、あるんじゃないかなというのもあって、この質問をさせていただいているんです。

各地区や自治体においては、ふだんの収集日とは別に子ども会や資源ごみを集めているところも多々あると思うんですけれども、そのごみ自体も結局持ち去られているという話はよく聞きます。それも被害もかなり、例年に比べたら半分以上に、出すのが減っているんじゃなしにやっぱり抜き取られているというのが聞かれ、でも、証拠がなかなかないんで、子ども会にあっては、子ども会とごみに書いて、そのように出してくださいとかしていますが。国の法律的にはそれ自体の罰則というのは多分ないと思うんで、各自治体によってはそういう条例等をつくったりしている自治体もあると思いますが、それに対しては3点目もありますので、これで先に2点目のほうへいきたいと思います。

こうした行為による損害額や、町の収入の影響をどのように認識しておりますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）2点目の当該行為による被害額や、町収入への影響に対する認識についてでございますが、1点目のご質問に対するご答弁で申し上げましたとおり、パトロールにつきましては実施しているものの、持ち去られた量、そして、その影響額までは把握できかねますので、ご理解いただきますようにお願ひいたします。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）さすがに損害額を試算しろというのは、なかなか実態が分かりにくいとは思うんですが、でも、ざっくりというか、たとえ年額何十万円、20万円、30万円としても、それが10年、20年としたら何百万円となると思うんで、それを全部なくすというのはさすがに難しいんかなと思うんですが、それをできるだけなくすためには、町としてはどうしていくのかというので、その次の3点目のほうにいきたいと思います。

再発防止や阻止に向けて、監視体制の強化や啓発活動、あるいは他自治体の取組事例を参考にするなど、どのような対応を検討していますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、ご質問の3点目、再発防止や抑止に向けての対応についてでございますが、ホームページによる周知啓発をはじめ、これまで実施してきたパトロールは継続していくとともに、昨年度から、パトロール実施の際、資源ごみの袋に持ち去り禁止のビラを貼るなどの工夫も行ってまいりました。現在、先進自治体の取組を参考に、持ち去り禁止のビラをホームページ上からダウンロードできるようにし、住民の皆様にも自由にお使いいただけるようにしたいと考えてございます。

さらに、今後におきましては、排出された資源物に係る所有権の明確化など、必要に応じ所要の条例改正についても検討するなど、持ち去り行為の取締りについて調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

泉大津市におかれましては20万円以下の罰金に処されるとか、その他、他市でも、持ち去りは条例をつくって、罰せられますというシール等を作ってごみを出す袋に貼り付けたりしているものもあると聞きますので、そういう事例を参考にしていただいて、調査していただいて、熊取町でも条例があればいいんであれば条例もする必要があると思いますし、設置看板とか、今現在、不法投棄に対しての警告の看板とかはよく熊取町でも設置されていると思うんですが、それだけやつたら、持ち去る人からしたら看板を見らんと物を見ているんで、やっぱり物に対して貼つておくほうが効果があるんじゃないかなと思うんで、これからもそういうことを調査して、少しでもいい方向に進むように、よろしくお願ひいたします。

以上です。

2項目めにおきましては、これで終わりたいと思います。

次、最後の3項目めの道路整備についてですが、本町のまちづくりの大きな課題の一つである（仮称）熊取駅前延伸線整備事業についてお伺いします。

駅周辺は、交通の結節点であるとともに、住民の利便性向上やにぎわい創出に直結する重要な拠点であり、延伸線整備は、町の将来像を形づくる上でも欠かせない事業であります。既に熊取駅西線や交通広場は供用開始されましたが、駅前延伸線道路については、町民の皆さんからも進捗はどうなっているのかとの声が寄せられております。

そこで、お伺いします。

1点目の（仮称）駅前延伸線整備事業について、これまでの経緯と現時点での進捗状況はどうですか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ご質問の道路整備についての1点目、（仮称）駅前延伸線整備事業のこれまでの経緯と現時点での進捗状況について答弁申し上げます。

（仮称）駅前延伸線のこれまでの経緯につきましては、平成29年度に道路線形等に係る予備設計業務を実施し、平成30年度に詳細設計業務を実施の上、5月及び12月に地元区において計3回にわたり事業説明会を開催しておりますが、当時は駅西整備事業等、複数の道路事業に取り組んでいたこともあり、財政的な問題や地域と道路整備に係る合意形成を図ることができなかつたことなどから、事業を見送ったものでございます。

現時点の進捗状況ですが、大阪府が実施してございます大阪岸和田南海線と当該延伸線に当たる町道との交差点部におきまして、現在、大阪府と連携しながら、交差点における警察協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

この駅前延伸線事業についての質問は、近くでいえば2年前の令和5年9月に会派代表で田中豊一前議員が質問されて、それ以前にも私のほうからも質問しているんですが、岸南線の開発が予定では令和12年であると5年、それに合わせて交差点事業を重視するという、そのときはその答弁やったと思うんですが、それにちなんで、今の1点目と同じか分からないですけれど、2点目のほうで、今後の詳細設計、先ほどの答弁では平成30年にもう詳細設計のほうは終わっているということで、地元説明もそのときには3回やったと。

それで、用地取得や工事着手の見通しについて、どのように今後計画されていますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ご質問の2点目、今後の詳細設計、地元説明、用地取得や工事着手の見通しについて、どのように計画されているかについて答弁申し上げます。

（仮称）駅前延伸線整備事業につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、まずは大阪岸和田南海線との交差点部において、大阪府と連携しながら協議・調整を先行して進め、今後、大阪岸和田南海線の事業進捗を踏まえた上で、熊取町第3次道路整備計画に基づき、整備路線の必要性について地元説明をしっかりと行い、理解・協力が得られるよう合意形成を図りつつ、熟度醸成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今後の用地改修等の協議とかも課題とかはあると思いますが、町単独では限界がある部分も理解しております、十分。その分は府や国や関係事業者と引き続き緊密に連携を進めていただいて、特

に地域経済の発展や安全な交通網確保という観点から、町が主体的に町政をリードしていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひいたします。

次の3点目にいきたいと思います。

延伸線の整備によって期待される効果、交通渋滞の緩和、災害時の避難路確保、駅前にぎわい創出について、町としてどのように考えておりますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）ご質問3点目、延伸線の整備によって期待される効果、交通渋滞緩和、災害時の避難路確保、駅前にぎわい創出について、町としてどのように考えているかについて答弁申し上げます。

延伸線の整備によって期待される効果につきましては、令和4年9月策定の熊取町第3次道路整備計画における計画路線位置づけの評価から、通過交通の分散や広域幹線道路である大阪岸和田南海線へのアクセス道路として、道路ネットワークの機能強化が期待できるものと考えてございます。

災害時の避難路確保の観点では、幅員が広がり歩道整備がなされることによりまして、より安全に避難行動を取っていただけるようになることが期待され、駅前にぎわい創出の観点では、町の玄関口であるJR熊取駅からのアクセス道路が整備されることは、産業振興の面からも、まちのにぎわいづくりと地域経済の活性化に寄与するものと考えてございます。

今後も引き続き、道路整備事業に鋭意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。よく分かりました。

最後に、道路整備は単なる交通機能の確保にとどまらず、駅前にぎわいや居心地のよさ、歩行者の安全確保など、まちづくりの一環として進めるべきと考えます。また、延伸線整備と併せて、駅前空間の魅力向上を検討する余地があると思います。

この駅前延伸線は、将来の熊取町の発展に直結する基盤事業で、財政的、技術的に困難があることは承知しておりますが、町として、着実に、かつ積極的に推進されるよう強く要望を申し上げ、私の会派代表質問とさせていただきます。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時22分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、主要施策の成果・決算に関して、通告に従い会派質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、防災についてです。

1点目、地区別自主防災マニュアルの作成状況と活用状況につきまして、お聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、1点目の地区別自主防災マニュアルの作成と活用状況についてのご質問にお答えします。

各地区の自主防災マニュアルにつきましては、令和6年度末の時点で20の自治会で作成いただいており、令和7年度に入りましてからも、自治・防災課で支援を行いつつ、1つの自治会で作成いただき、現時点で21の自治会で作成を完了しております。

また、作成に向けて、現に取り組んでいる自治会も複数ございますので、引き続き支援してまい

りたいと考えております。

また、その活用につきましては、各自治会における自主防災訓練を実施する際に、その内容に沿った計画を立案いただくとともに、本年11月9日に実施いたします熊取町総合防災訓練においても、各自治会での自主防災活動訓練を実施していただくことにしており、自主防災マニュアルを作成されている自治会では、その内容を踏まえた訓練を実施いただくことを予定しているところでございます。

このような取組を通じて、地域の皆さんのが自主防災マニュアルの内容に精通し、災害時にスマートな行動が取れるよう、自治・防災課としても引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

令和6年度にまでに20地区がマニュアルが作成できたということで、この7年度は今1地区作成しているという状況を教えていただきました。ということで合計21ということですが、自治会とすれば39地区ありますよね。残り、だから21やから18地区につきましてはいつ頃作成するのか、そういった予定等、タイムスケジュールみたいなものはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 今、先ほどの答弁でも複数の自治会が策定に取り組まれているというところの中で、目標としたら今年度10自治会、残り9自治会につきましては8年度でということで、8年度をもって完了するという目標を持っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

次、目標は10と8ということですが、令和6年度も目標10やったん違いましたか。6年度、それで4地区しかできなかつたんじやなかつたですかね。違いますか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 6年度は4地区で、6年度末の時点で20ということに今なっております。7年度に入りましたから1地区できましたので今21ということで、現状はそうなんですかね、7年度、8年度で完了したいというふうな目標を持っているというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 目標はね。作ってくださるのは自治会なので、その辺のところは仕方がないのかなというふうに思うんですが、10を目標にして、10を完成できるようにしっかりと地区のほうに働きかけ等、また支援のほうをしていただきたいと思います。令和8年度には完成という形で、しっかりと支援をしていただきたいと思います。

それを、マニュアルを活用して自主防災訓練を実施していただき、今度11月の総合防災訓練でもそれを活用してしていただくというご答弁だったんですが、自主防災訓練につきまして、KPIを見ますと、実績値が66.7%となってるんですけどもね、自主防災組織の自主防災訓練実施率というのが66.7%になっていますよね、KPIで。ということは、マニュアルを作っているんですが、33%程度はもう訓練ができていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 自主防災訓練の状況ですけれども、令和6年度につきましては、自治会数でいいますと26団体実施いただいております。回数でいいますと、30回ということになります。参加人数でいいますと、2,600人余りの方が参加いただいているというところで、この団体数、実施回数、参加人数ともに令和5年度よりは数字としては上がっておりますので、徐々に増えてきているというか、浸透してきているということは言えるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 実績値66.7%いうのは、参加人数ということですか。何回やったかというところの実績値の判断の仕方はどうなんですか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） KPIの率につきましては、自治会数の39自治会の中での実施団体数というふうに理解しております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ということは、39自治会ある中で66%を達成ということで、今言う30%はできていないという、そのできないことに対してはその理由等があれば、ちょっとどういった理由なのかを教えていただきたいという質問をしたつもりなんですが。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 理由としたら、やはり自主防災マニュアルがまだ策定できていないというところが大きな理由になろうかと思うんですけれども、今年度に入りましてから自主防災組織の連絡協議会も、もう既に2回実施しております、その中で自主防災マニュアルであったりとか自主防災の訓練であったりとか、そういうことも積極的に取り組んでいっていただけるように働きかけというのはさせていただいているところではございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。まずは、やっぱりマニュアルを作成というところですね。また、その辺のところしっかり支援をお願いしたいと思います。

次、2点目、校区別避難所運営マニュアルの作成状況と活用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 2点目の校区別避難所運営マニュアルの作成と活用状況についてのご質問にお答えします。

校区別避難所運営マニュアルにつきましては、大規模災害が発生し、避難所生活が長期化する場合を想定し、学校施設の使い方や各活動班ごとのタイムラインを、自治会、学校、行政の三者会議での検討を重ね、作成をしていくものでございます。

これまで令和5年11月に北小学校区において北小学校避難所運営マニュアルが作成され、本年5月には南小学校区において、南小学校避難所運営マニュアルを作成いただいたところでございます。

また、今年度に入りましてから、既に先ほども申し上げましたが、2回、自主防災組織連絡協議会を開催いただいております。この中で、本町から避難所運営マニュアルの作成を進めていただきたく、趣旨説明や作成に向けた働きかけをさせていただいているところでございまして、現在、東小学校区において、自治会の皆さん協力をして作成に向けて取り組んでいく意志が示されております。

今後、学校、行政と対象自治会の3者での検討を進め、実効性のある計画をできるだけ早期に作成できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、活用状況でございますが、北小学校区では、複数の自治会が参加して北小学校体育館で避難所運営マニュアルの確認を含めた防災訓練が実施されているほか、南小学校区では、校区福祉委員会行事として11月に実施される秋のふれあいまち歩きにおいて、避難所運営マニュアルの内容を確認する取組が予定をされております。

こうした形で、避難所運営マニュアルの活用が行われており、内容の周知が進んでいくことで、地域防災力の向上が図られていくものと考えます。今後においても、自治会との連携を図りながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

北小学校は早くに取り組んでいただき、北小学校校区のマニュアルをモデルとして、しっかりとほかの学校もマニュアル作成に推進をしていただきたいと思うんですが、南小学校は今年の5月に作成したと。それで、そのマニュアルに基づいて、秋にまたそういった訓練等を予定してくださっているということですが、あと東と中央と西。東は今ちょっと取組を進めてくださってるということですけれども、中央小学校区と西小学校区はどういう、いつ頃策定予定ですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）この8月に自主防災組織の連絡協議会を開催させていただいたんですけども、そのときに避難所運営マニュアルは議題にもございまして、東小学校区は協力して取り組んでいこうということになったんですけども、あと中央小学校区に西小学校区ありますので、この2つの校区についてもぜひ取り組んでいってほしいというところの中で、また行政としても、こちらからまた働きかけ、お話を持ちかけさせていただきますというふうな話はさせていただいております。

目標としたら、やはり先ほどの自主防のマニュアルと同様に、8年度末には完成をしたいなというふうな目標は思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。中央小と西小につきましては、学校の増築というか校舎増築等いろいろ行事が学校のほうであって、なかなか学校も協力してもらわないといけないので大変かと思うんですが、令和8年度目標達成目標に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今、東小のほうも、今年度取り組むということでしたが、東小校区のうちの緑ヶ丘の自治会におきましても、毎年、年2回自主防災として訓練、自治会で避難訓練やっているんですが、無事ですカードを提示してという形で避難訓練しているんですけども、その訓練の中で無事ですカードの提示率というのが自治会長から報告いただいたら、大体60%、59.6%という報告をいただいているんですけども、その後が大変やと。その後どうするかやと思うんですね。無事ですカードを提示するだけじゃなくて、あと提示していないところに対しての安否確認というんですか、避難誘導をどうするかとか、そういうことがやっぱり大切になってくるので、そういうことにつきましては、自治会長も、やっぱり町としっかりと連携しながらマニュアルを作ることが、小学校区単位でマニュアルを作り避難訓練をやっていくことが、そういうことの意識向上になるというふうに思いますというふうに自治会長もおっしゃっておられたので、また東小学校区のマニュアル作成にもしっかりと一緒になって取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

3点目いきます。

3点目、防災士フォローアップ研修の実施状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）3点目の防災士フォローアップ研修の実施状況についてお答えします。

防災士フォローアップ研修につきましては、これまで令和4年度及び令和6年度の2回実施しております。4年度におきましては、兵庫県神戸市の人と防災未来センターから講師を派遣いただき、「近年の災害事例からの教訓と災害情報の変化について」の講演をいただきました。また、令和6年度も同様に、人と防災未来センターから講師を派遣いただき、避難所で起こる様々な出来事を体験して防災意識を高めていただくための避難所運営ゲーム、いわゆるHUG訓練を実施したところでございます。

地域で活動していただく防災士の皆さんにとって、毎年、新たな災害事象が発生する中で、最新の知見を学んで防災知識のアップデートを行っていただくことは非常に大切なことだと考えており

まして、今年度においても防災士向けのフォローアップ研修の実施を予定しているところであり、今後においても継続して実施していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

町で養成した防災士は何人いて、今回参加されたのは何人ですか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 町で養成をさせていただいた防災士は、令和元年度については99名、令和5年度、これは女性の防災士をなんですかでも64名ということで、合計163名の方が資格取得をいただいているという状況でございます。

それと、今回、昨年度、9月7日にHUG訓練を実施したんですけれども、そのときに受講いただいた人数につきましては48名の方、受講をいただいております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

全部で163名中48人、いろんな様々な理由があって参加も難しいかと思うんですが、4分の1か3分の1程度、参加してくださったということですが、町が養成した防災士以外に、独自で、私もそうなんですかでも、自分で防災士の資格を持った方とか、また、消防団の方とかは防災士の資格ありますよね。そういう方々とか、防災士、ちょっと熊取町内で防災士の資格を持っている人は何人ぐらいいらっしゃるのかは掌握されているんでしょうか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 日本防災士機構でしたか、その資格の認定団体に確認したところでは、熊取町全体で260名、記憶の範囲ですけれども、260名ぐらいいらっしゃるということは聞いております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

今回、町で防災士資格養成された方だけを対象にフォローアップという形で研修等、訓練等をされたということですが、町の地域防災力の強化というか、そういうことを考えたときに、町が要請した防災士、プラス町で防災士の資格を持っておられる方にも参加を促す。そういうふうに防災力の強化を目指して、また防災士の資格を持っている方も、やっぱりまた意識づけになるかと思いますので、そういう方を対象に研修を考えてはどうかと思うんですが、その辺どうですか。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 先ほどの熊取町で260名という数字を申し上げたんですけれども、防災士機構に確認したところ、その人数だけを教えてくれるんですけれども、その方々がお名前であつたりとか住所であつたり、そういう個人情報を出していただけないので。しかしながら、フォローアップ研修を熊取町がやるということを知った独自で取得した防災士も受講したいという申出が実際あつたりするんですけれども、そういう方はご参加いただいております。議員が今言われたように、独自で防災士の資格を取られた方につきましても、参加できるような形でちょっと今後のフォローアップ研修については検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） どこでそういう講習をやっているのかも分からぬので、広報等でまた周知していただき、参加を呼びかけていただいたらいいかなというふうに思います。

今度、11月にある町の総合防災訓練、そういうところにもそういう資格を持っている防災士

が、それぞれの学校、自治会に防災士として協力してくれるよう参加を呼びかけるということも必要かと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次、いきます。

4点目ですが、2021年にデジタル庁ができました。

防災において、自治体においても被災地の情報収集、避難状況、救援物資の管理状況、災害予測や物資配分等、デジタルDX、デジタル技術を活用して取り組むことが重要かと思われます。

先般、私たち議員、大阪府の町村議長会主催での議員セミナーがあったんですが、そのときのテーマは、自治体が取り組む自治体防災DXというものがテーマだったんですけれども、そのときの話の中でちょっと感じたことなんですが、災害発生時に住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や現金の交付、避難所や救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理できるシステム、被災者支援システム、それを平成30年に本町は導入しているかと思うんですが、そのシステムは自治体DXに活用できるかと思うんです。そういう面で、このシステムを更新していただいているのかどうか教えてください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、4点目の平成30年に導入した被災者支援システムについてのご質問にお答えします。

当該システムにつきましては、平成25年の災害対策基本法の改正により、被災者が各種支援を受けるために必要となる罹災証明書を遅滞なく発行することが市町村長の責務となったことを受けて導入したものでございます。

その後、令和4年度に、大阪府内の本町を含む30市町村による共同利用方式によるシステムへ更新を行い、現在運用をしているところでございまして、これによりまして、将来、大規模災害が発生した場合に、円滑な自治体間の相互応援も期待できるものでございます。

同システムの機能につきましては、大規模災害が発生して、被災者支援システムを運用することになった場合に、まず、最新の住民基本台帳情報や課税情報などのデータの取り込みを行い、これを基に、被災者台帳を作成し、効率的な建物被害認定調査、罹災証明書の発行を行うことに加え、被災者支援のための情報を管理するものでございまして、迅速な支援につなげていくものでございます。

そして、そのために必要となる本町の基幹システムで管理している住民基本台帳等のデータにつきましては、毎日、被災者支援システム用にバックアップを取っておりますが、大規模災害が発生した際には、総合行政ネットワーク、いわゆるLGWANを通じてアップロードする仕組みとなっております。

このような形で、将来に大規模災害が発生した場合、円滑な被災者支援が行えるよう備えているところでございまして、今後におきましても、必要な改善、習熟のための訓練を実施してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

被災者支援システム導入していただいているというところで、やっぱりこれからはやっぱり防災DXにそれを活用していただけたらと思うんです。

今、罹災証明書につきましても、そのシステムがあつたら遅滞なくということでしたが、もう役場に行かずして罹災証明書を申請できる、そういう取組というものにつなぐことができるんでしょうか。その辺、確認させてください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）このシステムの一番の目的が東日本大震災とかの状況を受けた中で、罹災証明の申請を迅速に、証明書の発行も迅速にやっていこうということですので、現場で撮った写真を当然データとして送って取り込んで審査をするということが想定されておりますので、まさ

にそのとおりでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

そういう面で、ちょっとこの間の議員セミナーのときにお話を聞いた中で、そのシステムがうちはあるから活用できるのかなというところを思いましたので、聞かせていただきました。

次、5点目行きます。

先ほどセミナーの話をしたんですが、講師の方がおっしゃっておられたんですけれども、南海トラフとかそういう広大な地震が発生したときには、広域の応援体制には無理があると。もう範囲が広いと、災害を受ける範囲が広いのでということで、やっぱり改めてそれぞれ市町村の自治体の地域防災体制、協働体制の強化が必要だということで、その部分についての強化が重要な柱になるというようなお話をされておられました。それで、核となるのは消防団だということで、消防団と自主防災組織ということでお話がございました。

そこで、お尋ねします。

地域防災力の強化として、女性消防団の創設に向けての取組状況、これは3月議会でうちの二見議員も質問していたかと思うんですが、その分の取組状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 5点目の地域防災力の強化として、女性消防団の創設に向けての取組状況についてのご質問にお答えをします。

本町の地域防災体制については、平成7年の阪神・淡路大震災の発生を契機に、自主防災組織の組織化に積極的に取り組み、また、平成30年の台風21号の発生の後は、令和元年を防災元年と位置づけ、さらなる地域防災力の向上に努めてきたところでございます。とりわけ、これまでの国内における災害経験から防災への女性視点を取り入れることが重要視されてきており、この観点から女性防災士の育成などの施策の推進を図ってきました。

地域防災力の強化として女性消防団の創設に向けての取組状況についてのご質問でございますが、これまで、本町では女性防災士をはじめ、女性の力を熊取町の防災にどのように活かしていくことが適切かという視点で検討を進めてきたところでございます。そして、昨年度の熊取町行財政構造改革プランの見直しに係る追加項目として、防災士と各区・自治会との連携強化を進めていくこと、また、女性防災士の参画を含めた災害協力隊の見直しを内容とする地域防災力向上の取組の位置づけを行ったところでございます。

一方、本町の消防団すけれども、その特徴といたしまして、他の多くの団体の自治体の消防団が条例定数を満たしていない状況の中で、昭和22年の消防団組織への移行から78年の間、定数確保に努め、現在、大阪府内では本町を含め2団体のみが条例定数を確保している状況でございまして、地元区の公認団体として、地域の方々の信頼の下に、地域防災の要としての役割を十分に果たしていただいております。

こうした熊取町の状況をはじめ、本町の地域防災を取り巻く諸条件を踏まえた中で、本町として女性の力を防災に生かしていくことにつきましては、条例に基づいて消火活動や災害対応を行う消防団ではなくて、女性の視点に重きを置く新たな防災支援組織を立ち上げ、平常時における防火、防災知識や、応急手当の普及啓発などの役割を担っていただくことが適切ではないかというふうに考えております。

そして、現在、具体的にその制度設計を行っているところでございまして、まとまり次第、議員の皆様にもご説明をさせていただきたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。女性消防団ではなくて新たな防災組織ということですね。たくさんご説明いただきましたが、要するにはということですね。

田尻町が、女性消防団をもう早速発足を、今、資料で田尻町広報4月号に載った消防団の募集というのを載せさせていただきまして、これを募集しまして8月4日に5名で発足をされたということを聞きましたので、本町はどうなのかなということを思いまして質問させていただきました。

内容とすれば、今言われたように活動内容は、田尻町も書いてあるように、応急手当とか消防・防災啓発活動とか、出初め式、防災訓練、その他訓練とイベント参加というふうな内容を書いていまして、5人の方が応募されたというところで結成されたようでございます。消防団ですので、それぞれ団員の報酬等いろいろあって、こういった形で、条例にのつとった報酬というか、そういう形になってるかと思うんですが、本町は本町で、そういう形ではなくて防災支援体制という形を取るということですね。また説明があるということですので、女性の視点を生かした組織であることを望みまして、また説明があるのをお待ちしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次、いきます。時間の都合で。

2項目めは学童保育所運営事業についてです。

学童保育事業におきましては、令和6年度、年間を通じて待機児童ゼロで運営していただき、本当に感謝するものでございます。

まず1点目、6年度の長期休業限定の学童保育所の利用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、学童保育運営事業についてのご質問の1点目、令和6年度の長期休業期間限定学童保育所の利用状況についてご答弁申し上げます。

令和6年度の夏休みにつきましては、NPO熊取こどもとおとのネットワークを実施主体として、中央小学校、東小学校、北小学校の3か所におきまして、1か所当たり30人、最大90人まで受け入れる体制を整えてございましたが、124人のお申込みがあり、34の方の受け入れをお断りせざるを得ませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

6年度、中央、北、東それぞれ30人ずつ、そのとき、6年度はNPOで受け入れていただいた。夏季限定で受け入れて実施していただいたというところですね。募集は124名あったけれどということですね。

2点目、7年度におきましては、NPOが支援員が不足だというところで長期休業期間限定学童保育所が実施できなくなるということで、7年度は、町による夏休みの子ども居場所づくり事業として実施されました。その利用状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、2点目の令和7年度に町が実施した事業の利用状況についてご答弁申し上げます。

まず、この夏休み期間中に町が実施した事業につきましては、NPO熊取こどもとおとのネットワークによる学童保育事業とは異なる、見守りを中心とした居場所の提供を目的として、熊取ふれあいセンターと中央小学校の1室を活用して、臨時に実施したものでございます。

利用状況についてでございますが、申込児童人数につきましては、当初想定の60人を上回る92人のお申込みがありましたが、できるだけ多くのお子様に利用いただけるよう、見守りスタッフを増員し、3年生までの低学年児童、全員を抽せんなしで受け入れることといたしました。その結果、実施場所ごとの受け入れ人数につきましては、熊取ふれあいセンター41人、中央小学校で27人の計68人でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今年度は町が主催でやっていただいて利用者92人ということで、昨年度と大体同じ人数ですね。90人程度というところで、NPOがやっていただいたのと。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。申込み自体は、6年度は120人超、今回は90人ぐらいということで、申込人数自体が、ちょっと単純に比較はできませんけれども、数字としてはそういう形になっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、68人でしたね。すみません。ということで、今回受入れしたのは68人というところでしていただいたということで、ちょっと今のところ、3点目にすぐいくんですが、今後についてどのように取り組んでいくのでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）3点目の、今後の事業実施についてご答弁申し上げます。

今回の居場所づくり事業につきましては、当初NPOが実施する予定でありました長期休業期間限定利用学童保育が中止となつたため臨時に実施したものでございますので、まずはNPOによる事業再開に向けた協議を優先し、それが困難な場合は、町として何らかの方法で居場所を提供できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

NPOには、本町が取り組んで、その後の状況等を意見交換とか、来年度はできるのかどうかというところの意見交換等はまだできていないんでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）膝を突き合わせてというような会議は今のところ持つていませんけれども、近いうちには設定したいということで申入れをしておりますので、来週ぐらいにはできたらなというふうには考えてございました。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

NPOがなぜできなかつたということとすれば、支援員がいらっしゃらなかつた、人材不足というところがもうネックやつたと思うんですね。その分につきましては、本町、今回、見守りスタッフという形で、保育士や教員の方を応援スタッフとしてご協力いただいたので、そういう方たちに声かけをして、NPOが実施する夏季限定の教室を運営することもできるかなというふうに私としては考えるんですが、その辺のところを何か考えておられますか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）この事業を実施できるか、もともとNPOが実施していただけるかどうかという話合いを、今年度当初始まる前から、予算の要求の段階から続けてきたところなんですかけれども、結果的に中止という選択になつた部分では、人さえ集めたらできるんでしょうかという単純な、ちょっと分かりやすい言い方をしたらそういう形になるんですけども、そういう投げかけもさせていただいたんですけども、NPOが主体としてやる以上は、放課後児童支援員の資格を持たれた方が、放課後児童健全育成事業の条例基準に基づく職員体制であつたりというところを確保できなければ実施するのはちょっと控えたいということを申されましたので、やむを得ず、今回のような形を取らせていただいたということでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

では次、その分につきまして、夏季限定につきまして、ちょっと4点目になるんですけれども、ふだんやっぱり学童を利用されていない方でも長期の休暇の間は、夏休みだけでも利用したいというそういった声も、今回も募集したら90人もあったわけなんですけれども、そういった夏季限定の児童クラブというものに対する要望は、やっぱり熊取町だけではなくて全国的にもありまして、私たち公明党の国会議員もそういったお声を聞いて、国のはうへ国会質問やまた提言などいたしまして、この分につきましては、それぞれの自治体に対しての支援が必要やというところで国のはうに要望をいたしまして、資料でつけさせていただいてるんですが、放課後児童対策パッケージ2025というのがあるんですけれども。それを、国のはうもこども家庭庁におきましても、この2024年の12月にこういったものを策定し、夏休みに一時的に児童クラブの分室を設ける場合は運営費などを補助する方針を盛り込んでくれました。

この資料にも、4番のところにあると思うんですけど、夏季休業期間中における開所支援というところで、こういったメニューがあるんですが、そこには1クラス当たり年額74万7,000円ということで、こういった交付金を国のはうで確保してくださったわけなんです。

今回、こういった交付金を活用して運営したのかどうか、まず教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、4点目の放課後児童対策パッケージ2025の活用についてご答弁申し上げます。

放課後児童対策パッケージ2025に示されている支援メニューにつきましては、まず、既存の放課後児童健全育成事業所が、小学校の夏季休業期間中に、職員配置等の条例基準を満たし、本体事業所が定める運営規定に準じた運営を行う分室を運営及び開設準備に係る費用について支援を受けられるものとなっており、今回、町は主体となって実施しました子どもの居場所づくり事業については、これらの要件に該当いたしませんので活用のほうはしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）そうなんですか。これは使えなかったということなんですね。

一応、国のはうでその交付金を活用して、全国的にやっぱりそういったものがあれば、一番困るのが非常勤講師とか運営スタッフを確保するのが難しいというところで、こういった交付金があれば助かるという声があるということを、私たち情報としては聞いているんですが、使えなかったというところですね。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）こちらにつきましては、NPOがこういった事業を活用してやってもらえるのであれば、当然対象となってこようかと考えておりますけれども、今回につきましては、放課後児童支援員の資格もなく、条例の基準を満たすような放課後児童健全育成事業所の届出もしない自主的な事業ということでございますので、厳密に言いますと補助の対象にはなりません。

けれども、こういうメニューをつくっていただいている以上、NPOにも今後働きかけていくときには、こういった補助を受け入れるということも、またそれ以外にも、そういった基準を満たさなかったとしても使えるような補助金がないのかとかいうところは、町としても今後探っていくたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。早速NPOにこういった事業があるということを情報提供していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次、もう一点、夏休みの壁がもう一つあります、それは昼食の用意なんですけれども、夏休み中の昼食について、お弁当持参というふうに今回はなっていたんですけども、どのように取り組んでいるのか、ちょっと教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、5点目の夏休み中の昼食はどのように取り組んでいるかについてご答弁申し上げます。

今回の居場所づくり事業では、食事の提供は行いませんでしたが、NPOが実施する学童保育事業におきましては、夏休み期間中、お弁当を持参いただくか、別途費用をご負担いただくことでNPOが契約する事業者によるお弁当の提供が可能となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

ちょっと働いているお母さんから、毎日お弁当持っていくのは、やっぱり作るのは大変だというところでそういった相談も受けました。ちょっと様子を見ていた中で、今回どうでしたかね。カップラーメンとかお菓子とかだけでお昼を済ませている子はいませんでしたか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）カップラーメンを持ってこられたお子さんはいらっしゃいました。ただ、ちょっとこれはこうすべき、ああすべきというところは、ちょっと家庭のご事情もございますので一概には申し上げられませんけれども、カップラーメンが悪いというわけではなくて、熱いものをほかのお子さんと一緒に机を並べて食べるということでございますので、そういった危険回避ということで、できれば別のものにしてほしいというような言い方で改善いただいたことはございます。

実際に、簡単なものだけしか持てこないというようなお子さんが多かったですといったら、そういうことではなかったので、この場面におきましてはそれほどなかったのかなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

また今度、町でする場合とか、来年度もなった場合のときにおきましては、そういうふうにNPOがやってはるんでしたら、そういった町が一括で注文を受け取って発注できるような、そういうふうにお弁当代は個人負担ですけれども、やっていただくということも考えていただけたらなというふうに思います。この弁当発注業務についても、国の方で費用は負担してくれるみたいです。そのお弁当代じゃなくて発注業務について、そういうことがこのメニューの中にあるそうですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）すみません。お弁当に関して、ちょっと現状、学童保育所、今NPOがされている学童保育所で、もう給食を必ず出すんじゃなくて、希望を聞いてからということでアンケートを取られるみたいです。実際に利用をされている、お弁当を発注して食べているという方は1割から2割ぐらいというふうには聞いております。ただ、場所によっては、その比率は変わることはあると思います。

一応、参考程度にご答弁させていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）3項目め行きます。

3項目めは、不育治療費助成事業についてです。

初めに、不育症について少し説明させていただきます。妊娠するものの、流産や死産を2回以上連続して繰り返し、結果的に子どもを持てない場合、不育症と呼ばれております。厚生労働省研究班によると、不育症患者は国内に140万人いると推定され、毎年3万人が新たに発症しているそうです。

原因は、子宮形態異常が7.8%、甲状腺異常が6.8%、染色体異常が4.6%、胎盤に血栓ができる胎児への血流が阻害される抗リン脂質抗体症候群が10.2%、プロテインS欠乏症が7.4%、検査し

ても明らかな異常が分からぬ方が65.3%あるそうです。

原因が分かっている抗リン脂質抗体症候群や、プロテインS欠乏症については、血液の凝固を防ぎ血栓をできにくくするヘパリン注射が効果を上げているようです。このヘパリン療法については、2012年から保険適用されるようになりましたが、低用量のアスピリン療法は保険適用されておりません。低用量アスピリン療法の費用負担は大体14万円前後だそうです。保険適用外であることから、高額な治療費が必要となるために、出産を諦めるご夫婦も少なくないというのが現状です。

以上が不育症についてのざくっとした説明でございます。

そこで、質問です。

1点目、不育治療費助成の申請状況をお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、不育治療費助成事業についての1点目、不育治療費助成の申請状況についてご答弁申し上げます。

不育治療費助成の実績につきましては、令和4年度で1件、令和5年度と令和6年度はゼロ件、令和7年度は8月末時点で1件となっております。

以上、答弁とさせてもらいます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。年に1件あるかないかというのが実情かと思います。

ちょっと他市の状況も調べさせてもらったんですけども、八尾市は、令和4年7件、令和5年ゼロ、令和6年5件ですが、人口が25万8,000人なので本町の6倍なので、もう本町と同じ程度、年に1件程度という同等かと思います。また、富田林市におきましても、令和4年は5件、令和5年3件、令和6年2件ということで、ここも人口10万人なので、件数にすれば年に1件ということで本町と同等かと思います。

そういう状況の中で富田林市も、令和7年度、ヘパリン療法をしたということで申請が1件あったんですが、23万円の申請があったそうなんですが、富田林市は30万円助成しているので、高額ですが市の助成があるので治療を受けられたんだと住民が喜んで語っておられたということを富田林市の健康推進部のほうから状況を聞かせていただきました。それだけ、ちょっとつけ加えさせていただきます。

2点目、不育治療を受けている受診状況について把握されておられるでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）では、続きまして、2点目の不育治療の受診状況を把握しているかにつきましてご答弁申し上げます。

不育治療の受診状況につきましては、助成金の申請を受け付け、審査を行う場合等で必要がある場合を除いて、積極的に受診内容の確認や把握は行ってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと申請がないことには分からぬということですけれども。

3点目、主要施策の成果に関する説明で、保険適用にも対応した不妊不育治療費助成を継続したというふうに書いてありました。

それについては評価いたしますが、不育治療の保険適用外の経済的負担軽減を図ることを目的として、平成28年度に上限20万円の助成制度を、その当時、もう検討に検討に検討を重ねて助成制度を創設していただいたということを記憶しております。現在、人口減少が問題となっている今、子宮に宿っている小さな小さな生命、その生命を町として守っていくことは、将来的には重要な施策かと思います。

なぜ、どのように検討して、この第4次行革の中で命を守る施策につきまして負担軽減を見直したのか、切り捨てたのか。その辺について分かるようにご説明、納得いくように説明してください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続きまして、3点目の、保険適用外の経済的負担軽減を図ることについて、どのように検討し、第4次行革で見直しをしたのかについてご答弁申し上げます。

本町では、不育治療費助成事業として、令和6年度までは不育症の検査や治療に係る費用のうち、保険適用外の場合に限り、1回20万円を上限に助成を行ってまいりました。

この間の助成実績につきましては、制度を創設した平成28年度以降、年間ベースでゼロ件から1件にとどまっていたことや、昨今の保険適用となる治療も増えている状況も踏まえまして、より多くの方が助成を受けることができるよう、助成対象を保険適用外に限定していたものを、保険適用となる治療にも拡充した上で、助成金額を近隣の市町並みに見直しを行ったものでございます。

この見直しにつきましては、厳しい財政状況を背景とする第4次行財政構造改革プラン・アクションプログラムの見直し作業に当たり、今後も本助成制度が継続していけるよう、近隣市町との比較等による事業内容の平準化を図ることを念頭に検討を行った結果によるものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません。ちょっとこの件につきましては納得いかないのでしつこく質問させていただいているんですけれども、当初、この制度を創設したときというのは、本当に本町が突出しているのは分かっていてこの制度をつくったんですね。近隣自治体より突出しているということは承知の上で検討されたんです。それは、今もありましたが、年1回あるかないかの状況の中で、大切な命の誕生を本当に守るために創設されまして、その財源をどうするのかということで、若い人に熊取町を選んでもらう施策として、このことで本当にこの施策をPRできる施策というところで、よその市とは違う、そういった自治体とは違うというところを差をつけるために、こういった不育治療費助成というものを創設されたわけあります。

28年度創設に当たって、財源に関しても、どういったものを財源したかというと、財源も考えてくれたんです、その当時の担当者の方は。熊取町の地方創生総合戦略交付金、これを活用できないかということを熟慮していただいて、この施策を推進したわけなんです。その当時の答弁書を探して見てきたんですけれども、保険適用外の不育治療を対象に、その経済的負担の軽減を図ることを目的として助成制度を創設すべく、さらなる検討を進めているところでございますと、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけることで交付金の活用が可能となるよう、企画部とも連携し検討を進めているところでございますと、そういった答弁をいただいております。だから、こういった命を守るために、熊取町としての本当に独自の施策として、財源をつくり出して見つけ出して、この施策を創設して下さいました、その当時。

ただ単に行革で切り捨てるのはいかがなものかと思うんですね。だから、そうじゃなくて、ただ単に、その分突出しているからと切ったら、行革で終わったら、切ったらもうそれで。突出しているのは当たり前だと、突出させるために財源を見つけてやってくれた、つくってくれたこの補助事業なんですね。だからといって、行革やからと言って切り捨てるのは簡単かも分かりませんが、行革で切り捨てる施策ではないと思うんです。その辺のところを何か財源、持ってくるものはないのかというそういうものを財源を見つけ出す、そういうことを担当課として努力していただいたのかどうか、その辺も教えてください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）財源につきましては、現在におきましても、大阪府の新子育て支援交付金等を活用する対象事業とは位置づけておりますので、財源という部分につきまして一定の努力のほうはしておりますけれども、実際、突出している部分を見直すことによりまして、その交付金をさらに別の今取り組めていない事業とかに充てることも今後可能性として出てこようかと思いますので、全体を見回したときに、ご納得はいただけないかもしれませんけれども、行革を進めるに当たって見直しをするに当たりまして、他市町とのバランス、均衡性というところを重視を置いた見

直しという形で今回取り組んできたというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 財源として私は考えました。企業版ふるさと納税を活用できないかと。企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた地域再生計画に位置づけられる公共団体の地方創生につながる事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みというところで、熊取町では、そういう地方創生に資する取組を企業の皆様と連携しながら進めていくということで、ふるさと納税寄附募集事業、先ほどもありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略、その地域再生計画に位置づけられている事業、3つありますね。魅力ある、選ばれる、続けるまちづくり、子育て世代の希望を実現するまちづくり、3、活力あふれるまちづくり、この3つの中の子育て世代の希望を実現するまちづくりにあてがう、この地域計画の中の一つとして企業に募集をかけて、その財源をつくり出してはいかがかと。

今、その事業の中で、不登校の子どもたちの学びの場の確保とか、そういう事業をこういった企業の寄附事業を、企業版ふるさと納税を利用して実施しているかと思います。

そういうた、本当に担当課におきましては、グリーフケアで、死亡や流産や死産で亡くした悲しみ、それに寄り添うグリーフケアをする前の段階で、子宮に宿った命を守るために、その財源として何かつくり出すことができないのかということを、私としては担当課として考えに考えた上で取り組んでいただけたらなど、ただ単に行革で切り捨てるのではなく、この事業は切り捨てる事業ではないということだけを本当に訴えさせていただき、再考していただきたいと願っております。

町長、いかがですか。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 渡辺議員の熱い思いが伝わったかなというふうには思います。

その中で、企業版ふるさと納税、そういうことも考慮しながら、その財源を見つけていく努力がされたかどうかということについては、十分ではなかったかなというふうには思ってございます。これからも、いろいろな財源をどこに見つけていくかというふうなこともしっかりと協議しながら判断してまいりたいというのが今の思いです。

熊取町の特徴であります教育のまち、人に優しいまちということでは、もう少し頑張る努力が必要であったかなというふうに思います。これから改善できるようなものがあれば、しっかりと改善していく努力を担当課と含めてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 町長のお言葉ありがとうございます。しっかりと再検討していただきたいと思います。

人に優しい町、楽しめるまち、希望を持てるまち、誰一人取り残さないまち、そのことを目標としてまちづくりを進めておられまして、そのことを実現するために第4次総計や、また第4次行革や、いろいろあるかと思うんですが、まずは人に寄り添う、そういうことを前提に第4次行革も進めながら本当に人に優しいまちづくりに取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、すみません、以上で、会派質問を終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（文野慎治君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

以上で、会派代表質問を終了いたします。

議長（文野慎治君） お諮りいたします。議案第54号から議案第59号までの6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に、議席3番 長田議員、議席4番 石井議員、議席6番 大林議員、議席7番 坂上巳生男議員、議席10番 二見議員、議席14番 河合議員、最後に私、議席1番 文野、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました7人を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「14時02分」から「14時07分」まで休憩)

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されたので、その報告をいたします。

委員長に長田議員、副委員長に大林議員。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(「14時07分」散会)

9月熊取町議会定例会（第4号）

令和7年9月定例会会議録（第4号）

月　　日 令和7年9月26日（金曜）招集

場　　所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町　　長　　藤原 敏司	副　　町　　長　　南　和仁
教　　育　　長　　吉田 茂昭	総合政策部長　田中 耕二
総合政策部統括理事　明松 大介	総合政策部統括理事　松浪 敬一
総　　務　　部　　長　　永橋 広幸	住　　民　　部　　長　　山本 浩義
健　　康　　福　　祉　部　　長　　石川 節子	健　　康　　福　　祉　部　理　事　　橘 和彦
健　　康　　福　　祉　部　理　事　　阪上 正順	都　　市　　整　　備　部　　長　　白川 文昭
会　　計　　管　　理　者　兼　　会　　計　　課　　長　　根来 雅美	教　　育　　次　　長　　巖根 晃哉
議　　会　事　務　局　　長　　木村 直義	書　　記　　阪上 高寛

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例

議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））

議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）

議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）

議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入について

議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例

議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定について

追加付議議案

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7

年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月11日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和7年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件1件で、タブレットの追加議事日程のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件1件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件1件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））の件、日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件、日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件、日程第5 議案第48号 GIGAスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件、日程第6 議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、9月4日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（二見裕子君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月4日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、9月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 工事請負変更契約の締結について（準用河川見出川左岸河川法面修繕工事（R6-1））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工

事)の件につきましては、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(文野慎治君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第42号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号 育児休業条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第45号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負変更契約の締結について(準用河川見出川左岸河川法面修繕工事(R6-1))の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号 工事請負契約の締結について(熊取町立北小学校屋内運動場空調設備整備工事)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君) 次に、議案第47号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第47号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校屋内運動場空調設備整備工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号 G I G Aスクール構想に係る学習者用端末の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）に、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、反対討論をいたします。

今回の補正予算は、国の方交付税の確定や財源調整が主なものであり、地方創生臨時交付金の臨時分で、民間保育所等副食費補助金に充当824万4,000円、町立保育所給食事業に充当300万円、小・中学校給食事業に充当752万3,000円を行うことは評価できます。しかし、次の議案に出てきますが、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例に関する予算、ごみ処理手数料見直し及びサイズ追加導入に伴う経費が含まれています。

日本共産党熊取町会議員団は、ごみ袋のサイズの追加について反対するものではありませんが、今回の提案はごみ処理手数料の値上げを伴い、現在の指定ごみ袋はごみ袋の製造代となっていましたが、今回の提案は価格を1リットル1円とし、販売価格を倍以上にするものです。第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の改革項目として、住民負担を求める提案となっております。よって、本議案に対して反対といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）について、熊取公明党を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1億403万8,000円を追加するものですが、その主な内容は、1点目、ふるさと納税業務を中間管理事業者に委託するための追加予算1,155万円、2点目は、国から交付された重点支援地方交付金1,876万7,000円があります。

1点目、ふるさと納税の取組を推進するための施策に大いに期待するものです。2点目、私たち熊取公明党は、6月5日に国による追加の物価高騰対策等を見据えた緊急要望を町長に手渡し、重点支援地方交付金を活用し、保育所等副食費等の無償化を要望いたしました。補正の内容は、町立・民間保育所等副食費に充当し10月1日から明年3月末まで無償化にすることと、子育て世帯への物価高騰対策に講じていただいていることに感謝し、この補正予算への賛成討論とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第50号について討論を終わります。

それでは、議案第50号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君） 続いて、日程第7 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第10 議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第11 議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、以上5件を一括して議題といたします。

本5件は、9月4日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（田中圭介君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月4日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（文野慎治君） 以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、指定ごみ袋の10リットル・30リットル袋の追加並びに1リットル当たり1円、45リットルなら45円とする料金改定の内容です。

提案理由には、ごみの排出抑制意識の向上、また受益者負担の適正化を図るとあります。10リットル・30リットル袋の追加は歓迎いたします。しかし、この間、物価高騰が続く中、住民の意識は指定ごみ袋の使用においても極めて節約意識が働き、資源ごみの分別意識も高まっています。指定袋料金の値上げで排出抑制意識の向上を図るという考えは、狙いがずれていると言わざるを得ません。また、受益者負担の適正化という提案理由は、行革アクションプログラムに位置づけられているからでしょうが、いきなり2倍の値上げは大き過ぎます。45リットル袋については、20円から45円と2倍以上の値上げとなります。

したがって、共産党議員団としては、まず第1に、住民のごみ排出抑制意識は既に高まっていること、第2に、物価高騰が続く中での指定袋の2倍もの引上げは影響が大きく納得できないこと、以上の理由から本議案に反対であります。

議長（文野慎治君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例に、熊取公明党を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、住民ニーズに対応した新たな指定袋の種類を追加するもので、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加している状況を踏まえ、家庭から出るごみの量に応じたサイズが選択できるようにごみ袋のサイズを2種類から4種類に増やすもので、評価できるものであります。

しかし、それに合わせてごみ袋の料金が1リットル当たり1円と見直されます。今まで20リットル10円だったものが20円になります。45リットル20円だったものが45円になります。家庭系ごみの排出量は減量してきていますが、ごみ処理の経費が物価高騰により有料化した平成21年度は1トン当たり5万7,702円だったものが、令和6年度は7万7,647円と増加している状況、有料化した当初はごみ袋の料金は作成費用のみで処理経費は含んでいませんでしたが、処理経費が増加している中でごみ処理手数料を見直し、歳出抑制を図っていくことは町財政を鑑みた上で、仕方のないことなのかと思いますが、以下の点を要望した上で賛成といたします。

1、昨年3月に策定した第3期一般廃棄物処理基本計画において、可燃ごみ有料制の運用について、可燃ごみ排出量が増加した場合及び新ごみ処理施設稼働時には手数料について見直しを適宜検討と記載されているが、計画とは異なる時期での見直しについて十分に丁寧に住民に説明すること。

2、新ごみ袋導入時期や差額シールによる対応について、住民や自治会にご協力いただけるよう広報やホームページ等、あらゆる媒体を通じてくまなく周知すること。

3、導入当初、差額シールを貼っていないごみ袋があった場合において、自治会等に迷惑がかかるないように適切な対応を図ること。

以上の3点を要望し、賛成といたします。

議長（文野慎治君） 次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第43号について討論を終わります。

それでは、議案第43号 廃棄物の減量化及び適正処理条例の一部を改正する条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第44号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号 総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第12 議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15 議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第16 議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第17 議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、9月5日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、決算審査特別委員会の報告を求めます。長田決算審査特別委員会委員長。決算審査特別委員会委員長（長田健太郎君）それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議において本委員会に付託されました議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定の件ほか5件の審査を行うため、9月16日及び17日の2日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査において活発な質疑応答があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上5件の審査を順次行い、その審査において活発な質疑応答がありました。

その後、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号について順次採決した結果、まず、議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和6年度各会計決算に対する意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第54号から議案第59号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第59号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、令和6年度熊取町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計の決算に対する反対の意見を述べます。

まず、一般会計についてです。令和6年度は、財政的には大幅な基金繰入れに依存する厳しい状況が続いていますが、そんな中でも学校体育館の空調施設整備が一定進みました。また、不登校対策としての教育支援センターが設置されました。令和5年度途中から開始された保育料第2子無償化、ひまわりバス運賃無償化の継続なども評価するところです。

しかしながら、問題点も指摘せざるを得ません。

第1に、依然として非正規職員に依存する職員体制が続いていることです。令和6年度当初の正規職員は310名、会計年度任用職員は394名となっています。会計年度任用職員の処遇改善はもちろん必要ですが、窓口での安心のできるサービス、大規模災害時の危機管理等を考えれば、正職員の比率を高めることが求められます。

第2に、第4次行革アクションプログラムの見直しによって、住民要望を受けて補聴器購入補助が追加されたものの、指定ごみ袋料金の値上げなど住民負担増や窓口業務の委託化が計画されました。物価高騰の中での住民負担増は受け入れられません。

第3に、蓄えられた基金の活用について財源不足を補う形で活用されていますが、長期的な活用計画が明示されていません。当分の間、基金取崩しが続くと思われますが、今後の基金活用について計画が明示されない中での財政運営は問題ありと言わざるを得ません。より積極的な基金活用を求めます。

以上の理由から一般会計決算は承認できません。

国民健康保険会計は、完全統一の年度であり、保険料が大幅に引き上げられたにもかかわらず、財政調整基金を取り崩さざるを得ない決算となっています。制度設計に問題ありと言わざるを得ません。国や府の負担割合引上げが必要です。

後期高齢も保険料改定の年度で、大幅に保険料が上がっています。下水道事業も令和6年度から料金が引き上げられました。これらの料金改定が物価高騰の中で実施されました。共産党議員団として賛成できません。

以上、共産党議員団としての令和6年度決算に対する反対討論といたします。

議長(文野慎治君) 次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

10番(二見裕子君) 熊取公明党を代表し、令和6年度一般会計決算について、今後さらなる飛躍を期して、賛成の立場から討論をいたします。

令和5年度に引き続き令和6年度においても財政の硬直化が進んでいる状況にあり、非常に厳しい決算状況となりました。「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」のまちづくりを実現するため、推進してきた様々な改革と施策については、決算審査特別委員会での意見・要望でお伝えしたとおりです。今後も人口減少や物価高騰、また人件費の増加の影響などにより、町の財政を取り巻く環境は厳しさを増していきます。第4次行財政構造改革プラン「アクションプ

ログラム」の改革項目の見直しによる抜本的な行財政改革の推進により、財政状況を好転させ、自主財源確保に努め、持続可能な行財政運営に取り組まれることを要望いたしまして賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。多和本議員。

2番（多和本英一君）会派熊愛を代表いたしまして、令和6年度一般会計決算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度一般会計決算は、実質収支において黒字となっていますが、各種基金から5億4,000万円の繰入れを行うことで黒字とした状況であり、財政構造の硬直化を示す指標である経常収支比率も98.5%で前年度より0.5ポイント悪化し、厳しい決算となりました。

財政悪化の原因は様々あると思いますが、この厳しい状況をチャンスと捉え、熊取ワンチームとなり単年度の考えだけではなく、未来を見据え、議論を先送りせず進め、スピード感を持ち、新しい考えの中、さらなる財源確保や必要な行財政改革についても積極的かつ前向きな取組を期待しています。

町税徴収率は前年度と同じく98.7%を確保し、自主財源を支える担当部局の努力を評価します。学校教育について小・中学校の修繕維持管理への投資、物価高騰対策として小・中学校2学期、3学期の給食費無償化、不登校の児童生徒の居場所として新たに教育支援センターの設置についても評価します。高齢者福祉、地域福祉についても地域共生社会の実現に向けた取組を本格実施し、課題を抱えた相談者に対する各種機関の連携対応、ひきこもり状態にある人を対象とした居場所づくりや支援についても評価します。

今後起こり得る災害を想定し、防災力強化として避難所となる全小学校空調設備設計、小学校3校の空調設備設置完了、新たな地区自主防災マニュアル、校区別避難所マニュアル作成についても評価します。さらなる地域防災力の向上を図るため、各地区・地域の実情に合った防災マニュアル整備、取組の推進支援をお願いして、会派熊愛として賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（文野慎治君）本6件について原案に賛成の方の発言を許します。石井議員。

4番（石井一彰君）議長のお許しをいただきましたので、大阪維新の会熊取議員団の会派を代表しまして、令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論をいたします。

本年度決算は、2年連続して基金の繰入れによって黒字を確保した状況であります。確かに財政健全性の観点からは、将来への課題を抱えていることは否めません。しかしながら、厳しい社会経済情勢の下、町民生活を守り必要な行政サービスを途切れさせることなく提供するために、基金を活用して財政の安定を図った判断は一定の評価に値するものと考えます。

また、歳出面においては、子育て支援や福祉、教育、防災といった町民生活の基盤に関わる事業がしっかりと実行されており、限られた財源の中で町政の優先課題に沿った執行がなされている点も確認できました。さらに基金繰入れに頼らざるを得ない現状を踏まえつつも、今後の第4次熊取町行財政改革アクションプログラムの方針に沿い、事務事業の見直しや効率化を図り、歳入確保策を検討していくことが持続可能な町政運営には不可欠であると改めて申し添えます。

以上の理由から本決算について妥当と判断し、賛成といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

6番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、会派みらい創生を代表して、令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度の決算は、人件費や扶助費といった義務的経費が増加し、経常的な支出の重さが一層際立つものとなりました。一方、歳入面では地方交付税や定額減税補充のための特例交付金などによって税収増が見られましたが、残念ながら恒常的な財源確保には至らず、財源不足を補うために基金から約6億円繰り入れての黒字確保をした状況であります。

その結果、経常収支比率は98.5%と前年度からさらに上昇し、財政の硬直化が進んでいることが明らかとなりました。このような厳しい財政状況の下で、熊取町では第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しを行い、ふるさと納税の推進や公有財産の有効活用、人件費や施設管理運営の見直しなど新たな改革に取り組む姿勢を見せました。令和9年度までに15億円の効果額を目指すという具体的な目標を掲げ、持続的な行財政基盤の確立に挑んでいることは高く評価するものであります。

今後も財政確保に加え、限られた財源をどの事業に重点化するのか優先順位を明確にした上で施策を進めていくことが必要であります。また、行財政改革を実効性のあるものとするためには、職員一人一人が能力を発揮し、組織として力を最大限に高めていくことが欠かせません。そのためにも人材育成と働きやすい職場環境づくりに引き続き注力されるよう要望いたします。

行財政改革を着実に進めるとともに、町職員、議会、町民が同じ方向を向き、未来に挑戦する熊取町を築いていけるようエールを送り、会派みらい創生の賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第54号から議案第59号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第54号 令和6年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、議案第55号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、議案第56号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、議案第57号 令和6年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、議案第58号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、議案第59号 令和6年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会を含む会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和7年9月定例会閉会から令和7年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和7年9月定例会閉会から令和7年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（文野慎治君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決い

ただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、令和6年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましてもご認定をいただきましたことを重ねて厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をしながら、さらなる住民福祉の向上につなげてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、今後とも町政運営により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（文野慎治君）これをもちまして、令和7年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時59分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月26日

熊取町議会

議長

文野慎治

議員

長田健太郎

議員

坂上昌史